

第3章

災害応急対策計画関係

第 3 章 災害応急対策計画関係

第 1 節 気象情報等の収集伝達計画資料

1 特別警報、警報、注意報及び気象情報の種類

(1) 特別警報、警報、注意報及び気象情報の概要

種 別	概 要
特 別 警 報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ が著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある 場合、その旨を警告して行う予報。
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害の起こるおそれがある場合、 その旨を注意して行う予報。
気 象 情 報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別 警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表す る。

(2) 特別警報、警報、注意報等の種類

種 類		発 表 の 基 準
特 別 警 報	大 雨 特 別 警 報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大き いと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土 砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）の ように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している 状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要が あることを示す警戒レベル5に相当。
	大 雪 特 別 警 報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大き いと予想されたときに発表される。
	暴 風 特 別 警 報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大き いと予想されたときに発表される。
	暴 風 雪 特 別 警 報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著 しく大きいと予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害など による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波 浪 特 別 警 報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大 きいと予想されたときに発表される。
	高 潮 特 別 警 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な 災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

種 類		発 表 の 基 準
警 報	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。具体的には、次の条件に該当する場合である。 （浸水害）：表面雨量指数が警報基準以上になると予想される場合。 （土砂災害）：土壌雨量指数が警報基準以上になると予想される場合。 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害発生危険度を示す指標で、降った雨が地表面に溜まる量を数値化したもの。 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生危険度を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を数値化したもの。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 12時間降雪の深さが平地10cm以上、山地20cm以上になると予想される場合。
	暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/s以上になると予想される場合。
	暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速20m/s以上になると予想される場合。
	高 潮 警 報	台風や低気圧等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 潮位が標高上、周防灘では3.0m以上、響灘1.9m以上、門司区西部で2.3m以上になると予想される場合。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	波 浪 警 報	高い波によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が北九州地方の響灘6.0m、瀬戸内側3.0m以上になると予想される場合。
	洪 水 警 報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。対象となる重大な災害として、河川流域で発生した外水氾濫に起因する重大な浸水害、河川流域で発生した湛水型の内水氾濫に起因する重大な浸水害があげられる。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 （外水氾濫による浸水害）：流域雨量指数が警報基準以上になると予想される場合。 （内水氾濫による浸水害）：紫川、東谷川、金山川、相割川の複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数）が警報基準以上になると予想される場合。 遠賀川下流部（指定河川洪水予報）中間水位観測所の水位が避難判断水位（5.00m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合。 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生危険度を示す指標で、流域に降った雨が流れ下る流量を指数化したもの。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

種 類		発 表 の 基 準
注 意 報	大 雨 注 意 報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 (浸水害)：表面雨量指数が注意報基準以上になると予想される場合。 (土砂災害)：土壌雨量指数が注意報基準以上になると予想される場合。 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害が発生の危険度を示す指標で、降った雨が地表面に溜まる量を数値化したもの。 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生危険度を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を数値化したもの。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大 雪 注 意 報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 12時間降雪の深さが平地3cm以上、山地5cm以上になると予想される場合。
	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された場合。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が12m/s以上になると予想される場合。
	強 風 注 意 報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。
	な だ れ 注 意 報	なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 積雪の深さ100cm以上でかつ ① 気温が3℃以上の好天 ② 低気圧等による降雨 ③ 降雪の深さが30cm以上 } いずれかが予想される場合。
	着 氷 ・ 着 雪 注 意 報	著しい着氷や着雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときで次の条件に該当する場合である。 大雪警報・注意報の条件下で、気温が-2℃～2℃、湿度が90%以上になると予想される場合。
	融 雪 注 意 報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。具体的には、次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、又は海上で500m以下になると予想される場合。
	雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想された場合に発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には、次の条件に該当する場合である。 最小湿度が40%以下でかつ実効湿度が60%以下になると予想される場合。
	霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想され、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 11月20日までの早霜、3月15日以降の晩霜で最低気温が3℃以下になると予想される場合。

種 類		発 表 の 基 準
注 意 報	低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬期の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こる恐れがあるときに発表される。 冬期：最低気温が沿岸部で－4℃以下、又は内陸部で－7℃以下になると予想される場合。 夏期：日平均気温が平年より4℃以上低い日が3日続いた後さらに2日以上続くと予想される場合。
	洪 水 注 意 報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。対象となる災害として、河川流域で発生した外水氾濫に起因する浸水害、河川流域で発生した湛水型の内水氾濫に起因する浸水害があげられる。具体的には、次の条件に該当する場合である。 (外水氾濫による浸水害)：流域雨量指数が注意報基準以上になると予想される場合。 (内水氾濫による浸水害)：奥畑川、紫川、合馬川、東谷川、槻田川、板櫃川、金山川、遠賀川、笹尾川、相割川、天籟寺川の複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数)が注意報基準以上になると予想される場合。 遠賀川下流部(指定河川洪水予報) 中間水位観測所の水位が氾濫注意水位(3.70m)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合。 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険度を示す指標で、流域に降った雨が流れ下る流量を指数化したもの。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	高 潮 注 意 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、次の条件に該当する場合である。 潮位が標高上、周防灘では2.5m以上、響灘1.5m以上、門司区西部で1.9m以上になると予想される場合。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	波 浪 注 意 報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が北九州地方の響灘2.5m、瀬戸内側1.5m以上になると予想される場合。
火災 気象 通報	消防法に基づいて福岡管区気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、福岡管区気象台が発表する「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の発表基準と同一。	
火災 警報	市長(消防局長)は、福岡管区気象台長が消防法第22条の規定に基づき発する気象状況の通報を受けたとき、又は北九州市火災予防規則第5条の規定に基づいて、当該地域の気象状況が次のような状況であって、火災予防上危険であると認めるときは火災警報を発するものとする。 1 実効湿度が60%以下であり、かつ最小湿度35%以下の場合であって、最大風速7m/sを超える風が吹くおそれのある場合。 2 平均風速10m/s以上の風が1時間連続して吹くおそれのある場合。 3 前2号に規定するもののほか、降雨量が異常に少ない状況等の気象状況の場合。	

注

- 1 発表基準欄に記載した数値は、福岡県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 特別警報、警報、注意報は解除又は切替えられるまで継続する。2つ以上の特別警報、警報、注意報を発表している場合において、その一部を切替え又は解除、あるいは追加する場合は、新たに特別警報、警報、注意報を発表して切替える。
- 3 大雪警報・注意報における「平地」とは、標高200m以下の地域、「山地」とは200mを超える地域をいう。
- 4 特別警報・警報・注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。

この注意警戒文は、

(いつ) 注意又は警戒すべき期間……………具体的に示す。

(どこで) 注意又は警戒すべき地域……………現象の中心になると予想される地域。

(何が) 注意又は警戒すべき気象現象等……………現象の程度や災害発生の危険度等を具体的に示す。

の三要素で組立て、簡明な内容とする。

(3) 土砂災害警戒情報

福岡県と福岡管区気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する情報である。

(4) 記録的短時間大雨情報・顕著な大雨に関する気象情報

記録的短時間大雨情報とは、大雨警報発表中に、数年に一度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）もしくは解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。福岡県の発表基準は、1時間110ミリ以上を観測又は解析したときである。

顕著な大雨に関する気象情報とは、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福岡県気象情報」「顕著な大雨に関する九州北部地方気象情報」「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった場

合、また、竜巻発生を目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、一次細分区域を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(6) 特別警報・警報・注意報の細分区域について

特別警報・警報・注意報は、災害の起こると予想される市町村を対象に発表する。

なお、NTT177やテレビ及びラジオなどで放送される際、一次細分区域や市町村等をまとめた地域で放送される場合がある。一次細分区域及び市町村等をまとめた地域の範囲は次のとおりである。

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二 次 細 分 区 域
北九州地方	北九州・遠賀地区	北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
	京 築	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、築上町、上毛町、吉富町
福岡地方		福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
筑豊地方		直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、福智町、大任町、赤村
筑後地方	筑後北部	久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、筑前町、東峰村、大刀洗町
	筑後南部	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町



2 遠賀川水系洪水予報

国土交通省遠賀川河川事務所と福岡管区気象台は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により共同して遠賀川水系洪水予報を発表する。

種類	情報名	発表基準	水位危険度 レベル
「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	- 洪水予報実施区域内で氾濫が発生したとき - 洪水予報実施区域内で氾濫が継続しているとき - 災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当	レベル5
	「氾濫危険情報」	- 洪水予報実施区域内の基準地点で急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき - 洪水予報実施区域内の基準地点で氾濫危険水位に到達したとき - 洪水予報実施区域内の基準地点で氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき - 避難が必要とされる警戒レベル4に相当	レベル4
	「氾濫警戒情報」	- 洪水予報実施区域内の基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき - 洪水予報実施区域内の基準地点の水位が避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき - 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） - 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） - 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当	レベル3
「洪水注意報(発表)」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	- 洪水予報実施区域内の基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき - 洪水予報実施区域内の基準地点の水位が氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき - 洪水予報実施区域内の基準地点の水位が避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき - 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	レベル2
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	- 氾濫危険情報又は、氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） - 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）	

「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	レベル1
-----------	------------	--	------

- 注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合、原則として水位上昇時には、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。
- 注2：予報区域に複数の基準観測所がある場合、原則として水位下降時には、洪水予報の切替を行わない。ただし、予報区域内の一部の観測所が明らかに安全である場合等、合理的な理由があれば洪水予報の切替を行ってもよい。
- 注3：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この付表によらずに洪水予報を発表することができる。
- 注4：「洪水警報（氾濫発生情報）」は、氾濫が発生したときに、氾濫が発生する毎に発表する。
- 注5：「洪水警報（氾濫発生情報）」は、氾濫発生中に、氾濫発生地点を含む受け持ち区間の基準地点の水位が氾濫危険水位に達した場合も氾濫危険水位への到達情報として発表する。
- 注6：「洪水警報（氾濫発生情報）」の解除は、氾濫を原因とする事象に対して安全が確認されたとき発表する。

水 系 名	予 報 区 域	実 施 区 域	洪水予報 基準地点
遠 賀 川	遠 賀 川 上 流 部	（遠賀川） 福岡県嘉麻市中益字火渡田705番地先から飯塚市口原 字池向786番地4まで	川 島
	遠 賀 川 下 流 部	（遠賀川） 飯塚市口原字池向786番地4から海まで	日の出橋 中 間
		（犬鳴川） 左岸：福岡県宮若市小伏字北川原1894番の2地先から 遠賀川への合流点まで 右岸：福岡県宮若市小伏金生字藤原1078番の2地先から 遠賀川への合流点まで	宮田橋
	彦 山 川	（彦山川） 左岸：福岡県田川郡添田町大字落合字打ヶ瀬山 1379番の1地先から遠賀川への合流点まで 右岸：福岡県田川郡添田町大字落合字山ノ下 748番の1地先から遠賀川への合流点まで	伊 田

3 地震・津波情報

(1) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

気象庁は、緊急地震速報を日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10 分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

（注）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。

	・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(3) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

・地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

・管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方气象台等で月毎に地震活動状況等に関する資料を作成。気象庁本庁は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表している。

(4) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア. 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下、これらを「津波警報等」という。)を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ. 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場

合がある。

- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(5) 津波情報

ア. 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、上記「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ．津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(6) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(7) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられ、北九州市の沿岸は、「福岡県瀬戸内海沿岸」及び「福岡県日本海沿岸」に含まれる。

津波予報区	区 域	北九州市付近の津波予報区
福岡県瀬戸内海沿岸	福岡県（北九州市門司区以東に限る。）	
福岡県日本海沿岸	福岡県（北九州市門司区以東及び有明海沿岸を除く。）	

(8) 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

【南海トラフ地震に関連する情報】

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。

○「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30 分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上（注2）の地震（注3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化（注4）とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（注4）が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（注5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注6）8.0以上の地震が発生したと評価した場合

	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（注3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲。

（注2）モーメントマグニチュード7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

（注3）太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注4）気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

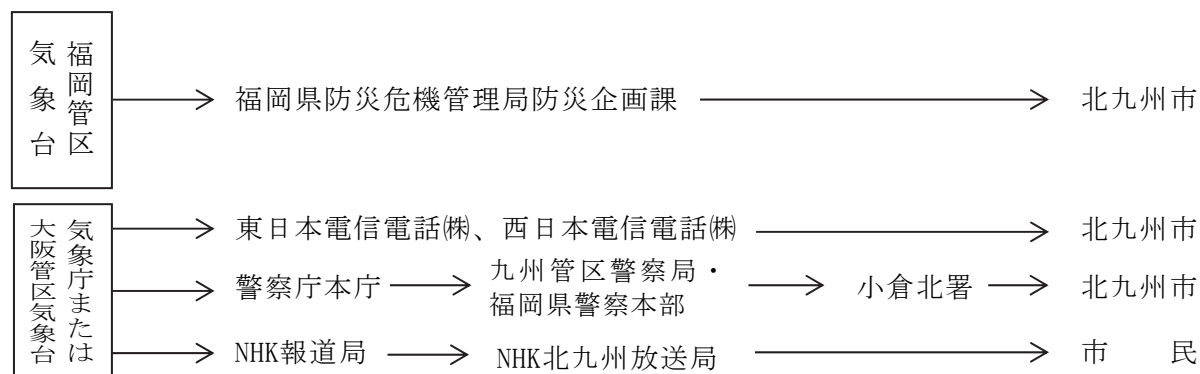
（注5）ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

（注6）断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

(9) 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統と通知形式

ア. 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統



イ. 大津波津波・津波警報・津波注意報の通知形式

【大津波警報・津波警報・津波注意報発表の例】

大津波警報・津波警報・津波注意報

平成25年 4月23日13時08分 福岡管区気象台

13時08分に津波警報等（大津波警報・津波警報あるいは津波注意報）が発表されましたのでお知らせします。

\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。

当気象台管内に關係する予報区：

\$長崎県西方	大津波警報
\$宮崎県	大津波警報
\$鹿児島県東部	大津波警報
\$種子島・屋久島地方	大津波警報
\$奄美群島・トカラ列島	大津波警報
\$鹿児島県西部	大津波警報
有明・八代海	津波警報
熊本県天草灘沿岸	津波警報
大分県瀬戸内海沿岸	津波警報
大分県豊後水道沿岸	津波警報
山口県日本海沿岸	津波注意報
山口県瀬戸内海沿岸	津波注意報
福岡県瀬戸内海沿岸	津波注意報
福岡県日本海沿岸	津波注意報
佐賀県北部	津波注意報
壱岐・対馬	津波注意報

発表された全文は次のとおりです。

大津波警報・津波警報・津波注意報

平成25年4月23日13時08分 気象庁発表

***** 見出し *****

東日本大震災クラスの津波が来襲します。

大津波警報・津波警報を発表しました。

ただちに避難してください。

<大津波警報>

鹿児島県、沖縄県地方、長崎県西方、宮崎県

<津波警報>

有明・八代海、熊本県、大分県

***** 本 文 *****

\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。
大津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。

＜大津波警報＞

\$長崎県西方、\$宮崎県、\$鹿児島県東部、\$種子島・屋久島地方、\$奄美群島・トカラ列島、\$鹿児島県西部

津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。

＜津波警報＞

有明・八代海、熊本県天草灘沿岸、大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸

津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。

＜津波注意報＞

山口県日本海沿岸、山口県瀬戸内海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸、福岡県日本海沿岸、佐賀県北部、壱岐・対馬

以下の沿岸（上記の\$印で示した沿岸）ではただちに津波が来襲すると予想されます。

奄美群島・トカラ列島

***** 解 説 *****

東日本大震災クラスの津波が来襲します。

ただちに避難してください。

＜大津波警報＞

大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。

沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

＜津波警報＞

津波による被害が発生します。

沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

＜津波注意報＞

海の中や海岸付近は危険です。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

＜津波予報（若干の海面変動）＞

若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。

***** 震源要素の速報 *****

〔震源、規模〕

4月23日13時05分頃地震がありました。

震源地は、奄美大島北東沖（北緯28.5度、東経130.7度、奄美大島の東120km付近）で、震源の深さは20km、地震の規模（マグニチュード）は8を超える巨大地震と推定されます。

【大津波警報・津波警報・津波注意報切り替えの例】

大津波警報・津波警報・津波注意報

平成25年 4月23日13時23分 福岡管区気象台

13時23分に津波警報等（大津波警報・津波警報あるいは津波注意報）が更新されましたのでお知らせします。

当気象台管内に係する予報区：

長崎県西方	大津波警報
宮崎県	大津波警報
鹿児島県東部	大津波警報
種子島・屋久島地方	大津波警報
奄美群島・トカラ列島	大津波警報
鹿児島県西部	大津波警報
有明・八代海	津波警報
熊本県天草灘沿岸	津波警報

大分県瀬戸内海沿岸	津波警報
大分県豊後水道沿岸	津波警報
山口県日本海沿岸	津波注意報
山口県瀬戸内海沿岸	津波注意報
福岡県瀬戸内海沿岸	津波注意報
福岡県日本海沿岸	津波注意報
佐賀県北部	津波注意報
壱岐・対馬	津波注意報

発表された全文は次のとおりです。

大津波警報・津波警報・津波注意報
平成25年4月23日13時23分 気象庁発表

***** 見出し *****

東日本大震災クラスの津波が来襲します。
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報を更新しました。
ただちに避難してください。

<大津波警報>

長崎県西方、宮崎県、鹿児島県、沖縄県地方

<津波警報>

有明・八代海、熊本県、大分県

***** 本 文 *****

大津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。

<大津波警報>

長崎県西方、宮崎県、鹿児島県東部、種子島・屋久島地方、奄美群島・トカラ列島、鹿児島県西部

津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。

<津波警報>

有明・八代海、熊本県天草灘沿岸、大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸

津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。

<津波注意報>

山口県日本海沿岸、山口県瀬戸内海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸、福岡県日本海沿岸、佐賀県北部、壱岐・対馬

***** 解 説 *****

東日本大震災クラスの津波が来襲します。

ただちに避難してください。

<大津波警報>

大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

<津波警報>

津波による被害が発生します。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

<津波注意報>

海の中や海岸付近は危険です。
海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。
潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

<津波予報（若干の海面変動）>

若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。

***** 震源要素の速報 *****

〔震源、規模〕

4月23日13時05分頃地震がありました。

震源地は、奄美大島北東沖（北緯28.5度、東経130.7度、奄美大島の東120km付近）で、震源の深さは20km、地震の規模（マグニチュード）は8.4と推定されます。

【大津波警報・津波警報・津波注意報切り替えの例】

大津波警報・津波警報・津波注意報

平成25年 4月23日14時10分 福岡管区気象台

14時10分に津波警報等（大津波警報・津波警報あるいは津波注意報）が全て解除されましたのでお知らせします。

解除の全文は次のとおりです。

大津波警報・津波警報・津波注意報

平成25年4月23日14時10分 気象庁発表

***** 見出し *****
大津波警報・津波警報を解除しました。

***** 本文 *****
大津波警報を解除した沿岸は以下のとおりです。

長崎県西方、宮崎県、鹿児島県東部、
種子島・屋久島地方、奄美群島・トカラ列島、鹿児島県西部

津波警報を解除した沿岸は以下のとおりです。

有明・八代海、熊本県天草灘沿岸、大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸、宮古島・八重山地方

津波注意報を解除した沿岸は以下のとおりです。

山口県日本海沿岸、山口県瀬戸内海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸、福岡県日本海沿岸、佐賀県北部、壱岐・対馬

***** 発表状況 *****
現在津波警報・注意報を発表している沿岸はありません。

津波予報（若干の海面変動）を発表している沿岸は以下のとおりです。

＜津波予報（若干の海面変動）＞

山口県日本海沿岸、山口県瀬戸内海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸、福岡県日本海沿岸、有明・八代海、佐賀県北部、
長崎県西方、壱岐・対馬、熊本県天草灘沿岸、大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸、宮崎県、鹿児島県東部、
種子島・屋久島地方、奄美群島・トカラ列島、鹿児島県西部

〔海面変動の見通し〕

23日13時05分に発生した奄美大島北東沖を震源とする地震の大津波警報・津波警報・津波注意報は、これ以上津波が大きくなると判断し、14時10分に全て解除しました。

これらの沿岸では津波に伴う海面変動が観測されておりますので、今後1日程度は継続する可能性が高いと考えられます。

〔留意事項〕

津波警報・注意報が発表されていたことや、津波が観測されていることについては、これまでの情報等により十分に認識されていると考えられます。

また、これ以上津波が高くなる可能性は小さくなったと見られます。今後1日程度は海面変動が継続すると考えられますが、そのことを十分認識した上で行動頂ければ、津波による災害のおそれはないと見られることから津波警報・注意報を解除しました。

海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要です。

***** 解説 *****
＜津波予報（若干の海面変動）＞
若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。

今後もしばらく海面変動が続くと思われますので、海水浴や磯釣り等を行う際は注意してください。

現在、大津波警報・津波警報・津波注意報を発表している沿岸はありません。

***** 震源要素の速報 *****
〔震源、規模〕

4月23日13時05分頃地震がありました。

震源地は、奄美大島北東沖（北緯28.5度、東経130.7度、奄美大島の東120km付近）で、震源の深さは20km、地震の規模（マグニチュード）は8.4と推定されます。

第 2 節 災害通信計画資料

1 有線通信施設の名称

施設の名称	数 量	所 管	設 置 場 所
市庁舎内外電話施設 〃 放送施設	1 式	各 局 等	市本庁舎内（市議会を含む）、市第二庁舎内 交通局、港湾空港局
各区役所庁舎内 電 話 施 設 放 送 施 設	1 式	各 区	各区役所庁舎内
消防指令センター施設 各消防署内電話施設	1 式 1 式	消 防 局 消 防 署	消防局、消防署、分署、訓練研修センター、 消防航空隊、救急ワークステーション
警察専用電話施設	1 式	福 岡 県 警 察 本 部	福岡県警察本部、北九州市警察部、各警察署、 交番、駐在所 北九州市消防指令センター（通信指令課との直通電話）

2 電話番号一覧表（市関係局及び関係機関）

(1) 北九州市関係局電話番号一覧表

名 称		電話番号	所 在 地
危 機 管 理 室	危機管理課 （北九州市災害対策 本部総括部）	582-2110	北九州市役所内
会 計 室		582-2514	〃
市 長 公 室	秘書課	582-2127	〃
市 長 公 室	広報戦略課	582-2236	〃
	報道課	582-2235	〃
技 術 監 理 局	技術部技術企画課	582-2043	〃
政 策 局	総務部総務課	582-2158	〃
	D X ・ A I 戦略室	582-2827	小倉北区役所内
総 務 市 民 局	総務部総務課	582-2102	北九州市役所内
財 政 ・ 変 革 局	財務部財政課	582-2002	〃
保 健 福 祉 局	総務部総務課	582-2403	北九州市役所内 (FAX)
		582-2095	

名	称	電話番号	所 在 地
保 健 福 祉 局	健康医療部	582-2430	北九州市役所内
	健康危機管理課	582-4037	(FAX)
	保健所	522-5721	小倉北区馬借一丁目7-1
	保健企画課	522-8775	(FAX)
	保健所	522-8728	小倉北区馬借一丁目7-1
	東部生活衛生課	522-1025	(FAX)
	保健所	622-4614	八幡西区黒崎三丁目15-3
	西部生活衛生課	631-4451	(FAX)
	保健環境研究所	882-0333	戸畑区新池一丁目2-1
子 ど も 家 庭 局	総務企画課	582-2280	北九州市役所内
	子ども総合センター	881-4556	戸畑区汐井町1-6
環 境 局	総務政策部総務課	582-2173	北九州市役所内
	循環社会推進部	481-4727	門司区新門司三丁目79
	新門司工場		
	循環社会推進部	581-7976	小倉北区西港町96-2
	日明工場		
	循環社会推進部	642-6731	八幡西区夕原町2-1
	皇后崎工場		
	新門司環境センター	481-7053	門司区新門司三丁目78
	日明環境センター	571-4481	小倉北区西港町24
	皇后崎環境センター	631-5337	八幡西区夕原町2-10
産 業 経 済 局	総務政策部総務課	582-2190	北九州市役所内
都市ブランド創造局	総務文化部総務課	871-0428	北九州市役所内 戸畑区汐井町1番6号
都 市 整 備 局	総務用地部総務課	582-2252	北九州市役所内
	河川公園部河川整備課	582-2281	北九州市役所内
	東部整備事務所	582-2951	小倉北区役所内
	西部整備事務所	642-5401	八幡西区役所内
都 市 戦 略 局	総務政策部総務課	582-2523	北九州市役所内
	計画部開発指導課	582-2644	〃
港 湾 空 港 局	総務部総務課	321-5911	門司区西海岸一丁目2-7
門 司 区 役 所		331-1881	門司区清滝一丁目1-1
	総務企画課	331-0001	
	大里出張所	381-3631	門司区大里原町12-12
	松ヶ江出張所	481-1001	門司区吉志新町二丁目1-1
小 倉 北 区 役 所	総務企画課	582-3301 (夜間)582-3312	小倉北区大手町1-1

名 称		電話番号	所 在 地
小 倉 南 区 役 所	総務企画課	951-4111	小倉南区若園五丁目1-2
	曾根出張所	951-5353	
	両谷出張所	471-7621	小倉南区下曾根四丁目22-1
	東谷出張所	451-1001	小倉南区徳吉西三丁目7-1
		451-0001	小倉南区大字木下704-1
若 松 区 役 所	総務企画課	761-5321	若松区浜町一丁目1-1
	島郷出張所	761-2195	
		791-0721	若松区鴨生田二丁目1-1
八 幡 東 区 役 所	総務企画課	671-0801 671-1459	八幡東区中央一丁目1-1
八 幡 西 区 役 所	総務企画課	642-1441	八幡西区黒崎三丁目15-3
	折尾出張所	642-1442	
	上津役出張所	691-0031	八幡西区光明一丁目9-22
	八幡南出張所	611-0834	八幡西区下上津役四丁目8-1
		617-0734	八幡西区茶屋の原一丁目6-1
戸 畑 区 役 所	総務企画課	871-1501 871-3600	戸畑区千防一丁目1-1
消 防 局	総務部総務課	582-3802	小倉北区大手町3-9
	予防部予防課	582-3836	〃
	警防部警防課	582-3817	〃
	消防団課	582-3819	〃
	救急部救急課	582-3820	〃
	消防指令センター	582-3811	〃
		592-6805	(FAX)
	訓練研修センター (市民防災センター)	592-5580	小倉北区東港一丁目2-5
	消防航空隊	475-6701	小倉南区空港北町6番(北九州空港内)
	救急ワークステーション	661-0119	八幡東区尾倉二丁目6-12
	門司消防署	372-0119	門司区大里東一丁目4-10
	老松分署	331-0119	門司区浜町3-22
	松ヶ江分署	481-3775	門司区新門司一丁目1996-69
	門司西分署	371-0119	門司区上馬寄一丁目10-18
	小倉北消防署	582-0119	小倉北区大手町8-38
	浅野分署	551-0119	小倉北区浅野三丁目10-50
	井堀分署	581-0119	小倉北区井堀二丁目7-5
	富野分署	521-0119	小倉北区神幸町2-22
	小倉南消防署	951-0119	小倉南区若園五丁目1-3
	三谷分署	451-0119	小倉南区徳吉南二丁目2-2
	新曾根分署	473-0791	小倉南区大字曾根3947-1
	臨空分署	474-0119	小倉南区大字朽網801-1
	若松消防署	752-0119	若松区桜町1-28
	石峯分署	701-0119	若松区用勺町2-34
	ひびきの分署	742-1190	若松区ひびきの北9-5

名	称	電話番号	所 在 地
消 防 局	八幡東消防署	663-0119	八幡東区大谷一丁目3-1
	枝光分署	662-0119	八幡東区枝光一丁目1-2
	高見分署	653-0119	八幡東区高見二丁目8-22
	八幡西消防署	622-0119	八幡西区相生町19-19
	折尾分署	693-0119	八幡西区光明一丁目9-20
	黒崎分署	641-0119	八幡西区南八千代町2-10
	上津役分署	613-0119	八幡西区下上津役一丁目7-3
	金剛分署	617-0119	八幡西区金剛二丁目1-19
	戸畑消防署	861-0119	戸畑区新池二丁目1-15
	大谷分署	883-0119	戸畑区東大谷一丁目19-13
上 下 水 道 局	総務経営部総務課	582-3131	小倉北区役所庁舎内
	水道部配水管理課	582-3066	小倉北区役所庁舎内
	東部工事事務所	932-5790	小倉南区八幡町35番1号
	西部工事事務所	644-7820	八幡西区竹末一丁目1番46号
	井手浦浄水所	451-0262	小倉南区大字井手浦418
	穴生浄水所	641-3338	八幡西区鷹の巣三丁目10-16
	伊佐座取水場	201-3675	遠賀郡水巻町二西四丁目14-1
	畑浄水場	617-4813	八幡西区下畑町17-1
	本城浄水所	693-1385	八幡西区御開五丁目4-1
	水質試験所	641-5948	八幡西区鷹の巣三丁目10-16
	新町浄化センター	381-8502	門司区松原三丁目6-1
	日明浄化センター	581-5661	小倉北区西港町96-3
	曾根浄化センター	473-5822	小倉南区中吉田二丁目10-1
	北湊浄化センター	751-1003	若松区大字安瀬64-15
	皇后崎浄化センター	631-4635	八幡西区夕原町1-1
交 通 局	総務経営課	771-8401	若松区東小石町3-1
	若松営業所	771-2765	〃
	向田営業所	691-0131	八幡西区三ツ頭二丁目25-1
公 営 競 技 局	総務課	791-5010	若松区赤岩町13番1号
市 議 会 事 務 局	総 務 課	582-2621	北九州市役所内
教育委員会事務局	総 務 課	582-2352	小倉北区役所庁舎内
行政委員会事務局	総務課	582-3090	小倉北区役所庁舎内
	任用課	582-3041	
	選挙課	582-3071	
	監査第一課	582-3091	

(2) 関係機関電話番号

機関種別	名 称	電 話 番 号	所 在 地
気 象 観 測 関 係	福 岡 管 区 気 象 台	(予報課)092-725-3604 (地震火山課)092-725-3609	福岡市中央区大濠一丁目2-36
	下 関 地 方 気 象 台	平日 092-725-3616 夜間・休日 092-725-3606	下関市竹崎町四丁目6-1 下関地方合同庁舎
福 岡 県 係	福 岡 県 庁	(代表) 092-651-1111	福岡市博多区東公園7-7
	防 災 企 画 課	092-643-3112 092-643-3114 092-643-3115 092-643-3123	(防災企画係) (防災情報係) (原子力安全対策係) (国民保護係)
	消 防 防 災 指 導 課	092-643-3111 092-643-3113	(消 防 係) (防災指導係)
	【 県 災 害 対 策 本 部 】	(防災行政無線電話) 78-700-7500～7504 78-700-7026、2496	(災害対策本部室) (統 制 室)
	福 祉 総 務 課	092-643-3246	(企 画 班)
	農 林 水 産 政 策 課	092-643-3464	(総 務 係)
	農 村 森 林 整 備 課	092-643-3510 092-643-3544	(農地保全係) (治 山 係)
	県 土 整 備 部 総 務 課	092-643-3639	(予算第三係)
	県 土 整 備 部 道 路 維 持 課	092-643-3653	(管 理 係)
	県 土 整 備 部 河 川 管 理 課	092-643-3690	(水 防 係)
	営 繕 設 備 課	092-643-3750	(電気設備係)
	八 幡 農 林 事 務 所 【 県 災 害 対 策 地 方 本 部 】	093-601-8851 (無線) 78-702-701	八幡西区則松三丁目7-1
警 察 係	北 九 州 県 土 整 備 事 務 所 【 県 水 防 地 方 本 部 】	093-691-2761 (無線) 78-702-711	八幡西区則松三丁目7-1
	宗 像 ・ 遠 賀 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	0940-36-2045 (無線) 78-901-70	宗像市東郷一丁目2-1
	北 部 家 畜 保 健 衛 生 所	0948-42-0214	嘉麻市漆生587-8
	福 岡 県 警 察 本 部	092-641-4141 (無線) 78-700-7202	福岡市博多区東公園7-7
	北 九 州 市 警 察 部	583-1110	小倉北区大門一丁目6-19
警 関 係	門 司 警 察 署	321-0110	門司区西海岸二丁目3-13
	小 倉 北 警 察 署	583-0110	小倉北区大門一丁目6-19
	小 倉 南 警 察 署	923-0110	小倉南区若園五丁目1-6
	若 松 警 察 署	771-0110	若松区くきのうみ中央1-1
	八 幡 東 警 察 署	662-0110	八幡東区大谷一丁目1-1
	八 幡 西 警 察 署	645-0110	八幡西区東王子町2-1
	折 尾 警 察 署	691-0110	八幡西区光明一丁目6-6
	戸 畑 警 察 署	861-0110	戸畑区汐井町2-1
海 上 保 安 関 係	第 七 管 区 海 上 保 安 本 部	321-2931 (無線) 34-6237	門司区西海岸一丁目3-10
	門 司 海 上 保 安 部	321-3215	門司区西海岸一丁目3-10
	若 松 海 上 保 安 部 署	761-4353	若松区本町一丁目14-12
	苅 田 海 上 保 安 署	436-3356	京都郡苅田町港町27

機関種別	名 称	電 話 番 号	所 在 地
自 衛 隊 関 係	陸 上 自 衛 隊 第 四 師 団	092-591-1020 (無線) 37-6138	福岡県春日市大和町5-12
	〃 小 倉 駐 屯 地	962-7681	小倉南区北方五丁目1-1
	航 空 自 衛 隊 芦 屋 基 地	223-0981	遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1
	〃 築 城 基 地	0930-56-1150	築上郡築上町西八田番地不詳
	海 上 自 衛 隊 下 関 基 地 隊	083-286-2323	山口県下関市永田本町四丁目8-1
そ の 他 の 関 係 機 関	西日本電信電話(株)福岡支店	092-714-8500	福岡市博多区博多駅東2-3-1
	九 州 旅 客 鉄 道 (株)	092-624-3851	福岡市博多区吉塚本町13番71号
	九州電力(株)北九州支店	(代表) 533-8507	小倉北区米町二丁目3-1
	西 鉄 バ ス 北 九 州 (株)	522-1179	小倉北区砂津一丁目1-2
	西 部 ガ ス (株)	591-6615	小倉北区愛宕一丁目5-10
	日 本 銀 行 北 九 州 支 店	541-9111	小倉北区紺屋町13-13
	日本赤十字社福岡県支部	092-523-1171	福岡市南区大楠三丁目1-1
		(防災行政無線) 980-0	
	N H K 北 九 州 放 送 局	591-5002	小倉北区室町一丁目1-1-20
	西日本高速道路(株)九州支社	092-762-1111	福岡市中央区天神一丁目4-2
	北九州市社会福祉協議会	882-4401	戸畑区汐井町1-6
	福岡北九州高速道路公社北九州事務所	922-6813	小倉北区東篠崎三丁目1-1
	北 九 州 市 道 路 公 社	881-2183	戸畑区川代一丁目1-1
	北 九 州 市 医 師 会	513-3811	小倉北区馬借一丁目7-1
		(衛星電話) 080-8583-7793	
	北九州国際交流協会	643-5931	八幡西区黒崎三丁目15-3
	北九州高速鉄道(株)	961-0101	小倉南区企救丘二丁目13-1
	北九州東労働基準監督署	561-0881	小倉北区大手町13-26
	北九州西労働基準監督署	285-3797	八幡西区岸の浦一丁目5-10
	北九州東労働基準監督署・門司支署	381-5361	門司区北川町1-18
	朝 日 新 聞	563-1150	
	R K B	531-0933	
	N H K	591-5011	
	F B S	551-4282	
	共 同 通 信	522-5456	
	K B C	563-1610	
	時 事 通 信	521-4631	
	T N C	521-3324	
	西 日 本 新 聞	482-2601	
	日 本 経 済 新 聞	571-6101	
	毎 日 新 聞	511-1110	
	読 売 新 聞	531-2065	
	T V Q	583-0019	
本 省 関 係	消 防 庁	03-3581-0558	東京都千代田区霞ヶ関
	総 務 省	03-5574-7111	東京都港区虎ノ門
	国 土 交 通 省	03-3580-4311	東京都千代田区霞ヶ関
	厚 生 労 働 省	03-5253-1111	〃
国 土 交 通 関 係	国土交通省九州地方整備局	092-471-6331	福岡市博多区博多駅東二丁目10-7
	国土交通省遠賀川河川事務所	0949-22-1830	直方市溝掘一丁目1-1
		0949-22-1832	
	北九州空港事務所	474-0204	小倉南区空港北町6番
	国土交通省北九州国道事務所	951-4331	小倉南区春ヶ丘10-10
	北九州港湾・空港整備事務所	321-4631	門司区西海岸一丁目4-40
	関 門 航 路 事 務 所	512-8091	小倉北区浅野三丁目7-38
	福岡運輸支局門司港庁舎	322-2700	門司区西海岸一丁目3-10

3 災害時優先回線

「災害時優先電話」とは、災害により電話がかかりにくくなった場合に発信のみ優先的に取り扱われる電話。

- (1) 市有の災害時優先回線
各所属において契約している。(電話番号は非公表)

- (2) 市有の防災対応用携帯電話（危機管理室配置分）

大規模災害等が発生した場合に情報収集及び対応を行うため、発信制限を受けることなく通話可能な災害時優先携帯電話を危機管理室から関係部署に配置している。

配 置 先		台 数
危機管理室	危機管理課	16
門司区役所	総務企画課	4
小倉北区役所	総務企画課	4
小倉南区役所	総務企画課	4
若松区役所	総務企画課	4
八幡東区役所	総務企画課	4
八幡西区役所	総務企画課	4
戸畑区役所	総務企画課	4

(3) 市有の公衆電話

市民センターに設置している公衆電話は、アナログ回線で通信制限を受けないことから、災害時優先電話扱いとなっており、災害時は、災害対策用としても活用する。

※公衆電話のため、電話番号の掲載なし。

[門司区]

名	称
老松市民センター	
清見市民センター	
小森江西市民センター	
小森江東市民センター	
白野江市民センター	
大里東市民センター	
大里南市民センター	
大里柳市民センター	
田野浦市民センター	
東郷市民センター	
錦町市民センター	
西門司市民センター	
萩ヶ丘市民センター	
藤松市民センター	
松ヶ江北市民センター	
松ヶ江南市民センター	
丸山市民センター	

[小倉北区]

名	称
足原市民センター	
足立市民センター	
泉台市民センター	
到津市民センター	
井堀市民センター	
今町市民センター	
北小倉市民センター	
貴船市民センター	
清水市民センター	
霧丘市民センター	
小倉中央市民センター	
桜丘市民センター	
三郎丸市民センター	
寿山市民センター	
富野市民センター	
中井市民センター	
中島市民センター	
西小倉市民センター	
日明市民センター	
南丘市民センター	
南小倉市民センター	

[小倉南区]

名	称
長行市民センター	
企救丘市民センター	
北方市民センター	
朽網市民センター	
葛原市民センター	
広徳市民センター	
志井市民センター	
城野市民センター	
曾根市民センター	
曾根東市民センター	
高蔵市民センター	
田原市民センター	
徳力市民センター	
長尾市民センター	
貫市民センター	
沼市民センター	
東朽網市民センター	
守恒市民センター	
湯川市民センター	
横代市民センター	
吉田市民センター	
両谷市民センター	
若園市民センター	

[若松区]

名	称
青葉市民センター	
赤崎市民センター	
高須市民センター	
ひびきの市民センター	
深町市民センター	
藤ノ木市民センター	
二島市民センター	
古前市民センター	
若松中央市民センター	

[八幡東区]

名	称
祝町	市民センター
枝光	市民センター
枝光北	市民センター
枝光南	市民センター
大蔵	市民センター
尾倉	市民センター
尾倉	市民センター 天神市民サブセンター
高槻	市民センター
高見	市民センター
槻田	市民センター
平野	市民センター
前田	市民センター
八幡大谷	市民センター

[戸畑区]

名	称
浅生	市民センター
一枝	市民センター
大谷	市民センター
鞘ヶ谷	市民センター
沢見	市民センター
三六	市民センター
天籙寺	市民センター
中原	市民センター
西戸畑	市民センター
東戸畑	市民センター
牧山	市民センター
牧山東	市民センター

[八幡西区]

名	称
青山	市民センター
赤坂	市民センター
浅川	市民センター
穴生	市民センター
池田	市民センター
医生丘	市民センター
永犬丸	市民センター
永犬丸西	市民センター
大原	市民センター
折尾西	市民センター
香月	市民センター
楠橋	市民センター
熊西	市民センター
黒畑	市民センター
上津役	市民センター
木屋瀬	市民センター
陣原	市民センター
陣山	市民センター
竹末	市民センター
筒井	市民センター
塔野	市民センター
鳴水	市民センター
則松	市民センター
引野	市民センター
星ヶ丘	市民センター
本城	市民センター
八児	市民センター
八枝	市民センター

(4) 特設公衆電話

災害発生時、迅速に通信手段を確保するため、予め電話回線を設置しておき、避難者等が無料で使用することができる災害時優先電話で、西日本電信電話株式会社北九州支店との「特設公衆電話の設置・利用等に関する覚書」に基づき設置している。

※特設公衆電話のため、電話番号の掲載なし。

[門司区]

名 称	設置場所	回線数
松ヶ江南小学校	職員室前	1
柄杓田小学校	職員室前	1
門司中央小学校	職員室前	1
松ヶ江中学校	職員室前	1
白野江小学校	職員室前	1
門司体育館	ホール	2

[若松区]

名 称	設置場所	回線数
若松体育館	ホール	2
藤木小学校	事務室前	1
北九州市学術研究都市	生協横	2
二島小学校	玄関ホール	1
ボートレース若松	景品交換所横	2
くきのうみ小学校	職員室前	1

[小倉北区]

名 称	設置場所	回線数
小倉北特別支援学校	職員室前	1
南小倉小学校	職員室前	1
日明小学校	職員室前	1
貴船小学校	職員室前	1
小倉北体育館	ホール	2
北九州メディアドーム	アリーナ北側	4
霧丘中学校	職員室前	1

[八幡東区]

名 称	設置場所	回線数
枝光台中学校	職員室前	1
高見中学校	事務室前	1
祝町小学校	職員室前	1
北九州市立総合体育館	ロビー	3
八幡東体育館	ホール	2
皿倉小学校	玄関ホール	1
学校法人 九州国際大学	平野会館 2 階 体育館入口	2

[小倉南区]

名 称	設置場所	回線数
小倉南体育館	ホール右	2
沼中学校	職員室前	1
曽根東小学校	職員室前	1
南曽根中学校	職員室	1
吉田小学校	職員室前	1
広徳小学校	職員室前	1
曽根中学校	玄関	1
徳力小学校	職員室前	1
北九州市立大学	本館 1 階	2
沼小学校	玄関左	1
長行小学校	職員室前	1
北方小学校	保健室前	1
城野小学校	職員室	1

[八幡西区]

名 称	設置場所	回線数
香月中学校	職員室前	1
黒崎中央小学校	職員室前	1
折尾スポーツセンター	受付ホール横	2
的場池体育館	ホール左端	2
八児小学校	玄関	1
木屋瀬中学校	職員室前	1

[戸畑区]

名 称	設置場所	回線数
牧山小学校	玄関左	1

4 無線通信（頼信手続、施設の名称、市内無線局等）

(1) 非常無線通信の頼信手続

次の事項を記載し、余白に「非常」と明記のうえ依頼する。

着 信 者（住所、氏名、電話番号）

本 文（内容は必要最小限に留め1通カタカナ100字以内）

発 信 者（住所、氏名、電話番号）

(2) 施設の名称

所轄	施設の名称	電波の型式 周波数		空中線 電力	局数	用途別	設置場所	周波数 (MHz)
		型式	周波数帯					
消防局	地球局	7M30G7W 6M65G7W 42K0G1E 42K0G1C 42K0G1D	14GHz帯	21W 23W 1W	1	画像伝送	消防局	14,020
	固定局	9M00D7W	7.5GHz帯	0.02W 0.016W	1	消防業務 救急業務	消防局	7,440
		9M00D7W 9M00G7W	7.5GHz帯	0.02W 0.05W	1	消防業務 救急業務	石峰山基地局	7,600 7,450
		9M00D7W 9M00G7W	7.5GHz帯	0.016W 0.05W	1	消防業務 救急業務	母原基地局	7,600 7,610
	基地局	5K80G1D 5K80G1E	260MHz帯	10W	1	消防業務 救急業務	消防局	—
		5K80G1D 5K80G1E	260MHz帯	10W 20W	1	消防業務 救急業務	石峰山基地局	—
		5K80G1D 5K80G1E	260MHz帯	10W	1	消防業務 救急業務	母原基地局	—
		5K80G1D 5K80G1E	260MHz帯	10W 20W	1	消防業務 救急業務	空港基地局	—
		5K80G1D 5K80G1E	260MHz帯	10W	3	消防業務	福智山トンネル 金剛山トンネル 基地局	—
		5K80G1D 5K80G1E	260MHz帯	10W	1	消防業務	関門トンネル 基地局	—
	携帯基地局	5K80G1D 5K80G1E	260MHz帯	10W	1	消防業務 救急業務	消防局	—
		5K80G1D 5K80G1E F3E	260MHz帯 400MHz帯	10W 20W	1	消防業務 救急業務	石峰山基地局	382.925 383.65 398.925 399.65
		5K80G1D 5K80G1E	260MHz帯	10W	1	消防業務 救急業務	母原基地局	—
		5K80G1D 5K80G1E	260MHz帯	10W 20W	1	消防業務 救急業務	空港基地局	—

所轄	施設の名称	電波の型式 周波数		空中線 電力	局数	用途別	設置場所							
		型式	周波数帯				消防局	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
消防局	陸上移動局 (車載)	5K80G1D 5K80G1E	260MHz帯	5 W	120	消防業務	12	17	17	16	13	14	20	11
		5K80G1D 5K80G1E	260MHz帯	5 W	29	救急業務	2	4	6	5	4	1	6	1
	陸上移動局 (携帯) ※可搬を含む	5K80G1D 5K80G1E F3E	260MHz帯 150MHz帯	1 W 5 W 10W	117	消防業務	21	15	19	12	11	11	19	9
	陸上移動局 (携帯)	F3E	400MHz帯	1 W	293	消防業務	27	41	52	40	32	26	53	22
	陸上移動局 (携帯) ※消防団配置	5K80G1D 5K80G1E	260MHz帯	1 W	73	消防業務	1	12	10	15	8	8	13	6
	携 帯 局	5K80G1D 5K80G1E F3E	260MHz帯 150MHz帯	1 W	1	消防業務 救急業務	1							
		17M5X7W 17M0F8W 8K50F2D 8K50F3E	15GHz帯 400MHz帯	0.5 W 5 W	1	消防業務 救急業務	1							
	航空機局	A3E	131.975MHz	25W	1	航空機 運行管理	1							
	航空局 (基地)	A3E	131.975MHz	10W	2	航空機 運行管理	2							
	航空局 (携帯)	A3E	131.975MHz 123.45MHz	1.5W 5 W	5	航空機 運行管理	5							
	船舶局	PON	9,410MHz	25 K W	1	船舶 運航管理用			1					
	計					659								
	上下水道局	M C A無線	—	—	—	71	業務連絡	配水管理 3、東部18、西部24、穴生 6、伊佐座 3、畑 3、本城 4、井手浦 7、浄水 1						
港湾空港局	きたきゅうしゅう ポータラジオ	VHF F3E	156.6MHz ～ 161.7MHz 5 波	50W	1	国際海上VHF 港務通信業務	下関市 火の山山頂							
合 計					731									

(3) 北九州市同報系防災行政無線局

種 別	送信出力 (W)	呼出名称	設置場所	管理者	通信相手
固定局	0.005	ぼうさいきたきゅうしゅうし しちょうしゃ	北九州市役所 (小倉北区城内1-1)	危機管理室 危機管理課長	北九州市消防局
固定局	0.005	ぼうさいきたきゅうしゅうし	北九州市消防局 (小倉北区大手町3-9)	危機管理室 危機管理課長	北九州市役所
	0.02				石峰山中継局
	0.016				母原中継局
固定局	0.02	ぼうさいいしみね	石峰山中継局 (若松区大字小石1570-7)	危機管理室 危機管理課長	北九州市消防局
	0.1				母原中継局
	5.0				藍島市民サブセンターほか
固定局	0.016	ぼうさいもはら	母原中継局 (小倉南区大字母原1608)	危機管理室 危機管理課長	北九州市消防局
	0.05				石峰山中継局
	10.0				門司特別支援学校ほか
固定局	1.0	ぼうさいもじとくべつしえん がっこう	旧門司特別支援学校 (門司区白野江3-28-1)	危機管理室 危機管理課長	母原中継局
					白野江海浜公園ほか
固定局	1.0	あいのしましみんサブセン ター	藍島市民サブセンター (小倉北区大字藍島)	危機管理室 危機管理課長	石峰山中継局
固定局	1.0	うましま	こくら丸待合所 (小倉北区馬島)	危機管理室 危機管理課長	石峰山中継局
固定局	1.0	もじくやくしよ	門司区役所 (門司区清滝1-1-1)	門司区役所 総務企画課長	石峰山中継局
固定局	1.0	こくらきたくやくしよ	小倉北区役所 (小倉北区大手町1-1)	小倉北区役所 総務企画課長	石峰山中継局
固定局	1.0	こくらみなみくやくしよ	小倉南区役所 (小倉南区若園5-1-2)	小倉南区役所 総務企画課長	母原中継局
固定局	0.01	わかまつくやくしよ	若松区役所 (若松区浜町1-1-1)	若松区役所 総務企画課長	石峰山中継局
固定局	1.0	やはたひがしくやくしよ	八幡東区役所 (八幡東区中央1-1-1)	八幡東区役所 総務企画課長	石峰山中継局
固定局	0.1	やはたにしくやくしよ	八幡西区役所 (八幡西区黒崎3-15-3)	八幡西区役所 総務企画課長	石峰山中継局
固定局	0.01	とばたくやくしよ	戸畑区役所 (戸畑区千防1-1-1)	戸畑区役所 総務企画課長	石峰山中継局
固定局	1.0	もじしょうぼう	門司消防署 (門司区大里東1-4-10)	門司消防署 予防課長	石峰山中継局
固定局	1.0	こくらきたしょうぼう	小倉北消防署 (小倉北区大手町8-38)	小倉北消防署 予防課長	石峰山中継局
固定局	0.1	こくらみなみしょうぼう	小倉南消防署 (小倉南区若園5-1-3)	小倉南消防署 予防課長	母原中継局
固定局	0.1	わかまつしょうぼう	若松消防署 (若松区桜町1-28)	若松消防署 予防課長	石峰山中継局
固定局	0.1	やはたひがししょうぼう	八幡東消防署 (八幡東区大谷1-3-1)	八幡東消防署 予防課長	石峰山中継局
固定局	1.0	やはたにししょうぼう	八幡西消防署 (八幡西区相生町19-19)	八幡西消防署 予防課長	石峰山中継局
固定局	1.0	とばたしょうぼう	戸畑消防署 (戸畑区新池2-1-15)	戸畑消防署 予防課長	石峰山中継局
固定局	0.1	こうつうきょく	北九州市交通局 (若松区東小石町3-1)	交通局 総務経営課長	石峰山中継局
固定局	1.0	こうわんくうこうきょく	北九州市港湾空港局 (門司区西海岸1-2-7)	港湾空港局 総務課長	石峰山中継局

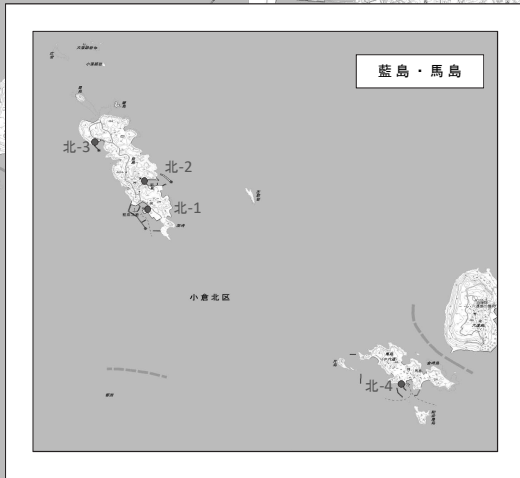
種 別	送信出力 (W)	呼出名称	設置場所	管理者	通信相手
固定局	0.1	にしみなとまち	動物愛護センター (小倉北区西港町24)	危機管理室 危機管理課長	石峰山中継局
固定局	0.1	ひらまつまち	平松河畔公園内 (小倉北区平松町13)	危機管理室 危機管理課長	石峰山中継局
固定局	1.0	ばしゃくいちちょうめ	勝山公園対岸緑地帯内 (小倉北区馬借1-12)	危機管理室 危機管理課長	石峰山中継局
固定局	1.0	すえひろ	北九州市漁業組合前道路敷 (小倉北区末広1-2)	危機管理室 危機管理課長	石峰山中継局
固定局	0.01	きたみなとまち	道路敷 (若松区北湊町9)	危機管理室 危機管理課長	石峰山中継局
固定局	0.01	ほんまちいちちょうめ	洲の口公園内 (若松区本町1-10)	危機管理室 危機管理課長	石峰山中継局
固定局	0.01	ひびきまちいちちょうめ	道路敷 (若松区響町1)	危機管理室 危機管理課長	石峰山中継局
固定局	0.1	わきのうらぎょう	道路三角地帯 (若松区大字小竹)	危機管理室 危機管理課長	石峰山中継局
固定局	1.0	あんや	脇田漁港フィッシャーナ敷地内 (若松区大字安屋)	危機管理室 危機管理課長	石峰山中継局
固定局	1.0	わいたぎょう	漁業用地内 (若松区大字安屋)	危機管理室 危機管理課長	石峰山中継局
固定局	2.0	いわやぎょう	公園内 (若松区大字有毛)	危機管理室 危機管理課長	石峰山中継局
固定局	1.0	いわやかいすいよくじょう	駐輪場内 (若松区大字有毛)	危機管理室 危機管理課長	石峰山中継局
固定局	0.1	みなみふたじまにちょうめ	ポンプ場横公園内 (若松区南二島2-22)	危機管理室 危機管理課長	石峰山中継局
固定局	0.01	みなみふたじまごちょうめ	道路敷 (若松区南二島5-1)	危機管理室 危機管理課長	石峰山中継局
固定局	0.1	なかすいちちょうめ	広場内 (八幡西区中須1-1)	危機管理室 危機管理課長	石峰山中継局
固定局	0.1	やなぎはらこうえん	柳原公園内 (八幡西区本城東1-1)	危機管理室 危機管理課長	石峰山中継局
固定局	1.0	おひらきよんちょうめ	本城陸上競技場サテライト角地 (八幡西区御開4-16)	危機管理室 危機管理課長	石峰山中継局

屋外拡声子局（防災スピーカー）設置箇所一覧

No.	区No.	名 称	設置場所（下記場所付近）
1	門－1	松原緑地	門司区松原三丁目 6 番
2	門－2	大里海岸緑地	門司区大里本町三丁目 1 2 番
3	門－3	大里元町	門司区大里元町 4 番
4	門－4	片上海岸	門司区片上海岸 5 番
5	門－5	西海岸一丁目	門司区西海岸一丁目 3 番
6	門－6	門司港レトロ	門司区東港町 6 番
7	門－7	ノーフォーク広場	門司区旧門司二丁目 4 番
8	門－8	和布刈	門司区大字門司
9	門－9	大久保	門司区瀬戸町
10	門－10	田野浦コンテナターミナル	門司区田野浦海岸 6 番
11	門－11	田野浦臨海公園	門司区田野浦一丁目 2 番
12	門－12	太刀浦海岸入口	門司区太刀浦海岸
13	門－13	太刀浦運動広場	門司区大字太刀浦
14	門－14	青浜海岸	門司区大字白野江
15	門－15	旧門司特別支援学校	門司区白野江三丁目 2 8 番 1 号
16	門－16	白野江海浜公園	門司区白野江三丁目 4 番
17	門－17	白野江一丁目公園	門司区白野江一丁目 7 番
18	門－18	大積	門司区大字大積
19	門－19	喜多久	門司区大字喜多久
20	門－20	柄杓田市民サブセンター	門司区大字柄杓田 1 4 0 7－1 4
21	門－21	新門司海浜緑地	門司区大字猿喰
22	門－22	新門司北一丁目	門司区新門司北一丁目
23	門－23	大字今津公園	門司区大字今津
24	門－24	松ヶ江ふれあい公園	門司区大字畑
25	門－25	新門司一号緑地	門司区新門司二丁目
26	門－26	浦中公園	門司区新門司三丁目
27	門－27	恒見	門司区大字恒見
28	北－1	藍島（本村）	小倉北区大字藍島 3 2－3 付近
29	北－2	藍島市民サブセンター	小倉北区大字藍島
30	北－3	藍島（寄の浦）	小倉北区大字藍島 1 1 9 付近
31	北－4	馬島	小倉北区大字馬島
32	北－5	西港町	小倉北区西港町 2 4 番
33	北－6	平松町	小倉北区平松町 1 3 番
34	北－7	馬借一丁目	小倉北区馬借一丁目 1 2 番
35	北－8	末広	小倉北区末広一丁目 2 番
36	南－1	下吉田公園	小倉南区大字吉田
37	南－2	竹馬川第四ポンプ場	小倉南区沼南町二丁目 1 4 番

38	南－3	竹馬川第五ポンプ場	小倉南区大字曾根
39	南－4	中曾根東六丁目	小倉南区中曾根東六丁目 1 1 番
40	南－5	曾根干潟・カブトガニ自慢館	小倉南区曾根新田南四丁目 1 番
41	南－6	朽網川大橋交差点	小倉南区大字朽網
42	南－7	葛原東ふれあい公園	小倉南区葛原東三丁目 7 番
43	若－1	北湊町	若松区北湊町 9 番
44	若－2	本町一丁目	若松区本町一丁目 1 0 番
45	若－3	響町一丁目	若松区響町一丁目
46	若－4	脇ノ浦漁港	若松区大字小竹
47	若－5	安屋	若松区大字安屋
48	若－6	脇田漁港	若松区大字安屋
49	若－7	岩屋漁港	若松区大字有毛
50	若－8	岩屋海水浴場	若松区大字有毛
51	若－9	南二島二丁目	若松区南二島二丁目 2 2 番
52	若－10	南二島五丁目	若松区南二島五丁目 1 番
53	西－1	中須一丁目	八幡西区中須一丁目 1 番
54	西－2	柳原公園	八幡西区本城東一丁目 1 番
55	西－3	御開四丁目	八幡西区御開四丁目 1 6 番

北九州市同報系防災行政無線 屋外拡声子局 位置図

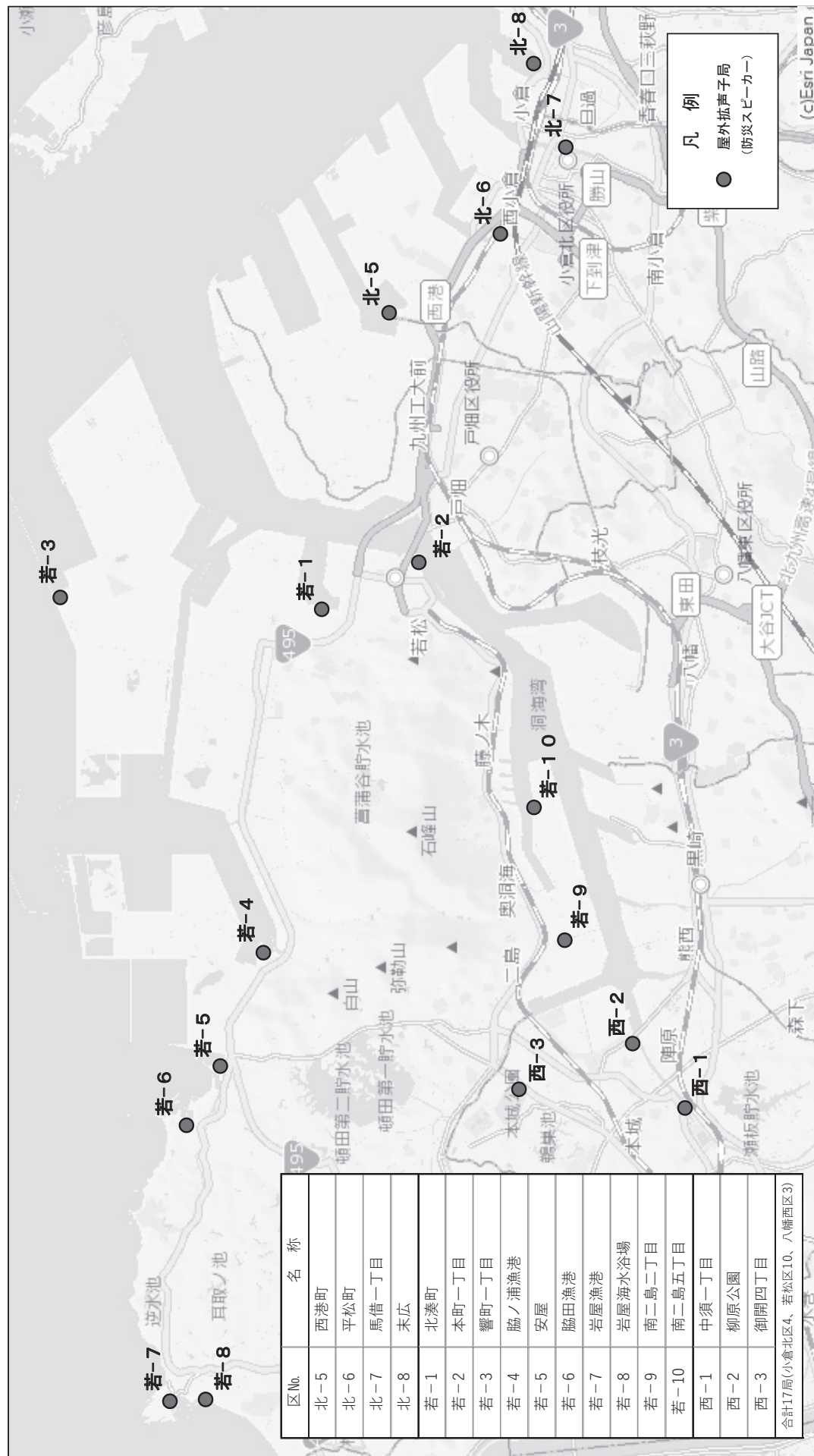


No	区No	名称
1	門-1	松原緑地
2	門-2	大里海岸緑地
3	門-3	大里元町
4	門-4	片上海岸
5	門-5	西海岸一丁目
6	門-6	門司港レトロ
7	門-7	ノーフォーク広場
8	門-8	和布刈
9	門-9	大久保
10	門-10	田野浦コンテナターミナル
11	門-11	田野浦臨海公園
12	門-12	太刀浦海岸入口
13	門-13	太刀浦運動広場
14	門-14	青浜海岸
15	門-15	旧門司特別支援学校
16	門-16	白野江海浜公園
17	門-17	白野江一丁目公園
18	門-18	大積
19	門-19	喜多久
20	門-20	橋杵田市民サブセンター
21	門-21	新門司海岸緑地
22	門-22	新門司北一丁目
23	門-23	大字今津公園
24	門-24	松ヶ江ふれあい公園
25	門-25	新門司一寄緑地
26	門-26	浦中公園
27	門-27	恒見
28	南-1	下吉田公園
29	南-2	竹馬川第四ボンプ場
30	南-3	竹馬川第五ボンプ場
31	南-4	中曽根東六丁目
32	南-5	曾根干潟・カフトガニ自慢館
33	南-6	朽網川大橋交差点
34	南-7	葛原東ふれあい公園
35	北-1	藍島(本村)
36	北-2	藍島市民サブセンター
37	北-3	藍島(寄の浦)
38	北-4	馬島
合計 38 局 (門司区27, 小倉南区7, 小倉北区4)		

- 凡 例
- 市役所
 - 消防局
 - ▲ 中継局
 - 拡声子局 (防災スピーカー)

0 0.5 1 1.5 2 2.5 [km]

屋外拡声子局（令和元年度追加設置17局）位置図



(4) 北九州市内無線局及び受付所一覧表

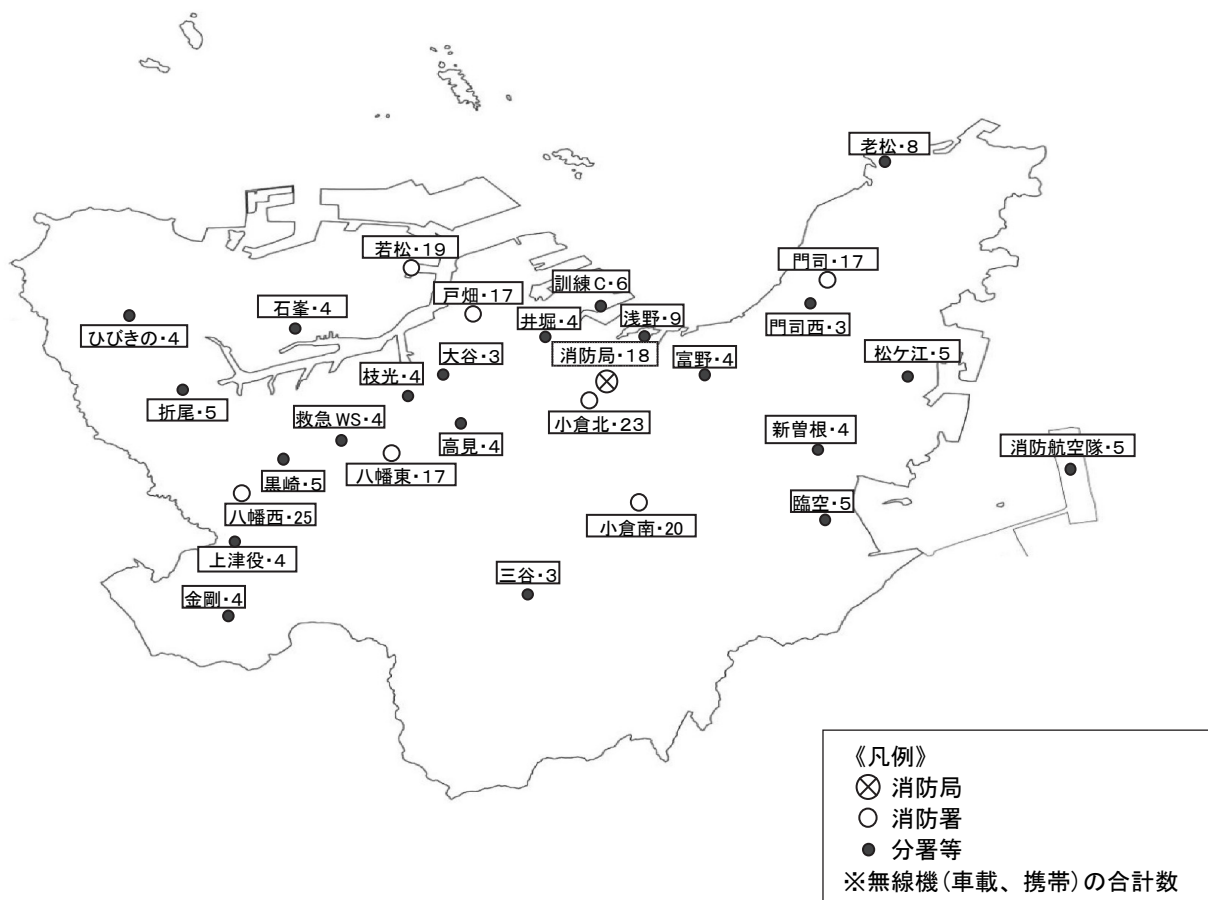
② () は受付所及びその所在地

免 許 人	局 設 置 場 所 (受付所 所在地)	受 付 所	有線電話番号
警 察	小倉北区大門一丁目6-19	小倉北警察署	583-0110
〃	小倉南区若園五丁目1-6	小倉南警察署	923-0110
〃	門司区西海岸二丁目3-13	門司警察署	321-0110
〃	八幡東区大谷一丁目1-1	八幡東警察署	662-0110
〃	八幡西区東王子町2-1	八幡西警察署	645-0110
〃	八幡西区光明一丁目6-6	折尾警察署	691-0110
〃	戸畑区汐井町2-1	戸畑警察署	861-0110
〃	若松区くきのうみ中央1-1	若松警察署	771-0110
福岡県	八幡西区則松三丁目7-1	福岡県北九州市土整備事務所	691-2761
国土交通省	小倉南区春ヶ丘10-10	北九州国道事務所	951-4331
北九州市	小倉北区大手町3-9	北九州市消防局	582-3811
〃	門司区大里東一丁目4-10	門司消防署	372-0119
〃	小倉北区大手町8-38	小倉北消防署	582-0119
〃	小倉南区若園五丁目1-3	小倉南消防署	951-0119
〃	若松区桜町1-28	若松消防署	752-0119
〃	八幡東区大谷一丁目3-1	八幡東消防署	663-0119
〃	八幡西区相生町19-19	八幡西消防署	622-0119
〃	戸畑区新池二丁目1-15	戸畑消防署	861-0119
漁 業	戸畑区銀座二丁目6-27	戸畑漁業無線協会 (戸畑漁業用海事局)	871-3732
国土交通省	小倉南区空港北町6番 (北九州空港)	北九州空港事務所	474-0204
〃	小倉北区浅野三丁目7-38	九州地方整備局関門航路 事務所	512-8091
〃	戸畑区川代二丁目1-2	北九州港湾・空港整備事務所 戸畑出張所	871-5021
朝日新聞	小倉北区室町一丁目1-1	朝日新聞西部本社	563-1150
九州旅客鉄道	福岡市博多区吉塚本町13-71	信号通信指令	092-624-3851
日本通運	小倉北区室町二丁目9-6	日本通運北九州支店	561-2043
九州電力	小倉北区米町二丁目3-1	北九州支社	531-1180
〃	〃	小倉営業所	0120-986-101
〃	八幡東区西本町一丁目19-1	八幡営業所	0120-986-102
〃	小倉北区米町二丁目3-1	北九州送配電統括センター	531-1195
〃	小倉北区西港町64-1	新小倉発電所	591-4060
西鉄バス	小倉北区砂津一丁目1-2	西鉄バス北九州(株)	522-1179
西部ガス	小倉北区愛宕一丁目5-1	北九州設備導管事業所	591-6688
〃	小倉北区堅町二丁目3-10	北九州東支店	561-4171
〃	八幡西区岸の浦一丁目1-1	北九州西支店	662-0266

(5) 北九州市内アマチュア無線局
日本アマチュア無線連盟福岡県支部

区名	局名 (コールサイン)	氏名	住所	電話番号
福岡県支部 支部長	JE6ONQ	井上 滋	〒837-0916 福岡県大牟田市田隈5-6	(宅) 0944-54-8253 (携) 090-5921-9800
北九州地区 代表	JH6KKD	国弘 正	〒802-0025 北九州市小倉北区寿山町6-33-5	(宅) 093-551-8114 (携) 090-4482-3034
小倉北	JF6TWP	杉山 健	〒803-0825 北九州市小倉北区白萩町1-3-1204	(宅) 093-583-5570 (携) 090-7292-5656
小倉南	JA6PNB	波多 勝博	〒802-0981 北九州市小倉南区企救丘5-9-48	(宅) 093-962-8670 (携) 090-1343-4493
〃	JG6MFD	平田 利彦	〒800-0218 北九州市小倉南区沼新町2-6-14	(宅) 093-471-8722 (携) 090-1088-2518
門 司	JA6EMA	中村 博雄	〒800-0047 北九州市門司区藤松1-15-8	(宅) 093-381-5800 (携) 090-1658-2640

5 消防救急無線設備の現況



6 (社)日本アマチュア無線連盟福岡県支部との災害時応援協定

アマチュア無線による災害時応援協定

社団法人日本アマチュア無線連盟福岡県支部（以下「JARL福岡県支部」という。）と北九州市（以下「市」という。）は、市が災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づき実施する災害時における情報の収集伝達に関し、次のとおり協定する。

社団法人日本アマチュア無線連盟福岡県支部
支 部 長 佐々木 正 文

北九州市
北九州市長 末 吉 興 一

（趣 旨）

第1条 この協定は、北九州市内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、JARL福岡県支部のアマチュア無線局が市に協力して、情報の収集伝達を行うために必要な事項について定める。

（性 格）

第2条 前条におけるアマチュア無線局の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

（構 成 員）

第3条 この協定において、情報の収集伝達を行う者は、JARL福岡県支部の北九州地区構成員（以下「構成員」という。）とする。

2 JARL福岡県支部は構成員に変更が生じた時はすみやかに新構成員名簿を市に提出するものとする。

（災 害）

第4条 この協定において「災害」とは、災対法第2条第1項第1号に定めるものとする。

（要 請）

第5条 市は、災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集伝達上必要があると認める時は、JARL福岡県支部及び構成員に対し、情報の収集伝達について、協力を要請することができる。

（情報の提供）

第6条 JARL福岡県支部の構成員は、市から協力要請がなくても必要と思われる災害情報については、市に提供することができるものとする。

(訓練への参加)

第7条 JARL福岡県支部は、市の行う防災訓練等に参加することができる。

(雑 則)

第8条 この協定に定めのない事項又は規定している事項に疑義を生じた場合には、JARL福岡県支部と市は協議のうえ決定する。

付 則

この協定は平成14年3月7日から実施する。

JARL福岡県支部と市とは、本協定書を2通作成し、それぞれ署名押印のうえ、その1通を保有する。

第 3 節 被害状況等の収集伝達計画資料

1 被害状況等収集伝達要領

最終改正：令和 6 年 6 月 12 日

（趣旨）

第 1 条 この要領は、北九州市災害対策本部運営要綱第 8 条の規定に基づき、災害が発生した場合における被害状況及び応急対策状況（以下「被害状況等」という。）を迅速かつ的確に収集伝達するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領において、「災害」とは、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

（情報連絡員）

第 3 条 被害状況等の収集及び伝達を円滑に実施するため、各局長及び区長は、あらかじめ情報連絡員を定め、危機管理監に届け出ておくものとする。

（現地調査班）

第 4 条 風水害等の被害状況等の調査を効率的に行い、災害確定の迅速化を図るため、各区に現地調査班を置くものとする。

- （1）現地調査班は、区対策部の総務、民生及び建設班員により編成する。
- （2）現地調査班は、災害対策（警戒）本部の閉鎖にかかわらず、区長（区対策部長）の指揮のもと、災害に係る応急措置完了後、5 日以内に被害状況等を調査し、確定するものとする。
- （3）現地調査班の数は、それぞれの区の実情に応じ決定し、あらかじめ現地調査班員を定め、危機管理監に届け出ておくものとする。

（被害認定調査班）

第 5 条 被災者生活再建支援法又は災害救助法が適用された風水害等の発生時において、住家の被害状況の調査を効率的に行い、被害認定の迅速化を図るため、各区に被害認定調査班を置くものとする。

- （1）被害認定調査班は、区対策、財政・変革及び都市戦略部員により編成する。
- （2）被害認定調査班は、災害対策（警戒）本部の閉鎖にかかわらず、区長（区対策部長）の指揮のもと、災害に係る応急措置完了後、遅滞なく住家の被害状況を調査し、認定するものとする。
- （3）区長（区対策部長）は、調査の開始日及び調査の期間等に応じて被害認定調査班の数を決定するほか、あらかじめその編成について検討するものとする。
- （4）危機管理監（総括部長）は、住家の被害状況の調査について、区長（区対策部長）から職員の応援要請があり、被害状況等により必要と認める場合は、協力部等に職員の応援を求めることができる。
- （5）総務市民局長（総務市民部長）は、区長（区対策部長）から危機管理監（総括部長）に職員の応

援要請があり、被害状況等により必要と認める場合は、他の地方公共団体に職員の応援を求めることができる。

(6) 被害認定に関し必要な事項は、別に定める。

(本部総括班)

第6条 災害対策（警戒）本部が設置されたときは、総括部に本部総括班を置く。

(1) 本部総括班は、報道機関等に対する災害情報の提供、被害状況等の収集伝達、被害状況報告の統計等を行う。

(2) 災害対策（警戒）本部設置前においても必要に応じ、本部総括班を置くことができる。

(被害状況等の内容)

第7条 被害状況等の調査及び報告の内容は、おおむね別表第1に定めるところによる。

(本部室)

第8条 災害対策（警戒）本部の本部室は、原則、本庁舎3階の危機管理室をあてる。

なお、災害の規模等によっては、本庁舎3階の大集会室又は消防局庁舎2階の災害対策本部室をあてる。

(被害判定基準)

第9条 被害の判定は、別表第2に定めるところによる。

(被害状況等の報告)

第10条 被害状況等を収集したときは、次により報告しなければならない。

(1) 災害発生通報の報告

災害発生通報を受信した区対策部、消防部その他の関係各部は、北九州市総合防災情報システム（以下「システム」という。）に必要事項を入力し、本部総括班へ報告する。

なお、区対策部においては、勤務時間外の市民からの通報についても対応できるようにしておくものとする。

(2) 被害状況等の中間報告

区対策部、消防部その他の関係各部は、受信した情報をもとに現地調査及び応急対策を行い、その結果をシステムに入力し、本部総括班へ報告する。

(3) 被害状況等の中間取りまとめ

ア 本部総括班は、システムをもとに、他の行政機関や公共機関から寄せられる情報を加えて、照合、調整、重要情報の選別及び区単位の整理を行ったうえ、市全体の被害状況等を取りまとめる。

イ 本部総括班は、この取りまとめた被害状況等を本部長及び県総務部防災危機管理局へ報告するとともに、関係各部及び報道機関等へ災害概況（第〇報）として提供する。

ウ この被害状況等は、見舞金の支給等被災者の救援活動や応急対策活動、災害救助法の適用、自衛隊の派遣要請及び災害復旧等の基礎資料として活用する。

(4) 被害状況等の確定報告

区対策部、その他の関係各部は、災害に係る応急措置完了後、確定した被害状況等をシステムに

より、5日以内に本部総括班へ報告するものとする。

(5) 被害状況等の最終取りまとめ

ア 本部総括班は、各区における被害状況等の確定報告をもとに市全体の被害状況等を取りまとめる。

イ 本部総括班は、この取りまとめた被害状況等を本部長及び県総務部防災危機管理局へ報告するとともに、関係各部及び報道機関等へ災害概況（最終報）として提供する。

ウ この被害状況等は、見舞金の支給等被災者の救援活動や災害救助法の適用、災害復旧等の資料として活用する。

(6) システム使用不能時における被害状況等の収集及び伝達

システム使用不能時における被害状況等の収集及び伝達は次のとおりとし、防災行政無線電話、電話、ファクシミリ又は電子メール等で迅速かつ的確に行うものとする。

報告区分	提出期限	様 式
発生報告	被害発生都度逐次報告	第1号 被害情報受（発）信表
中間報告	本部が指定した時刻	第2号 被害状況一覧表（中間・確定） 第3号 応急対策実施状況報告書 第4号 被害状況報告書（中間・確定） 第5号 避難者の記録（中間・確定）
確定報告	災害に係る応急措置完了後、 5日以内に報告	第2号 被害状況一覧表（中間・確定） 第4号 被害状況報告書（中間・確定） 第5号 避難者の記録（中間・確定）

(7) 被害状況等の情報共有

各部は、災害発生通報及び被害状況等の情報をシステムにより収集し、共有するものとする。

別表第 1

被害状況等の調査・報告事項

種 別	調 査 報 告 事 項
死 者 ・ 行 方 不 明	発生場所、原因、氏名、住所、年齢、性別（死亡日時）
負 傷 者	発生場所、原因、氏名、住所、年齢、性別、負傷の部位・程度、救出・救急状況、病院名
家 屋 全 壊（流失）	原因、氏名、棟数、世帯数、人員 避難状況（避難場所、避難世帯、人員、食糧・毛布の支給等）
〃 半 壊	
〃 一 部 破 損	
床 上 浸 水	原因、棟数、世帯数、人員（世帯主氏名）
床 下 浸 水	避難状況（避難場所、避難世帯、人員、食糧・毛布の支給等）
非 住 家 被 害	種別（公共建物、倉庫、車庫等）、被害程度、応急状況
道 路 被 害	箇所、管理種別（国、県、市私等別）被害状況
橋 り ょ う 被 害	応急対策（動員数、使用資器材）、通行等の状況
堤 防 被 害 河川、貯水池 溜池、用水路	箇所、管理種別（国、県、市別）、被害程度（規模）、関連被害（住家、田畑等）、応急対策（動員数、使用資器材）
田 畑 被 害	被害地域面積（冠水、埋没、流失）
山 ， 崖 く ず れ	被害の規模、人身、家屋等被害の有無、道路等の影響、応急対策（動員数、使用資器材）
水 道 施 設 被 害	原因、被害状況（断水状況）、応急・復旧対策（給水状況） （上水道、工業用水、簡易水道）
下 水 道 施 設 被 害	原因、被害状況、応急・復旧対策
通 信 ・ 電 力 等 被 害	被害状況、応急・復旧対策
船 舶 被 害	被害状況（沈没、流失、破損等）

※ 浸水、堤防、山・崖くずれ等の被害は、次の事項についても調査、報告すること。

- 1 宅造工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域内、外の別
- 2 風水害危険区域（箇所）指定の確認
- 3 公災、民災の別

別表第 2

被害判定基準

※令和 3 年 6 月 2 4 日府政防第 6 7 0 号内閣府政策統括官（防災担当）通知にて、住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「準半壊に至らない（一部損壊）」の 6 区分で認定を行うよう変更となった。

被 害 区 分		判 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊 (全 焼 ・ 全 流 失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。
	大 規 模 半 壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50% 以上 70% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40% 以上 50% 未満のものとする。
	中 規 模 半 壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30% 以上 50% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30% 以上 40% 未満のものとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものとする。
	準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10% 以上 20% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10% 以上 20% 未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
非住家被害	公 共 建 物	例えば庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

り 災 世 帯 等	り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者		り災世帯の構成員とする。
そ の 他 の 被 害	田	流 失 ・ 埋 没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
		冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑	流 失 ・ 埋 没	田に準ずる。
		冠 水	

被 害 区 分			判 定 基 準
そ の 他 の 被 害	文 教 施 設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	道 路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
	河 川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	港 湾		港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	砂 防		砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	清 掃 施 設		ごみ処理及びし尿処理施設。
	鉄 道 不 通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	船 舶 被 害		櫓かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	通 信 被 害		災害により通話不能となった電話の回線数
被 害 金 額	公 共 文 教 施 設		公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
		林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
		畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜畜舎等の被害とする。
		水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり魚具、漁船等の被害とする。
		商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第4節 災害の広報計画資料

1 放送設備を有する自動車所有台数及び所有機関

所有機関	電話	台数	所有機関	電話	台数
危機管理室	582-2110	2	門司区役所	331-1881	5
消防局	582-3811	19	小倉北区役所	582-3301	3
〃 門司消防署	372-0119	26	小倉南区役所	951-4111	6
〃 小倉北消防署	582-0119	27	若松区役所	761-5321	5
〃 小倉南消防署	951-0119	25	八幡東区役所	671-1459	3
〃 若松消防署	752-0119	20	八幡西区役所	642-1441	2
〃 八幡東消防署	663-0119	19	戸畑区役所	871-1501	3
〃 八幡西消防署	622-0119	32	環境局 循環社会推進課	582-2187	1
〃 戸畑消防署	861-0119	14	〃 新門司環境センター	481-7053	27
上下水道局 広域事業課	582-3141	2	〃 日明環境センター	571-4481	30
〃 穴生浄水場	641-3338	1	〃 皇后崎環境センター	631-5337	37
〃 畑浄水場	617-4813	1			
〃 東部工事事務所	932-5793	14			
〃 西部工事事務所	644-7820	15			
〃 本城浄水所	601-8061	1			
			合 計		340

(R 7 . 4)

2 災害時の放送要請

災害対策基本法第57条に規定する放送を要請する場合は、「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」により行う。

(1) 本市が協定を締結している放送局への要請

協定締結放送局	連絡責任者	TEL	FAX
日本放送協会北九州放送局	コンテンツセンター長	093-591-5011	093-591-8051
RKB毎日放送(株) 北九州支社	報道部長	093-531-0933	093-531-0934
KBC九州朝日放送(株)	報道制作部長	093-563-1610	093-563-1613
(株)TNCテレビ西日本 北九州支局	報道部長	093-521-3324	093-541-0797
(株)TVQ九州放送	報道制作部長	092-262-0073	092-272-5905
(株)CROSS FM	専務取締役編成業務部長	093-551-9115	093-541-7434
(株)エフエム福岡	編成制作部長	092-533-0809	092-526-5300
FBS福岡放送(株)	報道部長	092-532-3001	092-532-3091
LOVE FM	放送局長	092-734-5462	092-716-0761
FM HIBIKI	取締役放送局長	093-695-0882	093-601-1618
FM KITAQ	代表取締役	093-531-5313	093-531-5317
(株)ジェイコム九州	北九州局業務局管理部長	092-231-1300	092-555-4687

第 5 節 避難者受入れ計画資料

1 避難所、避難地、防災拠点

(令和 7 年 5 月現在)

(1) 予定避難所、一時避難地

ア 内訳

(ア) 予定避難所

行政区	予定避難所数	大規模	適応災害種別				
			洪水 内水 土砂	地震	津波	高潮	火事
総 計	501	29	438	412	430	439	492
門司	75	2	57	52	62	58	72
小倉北	86	5	76	70	68	81	85
小倉南	96	3	94	87	87	77	96
若松	45	3	36	32	39	40	45
八幡東	43	6	38	38	39	42	41
八幡西	125	4	107	103	104	114	123
戸畑	31	6	30	30	31	27	30
受入れ可能人数	90,044	19,571	82,352	83,655	86,927	81,491	89,482

(イ) 一時避難地

行政区	一時避難地数※	広域	適応害種別				
			洪水 内水 土砂	地震	津波	高潮	火事
総 計	293 (167)	26	216 (141)	251 (150)	287 (158)	246 (147)	290 (159)
門司	32 (21)	2	19 (15)	19 (15)	31 (18)	24 (16)	31 (17)
小倉北	37 (23)	4	28 (23)	34 (23)	36 (22)	30 (23)	37 (23)
小倉南	56 (32)	3	44 (29)	51 (30)	53 (29)	41 (24)	56 (30)
若松	29 (17)	3	20 (12)	20 (12)	29 (17)	27 (17)	29 (17)
八幡東	27 (17)	2	22 (15)	24 (16)	27 (17)	27 (17)	26 (17)
八幡西	91 (45)	7	64 (35)	84 (42)	90 (43)	78 (39)	91 (43)
戸畑	21 (12)	5	19 (12)	19 (12)	21 (12)	19 (11)	20 (12)

※ () 内は学校等グラウンドで内数

※八幡西区に市外(直方市)1箇所含む

予定避難所 ※ 1 ※ 2
災害時に避難者が発生した場合、その受入について、理解と協力が得ることができる（避難所として開設が見込める）施設として、市長があらかじめ指定する施設。
一時避難地 ※ 1
地域住民が一時的に避難して災害をやり過ごす場所、又は、広域避難地や予定避難所等へ避難するための集合場所となる、学校、公園等の公共のオープンスペースで、災害種別ごとに市長があらかじめ指定する場所。

イ 定義

※ 1 災害対策基本法第49条の 4 に規定する「指定緊急避難場所」として取り扱う。

※ 2 災害対策基本法第49条の 7 に規定する「指定避難所」として取り扱う。

(2) 避難地と防災拠点(防災公園等)

ア 避難地となる都市公園

災害時に避難地となる都市公園等は、避難の経過に応じて、一時避難地、広域避難地に区別されている。

一時避難地は、概ね 1 ヘクタール以上の都市公園等126箇所、市立小中学校のグラウンド等167箇所を位置付けている。

広域避難地は、概ね10ヘクタール以上の都市公園等26箇所を位置付けている。

イ 救援・復旧・復興活動の拠点となる都市公園

災害後の救援・復旧・復興活動の拠点となる都市公園は、正確な情報収集・伝達、物資補給などの一元化が重要であり、これらを速やかに実施可能なものとするため、広域防災拠点、地域防災拠点に位置付けされている。

地域防災拠点
災害時の救援・復旧・復興の前線型の防災拠点としての役割を担う。 概ね10ヘクタール以上の都市公園で、行政区や地形等を考慮して、市内に14箇所を位置付ける。被災場所や災害形態に応じて、使用する地域防災拠点やその用途を決定する。 (主な役割) ・ 消防、警察、自衛隊等の救援部隊の前線基地 ・ 復旧・復興の作業部隊の前線基地 ・ 救援物資や資材の中継基地 等
広域防災拠点
救援活動の拠点や災害復旧・復興活動の拠点等、広域的な防災拠点としての役割を担う。 概ね50ヘクタール以上の都市公園で、本市の中央および西部に 1 箇所、計 2 箇所を位置付ける。 (主な役割) ・ 災害時における広域応援のベースキャンプ ・ 救援、復旧・復興物資の流通配給基地 等
臨海防災拠点
広域輸送体制の拠点としての役割を担う。 耐震強化岸壁と背後のオープンスペースを有する港湾施設で、市内に 1 箇所を位置付ける。 (主な役割) ・ 救援部隊や復旧・復興の作業部隊の一時集結場所 ・ 支援物資等の集積場所 等

2 避難所、避難地、防災拠点一覧

(令和7年5月現在)

※受入人員については、内閣府の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(令和6年12月改訂)」の改訂に基づき、「3.5㎡あたり1人」で計算している。
 ※大規模予定避難所については、指定の基準の「収容人員500人以上であること」を「受入箇所面積1,000㎡以上」として取り扱う。
 (地域防災計画(災害対策編)については、今年度変更する予定である)

予定避難所・一時避難地(学校等グラウンド)一覧表(門司区)

校区名	予定避難所名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な受入 予定箇所	受入人員	大規模 予定避難所	(学校等 グラウンド)	ベント 同行避難
				洪水	地震	津波	高潮	火大規模 事な						
西門司	西門司小学校	東新町一丁目10-1	381-4138 (381-4139)	○	○	○	○	○	19m	体育館	172		○	○ 屋内 屋外
	西門司市民センター	稲積一丁目3-1	381-4927 (381-4927)	○	○	○	○	○	21m	多目的 ホール	101			○ 屋内
	門司生涯学習センター 大里分館	下馬寄6-8	371-4649 (371-4268)	○	○	○	○	○	11m	体育室	174			○ 屋内
藤松	藤松小学校	藤松一丁目19-1	391-2300 (391-4215)	○	○	○	○	○	28m	体育館	171			○ 屋外
	緑丘中学校	緑ヶ丘6-1	381-4838 (381-4839)	○	○	○	○	○	57m	体育館	222		○	○ 屋外
	藤松市民センター	上藤松二丁目3-31	391-6411 (391-6412)	○	○	○	○	○	46m	多目的 ホール	88			○ 屋外
	門司大翔館高等学校	藤松二丁目7-1	372-1304 (372-1380)	○	○	○	○	○	40m	商品 実習室	218			不可
大里南	大里南小学校	新原町15-1	381-1961 (381-1962)	○	○	○	○	○	27m	体育館	171		○	○ 屋内 屋外
	柳西中学校	柳原町1-1	381-0888 (381-0889)	○	○	○	○	○	21m	体育館	431		○	○ 屋外
	大里南市民センター	原町別院13-27	391-5591 (391-5592)	○	○	○	○	○	14m	多目的 ホール	63			○ 屋内
大里柳	大里柳小学校	不老町二丁目1-1	381-4731 (381-4732)			○	○	○	39m	体育館	289		○	○ 屋外
	豊国学園高等学校	柳町四丁目5-1	371-3037 (371-3032)				○	○	43m	体育館	220			○ 屋外
	門司体育館	高田一丁目20-1	381-6445 (381-6445)	○	○	○	○	○	13m	体育室	389	○		○ 屋内 屋外
	大里柳市民センター	高田二丁目2-18	381-2328 (381-2018)	○	○	○	○	○	13m	多目的 ホール	107			○ 屋内
	大里柔剣道場	不老町一丁目1-4	381-4776	○	○	○	○	○	23m	柔道場	193			○ 屋内 屋外
大里東	大里東小学校	中二十町7-1	381-4531 (381-4532)	○	○	○	○	○	11m	体育館	172		○	○ 屋外
	佛願寺	大里本町二丁目7-21	381-2823 (391-5053)	○				○	3m	本堂	17			○ 屋外
	西生寺	大里本町一丁目8-8	381-2127 (391-3236)	○				○	3m	本堂	28			不可
	大里東市民センター	下二十町3-7	371-4419 (371-4008)	○	○	○	○	○	4m	多目的 ホール	69			○ 屋内
萩ヶ丘	萩ヶ丘小学校	寺内二丁目7-1	381-4631 (381-4632)	○	○	○	○	○	28m	体育館	172		○	○ 屋外
	戸ノ上中学校	寺内四丁目1-1	381-3034 (381-3035)	○	○	○	○	○	27m	柔剣 道場	88			不可
	萩ヶ丘市民センター	大里戸ノ上三丁目8-1	372-3720 (372-3726)	○	○	○	○	○	18m	多目的 ホール	68			○ 屋内
小森江	旧小森江西小学校体育館	羽山一丁目12-1		○	○	○	○	○	23m	体育館	152		○	○ 屋外
	小森江西市民センター	矢筈町5-42	372-6001 (372-6001)	○	○	○	○	○	12m	多目的 ホール	86			○ 屋外
	小森江東市民センター	風師三丁目9-20	331-5735 (331-5735)	○	○	○	○	○	33m	第一 和室	77			○ 屋外
	門司総合特別支援学校	矢筈町13-1	372-6631 (372-6632)	○	○	○	○	○	36m	体育館	168		○	○ 屋内 屋外
	風師児童館	風師三丁目9-18	321-8810 (321-8810)	○	○	○	○	○	35m	遊戯室	57			○ 屋外
	社会福祉法人英会 すみれそ	風師四丁目12-31	331-4301 (331-4303)			○	○	○	21m	地域交流 スペース	18			○ 屋内
	小森江小学校	二タ松町2-1	381-5538 (332-6801)			○	○	○	22m	体育館	22		○	○ 屋外

予定避難所・一時避難地（学校等グラウンド）一覧表（門司区）

校区名	予定避難所名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な 受入 予定 箇所	受入 人員	大規模 予定 避難所	(学校等 グラウンド)	ペット 同行 避難
				洪水 土砂	地震	津波	高潮	火大 規模 事な						
門司 海青	門司海青小学校	清滝五丁目3-21	331-1708 (331-1709)			○	○	○	17m	体育館	205		○	○ 屋外
	門司中学校	丸山二丁目5-1	321-3685 (321-3686)	○	○	○	○	○	25m	体育館	411		○	○ 屋外
	門司区役所	清滝一丁目1-1	331-0001 (331-1805)	○	○	○	○	○	23m	大会議室	22			○ 屋外
	錦町市民センター	清滝三丁目5-5	332-5600 (332-5611)	○	○	○	○		9m	多目的 ホール	49			○ 屋外
	丸山市民センター	長谷一丁目14-28	332-1651 (332-1652)	○	○	○	○	○	44m	多目的 ホール	49			○ 屋内 屋外
	丸山公民館	丸山二丁目4-3	332-2027 (332-2027)	○			○	○	20m	ホール	26			不可
	旧大連航路上屋	西海岸一丁目3-5	322-5020 (322-5021)	○	○	○		○	2m	多目的室	545	○		○ 屋外
門司 中央	門司中央小学校	東門司二丁目16-1	331-1375 (331-1376)			○	○	○	24m	体育館	201		○	○ 屋外
	庄司公民館	老松町6-7	321-0597 (321-0597)	○				○	7m	集会所	22			○ 屋外
	老松市民センター	庄司町4-16	332-0889 (332-0070)	○	○	○	○	○	9m	多目的 ホール	109			○ 屋外
港が 丘	港が丘小学校	清見一丁目18-38	332-0500 (332-1022)	○	○	○	○	○	39m	体育館	196		○	○ 屋外
	古城市民サブセンター	浜町6-25	321-5700 (321-5700)	○	○	○		○	2m	多目的 ホール	19			○ 屋内
	清見市民センター	清見三丁目1-1	331-3033 (331-3034)	○	○	○	○	○	24m	多目的 ホール	55			○ 屋内
	早鞆中学校	清見三丁目13-1	321-3788 (321-3789)	○	○	○	○	○	54m	体育館	214			○ 屋外
田野 浦	田野浦小学校	田野浦一丁目18-1	321-0811 (321-5690)			○	○	○	12m	体育館	140		○	○ 屋外
	田野浦公民館	田野浦一丁目1-5	321-0106 (342-8762)					○	4m	1F ホール	43			○ 屋内
	太刀浦公民館	大字田野浦1141-1	321-8369 (321-8369)	○				○	6m	集会場	28			○ 屋内
	田野浦市民センター	新開6-11	331-2025 (331-2025)	○	○	○		○	4m	多目的 ホール	96			○ 屋内 屋外
大積	大積小学校	大字大積974-3	341-8296 (341-8244)			○	○	○	21m	体育館	103			○ 屋外
	浄光寺	大字大積839	341-8143 (341-3122)			○	○	○	13m	本堂	182			○ 屋外
	東郷中学校	黒川西一丁目9-1	341-8811 (341-3499)	○	○	○	○	○	31m	体育館	170		○	○ 屋外
	高砂町町民館	高砂町8-10					○	○	30m	集会所	22			○ 屋内
	大積公民館	大字大積725-29						○	8m	講堂	37			不可
	東郷市民センター	黒川西一丁目3-26	341-1126 (341-1126)	○	○	○	○	○	34m	多目的 ホール	79			○ 屋内
	市立もじ少年自然の家	大字喜多久784-1	341-1128 (341-1118)			○		○	4m	体育館	114			○ 屋外
白野 江	白野江小学校	白野江三丁目2-1	341-8021 (341-2512)	○	○	○		○	4m	体育館	175		○	○ 屋外
	白野江市民センター	白野江二丁目13-1	341-3221 (341-3222)	○	○	○	○	○	7m	多目的 ホール	67			○ 屋内 屋外
	青浜町民館	大字白野江317-2	341-1855					○	10m	集会所	17			○ 屋内
	白野江植物公園	白野江二丁目7-18	341-8111 (341-8444)			○	○	○	15m	休憩室	28		○	○ 屋外
柄杓 田	柄杓田小学校	大字柄杓田1002-1	341-8734 (341-3498)	○	○	○	○		11m	体育館	144		○	○ 屋外
	柄杓田市民サブセンター	大字柄杓田1407-14	341-0102 (341-0102)	○	○	○			3m	多目的 ホール	22			○ 屋外

予定避難所・一時避難地（学校等グラウンド）一覧表（門司区）

校区名	予定避難所名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な受入 予定箇所	受入人員	大規模予定避難所	(学校等グラウンド)	ペット同行避難
				洪水	地震	津波	高潮	火大規模事						
松ヶ江北	松ヶ江北小学校	大字畑518	481-0614 (481-4596)	○	○	○	○	○	11m	体育館	102			○ 屋外
	松ヶ江北市民センター	大字畑903	481-5725 (481-5726)	○	○	○	○	○	13m	多目的ホール	55			○ 屋外
	門司学園高等学校	大字猿喰1462-2	483-1750 (483-2005)	○	○	○	○	○	9m	体育館	316			○ 屋外
	猿喰公民館	大字猿喰445	481-1873 (481-1873)					○	5m	集会場	34			○ 屋内
	伊川市民サブセンター	大字伊川1462-1	481-7177 (481-7177)	○	○	○	○	○	6m	多目的ホール	44			○ 屋外
	旧伊川小学校	大字伊川1058-3	483-1734 (483-1735)	○	○	○	○	○	25m	体育館	153			○ 屋内
松ヶ江南	松ヶ江南小学校	吉志二丁目20-1	481-0700 (481-0701)	○	○	○		○	5m	体育館	152		○	○ 屋内 屋外
	松ヶ江中学校	大字畑2077	481-0605 (481-2898)	○	○	○	○	○	10m	体育館	294		○	○ 屋外
	松ヶ江南市民センター	吉志新町二丁目1-1	481-0290 (481-0019)	○	○	○	○	○	9m	多目的ホール	58			○ 屋外
	新門司地域交流センター	吉志新町二丁目1-1	481-4599 (481-4557)	○	○	○	○	○	9m	多目的ホール	97			○ 屋外
	新門司体育館	吉志新町二丁目1-1	483-3717 (483-3718)	○	○	○	○	○	9m	体育館	241			○ 屋内 屋外
	恒見区民会館	恒見町21-1	481-0008 (481-0008)		○			○	3m	集会室	39			不可
	井ノ浦集会所	大字恒見12-5					○	○	12m	集会室	17			不可
	浦中集会所	新門司三丁目12		○	○	○		○	4m	集会室	30			不可
	原吉志集会所	吉志三丁目10-22		○		○	○	○	11m	集会室	17			不可

一時避難地（都市公園等）一覧表（門司区）

校区名	一時避難地名 (都市公園等)	所在地	適応災害種別					標高	面積	広域避難地	地域防災拠点	広域防災拠点	臨海部防災拠点
			洪水	地震	津波	高潮	火大規模事						
西門司	緑谷緑地	稲積一丁目、二丁目6・7番			○	○	○	18m	1.5ha				
藤松	青葉台公園	青葉12番			○	○	○	71m	1.7ha				
大里柳	大里公園	不老町一丁目1番			○	○	○	20m	10.9ha	○	○		
大里東	大森公園	大里東一丁目3番			○	○	○	34m	1.8ha				
萩ヶ丘	萩ヶ丘公園	大里戸ノ上三丁目8番	○	○	○	○	○	18m	1.8ha				
門司中央	老松公園	東門司一丁目12番、老松町3番			○		○	2m	3.2ha				
港が丘	和布刈公園	門司区旧門司二丁目、大字門司					○	4m 118m	37.1ha	○	○		
田野浦	田野浦臨海公園	田野浦一丁目2番、新開13番	○	○	○		○	3m	1.0ha				
松ヶ江北	新門司海浜公園	大字猿喰			○		○	8m	3.6ha				
松ヶ江南	松ヶ江ふれあい公園	大字畑	○	○	○		○	2m	1.3ha				
	新門司公園	新門司二丁目	○	○	○		○	3m	3.4ha				

予定避難所・一時避難地（学校等グラウンド）一覧表（小倉北区）

校区名	予 定 避 難 所 名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な 受入 予定 箇所	受入 人員	大規模 予定避難 所	(学校等 グラウンド)	ベ ット 同 行 避難
				洪水 土砂	地震	津波	高潮	火大 規模 事な						
桜丘	桜 丘 小 学 校	赤坂二丁目21-1	521-7029 (521-7948)	○	○	○	○	○	32m	体育館	188		○	○ 屋外
	桜 丘 市 民 セ ン タ ー	上富野五丁目6-21	522-5233 (522-5235)	○	○	○	○	○	26m	多目的 ホール	82			○ 屋外
富野	富 野 小 学 校	常盤町3-1	521-2822 (521-2823)	○	○	○	○	○	30m	体育館	185			○ 屋内 屋外
	富 野 中 学 校	常盤町8-1	521-1216 (521-1250)	○	○	○	○	○	37m	体育館	210		○	○ 屋内 屋外
	下 富 野 公 民 館	下富野二丁目1-32	531-3757 (531-3757)	○	○	○	○	○	7m	和室	6			不可
	下富野地域交流センター	下富野五丁目17-17	521-3266 (521-3289)	○	○	○	○		14m	大集会室	22			○ 屋内
	富 野 市 民 セ ン タ ー	須賀町6-23	533-5541 (533-5542)	○	○	○	○	○	34m	多目的 ホール	91			○ 屋外
	サ ン レ ー 小 倉 紫 雲 閣	上富野三丁目2-8	522-0505 (521-6889)	○			○	○	14m	大ホール	192			○ 屋外
小倉中央	小 倉 中 央 小 学 校	堺町二丁目4-1	521-1079 (521-0492)	○	○	○	○	○	4m	体育館	188		○	○ 屋外
	菊 陵 中 学 校	下富野一丁目2-1	521-0623 (521-5319)	○	○	○	○	○	8m	体育館	285		○	○ 屋外
	小倉中央市民センター	堺町二丁目4-24	551-1201 (551-1201)	○	○	○	○	○	4m	多目的 ホール	63			○ 屋外
	総合保健福祉センター	馬借一丁目7-1	522-5721 (522-8775)	○	○		○	○	2m	講堂	71			不可
	商 工 貿 易 会 館	古船場町1-35	541-2184 (541-2185)	○	○	○	○	○	3m	多目的 ホール	102			○ 屋外
西小倉	西 小 倉 小 学 校	城内6-1	581-4110 (581-4111)	○	○	○	○	○	9m	体育館	205		○	○ 屋外
	思 永 中 学 校	大門一丁目5-1	561-0535 (561-0536)	○	○	○	○	○	5m	体育館	114		○	○ 屋外
	生涯学習総合センター	大門一丁目6-43	571-2735 (571-0943)	○	○	○	○	○	7m	和室	44			○ 屋内
	西 小 倉 市 民 セ ン タ ー	大門一丁目5-2	592-1603 (592-1605)	○	○	○	○	○	4m	多目的 ホール	84			○ 屋外
中島	中 島 小 学 校	昭和町16-1	921-1690 (921-1708)	○	○	○	○	○	2m	体育館	154		○	○ 屋内 屋外
	中 島 市 民 セ ン タ ー	昭和町16-2	931-8370 (931-8371)	○	○	○	○	○	2m	多目的 ホール	78			○ 屋外
貴船	貴 船 小 学 校	白銀二丁目8-1	921-3971 (921-3980)	○	○	○	○	○	4m	体育館	223		○	○ 屋外
	白 銀 中 学 校	白銀一丁目13-1	921-2693 (921-2688)	○	○	○	○	○	3m	体育館	325	○	○	○ 屋外
	黄 金 公 民 館	黄金一丁目7-1						○	2m	会議室	3			○ 屋外
	黄 金 二 丁 目 公 民 館	黄金二丁目6-1					○	○	4m	会議室	22			○ 屋内
	貴船地域交流センター	東篠崎一丁目20-8	921-5303 (921-5333)	○	○	○	○	○	4m	多目的 利用室	27			○ 屋内
	貴 船 市 民 セ ン タ ー	白銀一丁目5-8	921-2606 (921-2612)	○	○	○	○	○	3m	多目的 ホール	95			○ 屋内
足立	足 立 小 学 校	宇佐町一丁目6-7	521-1635 (521-1636)	○	○	○	○	○	2m	体育館	171			○ 屋内
	足 立 中 学 校	萩崎町3-1	931-0570 (931-0600)	○	○	○	○	○	3m	体育館	228		○	○ 屋外
	足 立 市 民 セ ン タ ー	宇佐町一丁目8-15	541-5085 (541-5086)	○	○	○	○	○	3m	多目的 ホール	55			○ 屋内
霧丘	霧 丘 小 学 校	霧ヶ丘一丁目12-1	921-6920 (921-6985)			○	○	○	13m	体育館	171			○ 屋外
	霧 丘 市 民 セ ン タ ー	黒原二丁目30-30	922-7365 (922-7365)	○	○	○	○	○	22m	多目的 ホール	81			○ 屋内

予定避難所・一時避難地（学校等グラウンド）一覧表（小倉北区）

校区名	予 定 避 難 所 名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な 受入 予定 箇所	受入 人員	大規模 予定避難 所	(学校等 グラウンド)	ベ ト ト 同 行 避 難
				洪水 土砂	地震	津波	高潮	火大 規模 事な						
足原	足 原 小 学 校	足原二丁目8-1	921-3206 (921-3282)	○	○	○	○	○	16m	体育館	209		○	○ 屋外
	霧 丘 中 学 校	黒原三丁目17-1	931-6558 (931-6509)	○	○	○	○	○	9m	体育館	205		○	○ 屋外
	黒 住 町 公 民 館	黒住町25-6					○	○	6m	別館	14			不可
	足 原 市 民 セ ン タ ー	足原二丁目8-3	941-5790 (941-5792)	○	○	○	○	○	17m	多目的 ホール	102			○ 屋内
寿山	寿 山 小 学 校	大島三丁目10-1	521-2131 (521-2132)	○	○	○	○	○	17m	体育館	223		○	○ 屋外
	宇 佐 町 公 民 館	神岳二丁目2-8						○	3m	和室	6			○ 屋外
	寿 山 公 民 館	大島一丁目4-17		○	○	○	○	○	6m	ホール	35			不可
	寿 山 市 民 セ ン タ ー	大島三丁目10-2	531-1226 (531-1227)	○	○	○	○	○	22m	多目的 ホール	71			○ 屋内
三郎丸	三 郎 丸 小 学 校	三郎丸三丁目13-1	921-1440 (921-1481)	○	○	○	○	○	6m	体育館	223			○ 屋外
	同 志 通 公 民 館	熊本二丁目2-16						○	3m	大広間	28			不可
	妙 見 通 公 民 館	熊本三丁目4-6		○			○	○	11m	広間	11			○ 屋外
	三 郎 丸 市 民 セ ン タ ー	熊本一丁目12-1	941-2763 (941-2763)	○	○	○	○	○	4m	多目的 ホール	84			○ 屋内
	小 倉 北 体 育 館	三郎丸三丁目4-1	923-0823 (923-0823)		○	○		○	3m	体育館	406	○		○ 屋内
	北九州メディアドーム	三萩野三丁目1-1	941-0945 (941-1747)	○	○	○	○	○	4m	アリーナ	1570	○		○ 屋外
日明	日 明 小 学 校	日明四丁目4-1	581-1335 (581-1336)	○	○	○	○	○	9m	体育館	205		○	○ 屋外
	日 明 市 民 セ ン タ ー	日明四丁目3-7	571-3704 (571-3079)	○	○	○	○	○	6m	多目的 ホール	68			○ 屋内
	小 倉 高 等 学 校	愛宕二丁目8-1	592-3901 (582-7669)	○	○	○	○	○	10m	体育館	365			○ 屋外
	北九州緊急物資 輸送センター	西港町9-14	561-3092 (571-3742)	○	○		○	○	2m	研修室	91			不可
中井	北小倉市民センター	中井一丁目10-1	571-3270 (571-3279)	○	○	○	○	○	19m	多目的 ホール	72			○ 屋外
	真 颯 館 高 等 学 校	中井口5-1	561-1231 (591-9595)	○	○	○	○	○	3m	体育館	1088	○		不可
	中 井 小 学 校	中井二丁目12-1	571-3525 (571-3526)	○	○	○	○	○	10m	体育館	229			○ 屋内 屋外
	中 井 市 民 セ ン タ ー	井堀二丁目7-4	591-8750 (591-8750)	○	○	○	○	○	20m	多目的 ホール	91			○ 屋外
	中 井 婦 人 公 民 館	中井二丁目18-3		○			○	○	10m	大広間	28			不可
	志 明 館 小 学 校	中井口4-1	383-0514 (383-0504)	○	○	○		○	4m	体育館	223			○ 屋外
井堀	井 堀 小 学 校	井堀三丁目15-1	561-5276 (561-5275)	○	○	○	○	○	19m	体育館	268			○ 屋外
	井 堀 市 民 セ ン タ ー	井堀三丁目15-2	592-1170 (592-1178)	○	○	○	○	○	19m	多目的 ホール	54			○ 屋内

予定避難所・一時避難地（学校等グラウンド）一覧表（小倉北区）

校区名	予 定 避 難 所 名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標 高	主 な 受 入 予 定 箇 所	受 入 人 員	大 規 模 予 定 避 難 所	(学 校 等 グ ラ ウ ン ド)	ペ ット 同 行 避 難
				洪内土 水水砂	地震	津波	高潮	火大規 模事な						
到津	到津小学校	上到津一丁目9-1	581-1720 (581-1721)	○	○	○	○	○	29m	体育館	171			○ 屋外
	板櫃中学校	白萩町8-1	561-4993 (561-4996)	○	○	○	○	○	32m	体育館	228		○	○ 屋外
	小倉北特別支援学校	下到津四丁目3-1	592-2103 (592-2104)	○	○	○	○	○	10m	体育館	297			○ 屋外
	到津公民館	下到津四丁目10-5		○			○	○	10m	会議室	27			不可
	上四公民館	上到津四丁目11-28		○			○	○	19m	和室	10			不可
	到津市民センター	下到津四丁目3-2	583-8866 (583-8867)	○	○	○	○	○	10m	中ホール	66			○ 屋内 屋外
	小倉西高等学校	下到津五丁目7-1	561-0444 (581-7721)	○	○	○	○	○	11m	体育館	356			不可
	小倉工業高等学校	白萩町6-1	571-1738 (581-6761)	○	○	○	○	○	19m	体育館	283			○ 屋外
	学校法人 東筑紫学園	下到津五丁目2-23	561-2136 (561-9728)	○	○	○	○	○	11m	体育館	259			不可
泉台	泉台小学校	泉台一丁目3-1	651-6028 (651-6992)	○	○	○	○	○	41m	体育館	171		○	○ 屋外
	泉台市民センター	真鶴一丁目5-15	571-3281 (571-3277)	○	○	○	○	○	12m	多目的 ホール	72			○ 屋内
清水	清水小学校	清水二丁目13-1	561-0677 (581-3404)	○	○	○	○	○	12m	体育館	250		○	○ 屋外
	篠崎中学校	原町二丁目8-1	561-0131 (561-0132)	○	○	○	○	○	15m	体育館	339	○	○	○ 屋外
	清水公民館	清水三丁目7-6		○			○	○	13m	大広間	45			○ 屋内
	清水市民センター	弁天町6-5	592-8351 (592-8352)	○	○	○	○	○	13m	多目的 ホール	52			○ 屋内 屋外
南小倉	南小倉小学校	新高田一丁目1-1	581-4091 (581-4092)	○	○	○	○	○	25m	体育館	223		○	○ 屋外
	南小倉中学校	高尾一丁目4-1	581-9290 (571-4510)	○	○	○	○	○	43m	体育館	200		○	○ 屋外
	木町公民館	木町三丁目1-2		○	○	○	○	○	5m	ホール	37			○ 屋外
	新高田公民館	新高田二丁目3-1					○	○	6m	大広間	18			不可
	山田町公民館	篠崎五丁目3-9					○	○	23m	ホール	16			不可
	山田地域交流センター	篠崎五丁目9-1	581-4159 (581-4168)	○	○	○	○	○	44m	会議室	52			○ 屋外
	南小倉市民センター	新高田一丁目10-3	592-5911 (592-5912)	○	○	○	○	○	5m	多目的 ホール	77			○ 屋内
	年長者研修大学校周望学舎	新高田二丁目29-1	591-2626 (591-2629)	○	○	○	○	○	50m	体育館	117			○ 屋外
南丘	南丘小学校	南丘一丁目1-1	581-1343 (581-1344)	○	○	○	○	○	30m	体育館	200		○	○ 屋外
	南丘市民センター	熊谷一丁目26-15	582-7328 (582-7328)	○	○	○	○	○	9m	多目的 ホール	129			○ 屋内
	熊谷公民館	熊谷二丁目3-11	582-8685 (582-8685)	○			○	○	12m	ホール	54			不可
今町	今町小学校	今町三丁目19-1	592-4900 (592-4901)	○	○	○	○	○	11m	体育館	171		○	○ 屋外
	今町公民館	今町二丁目20-1					○	○	8m	大広間	33			不可
	今町市民センター	今町三丁目19-2	571-9898 (582-9498)	○	○	○	○	○	11m	多目的 ホール	57			○ 屋外
藍島	藍島小学校	大字藍島246-3	751-2703	○	○		○	○	2m	教室	103		○	○ 屋外

一時避難地（都市公園等）一覧表（小倉北区）

校区名	一時避難地名 (都市公園等)	所在地	適応災害種別					標高	面積	広域避難地	地域防災拠点	広域防災拠点	臨海部防災拠点
			洪水 内水 土砂	地震	津波	高潮	火大規模 事な						
桜丘	手 向 山 公 園	赤坂四丁目8番			○	○	○	67m	11.2ha				
	延 命 寺 臨 海 公 園	赤坂海岸1～3番	○	○	○		○	4m	2.5ha				
小倉中央	浅野臨海部防災1～4号緑地	浅野三丁目7・10番		○	○		○	2m	1.4ha				○
	あ さ の 汐 風 公 園	浅野三丁目3～6番		○	○		○	2m	1.7ha				
西小倉	東 港 公 園	東港一丁目6番		○	○		○	2m	1.0ha				
	愛 宕 公 園	菜園場二丁目2・8番	○	○	○	○	○	22m	1.9ha				
三郎丸	三 萩 野 公 園	三萩野二丁目10番、三萩野三丁目		○	○		○	3m 4m	9.6ha	○	○		
日明	日 明 臨 海 公 園	西港町	○	○	○		○	4m	2.3ha				
泉台	泉 ケ 丘 東 公 園	泉台一丁目22・23番	○	○	○	○	○	44m	1.6ha				
清水	大 手 町 公 園	大手町15番		○	○		○	5m	1.5ha				
南丘	山 田 緑 地	山田町3・4番			○	○	○	21m	48.5ha	○			
今町	今 町 河 畔 公 園	今町一丁目3番		○	○	○	○	6m	1.6ha				
西小倉 小倉中央	勝 山 公 園	城内1～4番、大手町3番、船場町1番、室町一丁目	○	○	○	○	○	4m 9m	21.0ha	○	○		
富野 寿山 足原	足 立 公 園	大字足原、大字富野、黒原一丁目、小文字一・二丁目、山門町、寿山町、常盤町、妙見町			○	○	○	40m	13.5ha	○			

予定避難所・一時避難地（学校等グラウンド）一覧表（小倉南区）

校区名	予定避難所名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な受入 予定箇所	受入人員	大規模 予定避難所	（学校等 グラウンド） 一時避難地	ペント 同行避難
				洪水 土砂	地震	津波	高潮	火災 規模 大						
城野	城野市民センター	富士見三丁目1-3	951-0231 (951-0232)	○	○	○	○	○	6m	多目的 ホール	81			○ 屋内
	城野小学校	富士見三丁目2-1	921-8610 (921-8693)	○	○	○	○	○	7m	体育館	171			○ 屋内 屋外
	城南中学校	富士見三丁目3-1	921-8611 (921-8613)	○	○	○	○	○	7m	体育館	184		○	○ 屋内 屋外
	小倉南高等学校	富士見一丁目9-1	921-2293 (941-3435)	○	○	○	○	○	9m	体育館	457			不可
	小倉商業高等学校	富士見三丁目5-1	921-2245 (921-5554)	○	○	○	○	○	7m	体育館	401			不可
若園	若園市民センター	若園四丁目1-50	921-3344 (921-3177)	○	○	○	○	○	17m	多目的 ホール	61			○ 屋内 屋外
	若園小学校	若園三丁目14-22	931-3550 (931-3604)	○	○	○	○	○	8m	体育館	171			○ 屋外
	企救中学校	南若園町1-1	961-2823 (961-2824)	○	○	○	○	○	19m	体育館	250		○	○ 屋外
	北九州高等学校	若園五丁目1-1	931-3554 (941-8549)	○	○	○	○	○	17m	体育館	316			不可
北方	北方市民センター	北方二丁目16-10	951-0133 (951-0035)	○	○	○	○	○	20m	多目的 ホール	92			○ 屋内 屋外
	北方小学校	北方二丁目2-1	921-5481 (921-5482)	○	○	○	○	○	11m	体育館	264		○	○ 屋外
	北方地域交流センター	北方三丁目31-1	931-6594 (931-6997)	○	○	○	○	○	10m	体育室	80			○ 屋外
	公立大学法人大 北九州市立大	北方四丁目2-1	964-4465 (964-4000)	○	○	○	○	○	19m	体育館	450			○ 屋外
	小倉競馬場	北方四丁目5-1	962-3236 (965-1000)	○	○	○	○	○	15m	スタンド	4914	○		○ 屋外
守恒	守恒市民センター	守恒二丁目8-36	963-1446 (963-1446)	○	○	○	○	○	31m	講堂	98			○ 屋内 屋外
	守恒小学校	星和台二丁目1-1	962-3226 (962-3245)	○	○	○	○	○	49m	体育館	228			○ 屋外
	守恒中学校	葉山町三丁目3-10	961-6051 (961-6192)	○	○	○	○	○	69m	体育館	285		○	○ 屋外
	小倉南体育館	日の出町二丁目5-1	963-2675 (963-2675)	○	○	○	○	○	21m	体育館	397	○		○ 屋内
広徳	広徳市民センター	徳力六丁目3-2	964-0031 (964-0032)	○	○	○	○	○	24m	多目的 ホール	80			○ 屋内
	広徳小学校	南方四丁目1-1	961-0256 (961-0257)	○	○	○	○	○	23m	体育館	196		○	○ 屋外
	広徳中学校	南方四丁目13-1	961-2100 (961-2072)	○	○	○	○	○	22m	体育館	171		○	○ 屋外
	徳力地域交流センター	徳力六丁目3-1	961-0175 (961-0171)	○	○	○	○	○	24m	和室	9			○ 屋外
徳力	徳力市民センター	南方二丁目5-37	963-0158 (963-0158)	○	○	○	○	○	19m	講堂	109			○ 屋内
	徳力小学校	徳力新町二丁目2-1	962-2564 (962-2566)	○	○	○	○	○	20m	体育館	200		○	○ 屋外
	北九州市立大学後援会館	蒲生三丁目4-1	962-3013 (962-3013)	○	○	○	○	○	15m	大広間	115			○ 屋外
企救丘	企救丘市民センター	徳力四丁目17-5	963-3101 (963-3160)	○	○	○	○	○	29m	多目的 ホール	97			○ 屋内 屋外
	企救丘小学校	企救丘二丁目1-1	962-0414 (962-0695)	○	○	○	○	○	41m	体育館	211		○	○ 屋内 屋外
	志徳中学校	企救丘四丁目4-1	962-2481 (962-2833)	○	○	○	○	○	49m	体育館	211		○	○ 屋内 屋外

予定避難所・一時避難地（学校等グラウンド）一覧表（小倉南区）

校区名	予定避難所名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な受入 予定箇所	受入人員	大規模 予定避難所	（学校等 グラウンド） 一時避難地	ペント 同行避難
				洪水 土砂	地震	津波	高潮	火災 規模 大						
志井	志井市民センター	大字志井279	961-1414 (961-1415)	○	○	○	○	○	40m	多目的 ホール	90			○ 屋内 屋外
	志井小学校	大字志井280	962-0314 (961-4547)	○	○	○	○	○	39m	体育館	200		○	○ 屋外
	北九州工業高等専門学校	志井五丁目20-1	964-7224 (964-7226)	○	○	○	○	○	38m	体育館	470			○ 屋外
横代	横代市民センター	横代東町四丁目13-1	962-1731 (962-1744)	○	○	○		○	8m	多目的 ホール	83			○ 屋内
	横代小学校	横代南町二丁目4-1	962-0357 (962-0358)	○	○	○	○	○	9m	体育館	200		○	○ 屋内 屋外
	横代中学校	横代北町三丁目5-1	962-7963 (962-7916)	○	○	○		○	6m	体育館	242		○	○ 屋外
	蜷田地域交流センター	横代東町二丁目1-1	961-0964 (961-0965)	○	○	○		○	5m	和室A	17			○ 屋内
	北九州市立総合農事センター	横代東町一丁目6-1	961-6546 (962-5067)	○			○	○	12m	A研修室	109			不可
湯川	湯川市民センター	湯川一丁目8-33	941-1751 (967-2751)	○	○	○	○	○	22m	多目的 ホール	89			○ 屋内 屋外
	湯川小学校	湯川新町一丁目8-1	951-0521 (951-0544)	○	○	○	○	○	8m	体育館	196		○	○ 屋内
	湯川中学校	湯川新町四丁目25-1	922-6688 (922-6687)	○	○	○		○	4m	体育館	228		○	○ 屋外
葛原	葛原市民センター	葛原本町三丁目4-34	475-2185 (475-2186)	○	○	○	○	○	26m	多目的 ホール	47			○ 屋内
	葛原小学校	葛原四丁目24-1	471-7354 (471-1977)	○	○	○	○	○	19m	体育館	194			○ 屋外
沼	沼市民センター	沼緑町四丁目28-1	473-2021 (482-2778)	○	○	○	○	○	13m	多目的 ホール	82			○ 屋内 屋外
	沼小学校	沼本町二丁目4-1	472-3888 (472-3839)	○	○	○	○	○	7m	体育館	171			○ 屋外
	沼中学校	沼緑町一丁目1-1	472-0784 (472-0796)	○	○	○	○	○	20m	体育館	171			○ 屋外
吉田	吉田市民センター	中吉田六丁目27-5	471-4603 (471-4603)	○	○	○	○	○	14m	講堂	107			○ 屋内 屋外
	吉田小学校	中吉田一丁目3-1	471-7510 (471-1976)	○	○	○	○	○	5m	体育館	171			○ 屋内 屋外
	吉田中学校	中吉田三丁目8-1	471-4152 (471-4151)	○	○	○		○	5m	体育館	223		○	○ 屋外
高蔵	高蔵市民センター	上吉田三丁目1-1	472-1775 (472-1776)	○	○	○	○	○	37m	多目的 ホール	68			○ 屋内
	高蔵小学校	上吉田三丁目11-1	473-7516 (473-7517)	○	○	○	○	○	45m	体育館	223			○ 屋外
曽根	曽根市民センター	中曽根三丁目9-7	475-6050 (475-6051)	○	○	○		○	5m	多目的 ホール	86			○ 屋外
	曽根小学校	中曽根三丁目9-1	471-7520 (471-1978)	○	○	○		○	4m	体育館	200		○	○ 屋外
	曽根中学校	中曽根二丁目13-1	471-7538 (471-1979)	○	○	○		○	4m	体育館	228		○	○ 屋外
曽根東	曽根東市民センター	下曽根四丁目22-3	471-7710 (471-7602)	○	○	○		○	4m	多目的 ホール	66			○ 屋内
	曽根東小学校	中曽根東三丁目5-1	472-8808 (472-8809)	○	○			○	3m	体育館	194		○	○ 屋内 屋外
	曽根新田自治公民館	曽根新田北三丁目16-47		○				○	3m	集会室	34			○ 屋内 屋外
	曽根体育館	下曽根四丁目22-2	472-0215 (472-0215)	○	○	○		○	4m	体育館	304	○		○ 屋内

予定避難所・一時避難地（学校等グラウンド）一覧表（小倉南区）

校区名	予定避難所名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な受入 予定箇所	受入人員	大規模 予定避難所	(学校等グラウンド) 一時避難地	ベント 同行避難
				洪水 土砂	地震	津波	高潮	火大規模 事な						
田原	田原市民センター	田原三丁目16-31	474-7552 (471-2880)	○	○	○		○	4m	多目的 ホール	64			○ 屋内 屋外
	田原小学校	田原新町二丁目1-1	473-7518 (473-7519)	○	○			○	3m	体育館	216			○ 屋外
	田原中学校	田原五丁目1-1	472-3321 (472-3322)	○	○	○	○	○	7m	体育館	224		○	○ 屋外
	文化記念体育施設 管理事務所	田原五丁目1-2	473-9230 (473-9230)	○	○	○	○	○	11m	全館	151			○ 屋内 屋外
	田原公民館	田原三丁目13-1		○	○	○		○	5m	大広間	29			不可
	小倉東高等学校	田原五丁目2-1	473-4466 (473-8616)	○	○	○	○	○	11m	体育館	458			不可
	津田町民つどいの家	津田三丁目8-48		○	○	○		○	8m	会議室	25			○ 屋外
貫	貫市民センター	西貫一丁目11-1	475-6070 (475-6071)	○	○	○	○	○	20m	多目的 ホール	61			○ 屋内
	貫小学校	上貫三丁目1-1	471-7030 (471-7079)	○	○	○	○	○	16m	体育館	200		○	○ 屋外
	下長野公民館	長野本町一丁目10-1		○				○	5m	多目的 ホール	33			○ 屋外
朽網	朽網市民センター	朽網西三丁目6-39	471-8566 (471-8680)	○	○	○	○	○	14m	ホール	202			○ 屋外
	朽網小学校	朽網西五丁目12-1	471-7558 (471-7673)	○	○	○	○	○	25m	体育館	230		○	○ 屋外
	南曽根中学校	上曽根五丁目12-1	473-4075 (473-4076)	○	○	○		○	5m	体育館	321		○	○ 屋外
新道寺	東谷市民センター	大字木下704-1	451-0217 (451-0217)	○	○	○	○	○	55m	講堂	100			○ 屋内 屋外
	新道寺小学校	大字新道寺820-1	451-0016 (451-0167)	○	○	○	○	○	66m	体育館	117		○	○ 屋外
	東谷中学校	大字木下499-1	451-0023 (451-0087)	○	○	○	○	○	60m	体育館	182		○	○ 屋外
	平尾公民館	平尾台二丁目6-1		○			○	○	362m	講堂	22			不可
	北九州子どもの村小学校	平尾台二丁目5-24	452-2602 (452-2652)	○	○	○	○	○	362m	特別教室	22		○	○ 屋外
	新道寺第一公民館	大字新道寺442-9		○		○	○	○	54m	広間	33			○ 屋外
市丸	市丸小学校	大字市丸472-2	451-0024 (451-5734)	○	○	○	○	○	72m	体育館	85		○	○ 屋外
	市丸公民館	大字市丸454		○			○	○	72m	講堂	77			○ 屋内
	呼野公民館	大字呼野1185-1		○	○	○	○	○	93m	講堂	30			○ 屋外
	小森公民館	大字小森456-8		○		○	○	○	76m	和室	54			○ 屋外
長行	長行市民センター	徳吉西三丁目3-16	452-3651 (452-3652)	○	○	○	○	○	37m	多目的 ホール	67			○ 屋内
	両谷市民センター	徳吉南一丁目6-10	451-1138 (451-1138)	○	○	○	○	○	39m	多目的 ホール	125			○ 屋外
	長行小学校	長行東三丁目8-1	451-1013 (451-1157)	○	○	○	○	○	41m	体育館	152		○	○ 屋外
	菅生中学校	徳吉南二丁目2-1	451-1005 (451-1021)	○	○	○	○	○	39m	体育館	205		○	○ 屋外
	妙真寺	徳吉東三丁目11-1	451-1199 (451-1199)				○	○	36m	信徒会 館本堂	44			○ 屋外
長尾	長尾市民センター	長行西一丁目1-1	451-1620 (451-2150)	○	○	○	○	○	33m	多目的 ホール	79			○ 屋内
	長尾小学校	長尾四丁目30-1	452-1530 (452-1531)	○	○	○	○	○	30m	体育館	200		○	○ 屋内 屋外
	私立長行幼稚園	長行西四丁目12-1	452-1500 (452-1500)	○	○	○	○	○	51m	遊戯室	57			不可

予定避難所・一時避難地（学校等グラウンド）一覧表（小倉南区）

校区名	予定避難所名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な受入予定箇所	受入人員	大規模予定避難所	(学校等グラウンド) 一時避難地	ペット同行避難
				洪水 土砂	地震	津波	高潮	火大規模 事な						
合馬	合馬小学校	大字合馬304	451-1011 (451-5824)	○	○	○	○	○	69m	体育館	110		○	○ 屋外
	護聖寺本堂	大字辻三307	451-1116 (555-8029)	○			○	○	124m	本堂	47			○ 屋外
すがお	すがお小学校	大字山本393-6	451-1002 (451-5851)	○	○	○	○	○	47m	図書室	54		○	○ 屋内 屋外
	旧道原小学校	大字道原1646			○	○	○	○	77m	体育館	110		○	○ 屋外
	かぐめよし少年自然の家	大字頂吉451-1	451-3111 (451-3133)	○	○	○	○	○	162m	体育館	154			○ 屋内
東朽網	東朽網市民センター	大字朽網1215-1	475-8861 (475-8862)	○	○	○		○	8m	多目的ホール	72			○ 屋外
	東朽網小学校	朽網東三丁目4-1	471-4114 (471-6046)	○	○	○	○	○	9m	体育館	171			○ 屋内 屋外
	日豊スワロータウンつどいの家	朽網東六丁目15-15		○	○	○	○	○	15m	和室	32			○ 屋外
霧丘	若宮公民館	若園一丁目5-3	931-3735 (931-3735)	○	○	○	○	○	15m	講堂	76			不可

一時避難地（都市公園等）一覧表（小倉南区）

校区名	一時避難地名 (都市公園等)	所在地	適応災害種別					標高	面積	広域避難地	地域防災拠点	広域防災拠点	臨海部防災拠点
			洪水 土砂	地震	津波	高潮	火大規模 事な						
守恒	葉山中央公園	葉山町三丁目		○	○	○	○	65m	1.0ha				
徳力	紫川河畔公園	徳力新町一丁目1・2番、 蒲生三丁目1・12～14番		○	○	○	○	17m	3.9ha				
志井	志井の森公園	大字志井			○	○	○	65m	9.2ha				
	志井公園	志井公園1・2番	○	○	○	○	○	40m	7.0ha				
横代	横代中央公園	上石田三丁目10・12・13番		○	○		○	9m	1.4ha				
	舞ヶ丘中央公園	舞ヶ丘三丁目4番	○	○	○	○	○	49m	1.2ha				
湯川	湯川中央公園	湯川新町三丁目24番		○	○		○	4m	1.2ha				
葛原	葛原公園	葛原本町三丁目4・5番	○	○	○	○	○	25m	1.4ha				
	上葛原中央公園	上葛原一丁目7番	○	○	○		○	7m	1.3ha				
沼	沼新町中央公園	沼新町三丁目4番	○	○	○	○	○	47m	1.4ha				
吉田	吉田公園	下吉田三丁目19番			○	○	○	13m	1.0ha				
	吉田にれの木坂公園	吉田にれの木坂一丁目8番	○	○	○	○	○	24m	1.0ha				
	吉田太陽の丘公園	中吉田二丁目10番	○	○			○	3m	4.7ha				
曾根東	曾根公園	中曾根東三丁目4番		○			○	3m	2.3ha				
	曾根臨海公園	大字曾根	○	○	○		○	8m	10.2ha	○	○		
田原	文化記念公園	田原五丁目1番	○	○	○	○	○	11m	11.5ha	○	○		

一時避難地（都市公園等）一覧表（小倉南区）

校区名	一時避難地名 (都市公園等)	所在地	適応災害種別					標高	面積	広域避難地	地域防災拠点	広域防災拠点	臨海部防災拠点
			洪水 内水 土砂	地震	津波	高潮	火大規模 事な						
貫	長 野 緑 地	大字長野、大字横代			○	○	○	10m 24m	12.6ha	○	○		
	貫 中 央 公 園	貫弥生が丘一丁目1番、中貫本町7番	○	○	○	○	○	26m	2.1ha				
長行	徳 吉 中 央 公 園	徳吉西三丁目1・2・5番		○	○	○	○	38m	1.7ha				
長尾	長 尾 高 野 中 央 公 園	高野二丁目10・11番	○	○	○	○	○	26m	1.4ha				
合馬	合 馬 竹 林 公 園	大字合馬			○	○	○	60m	3.0ha				
東朽網	朽 網 中 央 公 園	朽網東一丁目12番	○	○	○		○	5m	1.3ha				
	朽 網 臨 空 公 園	大字朽網	○	○	○		○	5m	1.7ha				
湯川 葛原	安 部 山 公 園	安部山3・14番、湯川四丁目11番、大字葛原			○	○	○	61m	1.7ha				

予定避難所・一時避難地（学校等グラウンド）一覧表（若松区）

校区名	予定避難所名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な受入 予定箇所	受入人員	大規模予定避難所	(学校等グラウンド) 一時避難地	ペット 同行避難
				洪水	土砂	地震	津波	高潮						
赤崎	赤崎小学校	西小石町8-1	771-2438 (771-2463)	○	○	○	○	○	5m	体育館	205		○	○ 屋外
	赤崎市民センター	西小石町8-2	751-1900 (751-1840)	○	○	○	○	○	5m	多目的 ホール	82			○ 屋内 屋外
	向洋中学校	小石本村町21-1	761-3097 (761-3098)			○	○	○	12m	体育館	190		○	○ 屋外
小石	小石小学校	宮前町3-1	761-4233 (761-4234)	○	○	○	○	○	18m	体育館	154			○ 屋内
	小石公民館	下原町7-11	771-5136 (771-5136)	○			○	○	17m	多目的 ホール	82			○ 屋内
	外小竹公民館	大字小竹967					○	○	16m	広間	14			○ 屋外
	若松高等学校	上原町15-13	751-1911 (751-5596)	○	○	○	○	○	41m	体育館	524			不可
深町	深町小学校	西畑町13-1	761-5538 (761-5539)			○	○	○	36m	体育館	200		○	○ 屋外
	深町市民センター	深町一丁目2-12	771-6873 (771-6435)	○	○	○	○	○	15m	多目的 ホール	77			○ 屋内
若松中央	若松中央小学校	白山二丁目1-1	761-3434 (761-3435)	○	○	○	○	○	2m	体育館	205		○	○ 屋外
	若松中央市民センター	浜町一丁目1-2	771-7685 (771-7686)	○	○	○	○	○	4m	多目的 ホール	75			○ 屋内
	若松中学校	白山二丁目12-45	751-2030 (751-2031)	○	○	○	○	○	15m	体育館	302		○	○ 屋外
くきのうみ	くきのうみ小学校	古前二丁目19-36	761-2674 (761-6319)			○	○	○	11m	体育館	154		○	○ 屋内
	修多羅市民センター	白山一丁目9-13	751-0720 (751-0721)	○	○	○	○	○	7m	多目的 ホール	87			○ 屋内
	若松体育館	古前一丁目1-1	761-1983 (761-1983)	○	○	○		○	3m	アリーナ	453	○		○ 屋外
	古前市民センター	古前一丁目28-23	771-8202 (771-8203)	○	○	○		○	2m	多目的 ホール	83			○ 屋内
	ひびき園	古前二丁目26-1	771-7719 (771-7729)			○	○	○	71m	多目的 ホール	22			○ 屋外
	若松区第22区公民館	大池町10-4	771-2534 (771-2534)	○			○	○	27m	広間	18			○ 屋内
	古前保育所	古前一丁目28-17	761-2119 (761-5120)	○	○	○	○	○	2m	保育室	101			○ 屋外
藤木	藤木小学校	今光一丁目18-1	791-2731 (791-2732)			○	○	○	14m	体育館	114		○	○ 屋内
	石峯中学校	今光一丁目12-8	791-1225 (791-1226)	○	○	○	○	○	5m	体育館	171		○	○ 屋外
	藤ノ木市民センター	赤島町20-13	771-7956 (771-7956)	○	○	○	○	○	27m	多目的 ホール	80			○ 屋内 屋外
	ボートレース若松	赤岩町13-1	791-3400 (791-1476)	○	○	○		○	2m	イベント ホール	716	○		不可
二島	東二島公民館	東二島三丁目8-20					○	○	18m	ホール	49			○ 屋外
	二島市民センター	東二島二丁目7-3	791-1552 (791-1553)	○	○	○	○	○	7m	多目的 ホール	78			○ 屋内
	二島小学校	東二島五丁目13-1	791-1636 (791-1637)			○	○	○	15m	体育館	171		○	○ 屋外
花房	花房小学校	大字小竹2227	791-0544 (791-0398)	○	○	○	○	○	27m	体育館	102		○	○ 屋外
	洞北中学校	大字竹並3087-1	741-1234 (741-1235)	○	○	○	○	○	2m	体育館	171		○	○ 屋内
	玄海青年の家	大字竹並126-2	741-2801 (741-4432)	○	○	○	○	○	32m	宿泊室	182			不可
	ひびき灘漁協脇田漁村 センター（脇田公民館）	大字安屋1742	741-0795 (741-0810)	○				○	2m	大研修室	32			不可
	安屋公民館	大字安屋2224-2		○	○	○		○	3m	集会室	27			○ 屋外

予定避難所・一時避難地（学校等グラウンド）一覧表（若松区）

校区名	予定避難所名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な受入 予定箇所	受入 人員	大規模 予定避難 所	(学校等 グラウンド)	一時 避難地	ベ ット 同 行 避 難
				洪内土 水水砂	地震	津波	高潮	火大規 模事な							
江川	江川小学校	大字乙丸5	741-1004 (741-5698)	○	○	○	○	○	5m	体育館	142		○	○	屋内
	蟹住公民館	大字蟹住1307		○			○	○	6m	集会室	26				不可
ひびきの	ひびきの小学校	ひびきの北8-26	742-5303 (742-5304)	○	○	○	○	○	28m	体育館	299		○	○	屋外
	ひびきの市民センター	ひびきの北8-28	701-5161 (701-5162)	○	○	○	○	○	28m	多目的 ホール	78				○ 屋内
	北九州学術研究都市	ひびきの2-1	695-3111 (695-3010)	○	○	○	○	○	27m	体育館	421	○			不可
鴨生田	鴨生田小学校	鴨生田四丁目13-1	701-3328 (701-3541)	○	○	○	○	○	16m	体育館	240		○	○	屋外
	二島中学校	二島四丁目5-1	701-3377 (701-3378)	○	○	○	○	○	20m	体育館	291		○	○	屋外
	島郷市民センター	鴨生田二丁目1-1	791-0483 (791-0504)	○	○	○	○	○	3m	多目的 ホール	108				○ 屋内
	若松商業高等学校	片山三丁目2-1	791-0700 (791-5035)			○	○	○	26m	体育館	404				○ 屋外
高須	高須小学校	高須東四丁目14-1	741-4646 (741-4746)	○	○	○	○	○	18m	体育館	182				○ 屋内
青葉	高須市民センター	高須北一丁目1-2	741-5707 (741-5707)	○	○	○	○	○	25m	講堂	99				○ 屋内
	青葉小学校	青葉台西三丁目1-1	741-5511 (741-5529)	○	○	○	○	○	33m	体育館	200		○	○	屋外
	高須中学校	高須北一丁目1-1	741-2310 (741-2318)	○	○	○	○	○	22m	体育館	318		○	○	屋外
	青葉市民センター	青葉台西一丁目14-1	742-5331 (742-5332)	○	○	○	○	○	21m	多目的 ホール	73				○ 屋内

一時避難地（都市公園等）一覧表（若松区）

校区名	一時避難地名 (都市公園等)	所在地	適応災害種別					標高	面積	広域 避難地	地域 防災拠点	広域 防災拠点	臨海部 防災拠点
			洪内土 水水砂	地震	津波	高潮	火大規 模事な						
赤崎	ひびきコスモス公園	向洋町			○		○	3m	11.1ha	○	○		
深町	新大谷町東公園	新大谷町2番	○	○	○	○	○	37m	1.2ha				
くきのうみ	岬ノ山公園	古前一丁目26番			○	○	○	38m	1.7ha				
藤木	今光西公園	今光二丁目15・16番			○	○	○	32m	1.2ha				
二島	二島緑道	大字二島	○	○	○		○	4m	3.3ha				
花房	響灘緑地	大字安屋、頓田、竹並、小竹	○	○	○	○	○	13m 26m	196.0ha	○		○	
江川	花野路中央公園	花野路三丁目18番	○	○	○	○	○	11m	1.2ha				
ひびきの	ひびきの南公園	小敷ひびきの三丁目1番	○	○	○	○	○	19m	2.9ha				
鴨生田	二島西公園	鴨生田二丁目9番	○	○	○	○	○	12m	3.3ha				
高須	高須公園	高須東三丁目12番	○	○	○	○	○	14m	1.9ha				
青葉	青葉台中央公園	青葉台西一丁目14番	○	○	○	○	○	20m	2.5ha				
くきのうみ 深町 若松中央	高塔山公園	大字修多羅			○	○	○	118m	18.0ha	○	○		

予定避難所・一時避難地（学校等グラウンド）一覧表（八幡東区）

校区名	予定避難所名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な受入 予定箇所	受入人員	大規模 予定避難所	(学校等 グラウンド)	一時避難地	ペット 同行避難
				洪水	地震	津波	高潮	火災							
高槻	高槻市民センター	中畑二丁目5-2	653-2677 (653-2688)	○	○	○	○	○	48m	多目的 ホール	79				○ 屋外
	祝町市民センター	宮の町二丁目2-10	651-3816 (651-3817)	○	○	○	○	○	43m	多目的 ホール	148				○ 屋外
	高槻小学校	中畑二丁目5-1	651-0206 (651-0207)	○	○	○	○	○	50m	体育館	182		○		○ 屋外
	槻田中学校	宮の町一丁目5-1	651-1921 (651-1925)	○	○	○	○	○	40m	体育館	188		○		○ 屋外
槻田	槻田市民センター	松尾町19-1	653-1185 (653-4003)	○	○	○	○	○	35m	多目的 ホール	78				○ 屋外
	槻田小学校	松尾町9-1	651-5176 (651-5143)	○	○	○	○	○	35m	体育館	262		○		○ 屋外
	八幡高等学校	清田三丁目1-1	651-0035 (651-8101)	○	○	○	○	○	83m	体育館	353				○ 屋外
	日本福音ルーテル八幡教会	石坪町2-3		○			○	○	32m	会堂	12				○ 屋内
高見	高見市民センター	高見二丁目8-20	651-2101 (651-9508)	○	○	○	○	○	32m	多目的 ホール	98				○ 屋内 屋外
	高見小学校	高見四丁目1-1	651-0746 (651-0747)		○	○	○	○	28m	体育館	200		○		○ 屋外
	高見中学校	高見四丁目4-1	651-1886 (651-1899)	○	○	○	○	○	53m	体育館	243		○		○ 屋外
	総合体育館	八王寺町4-1	652-4001 (652-4005)	○	○	○	○	○	43m	第1競技場	1095	○			○ 屋内
	北九州視覚特別支援学校	高見五丁目1-12	651-5419 (651-9095)	○	○	○	○	○	64m	体育館	68				不可
	高見神社	高見一丁目1-1	651-5108 (651-5108)				○	○	57m	社務所	8				不可
河内	河内小学校	河内一丁目7-2	651-1982 (651-1939)	○	○	○	○	○	187m	体育館	141		○		○ 屋外
	田代公民館	田代町13-9	652-5966 (652-5966)				○	○	248m	広間	8				不可
祝町	祝町小学校	祝町一丁目23-12	652-8322 (652-6194)			○	○	○	65m	体育館	188		○		○ 屋外
	大蔵中学校	大蔵一丁目4-1	651-6378 (651-6379)	○	○	○	○	○	85m	体育館	171		○		○ 屋外
大蔵	大蔵市民センター	大蔵二丁目1-40	652-3817 (652-3843)	○	○	○	○	○	48m	多目的 ホール	65				○ 屋外
	大蔵小学校	勝山一丁目1-1	651-0076 (651-0018)	○	○	○	○	○	62m	体育館	199		○		○ 屋外
	職業訓練法人北九州地区 職業訓練協会	大蔵二丁目13-7	651-3775 (651-5573)		○	○	○	○	58m	講堂	57				不可
枝光	枝光北市民センター	枝光二丁目8-5	661-2437 (661-2437)	○	○	○		○	2m	多目的 ホール	81				○ 屋外
	枝光小学校	枝光四丁目12-1	671-5354 (671-5355)	○	○	○	○	○	42m	体育館	197		○		○ 屋外
	枝光台中学校	枝光五丁目8-1	671-1552 (671-1553)	○	○	○	○	○	52m	体育館	285	○	○		○ 屋外
ひびきが丘	枝光市民センター	日の出一丁目5-11	661-1034 (661-1034)	○	○	○	○		22m	多目的 ホール	91				○ 屋外
	ひびきが丘小学校	諏訪二丁目7-1	671-1613 (671-1625)	○	○	○	○	○	60m	体育館	333		○		○ 屋内
	枝光児童館	日の出一丁目14-1	671-0523 (671-0523)	○	○	○	○		26m	遊戯室	67				○ 屋外

予定避難所・一時避難地（学校等グラウンド）一覧表（八幡東区）

校区名	予定避難所名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な受入 予定箇所	受入人員	大規模 予定避難所	(学校等 グラウンド) 一時避難地	ベント 同行避難
				洪水 土砂	地震	津波	高潮	火大 規模 事な						
八幡	八幡東区社会福祉センター	西丸山町2-1	662-0911 (662-5671)	○	○	○	○	○	33m	研修室	95			○ 屋内
	枝光南市民センター	中央三丁目9-5	682-0067 (682-0068)	○	○	○	○	○	33m	多目的 ホール	93			○ 屋内
	八幡小学校	中央三丁目9-1	661-8933 (661-8934)	○	○	○	○	○	37m	体育館	168		○	○ 屋外
	中央中学校	中央三丁目9-2	662-2190 (662-2191)	○	○	○	○	○	37m	体育館	171		○	○ 屋外
	八幡東体育館	中央三丁目9-6	662-9000 (662-9000)	○	○	○	○	○	37m	体育館	304	○		○ 屋外
皿倉	尾倉市民センター	尾倉一丁目15-2	661-0516 (661-0528)	○	○	○	○	○	25m	多目的 ホール	74			○ 屋内
	天神市民サブセンター	天神町4-24	681-3231 (681-3231)	○	○	○	○	○	70m	多目的 ホール	33			○ 屋外
	皿倉小学校	尾倉一丁目15-1	671-1947 (671-1953)	○	○	○	○	○	26m	体育館	297	○		○ 屋外
	尾倉中学校	尾倉三丁目10-1	661-6516 (661-6517)	○	○	○	○	○	37m	体育館	300		○	○ 屋外
花尾	平野市民センター	桃園四丁目1-1	661-1584 (883-6222)	○	○	○	○	○	35m	多目的 ホール	199			○ 屋外
	前田市民センター	祇園一丁目5-1	662-0552 (662-0553)	○	○	○	○	○	21m	多目的 ホール	107			○ 屋外
	花尾小学校	祇園一丁目6-1	661-6236 (661-6237)	○	○	○	○	○	25m	体育館	228		○	○ 屋外
	花尾中学校	桃園四丁目4-1	661-6370 (661-6371)	○	○	○	○	○	40m	体育館	154		○	○ 屋外
	学校法人九州国際大学	平野二丁目5-1	671-8900 (671-9032)	○	○	○	○	○	30m	平野 記念館	445	○		不可
	八幡中央高等学校	(八幡西区)元城町1-1	681-2335 (662-7556)	○	○	○	○	○	75m	体育館	440	○		○ 屋外
	鳥野公民館	(八幡西区)東川頭町7-3		○			○	○	58m	広間	25			○ 屋外

一時避難地（都市公園等）一覧表（八幡東区）

校区名	一時避難地名 (都市公園等)	所在地	適応災害種別					標高	面積	広域 避難地	地域 防災拠点	広域 防災拠点	臨海部 防災拠点
			洪水 土砂	地震	津波	高潮	火大 規模 事な						
高見	高見三条さくら公園	高見一丁目1・2番	○	○	○	○	○	52m	1.2ha				
	高見中央公園	高見二丁目4・5番	○	○	○	○	○	39m	1.0ha				
大蔵	勝田公園	羽衣町16番	○	○	○	○	○	171m	1.9ha				
	勝山二丁目公園	勝山二丁目1番			○	○	○	74m	1.0ha				
ひびきが丘	枝光公園	日の出一丁目14番	○	○	○	○		69m	4.1ha				
八幡	高炉台公園	中央三丁目8・9番		○	○	○	○	35m	10.3ha	○	○		
	東田大通り公園	東田二丁目1・6番	○	○	○	○	○	15m	2.3ha				
皿倉	帆柱公園	大字尾倉			○	○	○	111m	7.3ha				

一時避難地（都市公園等）一覧表（八幡東区）

校区名	一時避難地名 (都市公園等)	所在地	適応災害種別					標高	面積	広域避難地	地域防災拠点	広域防災拠点	臨海部防災拠点
			洪水 内水 土砂	地震	津波	高潮	大規模 火事な						
花尾	桃園一丁目さくら公園	桃園一丁目3番	○	○	○	○	○	25m	1.2ha				
黒崎中央	桃園公園	桃園三丁目1番、四丁目	○	○	○	○	○	28m	17.3ha	○			

予定避難所・一時避難地（学校等グラウンド）一覧表（八幡西区）

校区名	予定避難所名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な受入 予定箇所	受入人員	大規模 予定避難所	(学校等 グラウンド) 一時避難地	ペット 同行避難
				洪水 土砂	地震	津波	高潮	火災 大規模 事案						
黒畑	黒畑小学校	西鳴水二丁目4-1	641-3743 (641-3742)		○	○	○	○	43m	体育館	184		○	○ 屋外
	黒崎中学校	西鳴水一丁目1-1	641-0576 (641-0704)		○	○	○	○	23m	体育館	511		○	○ 屋外
	黒畑市民センター	幸神三丁目4-3	631-8122 (631-8123)	○	○	○	○	○	53m	多目的 ホール	56			○ 屋外
鳴水	鳴水小学校	東鳴水一丁目1-1	641-3428 (641-3904)	○	○	○	○	○	18m	体育館	197		○	○ 屋外
	鳴水市民センター	東鳴水二丁目4-16	621-3085 (621-3086)	○	○	○	○	○	23m	多目的 ホール	59			○ 屋外
黒崎中央	黒崎中央小学校	藤田四丁目4-24	621-1605 (621-1606)	○	○	○	○	○	4m	体育館	343			○ 屋外
	黒崎第九区区民の家	田町二丁目1-29	641-5601	○					3m	ホール	28			○ 屋内
	黒崎市民センター	藤田四丁目1-1	641-4106 (641-5300)	○	○	○	○	○	3m	多目的 ホール	114			○ 屋内
	陣山市民センター	(八幡東区) 桃園三丁目1-1	661-1657 (661-1671)	○	○	○	○	○	8m	講堂	107			○ 屋外
筒井	筒井小学校	筒井町3-1	641-4712 (641-4717)	○	○	○	○	○	6m	体育館	223		○	○ 屋外
	熊西中学校	山寺町4-1	641-1797 (641-1675)	○	○	○	○	○	5m	体育館	390		○	○ 屋外
	筒井市民センター	山寺町6-30	641-3407 (644-3687)	○	○	○	○	○	9m	多目的 ホール	176			○ 屋内
熊西	熊西小学校	西曲里町7-1	641-0526 (641-0619)	○	○	○	○	○	24m	体育館	223		○	○ 屋外
	星琳高等学校	青山三丁目3-1	631-5350 (631-2602)	○	○	○	○	○	22m	体育館	171			○ 屋外
	熊西市民センター	幸神四丁目3-1	621-3182 (621-3183)	○	○	○	○	○	32m	多目的 ホール	72			○ 屋外
青山	青山小学校	青山一丁目7-1	641-3503 (641-3564)	○	○	○	○	○	9m	体育館	210		○	○ 屋外
	穴生会館	萩原一丁目4-1		○			○	○	4m	和室	28			不可
	青山市民センター	青山二丁目1-3	631-0767 (631-0768)	○	○	○	○	○	25m	多目的 ホール	84			○ 屋外
萩原	萩原小学校	萩原三丁目5-1	641-0937 (641-0938)	○	○	○	○	○	13m	体育館	223		○	○ 屋外
	穴生中学校	萩原三丁目6-1	641-0967 (641-0968)	○	○	○	○	○	18m	体育館	323		○	○ 屋外
	北九州穴生ドーム	鉄竜一丁目5-2	645-6688 (645-6661)	○	○	○	○	○	22m	アリーナ	2490			○ 屋外
穴生	穴生小学校	穴生一丁目13-1	641-6067 (641-6068)	○	○	○	○	○	6m	体育館	223		○	○ 屋外
	福岡職業能力開発促進センター (ポリテクセンター福岡)	穴生三丁目5-1	641-4906 (631-6516)	○	○	○		○	5m	ME実習棟	95			○ 屋外
	陣原公民館	陣原五丁目10-64	601-9518	○			○	○	7m	ホール	26			○ 屋内 屋外
	陣原市民センター	陣原三丁目23-9-101	641-0177 (641-0178)		○	○		○	1m	ホール	89			○ 屋外
竹末	竹末小学校	竹末一丁目18-1	621-0027 (621-0026)	○	○	○	○	○	18m	体育館	210		○	○ 屋外
	八幡特別支援学校	鷹の巣三丁目7-1	641-8675 (641-3738)	○	○	○	○	○	21m	体育館	114		○	○ 屋内
	穴生市民センター	鷹の巣三丁目3-1	641-6026 (641-6078)	○	○	○	○	○	12m	多目的 ホール	100			○ 屋内
	竹末市民センター	若葉一丁目7-1	631-0261 (631-0262)	○	○	○	○	○	19m	多目的 ホール	77			○ 屋外

予定避難所・一時避難地（学校等グラウンド）一覧表（八幡西区）

校区名	予定避難所名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な受入 予定箇所	受入 人員	大規模 予定避難所	(学校等 グラウンド)	ベント 同行避難
				洪水 土砂	地震	津波	高潮	火大 規模 事な						
八枝	八枝小学校	八枝四丁目5-1	603-0372 (603-0373)	○	○	○		○	4m	体育館	223		○	○ 屋内
	永犬丸中学校	永犬丸四丁目5-1	601-0904 (601-0911)	○	○	○		○	2m	体育館	210			○ 屋外
	八枝市民センター	八枝三丁目8-1	603-1055 (603-1056)	○	○	○	○	○	2m	講堂	72			○ 屋外
	北筑高等学校	北筑一丁目1-1	603-6221 (603-9112)	○	○	○	○	○	29m	体育館	456			○ 屋外
引野	引野小学校	引野三丁目15-1	641-0867 (641-0868)	○	○	○	○	○	31m	体育館	264		○	○ 屋外
	引野中学校	別所町14-1	641-1067 (641-1068)		○	○	○	○	64m	体育館	184		○	○ 屋外
	八幡工業高校	別所町1-1	641-6611 (645-0863)	○	○	○	○	○	59m	体育館	485			○ 屋外
	引野市民センター	別所町9-1	631-8055 (631-8056)	○	○	○	○	○	35m	多目的 ホール	55			○ 屋外
永犬丸	永犬丸小学校	美原町9-1	611-1777 (611-1713)	○	○	○	○	○	29m	体育館	208		○	○ 屋内
	八幡南高等学校	的場町6-1	611-1881 (613-2392)	○	○	○	○	○	39m	体育館	709			○ 屋外
	永犬丸東区公民館	永犬丸東町二丁目7-2		○			○	○	36m	ホール	40			不可
	永犬丸市民センター	美原町9-2	613-8006 (613-8007)	○	○	○	○	○	30m	多目的 ホール	73			○ 屋外
	的場池体育館	的場町1-2	631-0180 (631-0180)	○	○	○	○	○	35m	体育館	453	○		○ 屋外
永犬丸西	永犬丸西小学校	永犬丸西町四丁目4-1	601-2370 (601-2373)			○	○	○	35m	体育館	210		○	○ 屋外
	永犬丸南町公民館	永犬丸南町二丁目2-33					○	○	30m	ホール	52			○ 屋外
	永犬丸西市民センター	永犬丸西町四丁目21-13	692-5760 (692-5761)	○	○	○	○	○	26m	多目的 ホール	64			○ 屋外
中尾	中尾小学校	下上津役一丁目6-1	613-3261 (613-3362)	○	○	○	○	○	13m	体育館	223		○	○ 屋内
	沖田中学校	沖田四丁目18-1	611-2331 (611-2335)	○	○	○	○	○	11m	体育館	208		○	○ 屋外
	中尾市民センター	三ヶ森四丁目6-1	612-3881 (612-3903)	○	○	○	○	○	9m	多目的 ホール	75			○ 屋外
	沖田区会公民館	沖田三丁目5-3		○			○	○	21m	A室	20			不可
塔野	塔野小学校	塔野一丁目3-1	611-0625 (611-0638)	○	○	○	○	○	26m	体育館	208		○	○ 屋内
	春日台公民館	春日台二丁目14-20		○			○	○	30m	ホール	47			○ 屋外
	塔野市民センター	塔野一丁目3-2	612-6308 (612-6309)	○	○	○	○	○	26m	多目的 ホール	63			○ 屋外
上津役	上津役小学校	上の原一丁目4-1	611-0023 (611-0026)	○	○	○	○	○	76m	体育館	210		○	○ 屋外
	上の原公民館	上の原二丁目4-52		○			○	○	69m	ホール	28			○ 屋外
	上津役市民センター	上の原二丁目2-16	612-3568 (612-3568)	○	○	○	○	○	68m	講堂	100			○ 屋内 屋外
大原	大原小学校	町上津役東一丁目12-1	611-0856 (611-0860)	○	○	○	○	○	40m	体育館	347		○	○ 屋内
	上津役中学校	上上津役三丁目12-1	611-2708 (611-2707)	○	○	○	○	○	46m	体育館	285		○	○ 屋外
	大原市民センター	上上津役三丁目21-21	612-6914 (612-6915)	○	○	○	○	○	43m	多目的 ホール	57			○ 屋外
	八児市民センター	町上津役東一丁目17-1	613-2555 (613-2555)	○	○	○	○	○	37m	講堂	97			○ 屋内 屋外

予定避難所・一時避難地（学校等グラウンド）一覧表（八幡西区）

校区名	予定避難所名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な受入 予定箇所	受入 人員	大規模 予定避難所	(学校等 グラウンド)	ベクト 同行避難
				洪水	地震	津波	高潮	火大規模 事な						
則松	則松小学校	則松二丁目1-1	603-7501 (603-7502)	○	○	○	○	○	6m	体育館	223		○	○ 屋内
	則松中学校	則松三丁目5-1	601-0990 (601-0998)	○	○	○	○	○	5m	体育館	210		○	○ 屋内
	則松東公民館	則松東二丁目3-13	602-2985 (602-2985)	○			○	○	2m	ホール	64			○ 屋外
	則松市民センター	則松二丁目9-1	602-2010 (602-2056)	○	○	○	○	○	8m	多目的 ホール	101			○ 屋外
	八幡西生涯学習 総合センター折尾分館	南鷹見町6-1	691-5653 (691-5653)	○	○	○	○	○	6m	体育室	201			○ 屋外
	東筑高等学校	東筑一丁目1-1	691-0050 (691-9531)	○	○	○	○	○	16m	体育館	345			○ 屋外
折尾東	折尾東小学校	光明一丁目2-1	602-2621 (602-2622)	○	○	○		○	1m	体育館	262			○ 屋外
	折尾中学校	中須一丁目3-1	601-0153 (601-1090)	○	○	○		○	3m	体育館	323		○	○ 屋外
	折尾東市民センター	光明二丁目2-50	601-8991 (601-9001)	○	○	○	○	○	10m	多目的 ホール	106			○ 屋外
折尾西	折尾西小学校	西折尾町15-1	602-2631 (602-2632)	○	○	○	○	○	24m	体育館	184		○	○ 屋外
	九州朝鮮初中高級学校	折尾三丁目5-1	691-4431 (691-4441)		○	○	○	○	16m	体育館	210			○ 屋内
	折尾西公民館	折尾三丁目3-33		○			○	○	5m	講堂	48			○ 屋外
	大膳公民館	大膳一丁目3-15	(691-0629)	○			○	○	4m	広間	45			○ 屋外
	折尾西市民センター	日吉台一丁目22-20	601-8231 (601-8232)	○	○	○	○	○	29m	多目的 ホール	56			○ 屋外
	サンレーグラウンドホール	大膳一丁目2-1	601-3030 (601-1234)	○	○	○	○	○	21m	ホール	67			○ 屋外
	折尾高等学校	大膳二丁目23-1	691-3561 (691-9529)	○	○	○	○	○	25m	体育館	365			○ 屋外
本城	本城小学校	本城一丁目23-1	691-0154 (691-0199)	○	○	○		○	2m	体育館	210		○	○ 屋外
	本城団地中央集会所 (柳原公民館)	本城東一丁目7-17		○			○	○	7m	ホール	45			○ 屋内 屋外
	本城陸上競技場 施設管理事務所	御開四丁目16-1	692-0886 (692-0886)	○	○	○	○	○	3m	2階コン コース	424			○ 屋外
	本城市民センター	本城一丁目15-1	691-2301 (691-2302)	○	○	○	○	○	2m	多目的 ホール	85			○ 屋外
赤坂	赤坂小学校	本城東五丁目6-1	603-4541 (603-4542)	○	○	○	○	○	13m	体育館	223		○	○ 屋外
	本城中学校	本城東六丁目14-1	601-1509 (601-1510)	○	○	○	○	○	8m	体育館	223		○	○ 屋内
	赤坂市民センター	星和町28-26	601-0782 (601-0783)	○	○	○	○	○	15m	多目的 ホール	77			○ 屋内 屋外
医生丘	医生丘小学校	千代ヶ崎二丁目10-1	603-0362 (603-0363)	○	○	○	○	○	18m	体育館	223		○	○ 屋内 屋外
	折尾スポーツセンター	大浦三丁目9-1	691-0812 (691-0812)	○	○	○	○	○	26m	アリーナ	321	○		○ 屋外
	産業医科大学	医生ヶ丘1-1	603-1611 (601-3446)	○	○	○	○	○	19m	体育館	608			不可
	医生丘市民センター	千代ヶ崎一丁目12-15	691-2205 (691-2231)	○	○	○	○	○	20m	多目的 ホール	82			○ 屋外

予定避難所・一時避難地（学校等グラウンド）一覧表（八幡西区）

校区名	予定避難所名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な 受入 予定 箇所	受入 人員	大規模 予定 避難所	(学校等 グラウンド) 一時 避難地	ベ ット 同 行 避 難
				洪水 内水 土砂	地震	津波	高潮	火大 規模 事な						
浅川	浅川小学校	浅川町10-1	691-1681 (691-1688)		○	○		○	3m	体育館	223		○	○ 屋内
	三ツ頭公民館	三ツ頭一丁目10-1					○	○	2m	ホール	44			不可
	浅川本村公民館	浅川二丁目14-28						○	3m	ホール	22			不可
	浅川市民センター	浅川日の峯二丁目1-10	601-3981 (601-3982)		○	○		○	3m	多目的 ホール	83			○ 屋外
	九州共立大学	自由ヶ丘1-8	693-3005 (603-8186)	○	○	○	○	○	31m	アリーナ	477	○		○ 屋外
	九州女子大学 九州女子短期大学	自由ヶ丘1-1	693-3116 (692-3245)	○	○	○	○	○	22m	アリーナ	256			○ 屋外
	自由ヶ丘高等学校	自由ヶ丘1-3	603-3090 (602-0324)	○	○	○	○	○	47m	アリーナ	1032	○		○ 屋外
光貞	光貞小学校	光貞台一丁目4-1	603-4511 (603-4512)	○	○	○	○	○	19m	体育館	223		○	○ 屋外
	浅川中学校	浅川学園台二丁目4-1	601-9323 (601-3498)	○	○	○	○	○	17m	体育館	223		○	○ 屋外
	光貞市民センター	浅川学園台二丁目23-2	692-9469 (692-9473)	○	○	○	○	○	18m	講堂	99			○ 屋内 屋外
千代	千代小学校	千代五丁目17-1	617-4700 (617-4750)	○	○	○	○	○	23m	体育館	223		○	○ 屋外
	千代中学校	千代二丁目23-1	613-0617 (613-0618)	○	○	○	○	○	41m	体育館	411		○	○ 屋外
	千代市民センター	千代二丁目27-1	611-6405 (611-6409)	○	○	○	○	○	34m	多目的 ホール	85			○ 屋外
八児	八児小学校	町上津役西四丁目5-1	612-2596 (612-2580)		○	○	○	○	29m	体育館	210		○	○ 屋外
	八児中学校	町上津役西四丁目16-1	613-0382 (613-0302)		○	○	○	○	25m	体育館	210		○	○ 屋外
	小嶺児童館	小嶺二丁目3-22	613-1464 (613-1464)	○			○	○	32m	多目的室	61			○ 屋外
	小嶺団地集会所	小嶺台三丁目9-3-208		○	○	○	○	○	58m	集会所	68			○ 屋外
	大平公民館	大平一丁目5-30					○	○	21m	集会室	20			○ 屋外
池田	池田小学校	池田三丁目2-1	617-0058 (617-0094)	○	○	○	○	○	36m	体育館	210		○	○ 屋内
	馬場山公民館	茶屋の原二丁目9-18		○			○	○	22m	ホール	29			不可
	石坂公民館	石坂二丁目8-4					○	○	43m	集会所	11			○ 屋外
	池田市民センター	茶屋の原一丁目6-3	618-2188 (618-2280)	○	○	○	○	○	31m	多目的室	77			○ 屋内
香月	香月小学校	香月中央三丁目3-1	617-0064 (617-1297)		○	○	○	○	9m	体育館	210		○	○ 屋外
	香月西区公民館	香月西二丁目17-53	618-3915				○	○	9m	講堂	16			不可
	香月市民センター	香月中央一丁目7-1	617-0203 (618-4262)	○	○	○	○		13m	講堂	92			○ 屋外
	香月スポーツセンター	香月中央一丁目9-1	618-2194 (618-2194)	○	○	○	○	○	16m	体育館	320			○ 屋外
	香月西部市民サブセンター	高江三丁目6-20	618-5040 (618-5040)	○	○	○	○	○	10m	多目的 ホール	27			○ 屋外
楠橋	楠橋小学校	楠橋上方一丁目3-1	617-0012 (617-0403)	○	○	○	○	○	23m	体育館	223		○	○ 屋内
	香月中学校	香月中央五丁目6-1	617-0580 (617-0581)	○	○	○	○	○	23m	体育館	391		○	○ 屋外
	楠橋地域交流センター	楠橋西二丁目16-22	617-0308 (617-0340)	○	○	○	○	○	12m	ホール	73			○ 屋外
	楠橋市民センター	馬場山緑7-41	618-8322 (618-8328)	○	○	○	○	○	15m	多目的 ホール	76			○ 屋外

予定避難所・一時避難地（学校等グラウンド）一覧表（八幡西区）

校区名	予定避難所名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な 受入 予定 箇所	受入 人員	大規模 予定 避難所	(学校等 グラウンド)	ペット 同行 避難
				洪水 土砂	地震	津波	高潮	火大規模 事な						
木屋瀬	木屋瀬小学校	木屋瀬東三丁目1-1	617-2765 (617-1053)	○	○	○	○	○	5m	体育館	436		○	○ 屋内
	大正区公民館	金剛三丁目12-1		○			○	○	13m	集会所	22			○ 屋外
	木屋瀬地域交流センター	野面一丁目8-35	617-7980 (617-7996)	○	○	○	○	○	9m	大集会室	68			○ 屋内
	木屋瀬市民センター	木屋瀬東一丁目12-1	617-1127 (617-1127)		○	○	○	○	5m	講堂	66			○ 屋内
星ヶ丘	星ヶ丘小学校	星ヶ丘二丁目7-1	618-7050 (618-7260)	○	○	○	○	○	38m	体育館	353		○	○ 屋内
	木屋瀬中学校	大字野面1942-5	617-1049 (617-0993)	○	○	○	○	○	32m	体育館	210		○	○ 屋内
	栄町公民館	大字野面1703-6		○			○	○	18m	和室	49			不可
	星ヶ丘市民センター	大字笹田920-8	617-5273 (617-5274)	○	○	○	○	○	13m	多目的 ホール	72			○ 屋内 屋外

一時避難地（都市公園等）一覧表（八幡西区）

校区名	一時避難地名 (都市公園等)	所在地	適応災害種別					標高	面積	広域 避難地	地域 防災 拠点	広域 防災 拠点	臨海部 防災 拠点
			洪水 土砂	地震	津波	高潮	火大規模 事な						
黒崎中央	岡田公園	岡田町4番	○	○	○	○	○	29m	2.4ha				
	城山緑地	屋敷一丁目9～13番、屋敷二丁目2～8・10番、舟町5・6番、東浜1・12～14番			○		○	4m	13.7ha	○			
	北九州市立高校第2グラウンド	陣山三丁目7番		○	○	○	○	21m	1.2ha				
熊西	田良原公園	幸神四丁目3番	○	○	○	○	○	33m	2.3ha				
	旧街道緑地	幸神一丁目、三丁目、岸の浦二丁目、東曲里町	○	○	○	○	○	26m	1.5ha				
青山	穴生公園	萩原一丁目4番	○	○	○		○	4m	1.2ha				
	皇后崎公園	青山二丁目1番、青山三丁目1番、山寺町12番	○	○	○	○	○	41m	8.2ha	○	○		
萩原	山の神池公園	鉄竜一丁目1番	○	○	○	○	○	32m	3.3ha				
	大池公園	鷹の巣二丁目15番	○	○	○	○	○	17m	1.7ha				
穴生	夕原緑地	夕原町		○			○	2m	1.3ha				
竹末	上保公園	鷹ノ巣三丁目6番		○	○	○	○	24m	1.3ha				
	割子川せせらぎ公園	竹末二丁目15番、若葉二丁目1番	○	○	○	○	○	25m 27m	1.0ha				
八枝	永犬丸中央公園	八枝四丁目1番、北筑一丁目8番、北筑二丁目20番	○	○	○		○	24m	5.7ha				
	永犬丸の森公園	大字永犬丸、鷹見台二丁目14番		○	○	○	○	41m	3.5ha				
引野	別所公園	別所町9番	○	○	○	○	○	35m	2.1ha				
永犬丸	的場池公園	的場町1～3番	○	○	○	○	○	36m	7.2ha	○			
塔野	大平台南公園	大平台32番	○	○	○	○	○	25m	1.1ha				
上津役	中の原東公園	中の原一丁目2番			○	○	○	51m	1.7ha				
大原	上津役公園	上上津役四丁目18番		○	○	○	○	50m	1.4ha				

一時避難地（都市公園等）一覧表（八幡西区）

校区名	一時避難地名 (都市公園等)	所在地	適応災害種別					標高	面積	広域避難地	地域防災拠点	広域防災拠点	臨海部防災拠点
			洪水 土砂	地震	津波	高潮	火大規模 事な						
則松	松 寿 山 公 園	松寿山三丁目6番	○	○	○	○	○	34m	1.0ha				
折尾東	中 須 公 園	中須二丁目1～3番	○	○	○		○	3m	1.2ha				
折尾西	折 尾 南 1 号 公 園	さつき台二丁目20番		○	○	○	○	27m	1.7ha				
	さ つ き 台 中 央 公 園	さつき台一丁目24番		○	○	○	○	32m	1.5ha				
	折 尾 西 公 園	折尾三丁目5番		○	○	○	○	14m	0.9ha				
本城	本 城 東 公 園	本城東一丁目17番		○	○	○	○	8m	2.0ha				
	本 城 公 園	御開四丁目16番	○	○	○		○	2m	17.6ha	○	○		
	奥 洞 海 緑 地	本城五丁目3番、本城東一丁目9番、洞北町1・2番	○	○	○		○	4m	11.7ha	○			
	洞 北 緑 地	本城五丁目5番	○	○	○		○	2m	7.9ha				
医生丘	本 城 西 公 園	千代ヶ崎一丁目12番	○	○	○	○	○	20m	1.7ha				
浅川	中 ノ 谷 公 園	大字浅川	○	○	○	○	○	47m	2.7ha				
	日 の 峯 公 園	浅川日の峯四丁目20番			○	○	○	39m	1.0ha				
光貞	光 貞 池 公 園	八幡西区光貞台一丁目13番、光貞台三丁目11・25番、大字本城、千代ヶ崎三丁目16番			○	○	○	23m	5.8ha				
	浅 川 学 園 台 中 央 公 園	浅川学園台三丁目1番		○	○	○	○	15m	1.3ha				
千代	吉 祥 寺 公 園	吉祥寺町13番			○	○	○	28m	3.2ha				
	千 代 東 公 園	千代三丁目7番		○	○	○	○	40m	1.9ha				
	白 岩 池 公 園	白岩町1～4番、千代二丁目10番	○	○	○	○	○	22m	7.6ha				
池田	馬 場 山 公 園	池田三丁目7番、茶屋の原一丁目6番	○	○	○	○	○	30m	1.6ha				
香月	香 月 公 園	香月中央一丁目9番		○	○	○	○	16m	1.0ha				
	香 月 中 央 公 園	香月西四丁目1番	○	○	○	○	○	10m	7.3ha	○	○		
楠橋	楠 橋 公 園	楠橋西一丁目15番	○	○	○	○	○	11m	1.9ha				
木屋瀬	笹 尾 公 園	大字木屋瀬		○	○		○	5m	1.6ha				
	金 剛 中 央 公 園	金剛三丁目1番	○	○	○	○	○	11m	1.4ha				
星ヶ丘	星 ケ 丘 中 央 公 園	星ヶ丘六丁目2番	○	○	○	○	○	23m	1.1ha				
穴生 折尾東 則松	瀬 板 の 森 公 園	大字陣原、大字則松、瀬板二丁目3・5・18・26番			○	○	○	6m 28m	24.9ha	○			
池田 香月 楠橋	楠 東 緑 地	馬場山、茶屋の原四丁目、大字楠橋	○	○	○	○	○	18m	3.4ha				
市外	イオンモール株式会社イオンモール直方	直方市湯野原二丁目1番1号	○	○	○	○	○	30m	12ha				

予定避難所・一時避難地（学校等グラウンド）一覧表（戸畑区）

校区名	予定避難所名	所在地	施設連絡先 (FAX)	適応災害種別					標高	主な 受入 予定 箇所	受入 人員	大規模 予定 避難所	(一 時 避 難 地 (グラ ウン ド))	ベ ッ ト 同 行 避 難
				洪水 土砂	地震	津波	高潮	火大 規模 事な						
戸 畑 中 央	戸 畑 中 央 小 学 校	新池二丁目1-12	881-3000 (881-3188)	○	○	○	○	○	10m	体育館	210		○	○ 屋外
	西 戸 畑 市 民 セ ン タ ー	南島旗町3-17	881-2330 (881-2330)	○	○	○		○	3m	講堂	53			○ 屋外
	東 戸 畑 市 民 セ ン タ ー	千防三丁目1-12	881-1019 (881-1019)	○	○	○	○	○	10m	多目的 ホール	60			○ 屋内
	浅 生 市 民 セ ン タ ー	浅生二丁目13-7	881-5688 (881-5688)	○	○	○		○	4m	ホール	75			○ 屋外
	北 九 州 市 立 高 等 学 校	浅生一丁目10-1	881-5440 (883-3747)	○	○	○		○	4m	体育館	476	○	○	○ 屋外
	浅 生 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	浅生二丁目1-1	883-5501 (883-5503)	○	○	○	○	○	13m	体育館	428	○		○ 屋外
牧 山	牧 山 小 学 校	丸町二丁目15-25	881-3002 (881-3011)	○	○	○	○	○	10m	体育館	257		○	○ 屋外
	高 生 中 学 校	高峰一丁目6-1	881-3276 (881-3235)	○	○	○	○	○	9m	体育館	360		○	○ 屋外
	牧 山 市 民 セ ン タ ー	牧山四丁目1-22	881-1041 (881-1041)	○	○	○	○		14m	講堂	47			○ 屋外
	牧 山 東 市 民 セ ン タ ー	新川町3-25	881-3177 (881-3177)	○	○	○		○	2m	多目的 ホール	40			○ 屋内
	戸 畑 工 業 高 等 学 校	丸町三丁目10-1	881-3868 (881-5108)			○	○	○	67m	体育館	626	○		○ 屋外
あ や め が 丘	あ や め が 丘 小 学 校	沢見二丁目3-1	881-3003 (881-3028)	○	○	○	○	○	13m	体育館	322	○	○	○ 屋外
	飛 幡 中 学 校	小芝一丁目8-20	882-3652 (882-3618)	○	○	○	○	○	13m	体育館	257		○	○ 屋外
	沢 見 市 民 セ ン タ ー	小芝二丁目1-4	881-5689 (881-5689)	○	○	○	○	○	11m	多目的 ホール	89			○ 屋内 屋外
	三 六 市 民 セ ン タ ー	小芝三丁目12-2	881-0958 (881-0958)	○	○	○	○	○	8m	講堂	56			○ 屋外
	九 州 工 業 大 学	仙水町1-1	884-3000 (884-3015)	○	○	○	○	○	17m	体育館	354	○		○ 屋外
天 籙 寺	天 籙 寺 小 学 校	夜宮二丁目1-1	871-3006 (871-3406)	○	○	○	○	○	13m	体育館	114		○	○ 屋外
	天 籙 寺 市 民 セ ン タ ー	夜宮二丁目4-15	881-1028 (881-1028)	○	○	○	○	○	7m	講堂	66			○ 屋外
	戸 畑 高 等 学 校	夜宮三丁目1-1	871-0928 (881-5129)	○	○	○	○	○	15m	武道場	167			不可
	ひ び き 高 等 学 校	天籙寺一丁目2-1	881-2355 (881-5172)	○	○	○	○	○	20m	体育館	349	○		○ 屋外
	夜 宮 青 少 年 セ ン タ ー	夜宮一丁目2-1	871-3465 (882-0589)	○	○	○	○	○	31m	ス ポ ー ツ ホ ー ル	201			○ 屋内
鞆 ヶ 谷	鞆 ヶ 谷 小 学 校	東鞆ヶ谷町4-1	871-3005 (871-8497)	○	○	○	○	○	30m	体育館	203		○	○ 屋外
	鞆 ヶ 谷 市 民 セ ン タ ー	西鞆ヶ谷町3-17	881-1039 (881-1039)	○	○	○	○	○	18m	多目的 ホール	77			○ 屋内 屋外
一 枝	一 枝 小 学 校	一枝二丁目7-1	881-4421 (881-4424)	○	○	○	○	○	14m	体育館	108		○	○ 屋外
	一 枝 市 民 セ ン タ ー	一枝一丁目8-1	881-1029 (881-1029)	○	○	○	○	○	13m	多目的 ホール	95			○ 屋内
大 谷	大 谷 中 学 校	東大谷一丁目9-1	881-5767 (881-5768)	○	○	○	○	○	31m	体育館	246		○	○ 屋外
	大 谷 小 学 校	菅原四丁目6-1	881-6342 (881-6442)	○	○	○	○	○	34m	体育館	272		○	○ 屋外
	大 谷 市 民 セ ン タ ー	東大谷二丁目2-44	881-4151 (881-3367)	○	○	○	○	○	37m	多目的 ホール	63			○ 屋外
中 原	中 原 小 学 校	中原西三丁目1-1	881-3004 (881-3033)	○	○	○	○	○	9m	体育館	171			○ 屋外
	中 原 中 学 校	境川二丁目6-1	881-2227 (881-2287)	○	○	○	○	○	9m	体育館	196		○	○ 屋外
	中 原 市 民 セ ン タ ー	中原西三丁目2-1	881-1038 (881-1038)	○	○	○	○	○	11m	多目的 ホール	68			○ 屋外

一時避難地（都市公園等）一覧表（戸畑区）

校区名	一時避難地名 (都市公園等)	所在地	適応災害種別					標高	面積	広域避難地	地域防災拠点	広域防災拠点	臨海部防災拠点
			洪水 土砂	地震	津波	高潮	大規模 火事						
戸畑中央	浅生公園 (旧浅生2号公園部分)	浅生二丁目2番	○	○	○	○	○	7m	1.2ha				
牧山	都島展望公園（山側）	牧山四丁目11・27番 牧山五丁目1・2番			○	○		34m	9.2ha	○			
	都島展望公園（海側）	牧山海岸2番	○	○	○		○	2m	9.2ha	○			
	牧山展望公園	牧山三丁目1番	○	○	○	○	○	66m	1.3ha				
韃ヶ谷	岩ヶ鼻公園	福柳木一丁目20番	○	○	○	○	○	24m	1.9ha				
中原	中原公園	中原東三丁目12番	○	○	○	○	○	6m	1.1ha				
一枝 天籟寺	夜宮公園	一枝一丁目3番、夜宮一丁目1・2番、夜宮二丁目1番	○	○	○	○	○	33m	10.3ha	○	○		
韃ヶ谷 高見 ひびきが丘	美術の森公園	西韃ヶ谷21・22番 (東)高見一丁目3番、山王四丁目11番			○	○	○	106m	11.3ha	○			
韃ヶ谷 高見 到津 井端	中央公園	金比羅町1・5・6番、東韃ヶ谷町8番 (東)高見五丁目3・4番 (北)上到津四丁目1・5・6番、都二丁目6番	○	○	○	○	○	75m	92.3ha	○		○	

第6節 救出救急計画資料

令和元年6月3日

改正

令和4年2月4日

令和5年6月1日

令和6年7月1日

福岡県災害時における人的被害の公表要領

第1 基本的な考え方

災害時における人的被害（死者、安否不明者及び行方不明者）の公表は、国民の知る権利に応えるほか、次に掲げるような公益的な意義がある。

- ・ 死者及び行方不明者の氏名等を公表することは、不確実情報の拡散防止につながる。
- ・ 安否不明者の氏名等を公表することは、円滑な人命救助活動を行うために重要であり、被害を最小限に抑える一助となる。

一方で、これらの個人情報、個人の人格尊重の理念の下に、慎重に取り扱われるべきものである。

こうしたことを踏まえ、災害時の人的被害の公表については、次のとおり、県、市町村及び警察が協力の上、正確かつ迅速に実施するものとする。

第2 用語の定義

この要領において、用語の定義は次に掲げるとおりとする。

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認した者又は死体は確認できないが、当該災害が原因で死亡したことが確実な者とする。（「死者」には、災害関連死として認定された者を含む。）
- (2) 「安否不明者」とは、(3)で定める「行方不明者」となる疑いのある者とする。
- (3) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

第3 窓口担当者

県、市町村及び警察は、不確実情報の拡散防止の観点から、災害時における人的被害の公表について、あらかじめ連絡窓口となる担当者を明確化しておくものとする。

第4 公表の手順

1 「死者」について

(1) 災害発生後、心肺停止者が発見された時点

ア 県及び市町村は、「死者」として判断されていない段階であるため、当該心肺停止者の氏名等を公表しない。

イ 警察は、必要に応じて当該心肺停止者に係る事実関係のみを公表するが、公表の際は、次に掲げるところにより、その内容を県及び市町村へ情報提供する。

(ア) 県には、県災害対策本部に派遣した情報連絡員（リエゾン）又は警察本部警備課から、別紙1により情報提供する。

(イ) 市町村には、警察署から情報提供する。

(2) 検視等による身元の特定後

ア 警察は、事件性の有無の判断を行い、身元を特定した「死者」について、次に掲げるところにより、県及び市町村に情報提供する。

(ア) 県には、県災害対策本部に派遣した情報連絡員（リエゾン）又は警察本部警備課から、別紙2により情報提供する。

(イ) 市町村には、警察署から情報提供する。

(3) 「死者」の判断及び報告

ア 市町村は、警察からの情報などをもとに、必要に応じて県や警察と協議を行い、「死者」であるか

を判断する。

イ 市町村は、「死者」と判断した場合は、次に掲げる手順に沿い、別紙3により県に報告するとともに、県防災情報システムに人数を入力する。

(ア) 「死者」の氏名、年齢、性別、現住所を住民基本台帳（当該台帳を利用できない場合にあっては、これらの情報について信頼するに足る資料）により確認する。

(イ) 「死者」の発見日時、発見場所を警察に確認する。

(ウ) 「死者」の住民基本台帳の閲覧制限の有無を確認する。

(エ) 住民基本台帳の閲覧制限がない場合、「死者」の遺族に対し、氏名、年齢、性別及び現住所（大字まで）について公表の同意を確認する。

(オ) 公表の同意を確認する遺族は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条第2項に定めるいずれかの遺族（配偶者、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹）とする。なお、配偶者には福岡県パートナーシップ宣誓制度及びこれに類する公的制度の利用者を含むものとする。

ウ 県は、市町村から報告があった「死者」に関する情報について、県災害対策本部に派遣された情報連絡員（リエゾン）又は警察本部警備課を通じ、警察と情報共有する。

(4) 公表

ア 公表主体

「死者」の公表は、県が行う。

イ 公表項目

氏名、年齢、性別、現住所（大字まで）、発見日時及び発見場所とする。

ウ 公表基準

住民基本台帳の閲覧制限	遺族の有無	遺族の同意※2	公表・非公表
あり	—	—	非公表
なし※1	あり	あり	公表
		なし	非公表
	なし	—	公表

※1 住民基本台帳の閲覧制限がない場合であっても、ドメスティックバイオレンスやストーカー行為など個人情報を秘匿すべき事情が判明している場合は、閲覧制限があるものとして取り扱う。

※2 公表項目のうち、氏名、年齢、性別、現住所（大字まで）の各項目について、公表の同意を確認するものとする。

エ 公表時期

県、市町村及び警察の三者で、公表する時期を調整する。

オ 公表方法

県は、市町村からの報告に基づき、「死者」の氏名等について、別紙4により、県ホームページで公表するとともに、報道機関に情報提供する。

(5) 公表に係る業務フロー

別表1のとおり。

2 「安否不明者」について

(1) 所在が不明な者の情報収集・報告

ア 市町村は、災害発生後に「安否不明者」（所在不明の情報を得た一時滞在者も含む。）に係る情報を収集し取得した際には、次に掲げる手順に沿い、別紙5により県へ報告する。

(ア) 「安否不明者」の氏名、年齢、性別、現住所を住民基本台帳（当該台帳を利用できない場合にあっては、これらの情報について信頼するに足る資料）により確認する。

(イ) 「安否不明者」の住民基本台帳の閲覧制限の有無を確認する。

(ウ) 住民基本台帳の閲覧制限がない場合、「安否不明者」の家族に対し、氏名、年齢、性別及び現住所（大字まで）について、公表の同意を確認する。

(エ) 公表の同意を確認する家族は、第4公表の手順1(3)イ(オ)に定める遺族の範囲を準用する。

イ 県は、市町村から報告があった「安否不明者」に関する情報について、県災害対策本部に派遣された情報連絡員（リエゾン）又は警察本部警備課を通じ、警察と情報共有する。

(2) 公表

ア 公表主体

「安否不明者」の公表は、県が行う。

イ 公表項目

氏名、年齢、性別及び現住所（大字まで）とする。

ウ 公表基準

救助活動上の 緊急の必要性※ ¹	住民基本台帳の閲覧 制限	家族の有無	家族の同意※ ³	公表・ 非公表
あり	あり	—	—	非公表
	なし※ ²	—	—	公表
なし	あり	—	—	非公表
	なし※ ²	あり	あり	公表
			なし	非公表
		なし	—	公表

※¹ 救助活動上の緊急の必要性は、「安否不明者」の生命・身体を保護する観点から、県、市町村及び県警の三者で判断する。

※² 住民基本台帳の閲覧制限がない場合であっても、ドメスティックバイオレンスやストーカー行為など個人情報秘匿すべき事情が判明している場合は、閲覧制限があるものとしてこの表を適用する。

※³ 公表項目のうち、氏名、年齢、性別、現住所（大字まで）の各項目について、公表の同意を確認するものとする。

エ 公表時期

発災後概ね48時間以内を目標として、県、市町村及び警察の三者で調整する。

オ 公表方法

(ア) 県は、市町村からの報告に基づき、「安否不明者」の氏名等について、別紙6により、県のホームページに公表するとともに、報道機関へ資料提供する。

(イ) 市町村は、随時「安否不明者」に関する情報の収集・確認・集約を行い、別紙5を更新の上、県へ報告する。

(ウ) 県は、市町村からの報告により、「安否不明者」に関する情報に変更・追加・削除があった場合は、別紙6により、最新の安否不明者情報を県ホームページに掲載するとともに、報道機関に資料提供する。

(3) 公表に係る業務フロー

別表2のとおり。

3 行方不明者

(1) 行方不明者としての取扱い

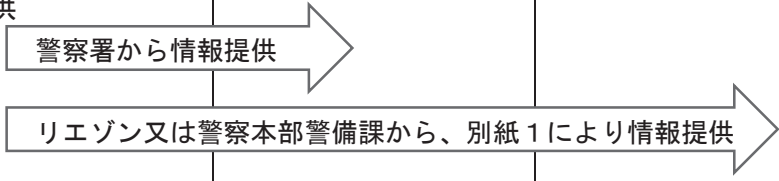
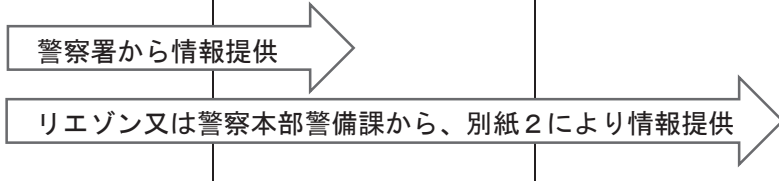
「安否不明者」として公表された後、概ね一週間を経過しても発見されない「安否不明者」について、県、市町村及び警察は協議の上、「行方不明者」とみなす。

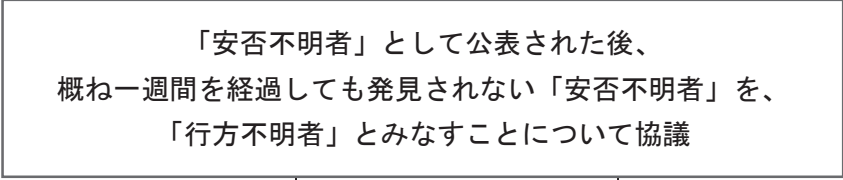
(2) 公表

公表の主体、項目、基準、方法及び公表に係る業務フローは、「安否不明者」の例による。その際、「別紙6」とあるのは「別紙7」と読み替えるものとする。

災害時における人的被害（死者）の公表フロー

別表 1

時系列	警察	市町村	県
【警察】 心肺停止者の発見 公表要領第 4 公表の 手順 1（1）	心肺停止者についての 情報提供 		
【警察】 検視等による身元の 特定後 公表要領第 4 公表の 手順 1（2）	「死者」についての情 報提供 		
【市町村】 「死者」の判断及び 報告 公表要領第 4 公表の 手順 1（3）		「死者」について県へ 報告 （別紙 3） 	
【県】 報告があった「死者」 の報告 公表要領第 4 公表の 手順 1（3）			報告があった「死者」 について警察へ共有 
【県】 公表 公表要領第 4 公表の 手順 1（4）			公表基準に基づき公表 内容を整理 
			「死者」の公表 （別紙 4）

時系列	警察	市町村	県
【市町村】 所在が不明な者の情報収集・報告 公表要領第 4 公表の手順 2（1）ア		「安否不明者」について県へ報告 （別紙 5）	
【県】 報告があった「安否不明者」の共有 公表要領第 4 公表の手順 2（1）イ			報告があった「安否不明者」について警察へ情報共有 
【県】 「安否不明者」の公表 公表要領第 4 公表の手順 2（2）			公表基準に基づき公表内容を整理 
【市町村】 「安否不明者」に関する情報の収集・確認・集約 公表要領第 4 公表の手順 2（2）オ（イ）		「安否不明者」に関する情報の更新を随時行い、県へ報告 （別紙 5）	 更新後の「安否不明者」の公表 （別紙 6）
【県】 「行方不明者」の公表 公表要領第 4 公表の手順 3（2）			 「行方不明者」の公表 （別紙 7）

No	
----	--

心肺停止者についての情報提供（警察→県）
（心肺停止者の発見に係る公表）

（記入者）

職	
氏名	

公表日	
件名	
発見日時	
発見場所	
心肺停止者	
発見時の状況等	
備考	

死者についての情報提供（警察→県）
 （事件性の有無の判断を行い、身元を特定した死者）

（記入者）

職	
氏名	

No	氏名	振り仮名	生年月日	性別	現住所	備考

令和〇年〇月〇日〇時〇分

福岡県災害対策本部
担当：〇〇
直通：092-643-〇〇
内線：〇〇

〇月〇日からの災害による人的被害（死者）について（第〇報）

標記災害により、下表の〇名の方が亡くなられたと確認されたため、「福岡県災害時における人的被害の公表要領」により、死者の氏名等を公表します。

- ※1 「氏名」、「年齢」、「性別」及び「現住所（大字まで）」の記載内容は、住民基本台帳を参照しています。
（当該台帳を利用できない場合にあっては、これらの情報について信頼するに足る資料）
- ※2 「追加」欄に〇がある方は、今回追加した死者です

追加	市町村	氏名	振り仮名	年齢	性別	現住所（大字まで）	発見日時	発見場所

○月○日からの災害による安否不明者について（第○報）

御家族からのお申し出があった場合や、安否の確認が取れた場合は、非公表に切り替えます。

※2 「追加」欄に○がある方は、今回追加した安否不明者です

[illegible]

〇月〇日からの災害による人的被害（行方不明者）について（第〇報）

※1 「氏名」、「年齢」、「性別」及び「現住所（大字まで）」の記載内容は、住民基本台帳を参照しています。
（当該台帳を利用できない場合にあっては、これらの情報について信頼するに足る資料）
※2 「追加」欄に○がある方は、今回追加した行方不明者です

[illegible]

2 現場用必要器材配置状況

種別	計	消防局	門 司 消防署	小倉北 消防署	小倉南 消防署	若 松 消防署	八幡東 消防署	八幡西 消防署	戸 畑 消防署
エ ン ジ ン カ ッ タ ー	54	3	9	8	7	5	7	11	4
空 気 切 断 機	16	0	1	2	2	1	2	5	3
救 命 ボ ー ト	9	0	1	1	1	2	1	1	2
耐 熱 服	34	0	6	2	4	4	4	4	10
空 気 呼 吸 器	355	28	58	61	40	37	40	62	29
酸 素 呼 吸 器	35	0	5	5	5	5	5	5	5
防 爆 型 ガ ス 測 定 器	49	1	7	13	6	6	5	7	4
大 型 油 圧 救 助 器 具	57	1	8	8	12	9	7	8	4
空 気 救 助 バ ッ ク	12	0	1	1	3	3	1	2	1
小 型 動 力 ポ ン プ	7	0	0	3	1	2	0	1	0
チ ル ホ ー ル	16	2	2	3	2	3	1	2	1
熱 画 像 直 視 装 置	10	0	1	1	2	1	1	2	2
フ ァ イ バ ー ス コ ー プ	3	0	1	1	0	0	0	1	0

(R 4 . 4 北九州市消防局)

※非常備消防の配置状況は含まない。

※「消防局」には、消防航空隊及び訓練研修センターを含む。

3 救急隊の配置、名称

配 置 (所属)			救急隊名		
救	急	部	高	度	救 急 隊
門 消	防	司 署	門	司	救 急 隊
			老	松	救 急 隊
			松	ヶ 江	救 急 隊
小 消	倉 防	北 署	小	倉 北 第 一	救 急 隊
			小	倉 北 第 二	救 急 隊
			浅	野	救 急 隊
			井	堀	救 急 隊
			富	野	救 急 隊
小 消	倉 防	南 署	小	倉 南 第 一	救 急 隊
			小	倉 南 第 二	救 急 隊
			三	谷	救 急 隊
			臨	空	救 急 隊
若 消	防	松 署	若	松	救 急 隊
			石	峯	救 急 隊
			ひ	び き の	救 急 隊
八 消	幡 防	東 署	高	見	救 急 隊
八 消	幡 防	西 署	八	幡 西	救 急 隊
			折	尾	救 急 隊
			黒	崎	救 急 隊
			上	津 役	救 急 隊
			金	剛	救 急 隊
戸 消	防	畑 署	戸	畑	救 急 隊

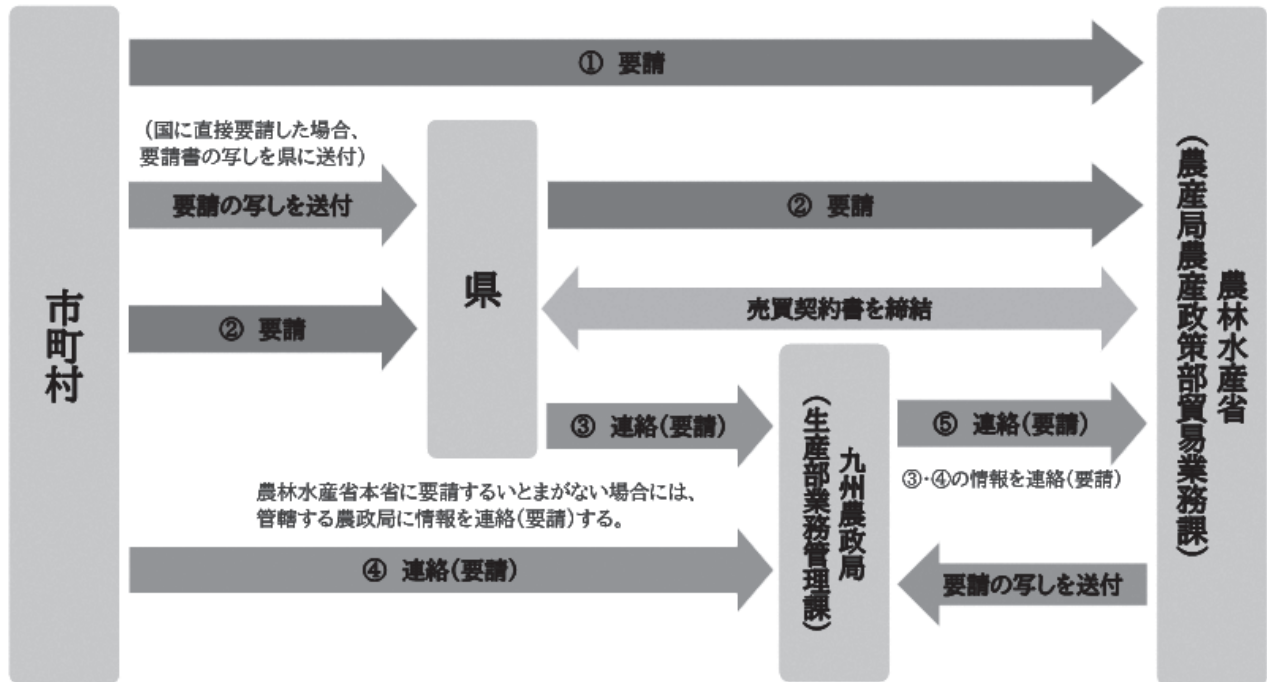
第 7 節 遺体対策計画資料

1 北九州市内火葬場名

火葬場名	所在地	火葬炉数	使用燃料	電話
東部斎場	門司区大字猿喰1342-8	16	都市ガス	391-0715
西部斎場	八幡西区本城5-6-1	16	都市ガス	691-2017
合 計		32		

第 8 節 食料供給計画資料

1 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領に基づく災害救助用米穀の引渡し (災害救助法が発動された場合に適用)



- 1 県は市町村からの要請等を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省農産局長に米穀の引渡しに関する要請を電話するとともにFAXまたはメールで連絡し、その後速やかに災害救助用米穀の引渡要請書を農産局長に提出する。
- 2 市町村が直接、農産局長に連絡した場合は、必ず県に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- 3 農産局長は要請を受け、政府所有米穀を管理する受託事業体及び県と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。
- 4 調整終了後、農産局長は県と売買契約を締結し、その後速やかに受託事業体に米穀供給の指示及び納入告知書の発行手続きを行う。
- 5 農産局長から指示を受けた受託事業体は、指示された内容に従い、県に政府所有米穀を引渡す。

第 9 節 物資供給計画資料

1 備蓄食料・飲料水一覧表

(令和 7 年 4 月)

保管場所	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑	本 管 庁 理	合 計
パン (単位：食)	5,386	7,948	7,518	3,350	3,600	9,654	3,500	4,600	45,556
アルファ化米 (単位：食)	7,350	3,586	8,928	6,300	2,100	11,174	3,300	59,830	102,568
その他 (主食類) (単位：食)	3,969	4,894	1,022	3,177	2,932	319	482	15,680	32,475
合計 (単位：食)	16,705	16,428	17,468	12,827	8,632	21,147	7,282	80,110	180,599

※その他（主食類）：パスタ、クラッカー等

ミルク (単位：食)	1,344	960	660	960	480	480	960	1,560	7,404
飲料水 (単位：本)	85,464	17,661	23,310	17,952	9,792	32,088	7,920	14,472	208,659

2 生活必需品一覧表

(令和 7 年 4 月)

保管場所	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑	本 管 庁 理	合 計
大人用紙おむつ (単位：枚)	208	208	208	208	208	208	208	5,320	6,776
幼児用紙おむつ (単位：枚)	944	944	944	944	944	944	944	4,160	10,768
おしりふき (単位：パック)	120	120	120	120	120	120	120	0	840
生理用品 (単位：枚)	8,160	9,030	0	0	0	0	0	6,528	23,718
パーテーション (単位：台)	168	609	145	76	101	307	86	287	1,779
ベッド (単位：台)	64	131	56	24	27	150	33	26	511
避難所シート (単位：枚)	1,588	1,105	1,617	610	714	1,590	455	4,060	11,739
哺乳瓶 (単位：個)	300	600	300	300	300	300	300	0	2,400

3 毛布備蓄数量

(令和7年4月1日)

保管場所	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	本庁	合計
(単位：枚)	965	1,123	947	749	654	1,777	795	70	7,080

4 日本赤十字社福岡県支部

物資名	数 量	在 庫 場 所	備 考
毛 布	12,230 枚	日本赤十字社福岡県支部 事業課 092-523-1171	日本赤十字社福岡 県支部保管数量 (R7.4.1時点)
タ オ ル ケ ッ ト	2,140 枚		
緊 急 セ ッ ト	2,876 組		
タ オ ル セ ッ ト	880 組		
医 薬 品 セ ッ ト	50 組		
安 眠 セ ッ ト	2,382 組		

5 「災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定」締結企業一覧

N o	企業名
1	(株)井筒屋
2	(株)サンキュードラッグ
3	(株)サンリブ
4	(株)ゆめマート北九州
5	(株)西鉄ストア
6	(株)ハローデイ
7	福岡県生活協同組合連合会
8	イオングループ (イオンリテール(株)、イオン九州(株)、マックスバリュ)
9	(株)ナフコ
10	(株)グッデイ
11	サッポロホールディングス(株)
12	サッポロビール(株)

令和7年4月

6 「NBC災害対策に関する協力等の協定」企業・大学連絡窓口

機関名	担当部署	電話番号
三菱ケミカル株式会社 福岡事業所	R C 推進部	643-2613
日鉄ケミカル&マテリアル株式会社 九州製造所	環境・安全・品質保証室	884-1767
日揮触媒化成株式会社	環境安全品質管理部	751-8627
国立大学法人九州工業大学	安全衛生推進室	884-3305
公立大学法人北九州市立大学	管理課	695-3320

7 「災害時における物資輸送等の支援に関する協定書」担当連絡先一覧表

会社名	電話番号
ヤマト運輸株式会社 北九州主管支店	475-2211
九州福山通運株式会社 北九州支店	581-2920
九州西濃運輸株式会社 北九州支店	581-0611
九州産交運輸株式会社 北九州センター	513-2511
久留米運送株式会社 北九州支店	581-5281
佐川急便株式会社	03-3699-3340
山九株式会社 九州エリア	884-9610
日本通運株式会社 北九州支店	582-6111

第10節 給水計画資料

1 平常時における給水能力

(1) 消火栓設置数

種 類		計	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑
消火栓 設置数	公設	22,793	2,676	3,485	4,401	2,827	2,076	5,853	1,475

(R 5. 4 北九州市消防局)

(2) 上水道とその規模

浄 水 場	給水区域	水 源	1 日最大 給水量(m³)	浄水方法	電 話
道 浄 水 場	小倉南区の一部	道原貯水池	7,800	緩速濾過	451-1022
井 手 浦 浄 水 場	門司区 小倉北区 小倉南区 八幡東区	油木貯水池 山 国 川 ま す 湊 貯 水 池	255,200	急速濾過	451-0262 453-1220
本 城 浄 水 場	八幡西区 若松区	遠 賀 川	141,000	急速濾過	693-1385 601-8061
穴 生 浄 水 場	小倉北区 八幡東区 八幡西区 戸畑区	力丸貯水池 遠 賀 川	300,000	急速濾過	641-3338 631-5101
畑 浄 水 場	八幡西区の一部	畑 貯 水 池	24,000	急速濾過	617-4813

(R 6. 4 北九州市上下水道局浄水課)

2 応急給水機器等

所管	保管場所	機器名	保有数	単位	備 考
上 下 水 道 局	東部工事事務所	加圧ポンプ付き給水車 (1.5m³)	1	台	
		加圧ポンプ付き給水車 (3.0m³)	1	台	
		給水タンク (1.0m³)	6	個	
		組立式仮設水槽 (1.0m³)	3	個	
		仮設給水栓 (4栓式)	10	セット	
		給水袋 (6ℓ)	4,400	枚	
	西部工事事務所	加圧ポンプ付き給水車 (1.5m³)	1	台	
		加圧ポンプ付き給水車 (3.0m³)	1	台	
		給水タンク (1.0m³)	8	個	
		組立式仮設水槽 (1.0m³)	4	個	
		仮設給水栓 (4栓式)	11	セット	

上 下 水 道 局	西部工事事務所	給水袋 (6 $\frac{1}{2}$ ㍓)	4,800	枚	
	外部保管	給水タンク (1.0 m^3)	32	個	
		給水タンク (1.2 m^3)	9	個	
		簡易加圧式給水タンク (1.65 m^3)	2	個	
		組立式仮設水槽 (1.0 m^3)	33	個	
		仮設給水栓 (4栓式)	74	セット	
		給水袋 (6 $\frac{1}{2}$ ㍓)	40,800	枚	
	計	加圧ポンプ付き給水車 (1.5 m^3)	2	台	
		加圧ポンプ付き給水車 (3.0 m^3)	2	台	
		給水タンク (1.0 m^3)・(1.2 m^3)	55	個	
		簡易加圧式給水タンク (1.65 m^3)	2	個	
		組立式仮設水槽 (1.0 m^3)	40	個	
		仮設給水栓 (4栓式)	95	セット	
		給水袋 (6 $\frac{1}{2}$ ㍓)	50,000	枚	

(R 7. 4 北九州市上下水道局配水管理課)

3 給水施設の応急復旧体制

初動時における緊急修繕対応業者数 (年間契約)

対応地区	契約数
門司区・小倉北区・小倉南区	6 社
若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区	7 社

(R 6. 4 北九州市上下水道局配水管理課)

4 北九州市水道施設の概要

施設名			施設数	備 考
水	源		10か所	小貯水池を除く。
貯	池		8 か所	
水	場		5 か所	
浄	水		15か所	浄水場併置を含まず。 芦屋町・水巻町の3配水池を含む。
ポ	場		46か所	
ン	池		183 km	
配	管		242 km	
導	水		4,230 km	
送	管			
配	管			

(R 7. 4 北九州市上下水道局浄水課・配水管理課・計画課)

※ 施設数及び管延長は令和5年度事業年報による。

※ 管延長はkm未満四捨五入とした。

第11節 応急仮設住宅提供等計画（福岡県）

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、災害救助法を適用した場合には、一時的には県又は市町村の公共施設等を利用して指定避難所として収容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。

〈主な実施機関〉

県（福祉労働部・建築都市部・農林水産部）、市町村

第1 空き家住宅の活用

1 県及び市町村は、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応するものとする。

（1）公的住宅（住宅計画課・県営住宅課、市町村）

県営住宅のほか、県内各市町村、全国の都道府県、住宅供給公社、都市再生機構、高齢・障がい・求職者支援機構等の所有する空き家

（2）民間アパート等賃貸住宅（福祉総務課、住宅計画課、市町村）

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

（3）企業社宅、保養所等（市町村）

2 募集は、被災市町村及び空き家提供事業主体が行うものとする。

第2 応急仮設住宅の建設（福祉総務課・住宅計画課・県営住宅課・林業振興課、市町村）

1 実施責任者

（1）応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、市町村長が行う。

（2）災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事（救助実施市においては市長）が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市町村長が行う。

2 建設用資機材等の調達

（1）県

市町村から用地及び資機材の確保について、応援の要請を受けたときは、（一社）プレハブ建築協会、福岡県建築物災害対策協議会、タマホーム(株)、（一社）日本木造住宅産業協会、（一社）全国木造建設事業協会、（一社）福岡県木材組合連合会（主として製材品など）及び福岡県森林組合連合会（主として木杭など）、九州森林管理局等関係機関等と協議し、その確保に努めるとともに、他の市町村に対し、必要な応援の措置について指示する。

また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

（2）九州森林管理局

県からの要請等を踏まえ、木材（原木）の供給促進を行うなど、被災地の木材の需要に応じる。

3 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設（福祉総務課、県営住宅課）

（1）建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優

先して選定する。ただし、やむを得ない場合は私有地を利用するものとし、所有者等と十分協議して選定する。

- (2) 1戸当たりの面積は世帯構成人員等を考慮して設定する。

入居予定者の状況によって、高齢者、障がいのある人向けの仕様にも配慮する。費用は、1戸当たりの平均が、国が示す限度額以内とする。

- (3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

- (4) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上受入れ、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。

- (5) 着工期間は災害発生の日から20日以内とする。ただし、20日以内に着工できない事情があるときは事前に内閣総理大臣の同意を受けて、期間を延長することができる。

- (6) 建設については、建設業者関係団体等の協力を得て行う。

- (7) 応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、県と協議のうえ、市町村が入居者を選定する。

なお、この場合、以下の点にも留意するものとする。

ア 入居決定に当たっては、高齢者、障がいのある人等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障がいのある人等が集中しないよう配慮する。

イ 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

- (8) 応急仮設住宅の建物の管理は、当該市町村の協力を得て県が行い、入居者の管理は、市町村が行う。

また、市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理も行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

- (9) 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

4 応急仮設住宅の建設支援（建築指導課）

- (1) 建築基準法第85条に基づき、被災区域等における建築物の応急修繕工事等を行うものについての法定基準や建築確認等の制限を緩和することにより、応急仮設住宅の建設を支援する。

- (2) 災害により住宅等を滅失若しくは破損したとき、これを建築若しくは大規模の修繕をする場合、建築確認申請手数料を免除あるいは減免する。

第3 被災住宅の応急修理

1 実施責任者

- (1) 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市町村長が行う。

- (2) 救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、市町村長が行う。

2 救助法で定める基準（福祉総務課）

- (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 緊急修理の対象は、住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者の住家とする。

イ 緊急修理は、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。

ウ 緊急修理の期間は、災害が発生した日から10日以内に完了とする。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 応急修理の対象は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者の住家とする。

イ 修理範囲は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分とする。

ウ 修理の期間は、災害が発生した日から3か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）とする。ただし、交通機関の途絶、その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長する。

(3) 修理については、建設業関係団体等の協力を得て行う。

(4) 修理を実施する住宅の選定は、市町村が行う。

(5) 修理に要する費用は1世帯当たり、国が示す限度額以内とする。

3 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置（住宅計画課）

県は、「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融支援機構九州支店と協議して相談窓口を設置し、災害により被害を受けた被災者に対して、住宅に関する相談等の対応を行う。

第4 住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住家、又は周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物を除去する。

1 実施責任者

(1) 住宅障害物の除去に関する計画の樹立と実施は、市町村長が行う。

(2) 救助法を適用した場合の住宅障害物の除去は知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市町村が行う。

2 障害物除去の方法

(1) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

(2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起らないよう配慮し、行う。

3 救助法で定める基準（福祉総務課）

(1) 障害物除去の対象

ア 当面の日常生活が営みえない状態にあること。

イ 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること。

ウ 自らの資力をもっては除去ができないものであること。

エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。

オ 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。

(2) 除去の方法

救助の実施機関である知事（救助を行うこととされた場合又は知事が実施するいとまがない場合は市町村長）が実施する。

(3) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

(4) 期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)

第 5 公営住宅の修繕・建設（住宅計画課・県営住宅課、市町村）

1 公営住宅の修繕・供給促進

県及び市町村は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

2 災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅の建設は、市町村が建設し、管理するものとする。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理するものとする。

第 6 被災住宅に対する融資（住宅金融支援機構）

自然災害によって住宅に被害を受けた者は、次により、災害復興にかかる住宅の建設資金、購入資金又は補修資金の融資を住宅金融支援機構に申し込むことができる。

1 建設の場合

市町村等から住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」（「一部破損」は除く。）の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、建設資金の融資を申し込むことができる。また、建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行うときは整地資金を、宅地が流出して新たに宅地を取得するときは土地取得資金を、それぞれ建物資金と併せて融資を申し込むことができる。

(1) 融資金の限度額

基本融資額 (建設資金)	特例加算額 (建設資金)	基本融資額 (土地取得資金)	基本融資額 (整地資金)
1,680 万円	520 万円	970 万円	450 万円

(2) 融資金利 住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長返済期間【建設】

耐火構造	準耐火構造	木 造 (耐久性)	木 造 (一般)
35 年	35 年	35 年	25 年

2 購入の場合

市町村等から住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」（「一部破損」は除く。）の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、住宅購入資金の融資を申し込むことができる。

(1) 融資金の限度額

基本融資額 (購入資金)	特別加算額 (購入資金)
2,650 万円	520 万円

(2) 融資金利 住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長返済期間

【新築住宅購入】

耐火構造	準耐火構造	木 造 (耐久性)	木 造 (一般)
35 年	35 年	35 年	25 年

【リ・ユース住宅購入】

リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	リ・ユース住宅 リ・ユースマンション
35 年	25 年

3 補修の場合

市町村等から住宅に10万円以上の被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、補修資金の融資を申し込むことができる。

また、補修する家屋を移転するときは移転資金を、宅地について被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金と併せて融資を申し込むことができる。

(1) 融資金の限度額

基本融資額	補修資金	引方移転資金	整地資金
	740 万円	450 万円	450 万円

(2) 利率 住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長返済期間 20 年

※ 上記融資概要は、令和2年4月1日現在のものである。融資制度の詳細については、住宅金融支援機構に問い合わせること。また、上記の融資のほか、東日本大震災にかかる融資、事業向け融資もあるので、詳細については住宅金融支援機構に問い合わせること。

第12節 医療及び助産計画資料

1 収容施設及び収容能力等調

(1) 医療機関

病 院

	施設総数	病 床 数					
		合計	一般	療養	精神	結核	感染症
合 計	90	18,052	9,886	3,988	4,104	58	16
門 司 区	11	2,119	906	322	836	55	0
小倉北区	21	4,967	3,097	1,318	536	0	16
小倉南区	18	3,393	1,386	844	1,160	3	0
若 松 区	5	778	304	37	437	0	0
八幡東区	7	1,723	1,023	320	380	0	0
八幡西区	24	4,152	2,525	872	755	0	0
戸 畑 区	5	920	645	275	0	0	0

(R 7. 4. 1 北九州市保健福祉局)

診療所

	一 般 診 療 所				歯 科 診 療 所		
	施設総数	無床	有 床		施設総数	有床施設数	無床施設数
		施設数	施設数	病床数			
合 計	949	881	68	859	618	2	616
門 司 区	101	90	11	145	50	0	50
小倉北区	240	231	9	105	174	1	173
小倉南区	164	148	16	180	104	1	103
若 松 区	84	79	5	72	48	0	48
八幡東区	71	66	4	36	45	0	45
八幡西区	230	212	17	235	157	0	157
戸 畑 区	59	53	6	86	40	0	40

(R 7. 4. 1 北九州市保健福祉局)

(2) 助産関係

施設総数	35	小倉北区	8	若 松 区	2	八幡西区	8
門 司 区	3	小倉南区	11	八幡東区	3	戸 畑 区	0

(R 7. 4. 1 北九州市保健福祉局)

2 病院名簿

※災害拠点病院（9ヶ所） ★救命救急センター（2ヶ所） ◎救急告示病院（17ヶ所）

管内 区分	病院名	所在地	診療科目	電話
門 司 区 内	北九州市立 門司病院	門司区南本町3-1	内、外、整、眼、皮、放、小、ひ、 リハ、呼内、消内、循内、血内、 神内	381-3581
	公益社団法人日本海員救済会 門司救済会病院	門司区清滝一丁目3-1	内、外、耳、歯、放、整、婦、眼、ひ、歯外、リハ、 麻、皮、消内、消外、糖内、腎内、循内、脳内	321-0984
	九州鉄道記念病院	門司区高田二丁目1-1	内、外、整、眼、ひ、放、耳、神内、リ科、 婦、循内、消内、肝内、病診、臨床、呼内、 血内、糖内、乳外、肛外、リハ	381-5661
	◎ 独立行政法人 労働者健康安全機構 九州労災病院 門司メディカルセンター	門司区東港町3-1	内、外、整、歯、放、麻、眼、ひ、 脳神、リハ、皮、循内、消内、脳内	331-3461
	医療法人社団養寿園 春日病院	門司区春日町22-19	内、放、循内、リハ	341-1416
	鳥 巢 病 院	門司区吉志五丁目5-10	内、精、リハ、循内	481-1831
	医療法人社団響会 緑ヶ丘病院	門司区緑ヶ丘3-5	内、循、リハ、呼、消	381-5903
	門司田野浦病院	門司区大字田野浦1018-1	内、精、心内	331-0800
	医療法人豊司会 新門司病院	門司区大字猿喰615	精、内、リハ、神内	481-1368
	門司松ヶ江病院	門司区大字畑355	内、精、心内、老内	481-1281
小 倉 北 区 内	※◎ 新小文字病院	門司区大里新町2-5	内、外、形、脳神、ひ、整、病診、皮、 リハ、放、麻、リ科、呼内、消内、循内、 救、呼外、内分泌糖尿病内科、消外、血外	391-1001
	※ 北九州市立 医療センター	小倉北区馬借二丁目1-1	内、肝内、血内、感内、心内、精、呼内、消内、循 内、腫内、内分・糖内、緩和内、小、外、消外、乳 外、内分外、大腸外、肛外、肝外、胆外、膝外、食 外、胃外、整、リハ、形、脳神、呼外、心外、小外、 皮、ひ、産婦、眼、耳、放、病診、救、麻、歯	541-1831
	北九州小倉病院	小倉北区上富野三丁目19-1	内、リハ、消内、循内	511-7381
	新栄会病院	小倉北区弁天町12-11	内、放、整、皮、リハ、消内、腎内、糖内	571-0086
	小倉中井病院	小倉北区中井五丁目 11-8	内、外、整、婦、耳、皮、放、脳神、 ひ、精、リハ、心内	581-0181
	公立大学法人 九州歯科大学 附属病院	小倉北区真鶴二丁目6-1	内、歯、矯歯、小歯、歯外	582-1131
	小倉到津病院	小倉北区下到津五丁目10-31	内、呼、消、循、リハ、放	571-0077
	林 田 病 院	小倉北区神幸町2-33	胃、外、整、皮、循	551-2481
	◎ 国家公務員共済組合連合会 新小倉病院	小倉北区金田一丁目3-1	内、外、整、眼、循内、皮、ひ、麻、 放、リハ、肝内、血内、感内、肝外、 呼外、婦、歯外、脳内、消外、呼内、 消内、リ科、老年、糖分内	571-1031
	日 明 病 院	小倉北区日明三丁目 3-32	精、内、心内	581-0012
小 倉 北 区 内	小倉リハビリテー ション病院	小倉北区篠崎一丁目 5-1	内、整、リハ、皮、神内、歯	581-0668
	◎ 三萩野病院	小倉北区三萩野二丁目 2-7	内、循内、呼内、消内、心内、脳内、 外、消外、乳外、整、リハ、ひ、放	931-7931

管内 区分	病院名	所 在 地	診 療 科 目	電 話
小 倉 北 区 内	北九州中央病院	小倉北区香春口一丁目13-1	内、リハ、循内、消内	931-1085
	医療法人社団響会 前田病院	小倉北区片野新町一丁目11-7	リ科、リハ、消内、内、呼内、血内、 感内、腎内、糖内	921-3968
	◎ 小倉記念病院	小倉北区浅野三丁目2-1	内、外、整、脳神、心外、婦、眼、 耳、皮、ひ、放、麻、循内、消内、 形、呼内、血内、腎内、糖内、血外、 乳外、頭頸外、内分内、代内、病診、 緩和精、呼外、消外、脳内	511-2000
	南ヶ丘病院	小倉北区今町三丁目13-1	内、精、リハ、心内	571-6081
	霧ヶ丘つだ病院	小倉北区霧ヶ丘三丁目9-20	内、リハ、リ科、呼内、消内、循内 歯	921-0438
	※◎ 健和会 大手町病院	小倉北区大手町13-1	整、脳神、心外、産婦、眼、小、外、耳、 皮、ひ、放、内、神内、形、精、麻、リハ、 病診、救、感内、消外、リ科、呼内、循内、 消内、腎内、糖内、人透内、代内	592-5511
	小倉第一病院	小倉北区下到津一丁目12-14	リ科、腎内、人透内、糖内、循内、 形、皮	582-7730
	大手町リハビリ テーション病院	小倉北区大手町14-18	内、皮、リハ、放、脳神、整、心外	592-1166
	※★◎ 北九州総合病院	小倉北区東城野町1-1	小、外、整、脳神、内、眼、耳、皮、ひ、消外、 リ科、産、臨床、呼外、婦、糖内、乳外、救、 心内、血内、人透内、放治、放診、胸外、頭頸 外、麻、形、リハ、病診、呼内、消内、循内	921-0560
小 倉 南 区 内	小倉きふね病院	小倉北区貴船町3-3	内、ア科、整、耳、リハ、消内、小、呼内	941-4550
	◎ 独立行政法人 国立病院機構 小倉医療センター	小倉南区春ヶ丘10-1	内、小、精、外、整、産、婦、眼、耳、 皮、ひ、放、麻、心内、小外、呼内、 消内、循内、消外、歯、病診、乳外	921-8881
	※◎ 独立行政法人 労働者健康安全 機構九州労災病院	小倉南区曾根北町1-1	内、外、整、脳神、眼、耳、ひ、産婦、 皮、精、麻、小、リハ、循内、消内、 病診、消外、救、放診、放治、脳内、 歯外、呼内	471-1121
	北九州市立 総合療育センター	小倉南区春ヶ丘10-4	整、歯、眼、精、耳、ひ、小歯、矯 歯、リハ、内、児精、婦、小	922-5596
	慈恵曾根病院	小倉南区沼本町四丁目2-19	内、消外、放、外、整、リハ、リ科、 肛外、内視外、循内	471-2882
	小倉蒲生病院	小倉南区蒲生五丁目5-1	精、神内	961-3238
	特定医療法人天臣会 松尾病院	小倉南区葛原高松一丁目2-30	精、内	471-7721
	医療法人成康会 堤小倉病院	小倉南区大字堀越358	内、精、神	962-1950
	医療法人杏和会 平尾台病院	小倉南区大字木下555	精、神	451-0303
	社会福祉法人杏和会 やまびこ学園	小倉南区大字木下608	内、小	451-6262

管内 区分	病院名	所 在 地	診 療 科 目	電 話
小倉 南区 内	北九州医療刑務所 医 療 部 病 院	小倉南区葉山町一丁目 1-1	内、精、歯	
	上 曾 根 病 院	小倉南区上曾根五丁目 13-1	内、外、整、脳神、リハ、神内	473-8575
	沼 本 町 病 院	小倉南区沼本町一丁目 9-39	内、リハ	475-5001
	北 九 州 安 部 山 公 園 病 院	小倉南区大字湯川 139-21	内、リハ	475-6262
	東 和 病 院	小倉南区守恒本町一丁 目3-1	内、小、整、外、歯、歯外、循内、 ひ、リ科、リハ、放、眼、消内、呼 内、糖内、腎内、脳内、脳外	962-1008
	北九州湯川病院	小倉南区湯川五丁目10-10	内、リハ	923-8833
	医 療 法 人 あさひ松本病院	小倉南区津田五丁目1-5	内、循内、神内、リ科、リハ、消内	474-3358
	小倉セントラル病院	小倉南区長野本町四丁目6-1	内、外、消外、肛外、麻	473-0246
	小倉南メディカルケア病院	小倉南区葛原東二丁目14-2	内、リハ、小、漢内	473-1010
若 松 区 内	産 業 医 科 大 学 若 松 病 院	若松区浜町一丁目17-1	内、外、小、整、脳神、皮、ひ、 産婦、眼、耳、リハ、放、麻、 緩和ケア・腫瘍精神科、循内、消内	761-0090
	芳 野 病 院	若松区本町二丁目15-6	消、外、整、脳神、内、循、リハ、 透内	751-2606
	若 戸 病 院	若松区小敷ひびきの一丁目10-1	内、精、神、皮、呼、リハ	742-2000
	医 療 法 人 住 田 病 院	若松区大字蛸住1435	精、神、内、リハ	741-1301
	青 葉 台 病 院	若松区青葉台東一丁目1-1	内、リハ、放、消内、呼内、循内	742-1666
八 幡 東 区 内	※★◎ 北 九 州 市 立 八 幡 病 院	八幡東区尾倉二丁目 6-2	内、循内、呼内、小、小血腫内、小神内、外、 呼外、消外、肝外、胆外、脾外、内視外、小 外、脳神、整、形、皮、ひ、婦、眼、耳、頭 頸外、放、救、麻、精、歯、リハ、臨床	662-6565
	北九州八幡東病院	八幡東区東田一丁目4-3	内、リハ、神内	661-5915
	◎ 製鉄記念八幡病院	八幡東区春の町一丁目 1-1	内、小、外、整、産婦、眼、耳、皮、 ひ、形、放、麻、脳神、リ科、リハ、 呼外、呼内、循内、消内、腎内、 糖内、消外、病診、肝内、緩和外、歯、 乳外、血外、脳内、腫内、緩和内、 血内	672-3176
	河 内 病 院	八幡東区田代町20-1	内、精、神	651-6737
	医 療 法 人 緑 風 会 八 幡 大 蔵 病 院	八幡東区河内二丁目 4-11	内、精、神内	651-2507
	医療法人ふらて会 西 野 病 院	八幡東区山路松尾町 13-27	内、呼内、消内、循内、放、神内、 整、リハ	653-2122

管内 区分	病院名	所 在 地	診 療 科 目	電 話
八 幡 西 区 内	※◎ 独 立 行 政 法 人 地域医療機能推進機構 九 州 病 院	八幡西区岸の浦一丁目 8-1	内、小、精、産婦、麻、外、整、脳神、眼、耳、皮、 呼内、呼外、循内、腎内、ひ、心外、リハ、小外、 血内、乳外、病診、臨床、腫内、内分内、老内、頭 頸外、循小、新生児小、放診、放治、ペ外、心リハ、 救、代内、消内、消外、形、脳内、緩和内、胃腸外、 肝外、胆外、膵外、胃腸内、肝内、胆内、内外	641-5111
	医 療 法 人 浜 田 病 院	八幡西区黒崎三丁目8-7	外、整、内、消内、肛外、精	621-0198
	医療法人 健美会 佐々木病院	八幡西区吉祥寺町9-36	内、リハ、整、皮、放、呼内、消内、 循内	617-0770
	医療法人社団 黒崎整形外科病院	八幡西区筒井町5-29	整、麻、リ科、リハ	631-3565
	医療法人社団翠会 八幡厚生病院	八幡西区里中三丁目 12-12	内、精、心内	691-3344
	大平メディカルケア 病 院	八幡西区大平三丁目 14-7	内、呼、消、循、外、整、脳神、皮、 ひ、肛、リハ	614-2101
	小 嶺 江 藤 病 院	八幡西区小嶺三丁目19-1	精、内	611-0456
	医療法人三憲会 折尾病院	八幡西区本城三丁目 26-18	精、神	691-4366
	新 生 会 病 院	八幡西区下上津役一丁 目5-1	内、外、整、リハ、循内、脳内、歯、 歯外、小歯、ア科、耳、消内、皮、小	612-3100
	医療法人香林会 香月中央病院	八幡西区香月中央一丁 目14-18	内、外、整、リハ、胃、ひ	617-0173
	医療法人社団尚齋会 エンゼル病院	八幡西区友田一丁目 11-1	婦、産	601-3511
	東 筑 病 院	八幡西区八枝一丁目 7-20	内、リ科、リハ、循内、消内、呼内、 糖内、内視内、脳内	603-0111
	※◎ 産業医科大学病院	八幡西区医生ヶ丘1-1	内、小、精、外、整、脳神、産婦、眼、 耳、皮、ひ、歯外、放、麻、呼内、リハ、 心外、形、病診、救、小外、脳内	603-1611
	医療法人社団誠心会 萩原中央病院	八幡西区萩原一丁目 10-1	内、心臓内科、消内、呼内、放診、リ科、 リハ、循内、胃内視内、大腸内視内、糖代内	631-7511
	◎ 医療法人しょうわ会 正和中央病院	八幡西区八枝三丁目 13-1	外、整、リハ、内、麻	602-1151
	八 幡 西 病 院	八幡西区小嶺台一丁目16-23	内、リハ	613-2121
	青山リハビリテーション病院	八幡西区青山一丁目7-2	リハ	642-0070
	丘 ノ 規 病 院	八幡西区大字則松104-1	内、消、循、呼、神内、リハ	602-6631
	八 幡 慈 恵 病 院	八幡西区木屋瀬一丁目12-23	内、呼、循、リハ、胃、放	618-2100
	医療法人財団はまゆう会 新王子病院	八幡西区鉄王二丁目 20-1	内、腎内、リハ、循内	641-1239
	医療法人しょうわ会 正和なみき病院	八幡西区東王子町13-1	内視内、循内、外、整、麻、リハ、 消内	644-0756
	療養介護事業所 ひなた家	八幡西区真名子二丁目 2-12	内、小	618-7566

管内 区分	病院名	所 在 地	診 療 科 目	電 話
八幡 西区 区内	◎ 社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 福岡県済生会 八幡総合病院	八幡西区大字則松275	内、脳内、呼内、循内、腎内、内分・代・ 糖内、消内、肝内、外、呼外、血外、 透外、消外、乳外、整、脳外、皮、ひ、 眼、耳、放、麻、リ科、リハ、緩和内、 病診、臨床、救、歯	330-5211
	聖ヨハネ病院	八幡西区陣山一丁目4-28	内、外、リハ、救急、緩和内、脳内、精	663-5100
戸 畑 区 内	社会医療法人共愛会 戸畑リハビリテーション病院	戸畑区小芝二丁目4-31	リハ、内、ペ内	861-1500
	◎※ 社会医療法人共愛会 戸畑共立病院	戸畑区沢見二丁目5-1	内、外、整、ひ、脳神、麻、眼、皮、 リハ、精、歯、歯外、消内、消外、 乳外、病診、呼外、救、呼内、形、 循内、血内、内分内、代内、血外、 放診、放治、肝外、胆外、脾外、産婦、 小、小外、臨床、腎内	871-5421
	戸畑けんわ病院	戸畑区新池一丁目5-5	内、整、放、ひ、皮、外、神内、リハ、 形、循内、消内、肛外、呼内	881-8181
	◎ 戸畑総合病院	戸畑区福柳木一丁目 3-33	内、小、外、整、歯、歯外、リハ、眼、 産婦、脳神、形、呼外、皮、消内、消外、 循内、呼内、ひ、麻、乳外、耳、リ科、 心外、糖内、放、神内	871-2760
	療養介護事業所 牧山療養院	戸畑区初音町13-13	内、小	588-1040

(R 7. 4. 1 北九州市保健福祉局)

(注) 内＝内科、呼＝呼吸器科、消＝消化器科、胃＝胃腸科、循＝循環器科、小＝小児科、精＝精神科、神＝神経科、神内＝神経内科、外＝外科、整＝整形外科、美＝美容外科、呼外＝呼吸器外科、心外＝心臓血管外科、小外＝小児外科、形＝形成外科、脳神＝脳神経外科、産婦＝産婦人科、産＝産科、婦＝婦人科、眼＝眼科、耳＝耳鼻いんこう科、気＝気管食道科、皮＝皮膚科、ひ＝泌尿器科、性＝性病科、肛＝肛門科、歯＝歯科、放＝放射線科、麻＝麻酔科、矯正＝矯正歯科、小歯＝小児歯科、歯外＝歯科口腔外科、心内＝心療内科、ア科＝アレルギー科、リ科＝リウマチ科、リハ＝リハビリテーション科、呼内＝呼吸器内科、消内＝消化器内科、循内＝循環器内科、血内＝血液内科、救＝救急科、肝内＝肝臓内科、脳内＝脳神経内科、腎内＝腎臓内科、糖内＝糖尿病内科、感内＝感染症内科、内分内＝内分泌内科、人透内＝人工透析内科、血外＝血管外科、消外＝消化器外科、肛外＝肛門外科、肝外＝肝臓外科、病診＝病理診断科、内視内＝内視鏡内科、腫内＝腫瘍内科、代内＝代謝内科、緩和＝緩和ケア外科、ペ内＝ペインクリニック内科、ペ外＝ペインクリニック外科、循小＝循環器小児科、新生児小＝新生児小児科、頭頸外＝頭頸部外科、放診＝放射線診療科、放治＝放射線治療科、心リハ＝心臓リハビリテーション科、胃内視内＝胃内視鏡内科、大腸内視内＝大腸内視鏡内科、糖代内＝糖尿病代謝内科、臨床＝臨床検査科、緩和精＝緩和ケア精神科、児精＝児童精神科、胸外＝胸部外科、緩和内＝緩和ケア内科、乳外＝乳腺外科、内視外＝内視鏡外科、漢内＝漢方内科、腎外＝腎臓外科、臓移外＝臓器移植外科、老内＝老年内科、透内＝透析内科、胆外＝胆のう外科、脾外＝脾臓外科、小血腫内＝小児血液・腫瘍内科、小神内＝小児神経内科、糖分内＝糖尿病内分泌内科

3 医療、助産活動に必要な携行資材一覧表

- (1) 一般的なもの (災害支援者)
- ア 災害用個人装備 (被覆・安全靴・ヘルメット等を含む)
 - イ 避難所内上履き (必要時)
 - ウ 災害支援者用の食糧・水

(2) 機器器具

気管挿管セット

挿管チューブ 6・7・8	各 1
カフ用シリンジ 10ml	1
バイトブロック	1
喉頭鏡、ブレード2・3・4	各 1
スタイレット	1
潤滑ゼリー	1
固定用テープ	1

血管静脈路確保セット

静脈留置針 20・22・24	各 3
駆血帯	1
消毒用エタノール	20
輸液ライン (20滴)	3
側管用輸液ライン	3
点滴固定用フィルム	3

注射器類

シリンジ 5・10・20	各 5
注射針 18G 22G	各 5
消毒用エタノール	10

その他

酸素マスク	3
リザーバーマスク	3
BVM	2
携行酸素ボンベ	1

感染防御具

マスク (50枚入り)	1箱
ディスポ手袋 (50枚入り)	1箱
ディスポエプロン	1箱
ゴミ袋 (大・中)	1箱
セーフティボックス (針入れ)	1箱
アイガード (必要時)	1箱

* 1 縫合セット

(ヘガール持針器・クーパー・ハーケン・アドソン・モスキートペアン 各 1)

イ 助産用

品 名	品 名	品 名
東大式助産携帯器(助産婦用)	安 産 器	ケ ー リ ー 氏 ゴ ム 製 褥
血 圧 計	便 盤 受 器	改 良
自 動 秤		

診察用具

血圧計	2
SP02モニター	2
体温計	2
血糖測定器	1
聴診器	2
舌圧子	30
ペンライト	2
避難所用カルテ	30
筆記用具	適量
下敷き	適量

外傷診療用具

4つ折りガーゼ 5枚組	10
8折りガーゼ	5
16折りガーゼ	10
イソジン綿球	5
ハイポ綿球	5
ザルコニン綿球	10
生理食塩水 20ml	10
ハイスパン包帯 2・3・4	各 3
エラスコット包帯 3・4	各 3
セッシ	10
ディスポ舌圧子	10
ゲンタシン軟膏	1

簡易縫合セット

縫合セット * 1	2
滅菌手袋 必要サイズ	各 2
穴あき滅菌シート	2
針付きナイロン3-0・4-0	各 2
スキンステープラー	1
リムーバー	1

緊急薬剤

ラクテック500ml	2
生理食塩水500ml	2
アドレナリンシリンジ1ml	5
50%ブドウ糖 20ml	2

(3) 薬品及び消耗品

ア 医療品

品 名	数 量	品 名	数 量
稀 ヨ ー ド チ ン キ 液	1	ビ タ ビ タ ー ル 注 射 液	1
オ キ シ ド ー ル 液	1	ペ ニ シ リ ン 注 射 液	1
チ ン ク 油	1	A C T H 注 射 液	1
ク レ ゴ ー ル 石 鹼 液	1	脱 脂 綿	2
ゼ ノ ー ル	1	ガ ー ゼ	2
ク ロ マ イ 錠	1	絆 創 膏	2
持 続 性 サ ル フ ァ 剤	1	油 紙	2
ペ ニ シ リ ン 錠	1	消 毒 用 ア ル コ ー ル	1
健 胃 錠	1	グ リ セ リ ン 液	1
セ デ ス 錠	1	ホ ー タ イ	20
ア ス ピ リ ン 錠	1	三 角 巾	3
ビ タ カ ン フ ァ 注 射 液	1	外 用 ス ミ フ ァ ミ ン	1

イ 助産用

品 名	品 名	品 名	品 名
臍 帯 結 束 一 束 (2 0 0 人 分)	桐 油 紙	腹 帯	赤 チ ン キ
ガ ー ゼ	T 字 帯	ア ル コ ー ル	グ リ セ リ ン
臍 ホ ー タ イ	ゴ ム 布	オ キ シ フ ル	オ リ ー ブ 油
脱 脂 綿	氷 の う	デ ル マ ー ト ル	シ ッ カ ロ ー ル
	ヘルフクレンメー10本	リ ゴ ー ル	

4 災害時に必要な医薬品一覧表

保健剤 鎮痛剤（催眠剤） 胃腸薬 外傷薬 強心剤 止血剤 消毒薬 保存血液 衛生材料

5 備蓄資材の在庫場所

在庫場所	資 材	所管課
市 立 医 療 セ ン タ ー	前記3に示す 〔医療助産活動に 必要な携行資材〕	事務局管理課
市 立 八 幡 病 院		事務局管理課

6 応援要請機関等

要 請 先	所 在 地	電 話
北 九 州 市 医 師 会	小倉北区馬借一丁目7-1	513-3811
門 司 区 医 師 会	門司区小森江三丁目12-11	371-1567
小 倉 医 師 会	小倉北区中島一丁目19-17	551-3181
若 松 区 医 師 会	若松区藤ノ木二丁目1-29	761-5367
八 幡 医 師 会	八幡東区平野二丁目1-1	681-6035
戸 畑 区 医 師 会	戸畑区正津町2-10	871-6326
九州労災病院門司メディカルセンター	門司区東港町3-1	331-3461
小 倉 記 念 病 院	小倉北区浅野三丁目2-1	511-2000

国立病院機構小倉医療センター	小倉南区春ヶ丘10-1	921-8881
済生会八幡総合病院	八幡西区大字則松275	330-5211
製鉄記念八幡病院	八幡東区春の町一丁目1-1	672-3176
地域医療機能推進機構九州病院	八幡西区岸の浦一丁目8-1	641-5111
市立医療センター	小倉北区馬借二丁目1-1	541-1831
健和会大手町病院	小倉北区大手町13-1	592-5511
北九州総合病院	小倉北区東城野町1-1	921-0560
九州労災病院	小倉南区曾根北町1-1	471-1121
市立八幡病院	八幡東区尾倉二丁目6-2	662-6565
産業医科大学病院	八幡西区医生ヶ丘1-1	603-1611
日本赤十字社福岡県支部	福岡市南区大楠三丁目1-1	092-523-1171

7 血液センター名

血液センター名	所在地	電話
福岡県赤十字血液センター	筑紫野市上古賀1-2-1	092-921-1400
福岡県赤十字血液センター北九州事業所	北九州市八幡西区相生町15-1	093-631-1211
日本赤十字社九州ブロック血液センター	久留米市宮ノ陣3-4-12	0942-31-8900

8 北九州市医師会医療救護計画

(1) 目的

北九州市において、一時に多数の被災者が発生した場合に、「災害現場」、「収容病院」、「避難所」等で、被災者の機能予後を最も良いものとするために、北九州市に在住する医師として、組織的活動の実施及び関係機関との連携体制を構築することを目的とする。

(2) 災害救急医療本部

北九州市医師会長は、北九州市の要請に基づき、又は北九州市医師会自らが災害情報を収集することにより、本計画に該当する災害と認めた場合、災害のカテゴリー及び規模を選択したのち、北九州市医師会会員に対して本計画での対応を宣言し、災害救急医療要綱に基づいた災害救急医療本部を設置する。

ア 本部班

○設置場所

北九州市災害対策本部が設置された場所

○本部長等

本部長：北九州市医師会長

副本部長：北九州市医師会副会長

○主な役割

- ・災害救急医療本部における大局的な判断と全体運営
- ・北九州市災害対策本部、関係機関との総合調整
- ・災害救急医療本部の活動に関する広報対応

○構成（グループ）

- ・対応調整グループ

救護活動の全体把握、関係機関との調整等

- ・広報グループ
災害救急医療本部の広報
- ・財務グループ
救護活動に伴う会計事務全般
- ・物資グループ
救護活動に伴う必要物資の把握、調達等の総合調整等
- ・受援グループ
市外から派遣されるDMAT、JMAT等の総合調整等

イ 災害医療・作戦指令センター（DMOC）

○設置場所

市立八幡病院内

○センター長

市立八幡病院災害医療研修センター長

○主な役割

- ・救護活動全体に関する情報収集、分析
- ・災害現場、医療機関、避難所等への適切な医療資源の配分
- ・現場対応にかかる関係機関との調整

○構成（グループ）

- ・調整グループ
救護活動全体にかかる情報収集、分析、調整等
- ・現場グループ
災害現場における情報収集、救護班の活動調整、関係機関との調整等
- ・災害拠点病院グループ
市内医療機関の患者受入可能状況及び医療資源の把握、災害拠点病院の連携、市外医療機関の患者受入可能状況の把握及び搬送等
- ・避難所グループ
避難所における救護班の活動方針、活動調整、関係機関との調整等
- ・物資グループ
災害現場、医療機関、避難所における救護活動に伴う必要物資の把握、調達、配置等
- ・受援グループ
市外から派遣されるDMAT、JMATの現場、医療機関、避難所への配置調整、後方搬送等

ウ 災害拠点病院

○設置場所

各災害拠点病院内

○病院長・調整役等

病院長：院長

調整役：副院長

○主な役割

傷病者の受入、災害現場への救護班の派遣等

○構成（グループ）

- ・現場対応グループ

DMOCの方針に基づいた災害現場での救護活動等

- ・院内対応グループ

傷病者の受入、他医療機関との調整等

- ・物資・受援グループ

災害現場、院内における救護活動に伴う必要物資の把握、調達及び配置、応援を受けたDMAT等の指揮、調整等

エ 地区医師会

- 設置場所

各地区医師会内

- 支部長

地区医師会長

- 主な役割

- ・各地区医師会支部内における医療救護活動全体に関する情報収集
- ・災害対応可能な一般会員の登録、派遣調整
- ・DMOCが決定した医療資源の配置

- 構成（グループ）

- ・現場グループ

災害現場における医療活動の情報収集、DMOCの指示に基づいた災害現場への一般会員の派遣等

- ・医療機関グループ

DMOCの指示に基づいた医療機関への一般会員の派遣、一般会員の病院施設及び使用可能医薬品等の状況把握等

- ・避難所グループ

DMOCの指示に基づいた避難者への一般会員の派遣等

- ・物資・受援グループ

DMOCの指示に基づいた医療関係者及び物資の配置等

(3) 医療機関の役割

ア 災害拠点病院

- ・担当区域内において災害が発生した場合は、発災地に北九州DMATの派遣を行う。
- ・他地域で災害が発生した場合には、被災地からの傷病者の受入拠点になる。

担当区域	医療機関名
門司区北部・小倉北区	新小文字病院、市立医療センター、健和会大手町病院
門司区南部・小倉南区	北九州総合病院、九州労災病院
八幡東区・戸畑区	市立八幡病院
八幡西区・若松区	産業医科大学病院、JCHO九州病院

※市立八幡病院は担当区域に関わらず「統括病院」とし、その災害担当医師をドクターコマンダーとする。

※DMATについては、「日本DMAT」及び「都道府県DMAT」が存在するが、本医療計画では災害時0時対応の観点から、本計画に基づき災害拠点病院から出動する医療チームを「日本DMAT」及び「都道府県DMAT」への登録の有無に関わらず、『北九州DMAT』と記載している。尚、記載にあたっては、専ら北九州DMATのみを対象とした規定については、「北九州DMAT」と記載し、活動時間の経過から各DMATの活動を網羅する場合は「DMAT」と記載している。

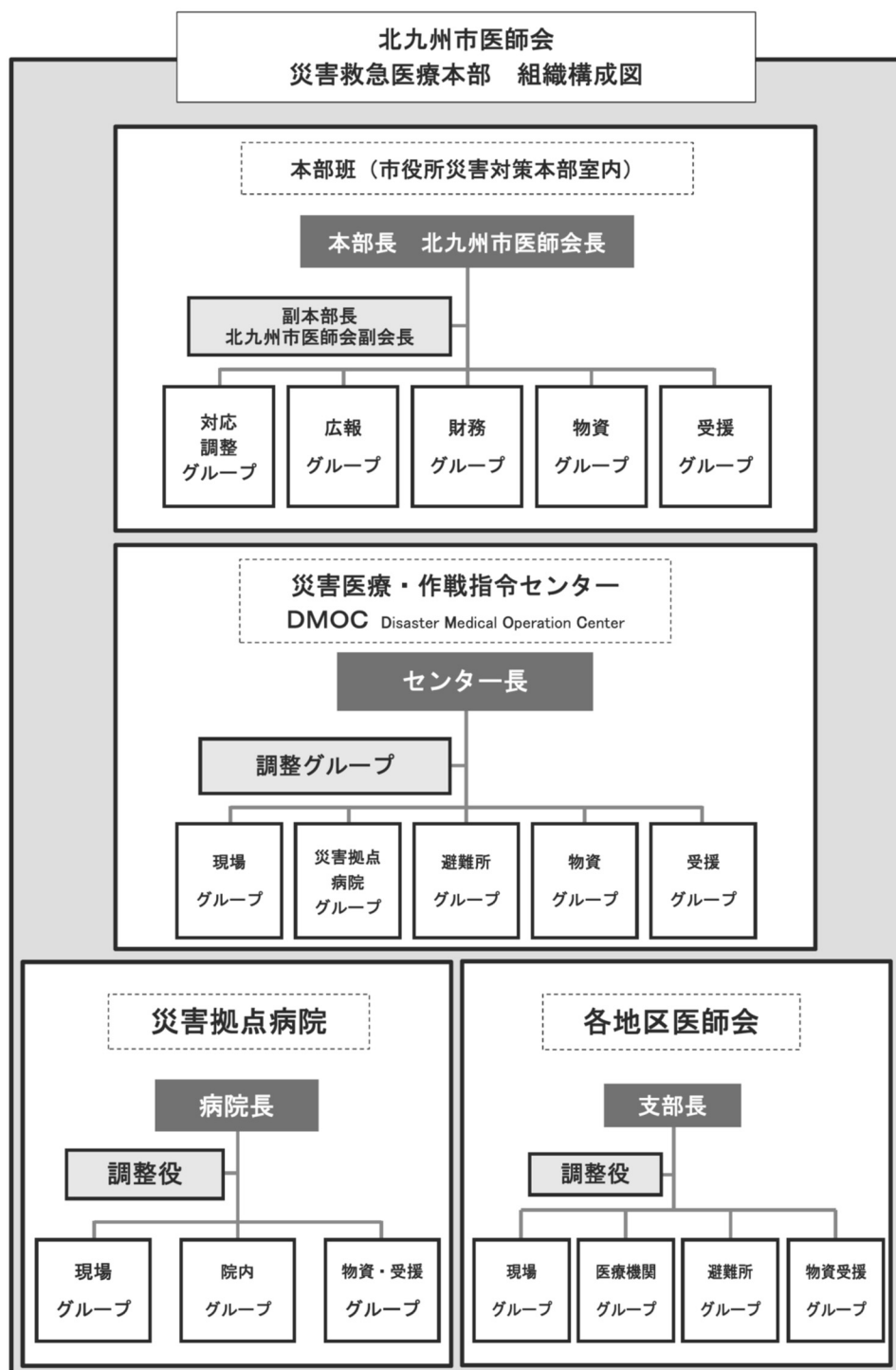
イ 災害支援病院（門司メディカルセンターほか28病院）

- ・重症～中等症患者の後方受入を行う。
- ・ドクターコマンダーの要請に応じ、発災地に医療スタッフを派遣する。

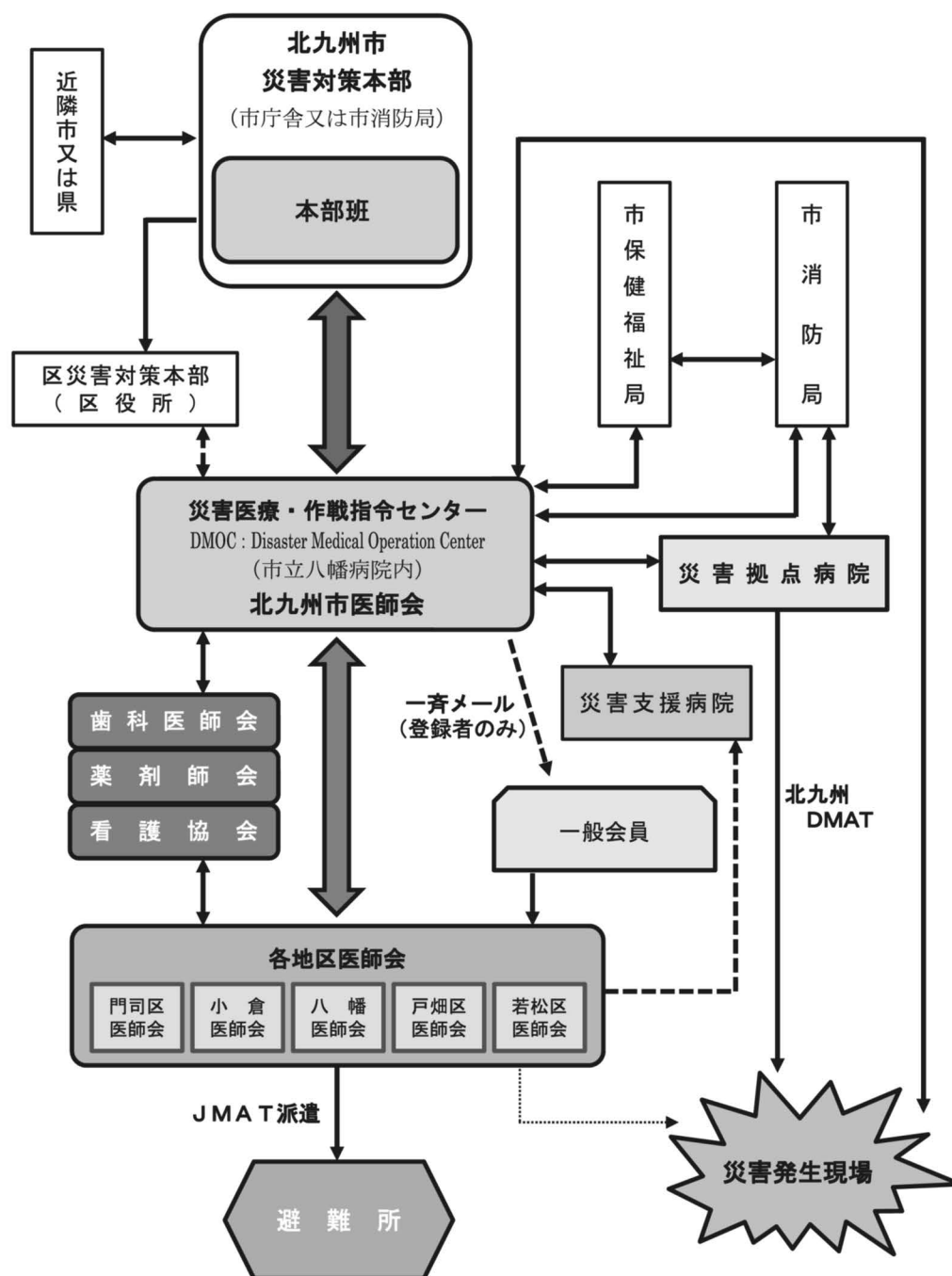
ウ 一般会員（上記以外の医療機関）

- ・軽症患者の受入を行う。
- ・災害救急医療本部の要請に応じ、可能な限り災害医療全般に協力する。

(4) 災害救急医療本部組織構成図



(5) 北九州市医師会災害医療救護活動連絡系統図



第 13 節 防疫計画資料

1 防疫対策協力団体名簿

協力団体名	代表者氏名	所在地	電 話
北 九 州 市 環 境 衛 生 総 連 合 会	畠 中 聡之	小倉北区城内 1-1 環境局業務課内	581-0494
門 司 区 環 境 衛 生 協 会 連 合 会	山 下 洋介	門司区清滝一丁目 1-1 門司区役所コミュニティ支援課内	331-1882
小倉北区環境衛生 協 会 連 合 会	肝 付 太郎	小倉北区大手町 1-1 小倉北区役所コミュニティ支援課内	582-3337
小倉南区環境衛生 協 会 連 合 会	松 井 清記	小倉南区若園五丁目 1-2 小倉南区役所コミュニティ支援課内	951-4111 内(259)
若 松 区 環 境 衛 生 協 会 連 合 会	菊 孝吉	若松区浜町一丁目 1-1 若松区役所コミュニティ支援課内	761-5321 内(623)
八 幡 東 区 環 境 衛 生 協 会 連 合 会	畠 中 聡之	八幡東区中央一丁目 1-1 八幡東区役所コミュニティ支援課内	671-2242
八 幡 西 区 環 境 衛 生 協 会 総 連 合 会	高 宮 歳継	八幡西区黒崎三丁目 15-3 八幡西区役所コミュニティ支援課内	642-2531
戸 畑 区 環 境 衛 生 協 会 連 合 会	篠 原 伸憲	戸畑区千防一丁目 1-1 戸畑区役所コミュニティ支援課内	883-9378

(R 7. 4 北九州市環境局)

2 清掃対策協力団体

団体名	代表者名	所在地	電 話	備 考
公 益 財 団 法 人 北 九 州 市 環 境 整 備 協 会	佐 藤 保明	戸畑区新池一丁目 2-1 (北九州市保健環境 研究所庁舎 1 階)	882-3800	

(R 6. 4 北九州市環境局)

第14節 清掃計画資料

1 ごみし尿収集及び処理関係

収集運搬				処 理			
区分	作業車両		職員数	ごみ・し尿	区分	処理場	処理能力
	ごみ	し尿					
新門司 環境センター	(0)台 7	(0)台 0	人 46		焼却工場	新 門 司	t / 日 720
日明 環境センター	(0) 6	(0) 0	46			日 明	600
皇后崎 環境センター	(0) 6	(0) 0	59			皇 后 崎	810
					合 計		2,130
委 託	211	10	344		投入施設	皇 后 崎	k l / 日 500
					圧送施設	西 港	250
合 計	(0) 230	(0) 10	495	合 計		750	

(R 6 . 4 北九州市環境局)

- (注) 1 ()は内数で予備車数を示す。
2 処理能力は、公称能力を示す。
3 環境センターの職員数は工場を除く数

2 ごみ収集戸数

戸数 収集量	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑	計
収集戸数	48,730	103,725	103,944	40,234	34,322	125,593	29,342	485,890

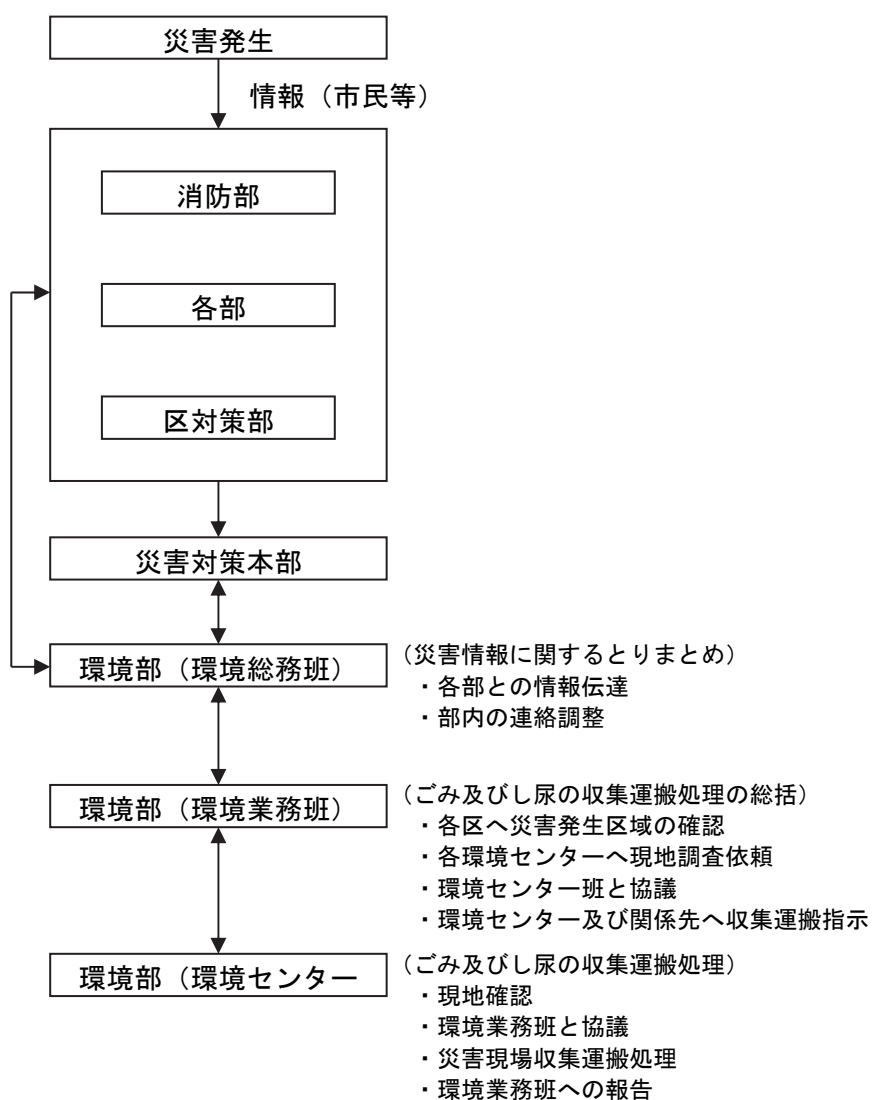
(R 6 . 9 北九州市環境局)

3 し尿収集対象戸数

戸数	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑	計
対象戸数	299	63	562	294	76	345	17	1,656

(R 6 . 8 北九州市環境局)

4 災害発生時のごみ及びし尿処理の対応について (災害時の連絡フロー)



5 マンホールトイレ設置箇所一覧

区	設置箇所名	所在地
門司区	大里公園	不老町一丁目
小倉北区	勝山公園	小倉北区城内
小倉南区	文化記念公園	小倉南区田原五丁目
若松区	高塔山公園	若松区大字修多羅
	響灘緑地	若松区大字竹並
八幡東区	高炉台公園	八幡東区中央三丁目
	中央公園	八幡東区高見五丁目
八幡西区	皇后崎公園	八幡西区青山二丁目
	本城公園	御開四丁目
戸畑区	夜宮公園	戸畑区一枝一丁目

(R 7. 4 北九州市上下水道局)

第15節 障害物の除去計画資料

1 障害物除去市有機械

機械名	台 数	所 属 (配 置 先)
ホイローダー	7	環境局新門司工場 3
		環境局日明工場 1
		環境局皇后崎工場 1
		環境局施設課（日明、本城かんびん資源化センター各1） 2
フォークリフト	3	環境局施設課（日明、本城かんびん資源化センター各1） 2
		環境局新門司工場 1
バックホー	4	環境局施設課（日明、本城かんびん資源化センター各2） 4

（R 6 . 4 北九州市環境局）

第16節 交通輸送計画資料

1 災害対策救助用車両台数

種別	所 属	危機管理室	技術監理局	総務市民局	財政・変革局	保健福祉局	子ども家庭局	環境局	セシタ環境	新門司工場	日明工場	皇后崎工場	産業経済局	都市ブランド 創造局	都市戦略局	都市整備局	港湾空港局	門 司 区	小 倉 北 区
普通乗用		2		6				8					1	1					
小型乗用																			
ワゴン乗用						1							1			1			
ピックアップバン						4			1							1			
ピックアップ貨客																			
ジャーブ																			
大型貨物5t以上								2											
中型貨物2t以上									1										
小型貨物2t未満									2										
広報館																			
緊急水						2													
じん芥・機械																			
し尿・バキューム									7										
その他清掃									6										
大型特殊																			
小型特殊																			
大型バス							1												
小型バス																			
レンタル																			
霊柩																			
軽四貨・乗	1	6	46	2	67	19	10	24	30	2	2	2	29	18	5	57	32	43	38
その他の					7														
計		3	6	52	2	81	20	34	39	41	2	2	31	19	5	59	32	43	38

種 別	所 属	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	上下水道局	教育委員会	農業委員会	計
普通乗用										18
小型乗用							1			1
ワゴン乗用										3
ライトバン							8			15
ピックアップ										0
ダブルキャブ貨客							1			1
ジューブ										0
大型貨物 5 t 以上										2
中型貨物 2 t 以上										1
小型貨物 2 t 未満							2			10
広報										0
図書館										0
緊急							3			5
撤水										0
じん芥・機械										19
し尿・バキューム										0
その他清掃										0
大型特殊										0
小型特殊										0
大型バス										1
小型バス										0
レントゲン										0
霊柩										0
軽四貨・乗		62	22	26	74	14	87	31	2	781
その他の							2			9
計		62	22	26	74	14	104	31	2	866

2 緊急通行車両の確認申請

知事又は県公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限が行われた場合において、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するための車両（以下「緊急通行車両」という。）の使用者からの申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認を行い、証明書及び標章を交付する。

(1) 申請手続き

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」を福岡県総務部防災危機管理局防災企画課若しくは農林事務所又は県警察本部交通規制課若しくは警察署に提出する。

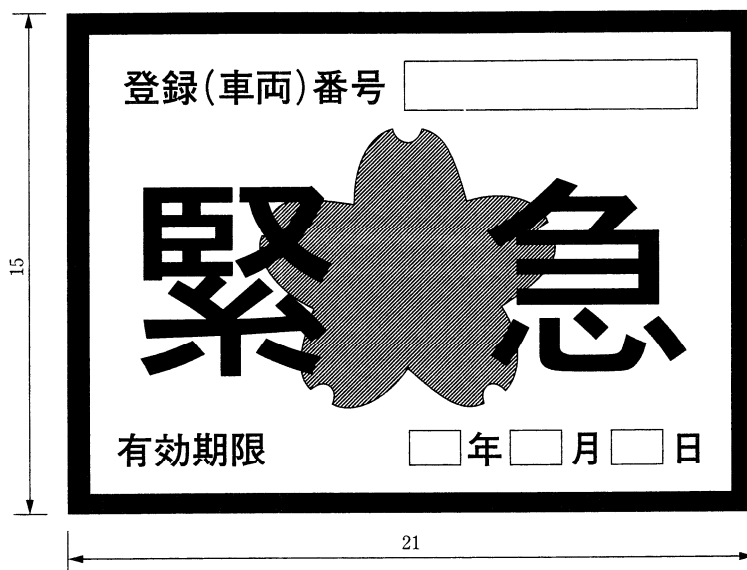
(2) 証明書及び標章の交付

知事及び県公安委員会が緊急通行車両であることを確認したときは、証明書及び標章が交付される。

(3) 標章の交付

車両の使用者は、標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書を当該車両に備え付けるものとする。

緊急通行車両標章（災害対策基本法施行規則別記様式第4）



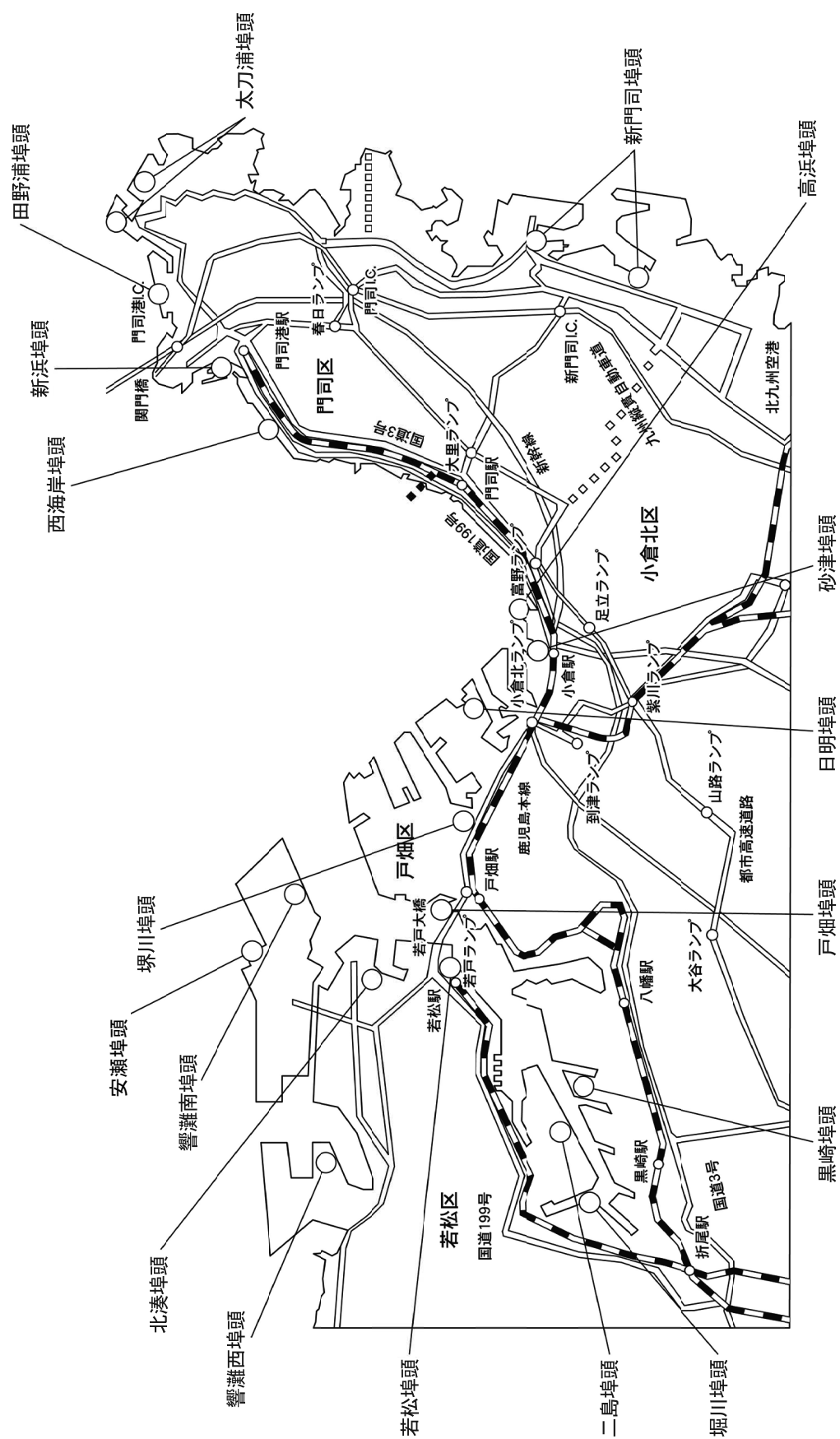
- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第5(第6条の2関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印
		公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

3 公共埠頭の概況



新門司埠頭

施設名			数 量			
係留施設	岸 壁	水深	4.5m	2 バース		
			5.5m	5 バース		
			7.5m	7 バース	19バース	※2,658m
			8.0m	3 バース		
			10.0m	2 バース		
	物 揚 場	水深	3.0～4.0m			705m

太刀浦埠頭

施設名			数 量			
係留施設	岸 壁	水深	4.5m	24バース		
			10.0m	13バース	39バース	※4,325m
			12.0m	2 バース		
	物 揚 場	水深	2.0m～4.0m			338m

田野浦埠頭

施設名			数 量			
係留施設	岸 壁	水深	6.0m	2 バース		
			9.0m	3 バース	8 バース	1,275m
			10.0m	3 バース		
	物 揚 場	水深	3.0～4.0m			259m

新浜埠頭

施設名			数 量			
係留施設	岸 壁	水深	9.0m	2 バース		
					3 バース	※539m
			11.0m	1 バース		
	物 揚 場	水深	1.8～4.0m			1,193m

西海岸埠頭

施設名			数 量			
係留施設	岸 壁	水深	10.0m	5 バース		
					10バース	1,803m
			11.0m	5 バース		
	物 揚 場	水深	1.5～4.0m			1,559m

高浜埠頭

施設名			数 量			
係留施設	岸物揚場	壁場	水深	4.5m	4 バース	239m
			水深	3.0m		425m

砂津埠頭

施設名			数 量			
係留施設	岸物揚場	壁場	水深			
			7.5m	2 バース	3 バース	581m
			9.0m	1 バース		
			水深	3.0m		298m

日明埠頭

施設名			数 量			
係留施設	岸物揚場	壁場	水深	5.5m	8 バース	
				7.5m	2 バース	
				11.0m	4 バース	15バース
				12.0m	1 バース	
			水深	3.0～4.0m		1,124m

堺川埠頭

施設名			数 量			
係留施設	岸物揚場	壁場	水深	4.5m	5 バース	
					7 バース	576m
				7.5m	2 バース	
			水深	3.5m		61m

戸畑埠頭

施設名			数 量			
係留施設	岸物揚場	壁場	水深	5.5m	1 バース	
				6.0m	7 バース	
				7.1m	1 バース	12バース
				9.0m	3 バース	
			水深	2.5～4.0m		665m

黒崎埠頭

施設名			数			量
係留施設	岸物揚場	壁場	水深	4.5m	5 バース	
					7 バース	641m
				8.0m	2 バース	
			水深	3.0m		572m

堀川埠頭

施設名			数			量
係留施設	岸	壁	水深	5.5m	4 バース	380m

二島埠頭

施設名			数			量
係留施設	岸	壁	水深	5.5m	1 バース	
					2 バース	220m
				7.5m	1 バース	

若松埠頭

施設名			数			量
係留施設	岸物揚場	壁場	水深	5.5m	3 バース	
				6.0m	1 バース	6 バース
				8.0m	2 バース	649m
			水深	3.5m		81m

北湊埠頭

施設名			数			量
係留施設	岸物揚場	壁場	水深	5.0m	8 バース	618m
			水深	3.5m		423m

響灘南埠頭

施設名			数			量
係留施設	岸	壁	水深	5.5m	1 バース	
				9.0m	2 バース	
				10.0m	3 バース	
					6 バース	965m
	ドルフィン物揚場		水深	10.0m		254m
			水深	2.0m		200m

安瀬埠頭

施設名			数			量
係留施設	岸物揚場	壁場	水深	5.5m	5 バース	450m
			水深	4.0m		481m

響灘西埠頭

施設名			数			量
係留施設	岸	壁	水深	5.0m	2 バース	
				10.0m	2 バース	6 バース
				15.0m	2 バース	1,200m

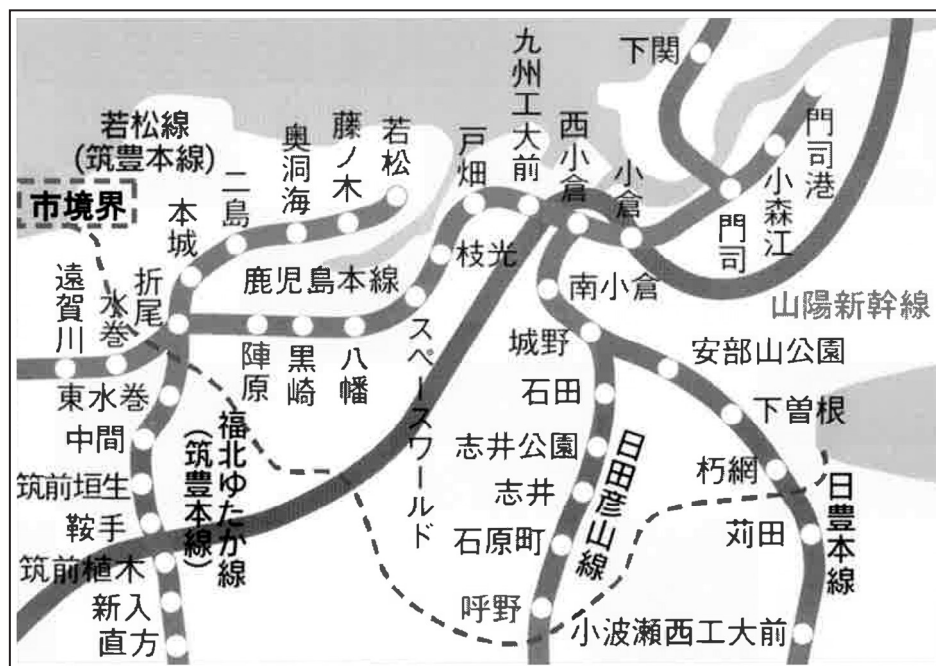
(R3. 4 北九州市港湾空港局)

4 九州旅客鉄道株式会社

(1) 所在地

本社 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号 電話 092-474-2501
 北部九州地域本社 福岡県北九州市小倉北区室町三丁目2番57号 電話 093-583-5041

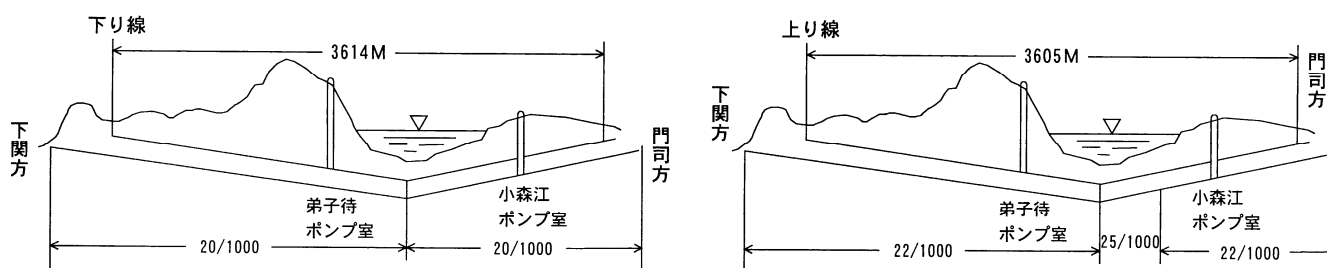
(2) 鉄道路線



(3) 関門トンネル

①管理箇所 門司保線区 北九州市小倉北区京町四丁目7番 電話 093-521-7355

②縦断略図



5 西日本高速道路（株）九州支社

(1) 交通施設の種類、所在地、名称

種 別	所 在	名 称
高速自動車 国道	起点 山口県下関市棕野 終点 北九州市門司区大字黒川	高速自動車国道 関門自動車道 (関門橋)
	起点 北九州市門司区大字黒川 終点 鹿児島県鹿児島市田上町	高速自動車国道 九州縦貫自動車道 (九州自動車道)
	起点 北九州市小倉南区堀越 終点 福岡県京都郡苅田町大字雨窪	高速自動車国道 東九州自動車道 (東九州自動車道)
一般国道 2号	起点 山口県下関市棕野 終点 北九州市門司区東門司	関門トンネル

(2) 交通施設の状況

ア 関門橋

北九州高速道路事務所	電話 093-618-3141 所在地 北九州市八幡西区金剛403-1
門司港料金所	電話 093-331-1818 所在地 北九州市門司区大久保一丁目1-1
道路の概要	
延長 10,510m	〔道路(土工) 6,740m、トンネル 1,310m〕
幅員 道路(土工) (6車30m 4車23m)	橋梁(高架を含む) 2,460m
トンネル (2車8.5m)	
橋 梁 (6車28m 4車21m)	
高 架 (6車28m 4車21m)	
舗装 アスコン 10,510m	
インターチェンジ(下関インターチェンジ、門司港インターチェンジ、 門司インターチェンジ)	
ジャンクション(黒川ジャンクション)	
パーキング(和布刈パーキング、壇之浦パーキング)	
バスストップ(門司港バスストップ、下関壇之浦バスストップ)	
関門橋(延長 1,068m、塔間延長 712m、塔橋台間延長 178m、桁下高 61m)	

イ 九州自動車道

北九州高速道路事務所	電話 093-618-3141 所在地 北九州市八幡西区金剛403-1
門司料金所	電話 093-341-0275 所在地 北九州市門司区黒川東一丁目1-1
新門司料金所	電話 093-481-5860 所在地 北九州市門司区大字畑263-1
道路の概要	
延長	12,800m（道路（土工） 10,240m、橋梁 2,894m、トンネル 266m）
幅員	道路（土工）（4車23.5m）
舗装	アスコン 13,400m
インターチェンジ（新門司インターチェンジ）	
パーキングエリア（吉志パーキングエリア）	
バスストップ（畑バスストップ、葛原バスストップ）	
小倉東料金所	電話 093-473-8252 所在地 北九州市小倉南区長野二丁目2-1
小倉南料金所	電話 093-451-4534 所在地 北九州市小倉南区高津尾402-5
八幡料金所	電話 093-618-2015 所在地 北九州市八幡西区金剛403-1
道路の概要（北九州市分）	
延長	21,042m（道路（土工） 11,260m、橋梁4,000m、トンネル5,782m）
幅員	道路（土工）（4車23.5m）
舗装	アスコン 15,260m
インターチェンジ（小倉東インターチェンジ、小倉南インターチェンジ、 八幡インターチェンジ）	
ジャンクション（北九州ジャンクション）	
バスストップ（八幡バスストップ）	

ウ 東九州自動車道

北九州高速道路事務所	電話 093-618-3141 所在地 北九州市八幡西区金剛403-1
道路の概要（北九州市分）	
延長	8,000m（道路（土工） 4,635m、橋梁769m、トンネル2,596m）
幅員	道路（土工）（4車23.5m）
舗装	アスコン 8,000m
ジャンクション（北九州ジャンクション）	

エ 関門トンネル

北九州高速道路事務所	電話 093-618-3141 所在地 北九州市八幡西区金剛403-1
関門トンネル営業所	電話 093-321-2877 所在地 北九州市門司区旧門司一丁目6
トンネルの概要	
延長	3,925m（トンネル 3,461m）
幅員	7.5m
路面種別	コンクリート 193m アスファルト 6,235m
1日当たり平均交通量（平成9年） 33,600台	

6 福岡北九州高速道路公社

(本社)

所在地 福岡市東区東浜二丁目7-53 電話 092-631-3282

(北九州事務所)

所在地 北九州市小倉北区東篠崎三丁目1-1 電話 093-922-6813

(1) 道路概要 (北九州高速道路)

延長 52.2km (本線部)

幅員 17.75～25.5m (4車線 (一部6車線) 2方向)

路面種別 アスファルト

1日当りの平均交通量 (令和6年度) 85,626台

7 西鉄バス北九州株式会社

所在地 北九州市小倉北区砂津一丁目1-2

種 別 自動車による運送事業、その他

(1) 交通施設の状況

ア 自動車、工場、車庫所在地一覧表（北九州市内のみ）

名 称	所在地	電 話
門司自動車営業所	門司区鳴竹二丁目17-5	321-2488
恒見自動車営業所	門司区吉志三丁目5-1	481-0040
西鉄エムテック㈱恒見工場	門司区吉志三丁目5-1	481-0478
西鉄高速バス㈱北九州支社	小倉北区砂津一丁目1-2	521-2404
小倉自動車営業所	小倉北区砂津一丁目1-2	521-4339
浅野自動車営業所	小倉北区浅野三丁目7-55	522-0282
西鉄エムテック㈱北九州工場	小倉北区西港町10-5	581-4681
弥生が丘自動車営業所	小倉南区貫弥生が丘一丁目11-1	471-7731
中谷自動車営業所	小倉南区大字高津尾523-1	451-0080
八幡自動車営業所	八幡西区穴生四丁目11-1	641-3761
香月自動車営業所	八幡西区香月西三丁目10-1	617-0282
戸畑自動車営業所	戸畑区川代二丁目1-46	871-2338

8 筑豊電気鉄道株式会社

本 社 福岡県中間市鍋山町1番6号 電話 093-243-5525（平日9～18時）

電車営業所 北九州市八幡西区楠橋下方三丁目1番14号 電話 093-619-3077（24時間対応）

種 別 鉄道事業法による運送事業（旅客のみ）、その他

(1) 交通施設の状況

ア 線 路 北九州の副都心黒崎から中間市を経て直方市を結ぶ全長16.0km、全線複線。

イ 車両と動力 当社の車両は二両連接車9編成（18両）、一両4編成（4両）による電気鉄道（電力は九州電力より受電）。

(2) 路線図



9 北九州高速鉄道株式会社

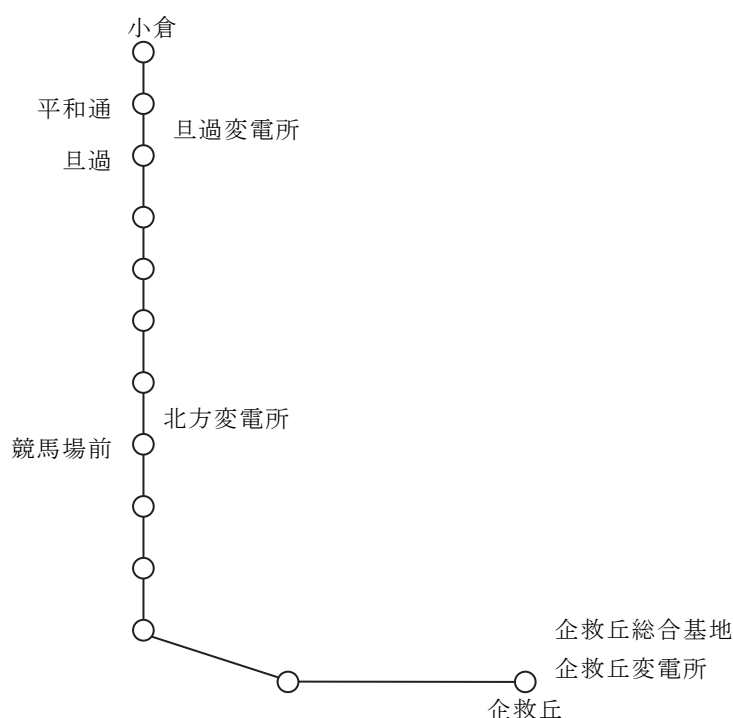
所在地	本社	北九州市小倉南区企救丘二丁目13-1
	小倉停留場	北九州市小倉北区浅野一丁目1-1
	平和通停留場	北九州市小倉北区魚町二丁目
	旦過停留場	北九州市小倉北区魚町四丁目
	香春口三萩野停留場	北九州市小倉北区香春口一丁目
	片野停留場	北九州市小倉北区東篠崎一丁目
	城野停留場	北九州市小倉南区富士見二丁目
	北方停留場	北九州市小倉南区北方三丁目
	競馬場前停留場	北九州市小倉南区北方四丁目
	守恒停留場	北九州市小倉南区守恒本町一丁目
	徳力公団前停留場	北九州市小倉南区徳力一丁目
	徳力嵐山口停留場	北九州市小倉南区徳力六丁目
	志井停留場	北九州市小倉南区志井一丁目
	企救丘停留場	北九州市小倉南区企救丘二丁目

種 別 軌道法による運送事業、その他

(1) 交通施設の状況

- ア 線 路 小倉停留場（小倉北区浅野）から企救丘停留場（小倉南区企救丘）に至る延長8.8km、複線
- イ 車両と動力 当社のモノレール車両は4両固定編成で9編成あり、電気運転（電力は九電より受電）
- ウ 状 況 J R 小倉駅の構内を起点「小倉」とし、南に7.3km、そこで東に向きをかえ1.5km J R 日田彦山線に到達した地点を終点「企救丘」とする軌道である。

(2) 通信設備の配置状況（私設通信設備一覧表）



10 福岡県トラック協会北九州支部、分会所在地一覧表

名 称	所在地	支部長 分会長名	電 話 F A X
北九州支部	〒803-0801 小倉北区西港町9-14 北九州緊急物資輸送センター内	支部長 大瀬 博巳	561-3092 571-3741
門司分会	〒801-0805 北九州市門司区太刀浦10番 太刀浦港湾会館2階事務所No1	分会長 大瀬 博巳	342-7076 342-7117
小倉分会	〒803-0801 北九州市小倉北区西港町9-14 北九州緊急物資輸送センター内	分会長 増井 淳	561-5749 581-0627
戸畑分会	〒804-0071 北九州市戸畑区川代2丁目1-2	分会長 日向 祥剛	871-6182 871-6187
八幡分会	〒805-0061 北九州市八幡東区西本町1-3-18	分会長 緒方 好一	661-2335 661-7909
若松分会	〒808-0035 北九州市若松区白山2丁目10-28-104	分会長 石田 博義	761-4453 771-6861
行橋分会	〒800-0315 福岡県京都郡苅田町港町22-8	分会長 木村 正昭	436-3123 434-5935
豊築分会	〒828-0021 豊前市八屋2093-17 松本組内	分会長 松本 聡	0979-83-3348 0979-83-3792

11 緊急輸送道路ネットワーク路線一覧

◆第1次ネットワーク

災害時に、県庁舎や中心都市等を核に、県内の各地域を効率的に連絡できる路線であるとともに、空港、港湾等の主要交通拠点との連結を確保した交通ネットワークのこと。

区分	道路種別	路線名	管理者
第1次ネットワーク	高速自動車国道	九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線	西日本高速道路（株）
		関門自動車道	
		東九州自動車道	
	都市高速道路	北九州都市高速道路	福岡北九州高速道路公社
	その他有料道路	一般国道2号（関門トンネル）	西日本高速道路（株）
	一般国道 （指定区間）	一般国道2号	国土交通省
		一般国道3号	
		一般国道3号（黒崎バイパス）	
		一般国道10号	
	一般国道 （指定区間外）	一般国道3号	北九州市
		一般国道198号	
		一般国道199号	
		一般国道199号（若戸大橋）	
		一般国道200号	
		一般国道200号（直方バイパス）	
		一般国道211号	
		一般国道322号	
		一般国道322号（バイパス）	
		一般国道495号	
	主要地方道 （県道）	有毛引野線	
		門司行橋線	
		北九州芦屋線	
		八幡戸畑線	
		曾根鞆ヶ谷線	
		北九州小竹線	
		長行田町線	
		新門司港大里線	
		黒川白野江東本町線	
	主要地方道（市道）	恒見朽網線（計画区間）	
		徳力葛原線	
	一般県道	新北九州空港線	
		三萩野魚町線	
		堅町到津線	
		下到津戸畑線	
		頓田二島線	
		本城熊手線	
		大蔵到津線	
	市道	安瀬戸畑1号線（新若戸道路）	
		砂津城内1号線	
		中央桃園1号線	
		魚町馬借1号線	
		大門金田1号線	
		栄町1号線	
		堅町大門1号線	
		春の町大谷1号線	
		吉志新門司1号線	
		西港町1号線	
		新池中原東1号線	
		大積柄杓田1号線	
		柄杓田伊川1号線	
		乙丸1号線	
		乙丸2号線	
		西曲里町鷹の巣1号線	
		黄金片野1号線	
		東曲里町陣山1号線	
		湯川飛行場線	
		愛宕中井口1号線	
		長尾南方2号線	

緊急輸送道路ネットワーク路線一覧

区分	道路種別	路線名	管理者
		熊谷原町1号線	
		大字田野浦1号線	
		木町大手町1号線	
		藤田西鳴水1号線	
		浅野14号線	
		戸畑牧山1号線（計画区間）	
		汐井町牧山海岸1号線（計画区間）	
		新門司1号線	
		東田枝光1号線（計画区間）	
		東田前田2号線	
		老松町長谷1号線	
		猿喰92号線	
		城内大手町1号線	
		田町堅町1号線	
		砂津長浜町1号線（計画区間）	
		南方17号線	
		南若園横代北町1号線	
		枝光39号線	
		北方1号線	
		中原新地1号線	
		空港北町1号線	
		二島片山1号線	
		西港町2号線	
		都下到津3号線	
		新町井ノ浦線	
		本城1号線	
		清水下到津1号線	
		明和町宇佐町1号線	
		寺内大里戸ノ上1号線	
		新池25号線	
		曾根貫1号線	
		夕原町10号線	
		浅野1号線	
		浅野32号線	
		新門司2号線	
	臨港道路	（臨）響灘1号道路	
		（臨）響灘22号道路	
		（臨）響灘25号道路	
		（臨）響灘26号道路	
		（臨）響灘2号道路	
		（臨）響灘3号道路	
		（臨）響灘西1号道路	
		（臨）響灘西2号道路	
		（臨）響灘南11号道路	
		（臨）響灘南1号道路	
		（臨）新門司12号道路等	
		（臨）新門司6号道路	
		（臨）新門司北1号道路	
		（臨）新門司北3号道路	
		（臨）新門司北4号道路	
		（臨）新門司北5号道路	
		（臨）浅野北1号道路	
		（臨）浅野北2号道路	
		（臨）太刀浦幹線1号道路	
		（臨）太刀浦幹線2号道路	
		（臨）太刀浦幹線36号道路	
		（臨）太刀浦白野江道路	
		（臨）田野浦1号道路	
		響灘大橋	
		第2響灘大橋	
		新響灘大橋	

緊急輸送道路ネットワーク路線一覧

◆第2次ネットワーク

第1次ネットワークを基本に各防災拠点(市役所、区役所等)間相互の連携を支援する交通ネットワークのこと。

区分	道路種別	路線名	管理者
第2次ネットワーク	国道（指定区間外）	一般国道199号	北九州市
		一般国道200号	
		一般国道200号（現道）	
		一般国道322号	
		国道199号（(都)日吉台光明線）	
	主要地方道（県道）	有毛引野線	
		門司行橋線	
		直方行橋線	
		中間引野線	
		八幡戸畑線	
		曾根韜ヶ谷線	
		長行田町線	
		直方水巻線	
		小倉中間線	
	一般県道	水巻芦屋線	
		柄杓田大里線	
		湯川赤坂線	
		城野砂津線	
		植木上上津役線	
		新道寺曾根線	
	市道	大浦医生ヶ丘1号線	
		城内木町1号線	
		光明大浦1号線	
		足原黒住町1号線	
		浅野京町1号線	
		三萩野三郎丸1号線	
		山手企救丘1号線	
		八重洲町上石田1号線	
		弁天町東篠崎1号線	
		則松188号線	
		下富野大島1号線	
		熊谷原町1号線	
		折尾頓田線	
		楠橋南楠橋上方1号線	
		清田山路松尾町1号線	
		東城野町三郎丸1号線	
		浅野4号線	
		足原2号線	
		足原26号線	
		永犬丸48号線	
		永犬丸60号線	
		永犬丸67号線	
		永犬丸78号線	
		永犬丸108号線	
		中原戸畑1号線	
		香月12号線	
		香月226号線	
		香月274号線	
		香月285号線	
		香月292号線	
		新池1号線	
		千防34号線	
		新池2号線	
		千防1号線	
		千防2号線	
		則松光明1号線	
		里中三ヶ森1号線	
		砂津上富野1号線	
		下上津役73号線	
		新池2号線	
		中央5号線	
		西丸山町2号線	

緊急輸送道路ネットワーク路線一覧

区分	道路種別	路線名	管理者
		東丸山町1号線	
		三郎丸2 5号線	
		北方日の出町1号線	
		日の出町北方2号線	
		日の出町2号線	
		北方2号線	
		日の出町北方1号線	
		中川町桜町1号線	
		本町小竹1号線	
		若園春ヶ丘1号線	
		若園2号線	
		城野2号線	
		北方5号線	
		西本町帆柱1号線	
		西本町1 8号線	
		尾倉1 4号線	
		桃園尾倉1号線	
		小芝2号線	
		八幡戸畑線	
		紅梅幸神1号線	
		岸の浦1号線	
		黒崎岸の浦1号線	
		曾根下曾根1号線	
		曾根2 2 2号線	
		沼南町1号線	
		東本町8号線	
		浜町東港町1号線	
		東港町5号線	
		東港町2号線	
		折尾5 8号線 ((都)折尾青葉台線)	
		折尾西折尾町1号線 (都)折尾中間線	
		光明北鷹見町1号線 ((都)折尾南北線)	
		北鷹見町堀川町1号線 ((都)折尾東西線)	
		東折尾町北鷹見町1号線 ((都)折尾東西線)	
		中貫貫弥生が丘1号線	
		貫1 5号線	
		貫7号線	
		中貫長野1号線	
		横代長野1 1号線	
		横代南町3号線	
		横代南町山手1号線	

緊急輸送道路ネットワーク路線一覧

◆第3次ネットワーク

第1次・第2次緊急輸送道路の沿線から離れた防災拠点に対し、補完（端末部）する道路のこと。

区分	道路種別	路線名	管理者
第3次ネットワーク	国道（指定区間）	一般国道3号（黒崎バイパス）	国土交通省
	国道（指定区間外）	一般国道199号	
		一般国道322号	
		一般国道495号	
	主要地方道（県道）	曾根鞘ヶ谷線	
		長行田町線	
		小倉停車場線	
	一般県道	門司東本町線	北九州市
		三萩野魚町線	
	市道	大手町2号線	
		城内1号線	
		則松29号線	
		若園3号線	
		相生町1号線	
		本町45号線	
		松原9号線	
		大手町馬借1号線	
		鍛冶町江南町1号線	
		鑄物師町4号線A	
		鑄物師町5号線B	
		大門鑄物師町1号線	
		夕原町10号線	
		室町1号線	
		米町3号線	
		京町9号線	
		米町1号線	
		小敷塩屋1号線	
		塩屋46号線	
		砂津城内1号線	
		萩原鉄竜1号線	
		鉄竜5号線	
		馬借23号線	
		三萩野魚町線	
		浅野15号線	
		東城野町三郎丸1号線	
		東城野町3号線	
		大手町金田1号線	
		大手町5号線	
		大浦1号線	
		相生町3号線	
		相生町10号線	
		門司大久保1号線	
		高田藤松1号線	
		高田11号線	
		三萩野6号線	
		足立33号線	
		足立2号線	
		妙見町10号線	
		小熊野1号線	
		井堀3号線	
		八王寺町1号線	
		八王寺町6号線	
		田原貫1号線	
		頓田竹並1号線	
		山手町藤木1号線	
		白山1号線	
		桃園1号線	
		桃園5号線	
		桃園13号線	
		山王中央1号線	
		的場町15号線	
		陣山築地町1号線	

緊急輸送道路ネットワーク路線一覧

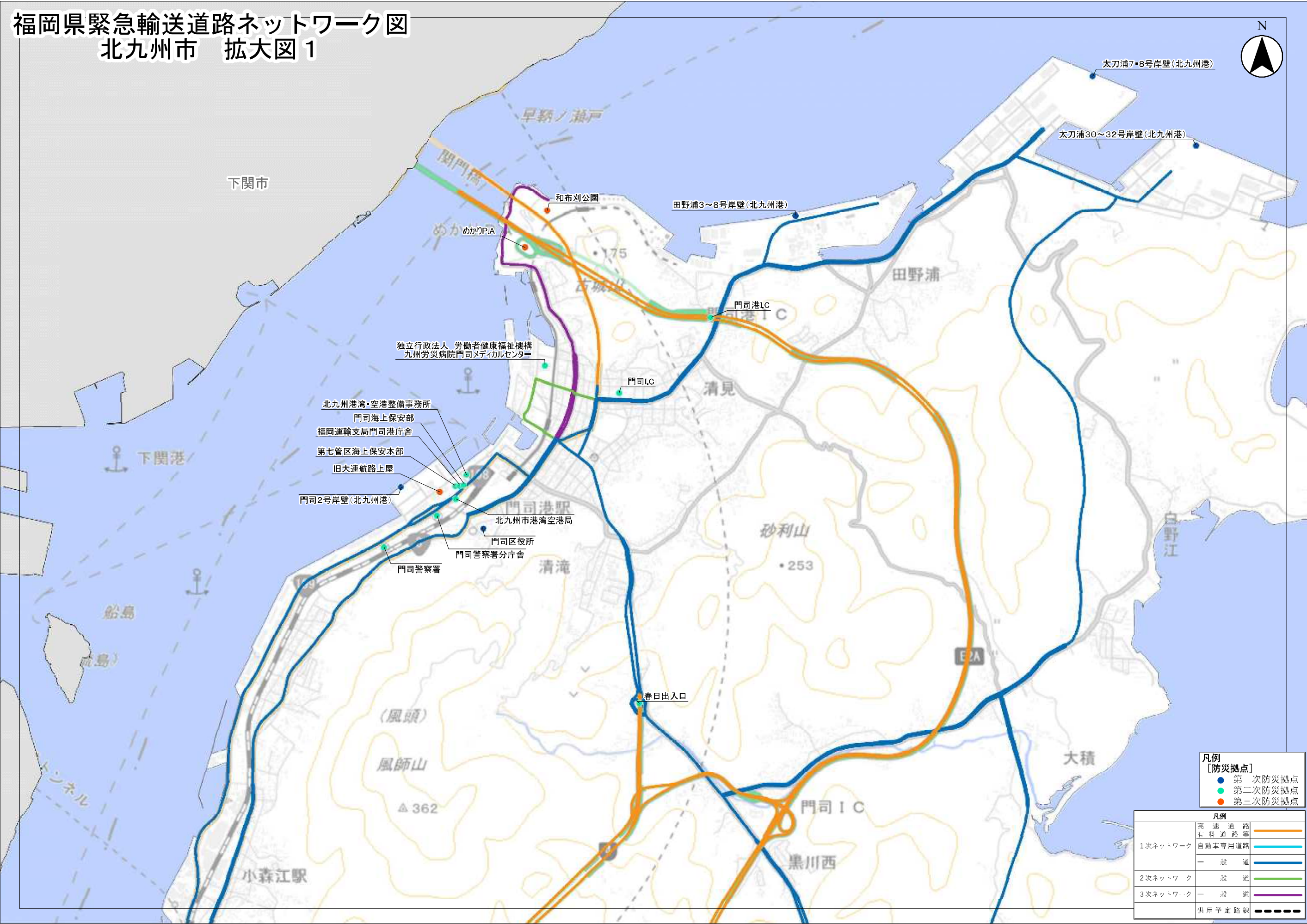
区分	道路種別	路線名	管理者
		東浜町田町 1 号線	
		前田東浜町 1 号線	
		洞北町 1 号線	
		穴生若葉 1 号線	
		森下町永犬丸 1 号線	
		牧山新町牧山 1 号線	
		銀座汐井町 1 号線	
		牧山 4 6 号線	
		天籟寺 1 号線	
		西鞆ヶ谷町 1 9 号線	
		西鞆ヶ谷町 2 1 号線	
		西鞆ヶ谷町 2 4 号線	
		三郎丸 2 号線	
		三郎丸 2 9 号線	
		東二島二島 2 号線	
		二島赤岩町 1 号線	
		高見 2 1 号線	
		大浦浅川台 1 号線	
		大浦 1 号線	
		大浦 2 9 号線	
		明和町三萩野 1 号線	
		熊本三萩野 1 号線	
		向洋町 1 号線	
		西新町下二十町 1 号線	
		西港町 1 8 号線	
		西港町 6 号線	
		小敷塩屋 2 号線	
		塩屋 4 6 号線	
		砂津上富野 1 号線	
		神幸町黒原 1 号線	
		新門司 8 号線	
		浅川台 4 2 号線	
	臨港道路等	臨港道路日明第 2 貯木場 2 号道路	
		(臨) 響灘西 6 号線	

福岡県緊急輸送道路ネットワーク図 北九州市 広域図



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 10」

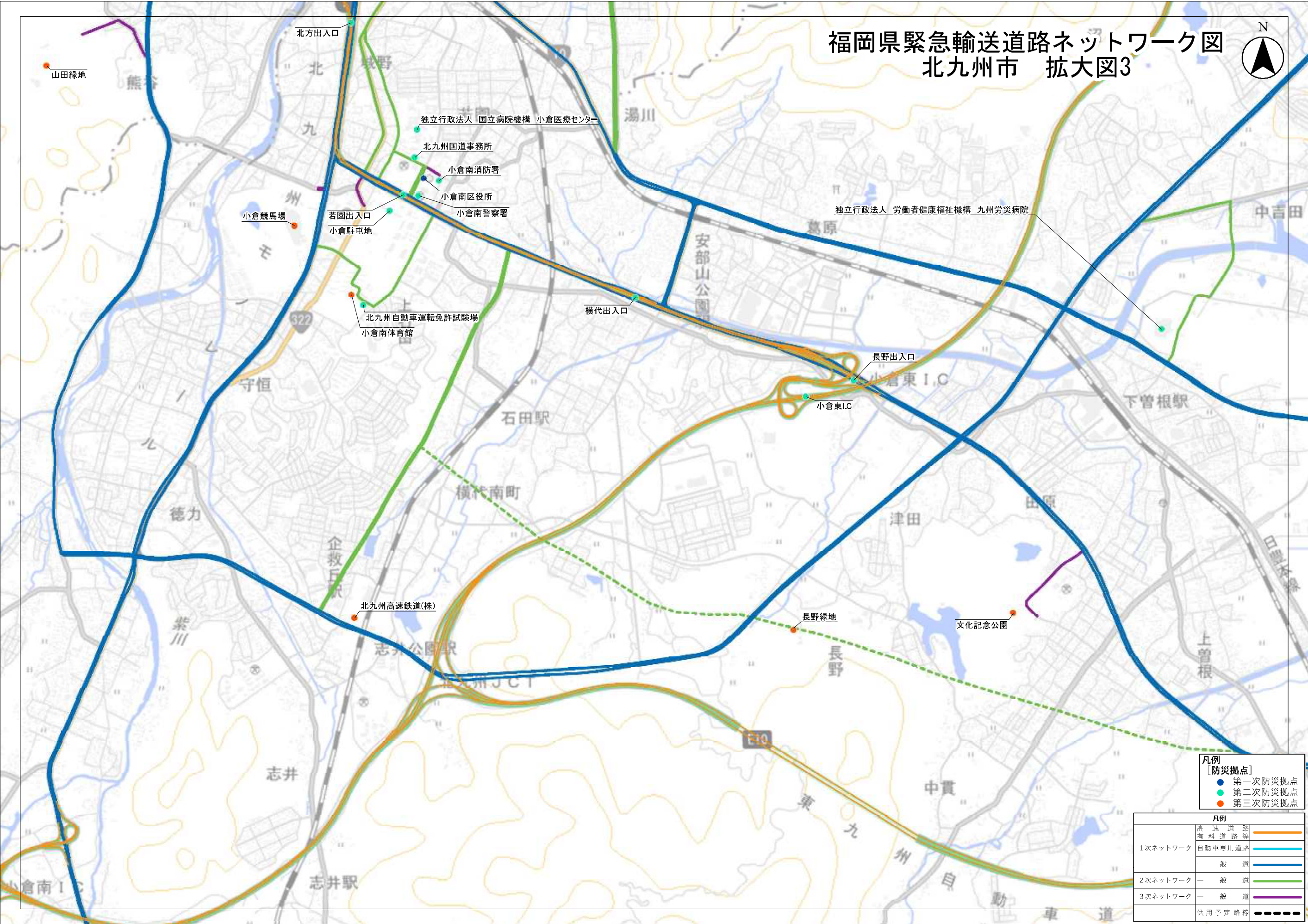
福岡県緊急輸送道路ネットワーク図 北九州市 拡大図 1



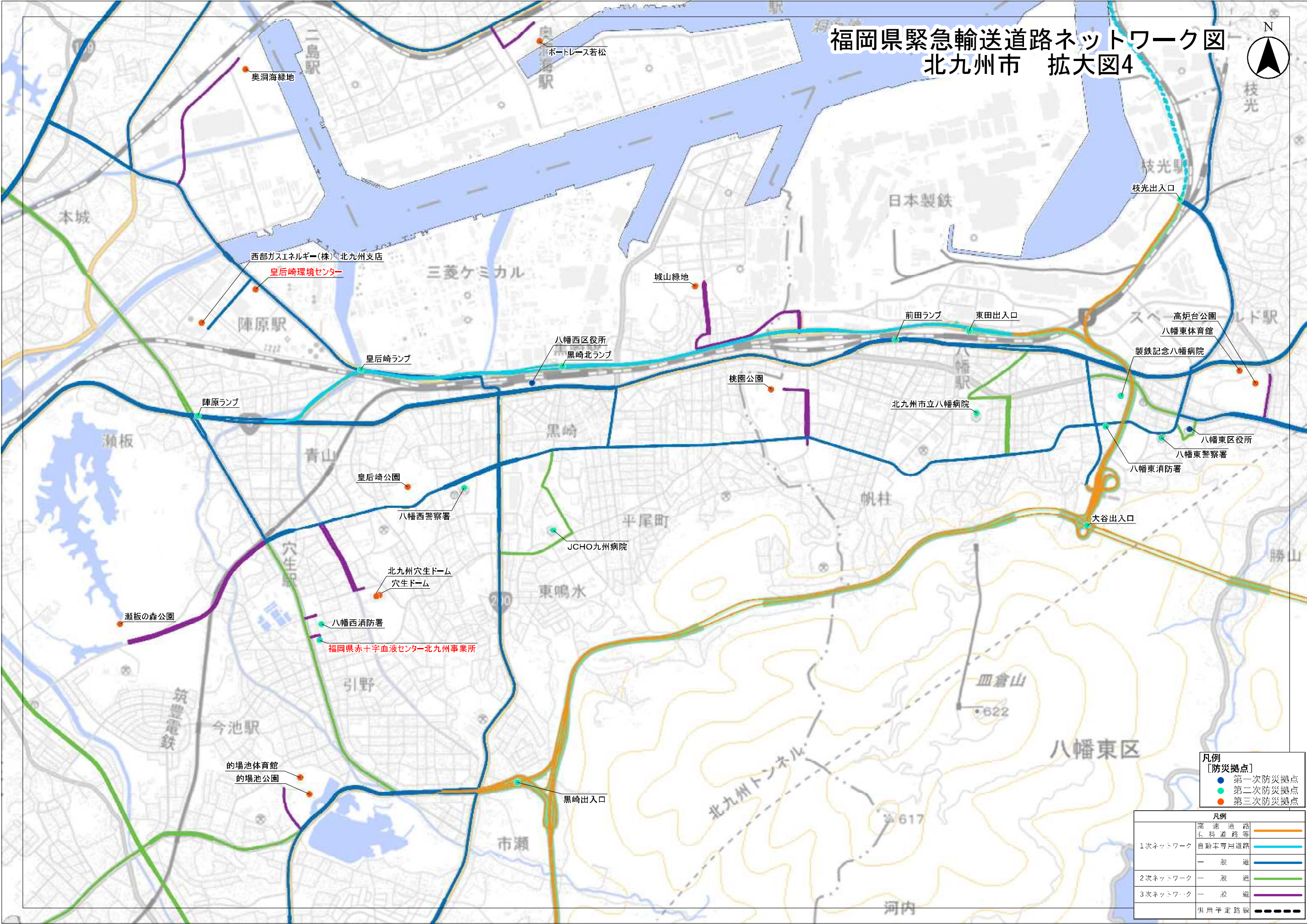
「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 10」



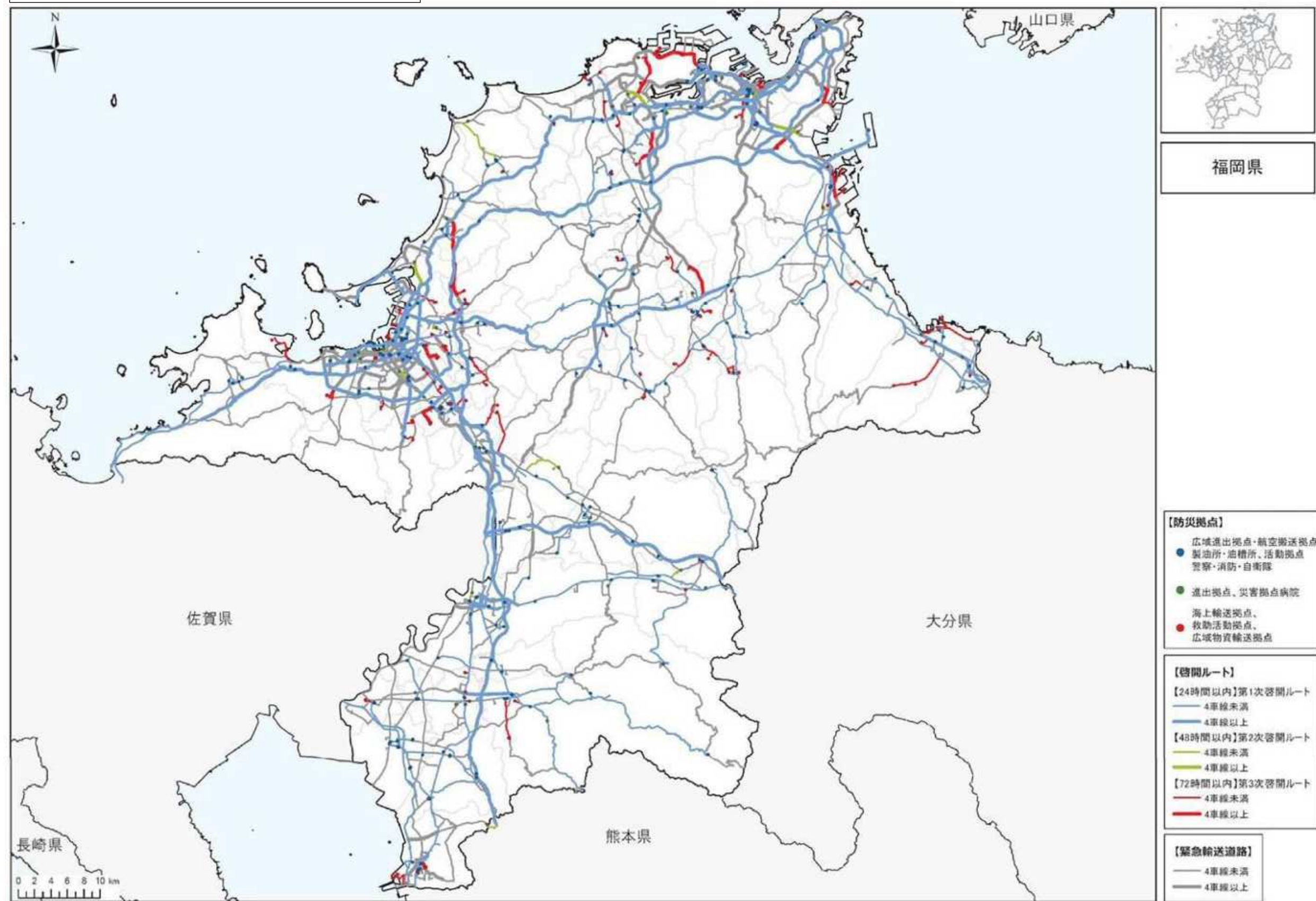
「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 10」



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 6JHs 10」



福岡県 啓開ルート図



出典：福岡県道路啓開計画(第2版)

第17節 海上災害応急対策計画資料

1 北九州港の区域

井ノ浦 1 号防波堤基部（北緯33度50分15秒東経130度58分43秒）、井ノ浦 1 号防波堤基部から90度4,630メートルの地点、井ノ浦 1 号防波堤基部から70度30分4,630メートルの地点、部埼灯台（北緯33度57分34秒東経131度1分23秒）から125度20分7,500メートルの地点、部埼灯台から125度30分4,220メートルの地点、部埼灯台から125度4,220メートルの地点、部埼灯台から125度2,500メートルの地点、部埼灯台から10度30分820メートルの地点、城山三角点（175.2メートル）から63度3,850メートルの地点、城山三角点から53度30分2,600メートルの地点、門司埼灯台（北緯33度57分44秒東経130度57分47秒）、門司埼灯台から216度40分3,390メートルの地点、砂津防波堤灯台（北緯33度53分37秒東経130度53分38秒）から63度30分3,660メートルの地点、砂津防波堤灯台から73度2,360メートルの地点、砂津防波堤灯台から72度1,540メートルの地点、砂津防波堤灯台から25度1,020メートルの地点、若松洞海湾口防波堤灯台（北緯33度56分28秒東経130度51分2秒）から100度900メートルの地点、若松洞海湾口防波堤灯台から327度30分1,860メートルの地点、若松洞海湾口防波堤灯台から327度2,230メートルの地点、白洲灯台（北緯33度59分1秒東経130度47分30秒）から120度3,210メートルの地点、白洲灯台から326度24分2,780メートルの地点、白洲灯台から322度10分7,550メートルの地点、白洲灯台から317度40分8,070メートルの地点、白洲灯台から301度20分7,100メートルの地点、男島島頂（北緯34度0分42秒東経130度43分35秒）、白洲灯台から282度50分6,160メートルの地点、白洲灯台から278度58分8,750メートルの地点、白洲灯台から242度7分9,570メートルの地点、白洲灯台から232度25分7,330メートルの地点及び八幡埼突端（北緯33度56分6秒東経130度43分42秒）を順次に結んだ線と陸岸により囲まれた海面並びに砂津川新砂津大橋、紫川紫川大橋及び江川奥洞海橋からの各下流の河川水面。ただし、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）の規定により指定された柄杓田漁港、藍島漁港、脇之浦漁港及び脇田漁港の区域を除く。

2 関門港自然災害対策委員会

(1) 構成	委員長（門司下関部会長）	（公社）西部海難防止協会会長
	副委員長	関門水先区水先人会会長 西部地区海務協議会会長
	委員（門司下関部会）	52名（令和7年4月1日現在）
	委員（若松部会）	16名

関門港自然災害対策委員会規約

(名称)

第1条 この委員会は、関門港自然災害対策委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、関門港における台風、地震、津波、高潮及び濃霧等に伴う視界制限による船舶事故等の災害（以下「自然災害」という。）の発生を防止するための対策等を策定するほか、関門港長（以下「港長」という。）からの諮問に応じ、当該対策等を、港長に答申することにより、港内の安全確保に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会に門司・下関部会、若松部会及び特別部会を置く。

門司・下関部会、若松部会は、互いに協調し、密接に連絡をとるものとする。

(実施事項)

第4条 委員会、部会及び特別部会は、第2条の目的を達成するため、それぞれ次の事項を実施する。

(1) 委員会

- ① 港長が行う自然災害時の対応策に関し、港長からの諮問に応じた検討に関すること。
- ② 自然災害時の対応策に関して、関係機関に検討及び資料の提供を依頼すること。
- ③ 部会間の連絡調整に関すること。
- ④ その他委員会の目的を達成するために必要な事項の研究・検討及び安全対策の策定に関すること並びに必要な資料の検討・提供依頼に関すること。

(2) 部会

委員会の検討事項のうち、地域毎に検討の必要がある事項に関すること。

(3) 特別部会

委員会で決定した事項のうち、特に港長が諮問を必要とした事項に関すること。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長2名を置き、委員が互選した者をもってあてる。

2 委員長は、議事、その他会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時はその職務を代行する。

4 委員長、副委員長の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(部会長等)

第6条 各部会に部会長、副部会長それぞれ1名置き、部会長については、各部会の委員が互選した者をもってあて、副部会長は部会長が指名する。

2 部会長は、議事、その他部会会務を統括する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長不在の時はその職務を代行する。

4 部会長、副部会長の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(特別部会長)

第7条 特別部会長は委員長をもってあてる。

2 特別部会長は、議事、その他特別部会会務を統括する。

(委員等)

第8条 委員会の委員は関門港の海事関係団体等職員のうちから、港長が委嘱する。

2 委員は、門司・下関部会又は若松部会のいずれかに所属する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

4 委員の他、関係官公署職員を特別委員としておく。

(委員会)

第9条 委員会は、原則として年1回開催するほか、委員長が必要と認めた場合、又は港長が諮問した場合に開催する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員会の開催場所は、委員長が指定する。

(部会)

第10条 部会は、委員長又は部会長が必要と認めた場合及び港長が要請した場合に開催する。

2 部会は部会長が招集する。

3 部会の開催場所は、部会長が指定する。

4 部会長は、部会の検討結果を委員長に報告する。

(特別部会)

第11条 特別部会長は、港長からの諮問を受け、特別部会を開催することができる。

2 特別部会は特別部会長が招集する。

3 特別部会の開催場所は特別部会長が指定する。

(答申等)

第12条 委員長は、港長から諮問があった場合には、委員会、部会又は特別部会の意見を取りまとめ、答申又は必要に応じて具申する。

(対策等)

第13条 関門港における自然災害対策が円滑に行われるように、委員会における対策は、別に定める。

(事務)

第14条 委員会の事務は、門司海上保安部航行安全課において実施し、各部会の事務は、門司・下関部会については門司海上保安部航行安全課、若松部会については若松海上保安部航行安全課において実施する。

(細目)

第15条 この規約の実施に関し必要な細目は、委員長が定める。

付 則

この規約は、平成17年5月19日から実施する。

付 則

この規約は、平成22年6月7日から実施する。

【関門港長基準】

関門港台風対策

1 態勢区分等

(1) 区分

態勢の区分は、「警戒勧告（第一態勢）」、「避難勧告（第二態勢）」する。

(2) 区分の根拠

港則法第39条第4項の規定に基づく勧告

(3) 対象船舶

「警戒勧告（第一態勢）」：全ての船舶

「避難勧告（第二態勢）」：総トン数 3,000t 以上の船舶及び総トン数 500t 以上の危険物積載船

2 各態勢の発令基準

(1) 「警戒勧告（第一態勢）」：台風が、気象庁が発表する台風情報の予想進路の中心を進行した場合に、関門港が強風域に入ることが予想される場合に発令する。

(2) 「避難勧告（第二態勢）」：台風が、気象庁が発表する台風情報の予想進路の中心を進行した場合に、関門港が暴風域に入ることが予想される場合に発令する。

ただし、「第二態勢」の発令時期については、巨大台風、迷走台風等の場合のように、暴風域に入ることが予測困難な場合は、関門港自然災害対策委員会に発令時期等を諮問し、決定する場合がある。

3 船舶が各態勢において執るべき措置

各態勢において執るべき措置は、別添 1「台風来襲時における措置」を基本とする。

4 発令海域

発令海域は、原則「関門港全域」とするが、台風の勢力によっては、関門港を「響新港地区」「若松地区」「六連島地区」「関門地区」「新門司地区」に分割し発令する。

(別添 2「台風対策区域図」参照)

5 発令時期

(1) 「警戒勧告（第一態勢）」：関門港が台風の強風域となる概ね 5 時間前

(2) 「避難勧告（第二態勢）」：関門港が台風の暴風域となる概ね 8 時間前
(新門司地区、響新港地区は、同概ね 5 時間前)

(3) 発令時期の特例

次の場合は、「避難勧告（第二態勢）」の時期を繰り上げる場合がある。

① 平均風速 15m/s となる前に退去が完了することを前提とするため、台場鼻又は部埼の平均風速が 12m/s を超えた場合

② 退去は、昼間に完了する必要があることから、退去の時期が夜間となる場合

③ 出港の時刻に制限（憩流時間帯に限る等）がある船舶の場合

6 命令

港長が必要と認めた場合、港則法第39条第3項の規定に基づく命令を発令する。

7 態勢の解除

解除時期は、原則として、台風が関門港から遠ざかり、その影響が徐々に低下する中、関門港の台場鼻及び部埼における平均風速が、

① 25m/s を超えない状態となった場合に「避難勧告（第二態勢）」

② 15m/s を超えない状態となった場合に「警戒勧告（第一態勢）」

を解除するものとする。

ただし、関門港を「響新港地区」「若松地区」「六連島地区」「関門地区」「新門司地区」に分割し、状況に応じて地区毎に解除する場合もある。

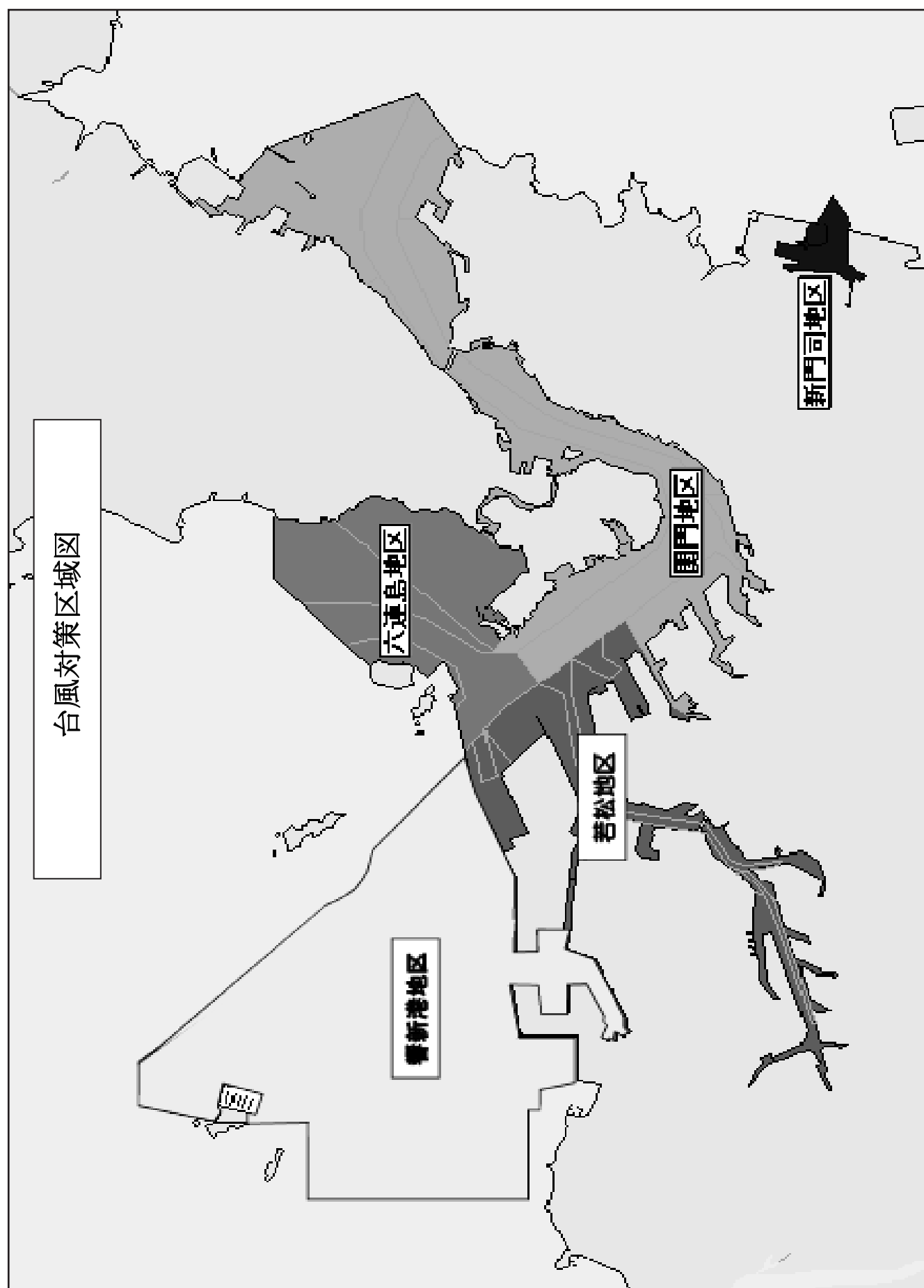
8 連絡体制

連絡方法、手段は、別添 3「情報の連絡方法・手段」によるものとする。

台風来襲時における措置

別添1

態勢	船 船 等 が 執 る べ き 措 置
警戒 勧告 (第一 態勢)	・ 一般船舶：けい留索の補強、機関の準備、機関復旧等荒天準備を行うか、又は港外の安全な海域に退去すること。 ・ 危険物積載船：危険物の荷役は状況に応じて中止し、一般船舶の措置をとること。 ・ はしけその他の小型船：風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行うこと。 ：係留索の増し取り対策、船体の陸揚げ等の措置をとること。 ・ 工事・作業船：工事を中止し、安全な海域へ移動すること。 ・ 錨泊船にあつては、走錨海難の防止のため、次の措置をとること。(避難勧告(第二態勢)も同じ。) 国際VHF(ch16)を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。 AIS搭載船舶は、AISを常時作動させておくとともに、その作動確認を行うこと。 ※【指導】 ・ 工事・作業現場、造船所、岸壁(棧橋、物揚場等)は、風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行い、木材の水上荷卸しは、状況に応じて中止し、木材、いかだは、貯木場へ速やかに搬入し、流出防止措置を施すこと。
避難 勧告 (第二 態勢)	・ 関門港(若松区第1区、第2区を除く。)に入港しようとしている総トン数3,000t以上の船舶及び総トン数500t以上の危険物積載船は、入港を見合わせること。(総トン数500t以上3,000t未満の危険物積載船の六連島区への錨泊を除く。) ・ 関門港(若松区第1区、第2区を除く。)における総トン数3,000t以上の船舶は、港外の安全な海域に退去すること。 ・ 関門港(若松区第1区、第2区を除く。)における総トン数500t以上の危険物積載船は、六連島区の安全な海域に退去すること。
命令	・ 港長が命令した措置をとること。



勧告等の 内容	周 知 方 法	周 知 手 段
発令・解除	・連絡系統による通報 ・海の安全情報による配信 ・ 関門海峡海上交通センターからの周知 ・ 第七管区海上保安本部運用司令センター （もじほあん）からの周知 ・ 巡視船艇による周知 ・ 問合せに対する門司海上保安部からの回答 ・ 海の安全情報（緊急情報）への掲載	・ iFAX、メール ・ メール（緊急情報配信） ・ ラジオ放送 日本語1, 651kHz 毎時00分、30分から15分間 英語 2, 019kHz 毎時15分、45分から15分間 https://www6.kaiho.mlit.go.jp/kanmon/ ・ インターネット ・ VHF一斉放送 ・ AIS一斉通報 ・ VHF個別周知 ・ マイク、VHF個別周知 ・ 電話093-321-0398、FAX093-331-1168 インターネット https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/moji/kinkyu.html

関門港視界制限対策

改正 令和4年8月10日

1 発令基準等

(1) 対象船舶

関門航路、関門第二航路、砂津航路、戸畑航路、安瀬航路、若松航路及び奥洞海航路（以下「関門航路等」という。）を航行しようとする全船舶

(2) 発令基準

関門航路等の全部又は一部の視程が500m以下となり、船舶の危険を防止するために必要があると認められる場合に発令する。

(3) 根拠

港則法第14条に基づく航路外待機指示

2 船舶が執るべき措置

(1) 航路外待機指示発令時において船舶が執るべき措置

① 関門航路等を航行中の船舶は、十分に注意して、速やかに最寄りの安全な海域で待機し、船名、待機位置等を関門海峡海上交通センター又は若松港内交通管制室（以下「関門マーチス等」という。）に通報すること。

② 関門航路等に入航しようとする船舶は、入航を中止し、速やかに航路外の安全な海域で待機し、船名、待機位置等を関門マーチス等に通報すること。

(2) 航路外待機指示解除時において船舶が執るべき措置

視界制限状態が回復して航路外待機指示が解除された場合は、関門マーチス等の指示に従い航行を開始すること。

なお、待機船舶の過密状況等によって、解除直後に船舶交通の混雑が生じるおそれがある場合は、港則法第39条第3項に基づき船舶の航行を制限する場合がある。

3 海域区分

航路外待機指示においては、関門航路等を以下の5海域に区分して指示又は解除される。

(1) 「関門航路東部海域」：関門橋以東の関門航路

(2) 「関門橋西部海域」：巖流島南端から90度に引いた線（以下「A線」という。）及び関門橋に囲まれた関門航路

(3) 「関門航路中部海域」：関門航路第15号灯浮標と同第16号灯浮標とを結んだ線（以下「B線」という。）及びA線に囲まれた関門航路並びに砂津航路

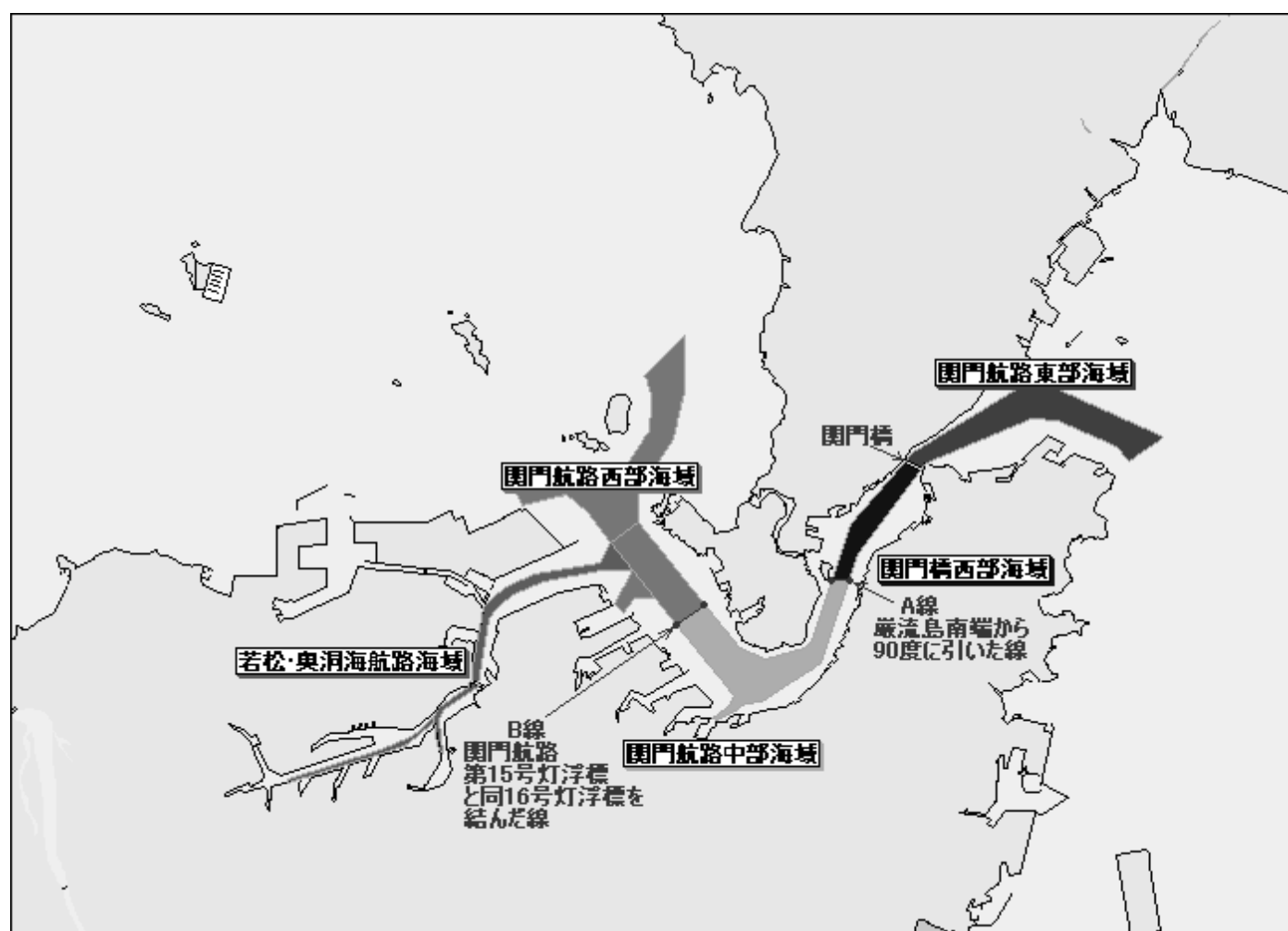
(4) 「関門航路西部海域」：B線以西の関門航路、関門第二航路、戸畑航路及び安瀬航路

(5) 「若松・奥洞海航路海域」：若松航路及び奥洞海航路

※ 別添1「視界制限対策区域図」参照

4 連絡体制等

連絡方法、手段は、別添2「情報の連絡方法・手段」によるものとする。



情報の連絡方法・手段

別添 2

航路外 待機指示等 発令・解除	周 知 方 法	周 知 手 段
	・ 連絡系統による通報 ・ 関門海峡海上交通センターからの周知 ・ 第七管区海上保安本部運用司令センター（もじほあん）からの周知 ・ 巡視船艇による周知 ・ 問合せに対する門司海上保安部からの回答 ・ 海の安全情報（緊急情報）への掲載	・ iFAX、メール（緊急情報配信） ・ ラジオ放送 日本語1651kHz 毎時00分、30分から15分間 英語 2019kHz 毎時15分、45分から15分間 https://www6.kaiho.mlit.go.jp/kanmon/ ・ インターネット ・ VHF一斉放送 ・ AIS一斉通報 ・ VHF個別周知 ・ マイク、VHF個別周知 ・ 電話093-321-0398、FAX093-331-1168 https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/moji/kinkyu.html

関門港地震・津波対策

1 態勢区分等

(1) 区分

態勢の区分は、「津波注意態勢」、「津波警戒態勢」、「大津波警戒態勢」とする。

- ① 「津波注意態勢」：高いところで0.2 m以上、1 m以下の津波が予想される津波注意報が発表された場合
- ② 「津波警戒態勢」：高いところで1 mを超え、3 m以下の津波が予想される津波警報が発表された場合
- ③ 「大津波警戒態勢」：高いところで3 mを超える津波が予想される大津波警報が発表された場合

(2) 区分の根拠

各態勢ともに「港則法第39条第4項に基づく勧告」

(3) 対象船舶

各態勢ともに「全ての船舶」

2 各態勢の発令基準

- (1)「津波注意態勢」：気象庁から関門港全域又は一部に津波注意報が発表された場合に発令する。
- (2)「津波警戒態勢」：気象庁から関門港全域又は一部に津波警報が発表された場合に発令する。
- (3)「大津波警戒態勢」：気象庁から関門港全域又は一部に大津波警報が発表された場合に発令する。

3 船舶が各態勢において執るべき措置

各態勢において執るべき措置は、別添1「各態勢時における措置」を基本とする。

なお、「各態勢時における措置」は、予め関係者に周知し、警戒態勢の発令時に、それぞれ適切に対応がなされるように措置しておくものとともに、停電等により伝達手段を喪失し、警戒態勢の発令が伝達されない場合であっても、自主的に関係者が措置をとることができるようにしておくものとする。

4 発令海域

発令海域は、以下の4海域とする。

- (1)「福岡県日本海沿岸」
- (2)「福岡県瀬戸内海沿岸」
- (3)「山口県日本海沿岸」
- (4)「山口県瀬戸内海沿岸」

※ 日本海と瀬戸内海の境界は、福岡県側については、門司区と小倉北区の境界とし、山口県側については、彦島南端を基準とする。

※ 別添2「津波対策区域図」参照

5 態勢の解除

気象庁が前記2の「発令海域」にかかる津波注意報、津波警報又は大津波警報の解除を発表した場合に、当該区域の警戒態勢を解除するものとする。

6 連絡体制

連絡方法、手段は、別添3「情報の連絡方法・手段」によるものとする。

各 態 勢 時 に お け る 措 置

津波警報・注意報の分類	予想される津波の高さ		警戒態勢の区分	津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応					
					大型船、中型船（漁船を含む）		小型船（プレジャーボート、小型漁船等）			
	数値での発表（発表基準）	巨大地震の場合の表現			港内着岸船		航行船	航行船	港内着岸船	航行船、錨泊船
					一般船（作業船を含む）	危険物積載船				
大津波警報 ※大津波警報は特別警報に位置づけられる。	10m超 （10m＜予想高さ） 10m （5m＜予想高さ≤10m） 5m （3m＜予想高さ≤5m）	巨大	大津波警戒態勢	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 危険物安全措置 係留避泊又は陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊
津波警報	3m （1m＜予想高さ≤3m）	高い	津波警戒態勢	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 危険物安全措置 係留避泊	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊
津波注意報	1m （0.2m≤予想高さ≤1m）	（表記しない）	津波注意態勢	有り	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 危険物安全措置 （一般船舶の措置） 係留避泊又は港外退避	作業中止、港内避泊 （場合によっては港外退避）	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 （場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避

※ 1 津波来襲までの時間的余裕が有る場合とは、津波が到達する前に、港外避難場所又は陸揚げ固縛場所まで避難する時間的余裕がある場合（なし：それがない場合）

※ 2 大型船：タグボート等の補助船、パイロットを必要とし、単独での出港が困難な船舶をいう。

※ 3 中型船：大型船及び小型船以外の船舶をいう。

※ 4 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げでできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。

※ 5 陸上避難：船舶での避難は高い危険が伴う場合、可能な限り船舶流出等の措置（係留強化等）を執ったうえで乗組員が陸上へ避難すること。

※ 6 港外退避：沖合いの水深が深く、広い海域に避難すること。（港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊）

なお、関門港付近において、（注）水深 3 0 m 以深が確保されている海域は別添 4 「避難推奨海域」のとおり。

（注）砕波が発生しない水深、操縦可能な程度の津波流速となる水深を考慮のうえ選定。

出典：災害に強い漁業地域づくりガイドライン（平成24年：水産庁）

平成15年度 津波が予想される場合の船舶安全確保に関する調査報告書（（社）日本海難防止協会）

※ 7 港内避泊：港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する（小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航）。

※ 8 係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する）。

※ 9 陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないように固縛すること。

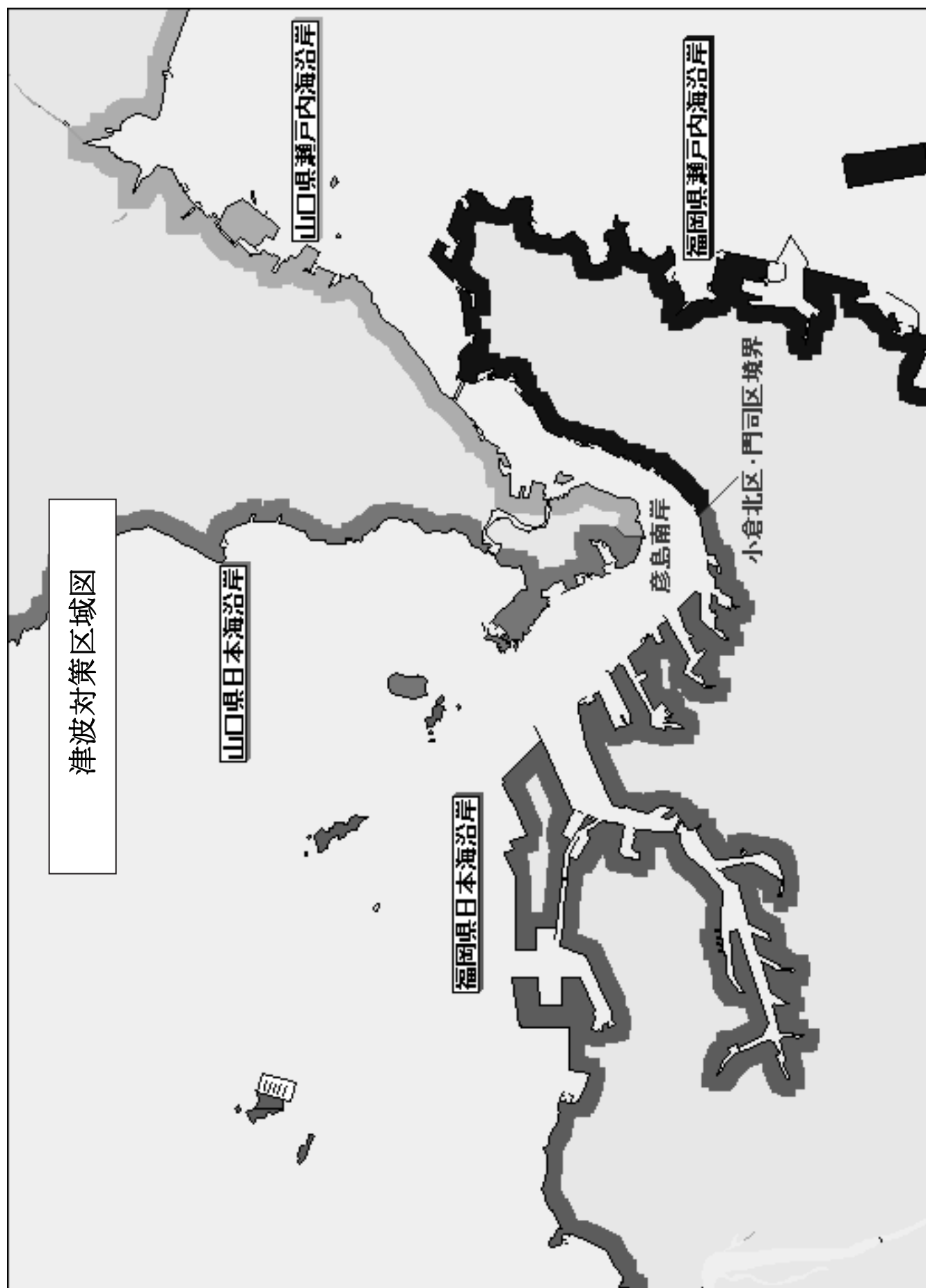
※ 10 危険物安全措施：危険物を積載している船倉の開口部を閉鎖する等、危険物が船外に流出しないようにする措置のこと。

※ 11 錨泊船にあつては、走錨海難の防止のため、次の措置をとること。

国際 V H F （c h i f）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。

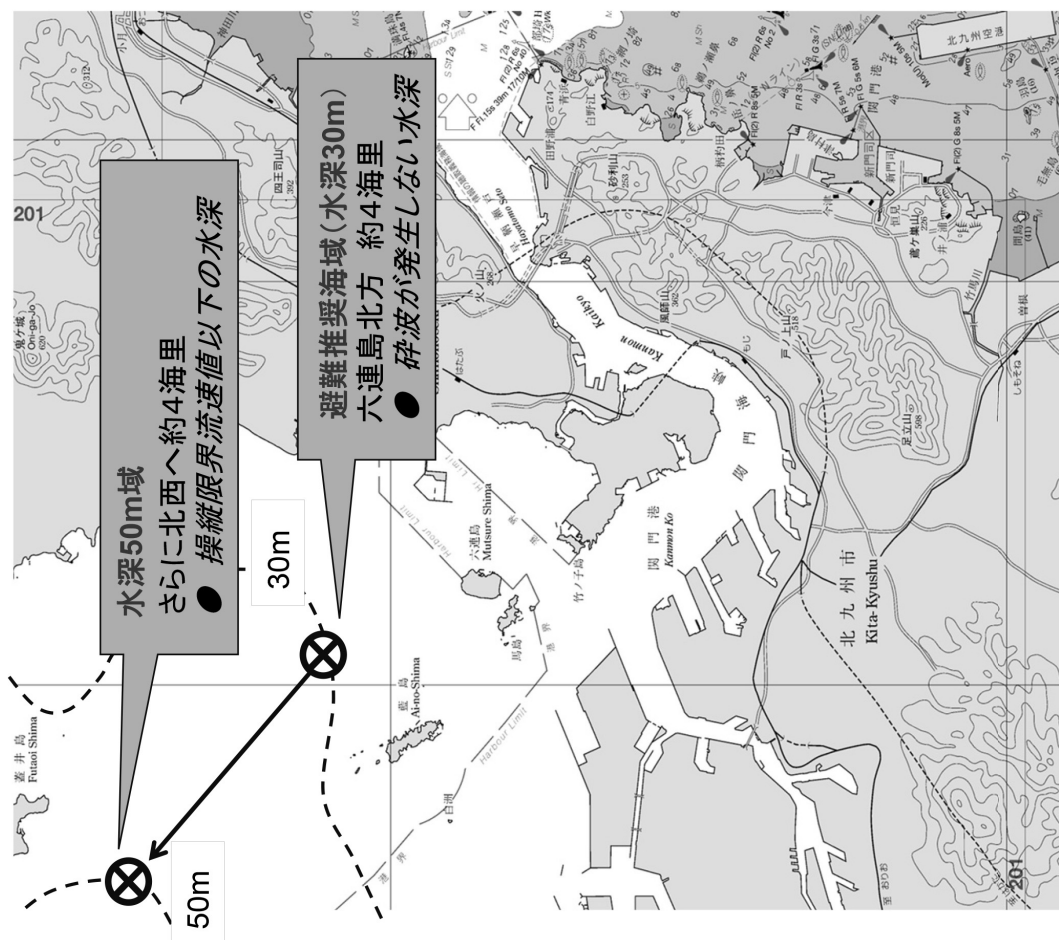
当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。

A I S 搭載船舶は、A I S を常時作動させておくとともに、その作動確認を行うこと。



指導等の 内容	周 知 方 法	周 知 手 段
発令・解除	・ 連絡系統による通報 ・ 海の安全情報による配信 ・ 関門海峡海上交通センターからの周知 ・ 第七管区海上保安本部運用司令センター（もじほあん）からの周知 ・ 巡視船艇による周知 ・ 問合せに対する門司海上保安部からの回答 ・ 海の安全情報（緊急情報）への掲載	・ iFAX、メール ・ メール（緊急情報配信） ・ ラジオ放送 日本語1, 651kHz 毎時00分、30分から15分間 英語 2, 019kHz 毎時15分、45分から15分間 https://www6.kaiho.mlit.go.jp/kanmon/ ・ インターネット ・ VHF一斉放送 ・ AIS一斉通報 ・ VHF個別周知 ・ マイク、VHF個別周知 ・ 電話 093-321-0398、FAX093-331-1168 ・ インターネット https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/moji/kinkyu.html

避難推奨海域(日本海側)
【六連島北方海域】



避難推奨海域(瀬戸内海側)
【西部石油シーバース東方海域】

別添4



3 関門・宇部海域排出油等防除協議会

関門・宇部海域排出油等防除協議会会則

(名 称)

第1条 この協議会を「関門・宇部海域排出油等防除協議会」(以下「協議会」という。)という。

(目 的)

第2条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第43条の6第1項の協議会とし、関門港、宇部港及びその周辺海域において、油又は有害液体物質(以下「油等」という。)が大量に排出された場合、又は油等の大規模火災が発生した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除対策の調整を実施し、もって排出された油等による被害の局限化を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 前条において、次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 関門港、宇部港及びその周辺海域とは、おおむね周防灘西部、関門港、響灘の海域をいう。
- 二 油又は有害液体物質が大量に排出された場合とは、船舶又は臨海施設等から大量の油又は有害液体物質が海上に流出し、船舶港湾、沿岸等に著しい被害又は海域に著しい汚染を及ぼす場合をいう。
- 三 油等の大規模火災とは、船舶又は臨海施設等において大規模の油等の火災が発生し、その被害が船舶又は海域に及ぶ場合をいう。
- 四 防災対策とは、大量の油等の海上流失又は大規模火災(以下「油等災害」という。)が発生した場合における油等の拡散防止、回収、分散処理等の防除活動又は可能な範囲での消火、延焼防止等の消防活動等、海洋汚染等及び海上災害を防止するための活動(以下「防災活動」という。)を講ずることをいう。

(業 務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

- 一 排出油等の防除に関する自主基準の作成に関すること。
 - (1) 排出油等防除マニュアルの作成
 - (2) 排出油等の防除活動に必要な防除資材等の整備の推進
 - (3) 排出油等の防除活動の実施の推進
- 二 排出油等の防除技術の調査及び研究に関すること。
- 三 排出油等の防除に関する教育及び訓練に関すること。
- 四 その他、排出油等の防除等防災活動に関する重要事項の協議に関すること。
- 五 隣接する排出油等防除協議会との調整

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第5条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、九州北部沿岸海域並びに瀬戸内海西部海域に係る同法第43条の5第1項の排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べることができる。

(構成)

第6条 協議会は、別表に掲げる機関又は団体の代表者若しくは、その指名する者（以下「会員」という。）をもって構成する。

(役員)

第7条 協議会に次の役員及び所要の委員をおく。

会 長 1名

副会長 1名

会計監事 2名

2 会長は、門司海上保安部長をもってあてる。

3 副会長及び会計監事は、会長が委嘱する。

4 委員は、会員のうちから機関、業態、地域等を考慮し、協議会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐するものとする。

3 会計監事は、会務の状況及び会計を監査する。

4 委員は、その業務を審議し、防災活動を推進する。

(役員の任期)

第9条 会長を除く役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 会議は、総会、臨時総会及び委員会とし、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長又は会長の指名した者があたる。

3 総会は年1回とし、臨時総会及び委員会は必要に応じ開催する。

4 会議は、委任状の提出者を含め、会員又は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成し、業務計画、会則の改正及びその他必要と認める事項を協議決定する。

(委員会)

第12条 委員会は、会長及び委員をもって構成し、業務計画、会則の改正等総会に付議すべき事項

及びその他必要と認める事項を協議決定する。

2 会長は、必要と認める場合、委員会に「部会」を設けることができる。

3 会長は、必要と認める場合、委員会に委員以外の会員の出席を求め、学識経験者を招へいすることができる。

(資料の提出)

第13条 会員は、協議会による防災活動に必要な資料を会長に提出するものとする。

(出 動)

第14条 会長は協議会による防災活動が必要と認めた場合は、会員の全部又は一部に会員それぞれの立場に応じた防除活動を求めることができる。

2 前項の求めに応じた会員は、それぞれの立場に応じた人員、器材及び船舶等を現場に派遣又は施設の提供に努めるものとする。

(総合連絡調整本部及び指揮)

第15条 会長は、会員にそれぞれの立場に応じた防除活動を求めた場合、直ちに総合連絡調整本部を設置し、協議会による防災活動の連絡調整を行うものとする。

2 防除活動を求められた会員又はこれに代わる者は、速やかに総合連絡調整本部に参集し、防災活動要綱に定める事項について、連絡調整を行うものとする。

3 防災活動は、活動する会員のそれぞれ固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

(経費の求償)

第16条 防災活動に要した経費の求償に関する事務は、それぞれ活動した会員が行う。

2 会長が必要と認める場合、委員会において前項事務が円滑に推進できるよう協力するものとする。

(災害補償)

第17条 防災活動に従事した者が、そのために負傷、疾病、障害又は死亡となった場合における災害補償については、法令に定めがあるもののほか、当該被災した職員の所属する機関が行うものとする。

(訓 練)

第18条 防災に関する会員の活動を演練するため、毎年1回以上訓練を行うものとする。

(庶 務)

第19条 協議会の庶務は、門司海上保安部警備救難課が担当する。

(細目等の制定)

第20条 会長は、この会則に定める業務を円滑に遂行するため、業務の実施に関する細目等を制定し、協議会の承認を得るものとする。

(相互応援協定)

第21条 協議会は、他の排出油等の防除に関する協議会等と相互応援に関する協定を締結することができる。

2 応援の調整は、会長が判断、決定して行うものとする。

附 則 この会則は、昭和51年10月28日から施行する。

附 則 この会則は、平成7年6月29日から施行する。

附 則 この会則は、平成8年7月24日から施行する。

附 則 この会則は、平成10年6月26日から施行する。

附 則 この会則は、平成19年10月25日から施行する。

附 則 この会則は、平成28年7月25日から施行する。

関門・宇部海域排出油等防除協議会実施細則

(資料の提出及び配付)

第1条 関門・宇部海域排出油等防除協議会会則（以下「会則」という。）第13条に定める提出資料は、別記様式によるものとし、毎年4月1日現在のものを提出するものとする。

2 会長は、提出された資料をとりまとめ会員に配布するものとする。

(総合連絡調整本部の基準)

第2条 会則第15条に定める総合連絡調整本部（以下「調整本部」という。）の運営は、次のとおりとする。

一 調整本部は、油等災害発生時における人命の救助、海洋汚染の防除及びこれらに付帯する活動の連絡調整を行う。

二 調整本部の長は、協議会の会長をもってあてる。

三 調整本部は、活動依頼を受けた会員等をもって構成する。

四 会則第15条第2項に定める会員に代わる者とは、各機関又は団体において相応の権限を有する立場にある職員をいう。

五 調整本部は、原則として災害発生の場所を管轄する海上保安部又は海上保安署に設置するものとする。ただし、防災活動を実施するにあたって、活動の実態通信連絡等を考慮して、最も適当な場所に調整本部を設置することができる。

(活動要綱の作成)

第3条 会長は、防災対策を推進するため「防災活動要綱」を作成しなければならない。

(会 費)

第4条 協議会の運営に必要な経費は、一般機関の会費をもってあて、会費は一口8000円とし、一口以上拠出するものとする。

排出油等防除資器材・施設等調査票

機 関 名	代理者等の 職 名	所 在 地	実務担当者の 職 名	電 話		備 考 (夜間連絡者等)
				昼	夜	
		〒		電 話 : FAX :	電 話 : FAX :	

1 タンカー係留施設・油等保管施設一覧表

油等保管施設													
名 称		タンカー係留施設											
		係留可能最大船舶 総トン数 (トン)	品名 ()	品名 ()	品名 ()	品名 ()	品名 ()	品名 ()	品名 ()	品名 ()	品名 ()	品名 ()	品名 ()
		船の長さ (m)	最大保管 能力(kl)	タンク 基数	最大保管 能力(kl)	タンク 基数	最大保管 能力(kl)	タンク 基数	最大保管 能力(kl)	タンク 基数	最大保管 能力(kl)	タンク 基数	最大保管 能力(kl)

(注意) () には、取扱い物質名を記入願います。例：A重油、C重油、ナフサ、ガソリン、灯油 等

2 排出油等防除資器材保有状況一覧表

オイルフェンス (m)	油処理剤 (kl)	油吸着剤 (kg)	ゲル化剤 (kl)	油回収装置 (台)	泡消火原液 (kl)	粉末消薬剤 (kg)	空ドラム (本)	油回収船 (隻)	オイルフェンス展開 船(隻)	作業船 (隻)

(注意) 下欄には、抛出可能数量を記入願います。

3 オイルフェンス展開艇一覧表

船名	機関名	総トン数又は 大きさ (全長 (m))	自航 能力 (非・ 自航)	速力	航行 区域	保有資機材								展張 速度 (m/分)	巻揚 装置	備考
						オイルフェンス		油処理剤		油吸着剤		油ゲル化剤				
						名称	型	長さ(m)	型	(ℓ)	型	(kg)	(kg、ℓ)			

● オイルフェンス A型：A、B型；B、C型；C、D型；D、フェンス型；F と記載 ● 油処理剤 通常型：G、高粘土対応型：D、自己攪拌型：S と記載
● 油吸着剤 マット型：M、ロール型：R、万国旗型：F、その他：O と記載 ● 油ゲル化剤 粉末(kg)：P、液体：ℓ と記載

4 油回収船一覧表

船名	総トン数	速力 (ノット)	航行 区域	回収方式	回収能力 (kl/h)	貯油能力 (kl)	保有資機材					消火設備			備考
							オイルフェンス (m)	油処理剤 (ℓ)	油吸着剤 (kg)	油ゲル化剤 (kg、ℓ)	放水量 (ℓ /分×基)	泡放水量 (ℓ /分×基) 原液保有量 (ℓ)	粉末放射量 (kg/秒×基) 薬剤保有量 (kg)		

● オイルフェンス A型：A、B型；B、C型；C、D型；D、フェンス型；F と記載 ● 油処理剤 通常型：G、高粘土対応型：D、自己攪拌型：S と記載
● 油吸着剤 マット型：M、ロール型：R、万国旗型：F、その他：O と記載 ● 油ゲル化剤 粉末(kg)：P、液体：ℓ と記載

5 油回収装置一覧表

装置名	製造者	基数	回収方式	回収能力 (kl/h)	船舶 積載の 可否	装置を積載する船舶			備考
						船名	装置の 固定方法	回収油貯蔵タンク 容量(kl×基)	

6 高粘度油回収ネット一覧表

ネット名称	製造者	網目の大きさ(mm)	ネット個数(個)	本体個数(個)	備考

7 クラブ船、ガット船等一覧表

定係地	所有機関名	船名	用途	トン数	自航・非自航の別	航行区域	備考

8 タンクローリー車一覧表

所有機関名	数量			備考
	容量(kl)	台数	容量計(kl)	

9 強力吸引車、バキュームカー一覧表

所有機関名	種類	容量(kl)	台数	容量計(kl)	備考

10 作業船一覧表

所有機関名	船名	総トン数	速力 (ノット)	航行 区域	乗 組 員	消火設備			備考
						放水 量 (ℓ /分×基)	泡放水 量 (ℓ /分×基)	粉末放射 量 (kg/秒×基) 薬剤保有量(kg)	

11 タグボート一覧表

所有機関名	船名	総トン数	速力 (ノット)	航行 区域	乗 組 員	消火設備			備考
						放水 量 (ℓ /分×基) 原液保有量 (ℓ)	泡放水 量 (ℓ /分×基) 原液保有量 (ℓ)	粉末放射 量 (kg/秒×基) 薬剤保有量 (kg)	

【記入要領】

- 1 備蓄防災資器材について、オイルフェンスを2種類有する場合、オイルフェンス項目を2等分し、それぞれの型式と保有量を記入願います。
- 2 油等保管施設の現状について、品名とは、A重油・ガソリン・キシレン等といった個別品名を記入し、特定油・第4石油類、ケミカルといった総称記入はしないで下さい。

関門・宇部海域排出油等防除協議会防災活動要綱

（趣 旨）

1. この趣旨は、関門・宇部海域排出油等防除協議会が、関門、宇部港及びその周辺海域において、油等災害が発生した場合に実施する防災活動の基準を定めたものである。

（油等災害発生時の通報）

2. 事故原因者又は事故発見者等から油等災害発生に関する通報を受けた機関又は団体は、別表 1 の通報連絡により速やかに災害状況を通報するものとする。
 - (1) 発生日時及び場所
 - (2) 災害の状況（種類、規模、範囲）
 - (3) 現在実施している措置
 - (4) その他必要事項

（活動依頼）

3. 会長は、油災害発生の場所、規模及び災害の推移、機関又は団体の防災活動の適否等を勘案し、会員の一部又は全部に対し、会員それぞれの立場に応じた防除活動を求めることができる。依頼を行う場合、会長は、次の通知をするものとする。
 - (1) 発生日時、場所及び災害の状況並びに現在実施している措置
 - (2) 活動を求める理由
 - (3) 必要とする人員、資器材、船舶施設
 - (4) その他必要事項

（活 動）

4. 前項の防除活動を求められ活動した会員は、会長に次の事項を通知するものとする。
 - (1) 活動するとき
 - イ 派遣する人員、資器材の種類、数量、船舶の種類、船名、総トン数、提供する施設の概要等
 - ロ 派遣責任者及び提供施設責任者の職名、氏名、連絡方法
 - ハ 活動開始時刻及び現場到着予定時刻
 - ニ その他必要事項
 - (2) 当日の作業を終了したとき
 - イ 派遣した人員、船名、提供した施設の概要
 - ロ 使用した資器材の種類、数量
 - ハ 活動開始時刻及び活動終了時刻
 - ニ その他必要事項

（活動の分担）

5. 防災活動を効果的に実施するため、会員の主たる業務分担を別表 2 のとおりとし、活動分担を原則として次のとおり定める。
 - (1) 国の機関及び地方公共団体は、それぞれの行政区分に応じ活動する。
 - (2) 公共的機関及び海事関係団体は、それぞれの業務に応じ活動する。

- (3) 漁業協同組合は、それぞれの地先海域において活動する。
- (4) 石油類貯蔵関係、大量貯油企業関係及びHNS取扱企業関係は別表3のとおりブロック及びグループ別に編集し、次の基準により活動する。
 - 1号防御 … 発生グループ内の会員の活動
 - 2号防御 … 発生ブロック内の会員の活動
 - 3号防御 … 全ブロック内の会員の活動
- (5) 民間防除・消防関係は、第3項の会長の依頼により活動する。

(総合連絡調整本部の設置)

- 6. 会長は、会則第14条に基づき防災活動を実施する場合は、実施細目第2条の基準に従い、総合連絡調整本部を設置する。

(連絡調整事項)

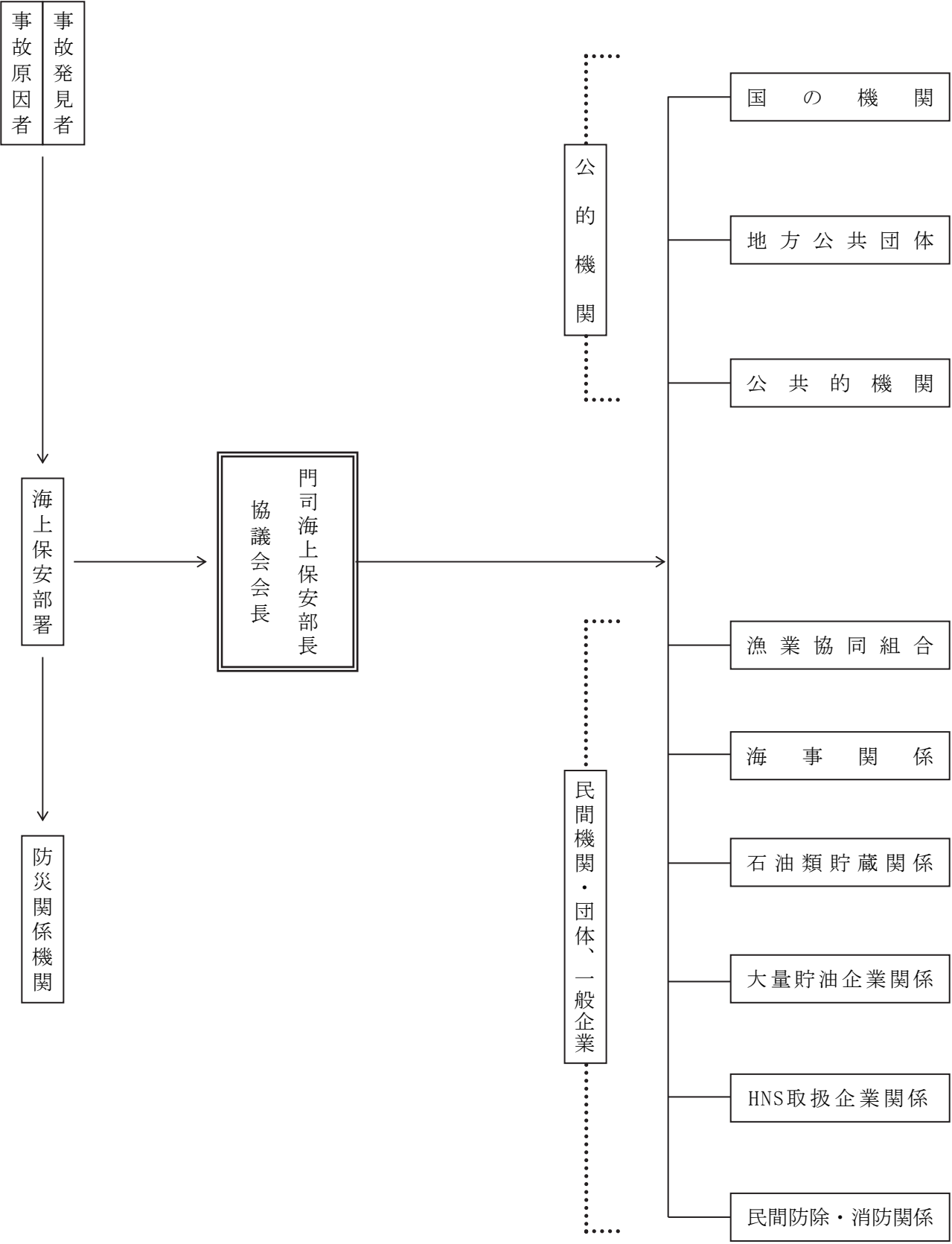
- 7. 総合連絡調整本部における連絡調整事項は、次のとおりとする。
 - (1) 油等災害情報の収集、分析検討に関すること。
 - (2) 総合的活動計画の樹立と実施に関すること。
 - (3) 各機関の活動の効果的推進のための連絡調整に関すること。
 - (4) 協議会の活動等の広報に関すること。
 - (5) その他、油等災害対策実施について必要な事項に関すること。

(活動の解除)

- 8. 会長は、防災活動の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに会員の活動を解除し、総合連絡調整本部を解散しなければならない。

別表 1

通 報 連 絡 系 統



会員の主たる業務分担

会員	業 務 分 担	
	排 出 油 対 策	H N S 対 策
海上保安部 (協議会会長)	1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 巡視船艇、航空機の出動 3. 会員に対する活動依頼 4. 総合連絡調整本部の設置 5. 人員、資器材等の緊急輸送 6. 遭難者の救助 7. 原因者に対する応急対策の指導及び命令 (1) 油の流出防止 (2) 瀬取船等による油の採取 (3) 安全海域への移動 8. 海面流出油の防除指導及び援助 (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着材の散布及び回収 (3) 油処理剤の散布 (4) 油回収器材(船)による回収 9. 船舶交通の安全確保 (1) 出入港及び航行の制限又は禁止 (2) 火気使用の制限又は禁止 (3) 船舶の避難指示、勧告及び誘導 10. 流出油海域の警戒及び拡散状況の調査 11. 広報活動(総合連絡本部) 12. その他の応急措置	1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 巡視船艇、航空機の出動 3. 会員に対する活動依頼 4. 総合連絡調整本部の設置 5. 人員、資器材等の緊急輸送 6. 遭難者の救助 7. 原因者に対する対応戦略の指導及び命令 (1) 危険物質の拡散防止 (2) 安全海域への移動 8. 防除指導及び援助 9. 船舶交通の安全確保 (1) 出入港及び航行の制限又は禁止 (2) 火気使用の制限又は禁止 (3) 船舶の避難指示、勧告及び誘導 11. 広報活動(総合連絡本部) 12. その他の応急措置
地方整備局 事務所	1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 油回収船等の出動 3. 総合連絡調整本部への職員派遣 4. 人員、資器材等の緊急輸送 5. 海面流出油の防除 (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着材の散布及び回収 (3) 油処理剤の散布 (4) 油回収船による回収 6. 流出油拡散状況の調査 7. その他の応急措置	1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 人員、資器材等の緊急輸送 4. 状況の調査 5. その他の応急措置

会員の主たる業務分担

会員	業 務 分 担	
	排 出 油 対 策	H N S 対 策
県	1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 応急対策上必要な指示 4. 備蓄資器材の抛出、輸送 5. 所有者の出動及び防除作業の実施 6. 漁具の移動、オイルフェンス展張等自衛措置の指導 7. 港湾施設の使用の制限 8. 港湾建設業者等に対する指導、協力要請 9. その他応急措置	1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 応急対策上必要な指示 4. 港湾施設の使用の制限 5. 港湾建設業者等に対する指導、協力要請 6. その他の応急措置
市町村 (消防機関を含む)	1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 沿岸住民に対する周知及び警戒 (1) 油の漂着が予想される沿岸住民及び船舶に対する災害状況の周知及び火気使用の禁止 (2) 沿岸及び地先海面の巡回監視 (3) ガス検知の実施 (4) 警戒区域の設定 (5) 住民の避難指示及び誘導 4. 浮流油、漂着油の防除措置の指導及び援助 5. 港湾施設の使用制限 6. 港湾建設業者等に対する指導、協力要請 7. その他の応急措置	1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 沿岸住民に対する周知及び警戒 (1) 沿岸住民等に対する災害状況等の必要事項の周知 (2) 警戒区域の設定 (3) 住民の避難指示及び誘導 4. 関係者等に対する指導、協力要請 5. その他の応急措置
警察	1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 警戒区域の設定及び民心安定のための広報活動 4. 危険行為の取締り 5. 応急資器材の緊急輸送協力、交通規制 6. 警備艇による警戒 7. 住民の避難指示 8. その他の応急措置	1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 警戒区域の設定及び民心安定のための広報活動 4. 危険行為の取締り 5. 応急資器材の緊急輸送協力、交通規制 6. 警備艇による警戒 7. 住民の避難指示 8. その他の応急措置

会員の主たる業務分担

会員	業 務 分 担	
	排 出 油 対 策	H N S 対 策
漁業協同組合	1. 組合員に対する情報の伝達 2. 自衛措置の実施 (1) 定置漁具等の移動、撤収 (2) オイルフェンスの展張 3. 漁船による防除作業の協力 (1) 油吸着材の散布及び回収 (2) 油処理剤の散布 (3) 油回収器材による回収 4. その他応急措置	1. 組合員に対する情報の伝達 2. 自衛措置の実施 3. その他の応急措置
企業等	1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 人員、資器材、船舶等の動員及び施設の提供 4. 人員、資器材等の緊急輸送 5. 防除作業の協力 (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着材の散布及び回収 (3) 油処理剤の散布 (4) 油回収器材(船)による回収 6. その他応急措置の協力	1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 資器材の貸出し及び施設の提供 4. 防除作業の協力 5. その他の応急措置
民間防除 消防関係	1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 人員、資器材、船舶等の動員及び施設の提供 4. 人員、資器材等の緊急輸送 5. 防除作業の協力 (1) 油の流出防止 (2) 瀬渡船等による油の抜き取り (3) 安全海域への曳航 6. 海面流出油の防除作業の実施 (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着材の散布及び回収 (3) 油処理剤の散布 (4) 油回収器材(船)による回収 7. その他応急措置の協力	1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 資器材の貸出し及び施設の提供 4. 人員、資器材等の緊急輸送 5. 防除作業の実施及び協力 6. その他の応急措置

別表3 石油貯蔵及び大量貯油企業関係編成表

ブロック	グループ	機 関	ブロック	グループ	機 関
関 門 主として、関門 海峡、響灘及 び周防灘西部 海域並びに沿	門司	セントラル・タンクターミナル(株) 門司事務所 丸紅エネックス(株)門司ターミナル 出光ルブテクノ(株)門司事業所		下関・六連	(株)神戸製鋼所長府製造所 下関三井化学(株) 彦島製錬(株) 三菱造船(株)
	小倉	ジャパンオイルネットワーク(株) 小倉油槽所 兼松油槽(株)小倉油槽所 九州電力(株)新小倉発電所 東西オイルターミナル(株) 北九州油槽所		周防灘	UBE三菱セメント(株)苅田第二地区 麻生セメント(株)苅田工場 九州電力(株)豊前発電所 中国精油(株)新門司工場
	洞海湾・ 戸畑・響灘	北九州エル・エヌ・ジー(株) 日本製鉄(株)九州製鉄所 日鉄ケミカル&マテリアル(株) 九州製造所 三菱ケミカル(株)九州事業所 UBE三菱セメント(株)九州工場 黒崎地区 電源開発(株)若松総合事業所 日本コークス(株)北九州事業所 (株)トーカイ 黒崎播磨(株) 東海カーボン(株)九州若松工場 白島石油備蓄(株)北九州事業所 ひびきエル・エヌ・ジー(株) ひびきLNG基地		宇部	日興石油(株)沖の山油槽所 UBE三菱セメント(株)宇部セメント工場 UBE(株)宇部ケミカル工場 宇部マテリアルズ(株)宇部工場 セントラル硝子(株)宇部工場 チタン工業(株)宇部工場 テクノUMG(株)宇部事業所
	下関・六連	大東タンクターミナル(株) (株)ブリヂストン下関工場		小野田	西部石油(株)山陽小野田事業所 太平洋マテリアル(株)小野田工場 西部特アス(株)
			宇部・小野田 主として、宇部 港、小野田港 及び周防灘北 西海域(西部 石油シーバー		

別表３－２　ＨＮＳ取扱企業関係編成表

ブロック	グループ	機 関
関 門	門 司	セントラルタンクターミナル(株) 門司事業所 日本アルコール販売(株) 福岡支店門司事務所 小野田化学工業(株) 門司工場 ニッカウヰスキー(株) 門司工場
	洞 海 湾 戸 畑 響 灘	日本製鉄(株) 九州製鉄所 日鉄ケミカル&マテリアル(株) 九州製造所 三菱ケミカル(株) 九州事業所 日本コークス(株) 北九州事業所 光和精鉱(株) (株)サニックス ひびき工場 (株)Ｊーオイルミルズ 若松工場 正栄運輸(株)
	下 関 六 連	下関三井化学(株) (株)辰巳商会 彦島出張所 キャボットジャパン(株) 下関工場
	周 防 灘	中国精油(株) 門司工場
宇部・小野田	宇 部	宇部マテリアルズ(株) 宇部工場 セントラル硝子(株) 宇部工場 テクノUMG(株) 宇部事業所 チタン工業(株) 宇部工場 UBE(株) 宇部ケミカル工場 UBE過酸化水素(株) 宇部工場 太陽石油(株) 山口事業所
	小 野 田	西部石油(株) 山陽小野田事業所 小野田化学工業(株) 小野田工場 戸田工業(株) 小野田事業所

4 貯木場

(1) 所在地及び面積

地区	名 称	位 置	面 積 (㎡)
小倉	日 明 第 1 貯 木 場	小倉北区西港町地先	60,290.67
	日 明 第 2 貯 木 場	小倉北区西港町地先	58,200.00

(R 7. 4 北九州市港湾空港局)

(2) 防災責任者名簿

地区	貯木場所在地	貯木場名	防災責任者	責任者所在地	責任者電話番号
小倉	日明地区	日明第1貯木場 日明第2貯木場	北九州市港湾空港局 港営課	若松区浜町一丁目 1-1 (若松区役所4階)	761-3425

(R 7. 4 北九州市港湾空港局)

5 海難救助機関名

機 関 名				電 話
救 助 機 関	第七管区海上保安本部	門 司 海 上 保 安 部		118 321-3215 321-3216
救 助 機 関	若松海上保安部	門 司 警 察 署		761-4353 321-0110 110
市 の 連 絡 機 関	北九州市消防局			582-3826 119

6 救出作業特殊技術者（潜水夫）名簿

名 称	所 在 地	電 話
(株)廣瀬産業海事工業所	門司区浜町2-8	321-1561
日本サルヴェージ(株)門司支店	門司区田野浦海岸15-73	321-0937
深田サルベージ建設(株)九州支店	門司区田野浦海岸1-26	321-4164
大川建設(株)	門司区西海岸一丁目4-13	331-8277
北九潜水(株)北九州支店	小倉北区高浜一丁目4-11	522-6677
國富(株)小倉営業所	小倉北区浅野二丁目16-46	521-5342
(株)近藤海事	若松区北湊町3-24	761-1111
(株)若港	若松区くきのうみ中央7-18	761-6835

第 18 節 自衛隊災害派遣要請計画資料

1 北九州市が管轄されている部隊及び要請先

部 隊 名	所 在 地	部隊の長	要 請 先	電 話
(陸上自衛隊) 第 4 師団司令部	福岡県春日市 大和町 5-12	第 4 師団長	第 3 部防衛班	092-591-1020 (内線 5431)
小倉駐屯地第 40 普通科連隊	小倉南区北方 五丁目 1-1	連 隊 長	連隊本部第 3 科	093-962-7681 (内線 232)
(航空自衛隊) 芦屋基地第 3 術科 学校	遠賀郡芦屋町	第 3 術科学校長	第 3 術科学校教務課 計画班	093-223-0981 (内線 207)
築城基地第 8 航空 団	築上郡築上町 西八田番地不詳	第 8 航空団司令	団司令部防衛部	0930-56-1150 (内線 3231)
(海上自衛隊) 佐世保地方総監部	長崎県佐世保市	佐世保地方総監	防衛部 第 3 幕僚室	0956-23-7111 (内線 3257)
下関基地隊	山口県下関市	下関基地隊司令	警備科	083-286-2323 (内線 230, 231)

2 自衛隊の災害派遣要請、撤収要請様式
様式第 1

第 年 月 日

福岡県知事殿

市（町村）長 印

自衛隊の災害派遣について(要請)

自衛隊法第 83 条により、下記のとおり災害派遣を要請します。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する事由

2. 派遣を希望する期間

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

4. その他参考となるべき事項

様式第 2

	第 年 月 日	号 日
福岡県知事殿 市（町村）長 ㊟ 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について 年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。 記 1. 派遣要請日時 2. 派遣された部隊 3. 派遣人員及び従事作業の内容 4. その他参考となるべき事項		

3 災害派遣対象主要機器材

連 番	区 分	品 格 規 格	使 用 目 的
1	車 両	小型トラック	人員輸送
2		中型トラック	人員輸送及び資材運搬
3		高機動車	人員輸送
4		大型トラック（ダンプ含む）	人員輸送及び資材運搬
5		軽装甲機動車	地上偵察
6		オートバイ	地上偵察
7		1／4 t 及び 1 t トレーラ	資材運搬
8		水タンクトレーラー	給水用
9		野外炊事車	野外炊事用
10		小型ドーザー	排土用
11		バケットローダー	排土用
1	施 設	携帯削岩機	コンクリート及び岩盤等の破碎
2		発電機	野外発電用
3		チェーンソー	材木等の切断
4		投光器セット	夜間及び暗所等の作業用
5		渡河及び救助ボート	人員輸送及び資材運搬
6		ショベル、ツルハシ	排土積載用
7		掛矢（カケヤ）、鉄鋼ハンマー	各種作業による打込み
8		簡易搬送帯	負傷者救護用
9		探査棒	行方不明者捜索用
10		けん引ロープ	故障車等の牽引
1	補 給	ストーブ	宿営天幕用
2		照明具一式	宿営天幕用
3		胴付き長靴	水深場所による作業用
4		各種天幕	宿営及び負傷者救護用
5		各種携行缶	水、燃料等の携行
6		野外冷蔵庫	野外炊事用
7		野外入浴セット	入浴用
1	通 信	通信機器	通信連絡用
1	化 学	噴霧器（動力式）	防疫用（消毒）
2		噴霧器（背負式）	防疫用（消毒）
1	航 空	ヘリコプター	空中輸送・偵察用

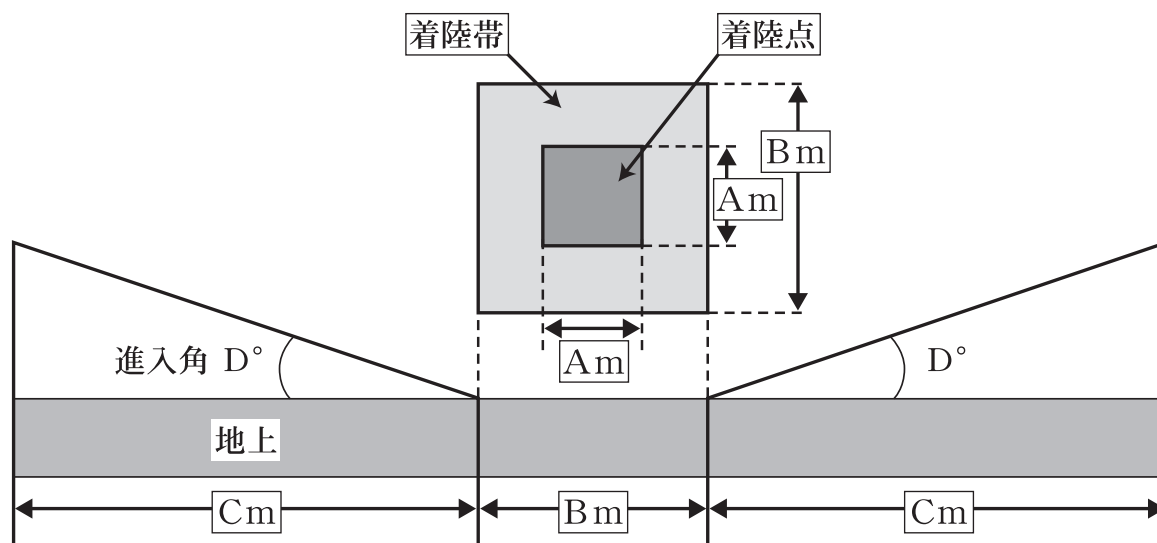
4 市側（要請者）が準備すべき主な資材

連 番	区 分	品 格 規 格	使 用 目 的
1	器具類	ベルトコンベヤー	掘土、搬土
2		リヤカー	小路の運搬、短距離運搬作業
3		手こう類	土壌等の取扱いのため
4		フォーク、とうぐわ	土工作業
5		その他土工機械	
1	施設	夜間照明設備	夜間作業のため
2		給水用樽ドラム缶等	作業部隊給水
1	その他	ストーブ	宿営天幕用
2		照明具一式	宿営天幕用
3		胴付き長靴	水深場所による作業用
4		各種天幕	宿営及び負傷者救護用
5		各種携行缶	水、燃料等の携行
6		野外冷蔵庫	野外炊事用
7		消毒剤	防疫用
8		滋養剤（ビタミン等）	派遣が長期にわたる場合
9		地図（詳細なもの）	
10		タイベックススーツ	防疫用
11		防塵マスク	防疫用

その他必要なものはその都度準備する。

5 ヘリコプター離着陸場の準備

(1) 離着陸場の基準（着陸のための最小限所要地積）



機 種		標 準	応 急	追加搭乗人員
OH－6 (OH－1)	A	5 (1 0) m		2 名
	B	3 0 (4 0) m	2 0 (2 7) m	
	C	4 5 0 m		
	D	1 0 °	1 5 °	
UH－1	A	6 m		1 0 名
	B	3 6 m	3 0 m	
	C	4 5 0 m		
	D	8 °	1 4 °	
UH－6 0	A	1 2 m		1 1 名
	B	4 0 m	3 4 m	
	C	4 5 0 m		
	D	8 °	1 2 °	
CH－4 7	A	2 0 m		5 5 名
	B	1 0 0 m	7 0 m	
	C	4 5 0 m		
	D	6 °	8 °	

ア 重荷重状態になるほど進入角は浅くする必要がある。(積載重量に影響を受ける。)

イ 上記の表内基準は、気温・湿度・気圧・風向・高度等天候の条件により変動する。

ウ 不整地等において着陸点を選定する場合、着陸帯においてはローターの回転面下の草木、着陸点においては、スキッド間隔及び長さの部分、又は車輪間隔及び前・後車輪間の長さの部分の整地が必要である。

(2) 標 示

ア 上空から確認できる風の方角を標示する旗等の設置

イ 着陸地点には石灰等を用いて○の記号を標示する。

(3) 危険防止

ア 離着陸時は風圧等により危険であるので人員は接近させない。

イ 離着陸地点に物品等を放置しない。

ウ 安全監視員を配置する。

第 19 節 ヘリコプター離着陸場

1 ヘリコプター離着陸場一覧表

[陸上緊急離着陸場 H]

番号	区名	離着陸場の名称	離着陸場の所在地	使用 連絡 (電話番号)	時 先 消防 管内	障 害 物	地 面	水 利	上空からの 目 標 物	区役所 (出張所) からの距離
1	門司	門司西海岸	門司区西海岸一丁目3番3号	港湾空港局 港営課門司業務係 321-5827	老松A	北東側に門司港 湾合同庁舎(高さ 40m)	芝	○	関門橋南 約1.5km	約400m
2		海上保安学校 門司分校	門司区白野江 三丁目3番1号	海上保安学校 341-8131	老松B	なし	芝	○	学校校舎	約7km
3		新門司 海浜公園	門司区大字 猿喰	門司区役所 まちづくり整備課 331-0685	松ヶ江 B	なし	草地	○	門司学園	松ヶ江出張所 から約3.5km
4	小倉	馬島	小倉北区大字 馬島	馬島町内会 会長	浅野	北側に電柱(高さ 7m)	雑草	×	島南東部	遠隔地
5		藍島	小倉北区大字 藍島本村港	小倉北消防団 第9分団長	浅野	なし	ブロック (インターロック)	○	島南部	遠隔地
6		浅野	小倉北区浅野 三丁目10番	港湾空港局 港営課小倉・洞海業務係 761-3425	浅野	なし	アスファルト	○	南側に小倉駅	約2.5km
7		勝山公園	小倉北区城内3 番	小倉北区役所 まちづくり整備課 582-3471	北本A	北側に市庁舎	芝	○	市庁舎	約500m
8		三萩野公園	小倉北区三萩 野三丁目1番	小倉北区役所 まちづくり整備課 582-3471	浅野	メディアドーム (高さ54m)	芝	○	メディアドーム の南西側	約1.5km
9	小倉南	訓練研修 センター	小倉北区東港 一丁目2番5号	消防局 訓練研修センター 592-5580	浅野	北西側に鉄塔 約30m	砂地	○	訓練研修セン ター	約2km
10		北九州空港	小倉南区空港 北町6番	北九州空港 事務所 473-1089	臨空	なし	アスファルト	○	空港	遠隔地
11		平尾台	小倉南区大字 新道寺 3254番1号	UBE三菱セメント(株) 九州事業所 451-0131	三谷	なし	コンクリート	○	平尾台台上	遠隔地
12		東谷興農会館 グラウンド	小倉南区 木下670-1	一般社団法人 東谷興農会 451-1777	三谷	なし	砂地	○	JR石原町駅	東谷出張所か ら約50m
13		陸上自衛隊小倉駐屯地	小倉南区 北方五丁目1 番1号	陸上自衛隊小倉駐屯 地業務隊総務課 962-7681	南本A	なし	砂地	○	小倉駐屯地	約0.2km

番号	区名	離着陸場の名称	離着陸場の所在地	使用 連絡 先 (電話番号)	消 防 管 内	障 害 物	地 面	水 利	上空からの 目 標 物	区役所 (出張所) からの距離
14	若 松	響南運動場	若松区東小石町3番	都市ブランド創造局 スポーツ振興課 管 理 事 務 所 761-0868	若本A	南側に市営団地 (5F)	芝	○	市営バス駐車場	約2km
15		響灘埋立地	若松区響町三丁目地先 響灘西地区4区画	港 湾 空 港 局 整 備 課 321-5975	若本B	なし	硬質FRP	×	約15m四方の 白色着陸帯	島郷出張所から 約6km
16		グリーンパーク 広 場	若松区大字 竹並1006番地他	グ リ ー ン パ ー ク 緑 地 管 理 事 務 所 741-5545	石峯B	北側に高圧線	芝	○	頼田貯水池	島郷出張所から 約1.2km
17		白 島	若松区大字 安屋3666番地6	白 島 石 油 備 蓄 (株) 752-1405	若本A	なし	コンクリート (アクリルウレ タン樹脂塗装)	×	防波堤	遠隔地
18	八 幡 東	大 谷 球 場	八幡東区大谷一丁目2番15号	都市ブランド創造局 スポーツ振興課 582-2395 土日祝 管理事務所 671-0453	東本A	球場ネット 球場照明灯北側に マンション (11F)	土芝	○	都市高速道路 大谷IC	約300m
19		ス ペ ー ス LaboAnnex別館	八幡東区 東田二丁目2番11号	都市ブランド創造局 科 学 館 普 及 課 671-4566	東本A	西側に高炉跡 (約50m) 南側都市高速 (約30m)	芝地	○	THE OUTLET 北九州	約0.7km
20	八 幡 西	産業医科大学 グラウンド	八幡西区医生ヶ丘1番	産業医科大学 603-1611	折尾B	産業医科大学	芝	○	J R 折尾駅から北約1.3km	折尾出張所から 約1.5km
21		本 城 運 動 場	八幡西区御開四丁目16番1号	都市ブランド創造局 スポーツ振興課 582-2395 土日祝 管理事務所 692-0886	折尾B	本城陸上競技場の 照明灯	芝	○	本城陸上競技場	島郷出張所から 約0.5km
22		永 犬 丸 中 央 公 園	八幡西区北筑一丁目8番	八 幡 西 区 役 所 まちづくり整備課 642-1441 (513)	上津役	なし	芝	○	八枝小学校南 東500m	約3.2km
23	戸 畑	鞆ヶ谷陸上 競 技 場	戸畑区西鞆ヶ谷20番1号	都市ブランド創造局 スポーツ振興課 582-2395 土日祝 管理事務所 881-2556	大 谷	照明灯、ラグビー ボール	芝	○	競技場	約2.5km
24		九州工業大学 グラウンド	戸畑区仙水町1番1号	九州工業大学 884-3031 土日祝 守衛室 884-3033	戸本B	グラウンドのラ グビーボール	砂地	○	大学校舎	約1.7km

(R 3 . 4 北九州市消防局)

2 ヘリコプター離着陸場（飛行場外離着陸場）設置基準

ヘリコプター離着陸場の設置は、原則として航空法第 79 条ただし書に基づくもので、下表に適合する場所とする。

種 別		一 般	特殊地域	防災対応離着陸場
定 義		特殊地域及び防災対応離着陸場以外の離着陸場。	山岳地、農地その他離着陸経路下に人又は物件のないこと。	災害時において緊急輸送等を使用する離着陸場。
運航条件		条件なし。	ヘリコプターを使用しなければ業務の遂行が不可能又は著しく困難であり、業務を行う者以外搭乗しない運航又はそのための訓練であること。	災害時において緊急輸送活動のための物資、人員等の輸送又はそのための訓練であること。
離着陸地帯	位置	地上に設定する。		原則として地上に設定する。ただし、周囲の環境条件によりやむを得ない場合は、15mの高さを限度として仮想離着陸帯を設定できる。
	長さ及び幅	使用機の投影面の長さ及び幅以上であること。		使用機の投影面の長さ及び幅に 20mを加えた値以上であること。
	表面	使用機の運航に十分耐える強度を有し、十分に平坦であること。また、最大勾配は5％であること。		接地帯を除き、約 30cm 程度までの高さを限度としてできるだけ平坦であること。
	接地帯	設定する必要なし。	長さ及び幅は、使用機の降着装置の長さ及び幅の2倍以上であること。	長さ及び幅は、使用機の全長以上であり、表面は十分に平坦であり、最大勾配は5％であること。
進入区域	長さ	着陸方向：250m 離陸方向：500m	着陸方向、離陸方向とも 250m	
	幅	着陸方向：100m 離陸方向：200m	着陸方向、離陸方向とも 100m	
	勾配	着陸方向：1／4 以下 離陸方向：1／8 以下	着陸方向、離陸方向とも 1／4 以下	
	着陸経路と離陸経路が同一に設定できない場合には、90 度以上の角度を有する進入区域の設定が可能である。ただし、特殊地域にあっては進入区域を一方向のみに設定できる。			
転移表面	長さ	45m	10m	設定する必要なし。
	幅	1／1 以下（離着陸帯の長辺の外側 10mの範囲内においては 1／2 以下）	1／2 以下	
備考	北九州市消防ヘリコプター（AS365N3）の寸度 投影面：長さ 13.68m、幅 11.94m 降着装置：長さ 3.74m、幅 2.03m			

3 離着陸場における留意事項

- (1) 離着陸場の整備
 - ア 離着陸場の路面
離着陸帯は、軟弱でない平地を選ぶ。
 - イ 接地帯標識
上空から確認しやすいように石灰等で表示する。
 - ウ 吹流しの設置の準備
吹流しを着陸地点から 30m～50m離れた位置に離着陸経路を避けて設置する。
 - エ 着陸地帯周辺の障害物の除去
飛散又は転倒する恐れのある障害物を撤去又は移動する。
 - オ 散水作業
ヘリコプターの風圧により砂塵が舞い上がらないよう、できるだけ散水する。
 - カ 立ち入り禁止の措置
危険防止のため、各出入り口を閉鎖する。あるいは、場内にいる者を立退かせる等の立ち入り禁止措置をとる。
- (2) 係員の配置
警戒員の配置
離着陸場の出入り口等に警戒員を配置し、離着陸場の安全に努める。
- (3) ヘリコプター着陸後の危険防止
 - ア 着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまで絶対に近付かない。
 - イ メインローターの回転中に搭乗するときは、隊員の指示に従い行動する。
 - ウ 長い物を持ったまま、ヘリコプターに近付かない。
 - エ ヘリコプター後方のテールローターに近付かない。
- (4) 騒音対策
ヘリコプターの離着陸時は騒音が発生するため、離着陸場付近の住民等にその旨を周知する。

4 消防用ヘリコプター緊急離着陸場等設置状況

令和3年4月1日現在

[屋上緊急離着陸場 H]

番号	建築名称 所在地	建築面積 延べ面積	高さ m	階 数		離着陸場等 位 置	完成予定	備考
				地上	地下			
1	門司港レトロハイマート 門司区東港町1番32号	803 m ² 18,383 m ²	126	31	1	屋上	完成 使用可	201
2	小倉興産第16号館（リーガロイヤルホテル小倉） 小倉北区浅野二丁目14番3号	7,519 m ² 64,857 m ²	132	30	1	屋上	完成 使用可	305
3	リバーウォーク北九州 小倉北区室町一丁目1番1号	18,166 m ² 162,473 m ²	85	16	2	屋上	完成 使用可	310
4	九州労災病院 小倉南区曾根北町1番1号	11,243 m ² 36,146 m ²	41	8	0	屋上	完成 使用可	402
5	小倉D.C. TOWER 小倉北区室町二丁目9番1号	1,993 m ² 32,641 m ²	145	41	1	屋上	完成 使用可	320
6	JCHO九州病院（旧九州厚生年金病院） 八幡西区岸の浦一丁目8番1号	8,638 m ² 51,869 m ²	46	9	2	屋上	完成 使用可	
7	新小文字病院 門司区大里新町2番5号	5,426 m ² 18,632 m ²	37	8	0	屋上	完成 使用可	
8	北九州市立八幡病院 八幡東区尾倉二丁目6番2号	5,675 m ² 27,557 m ²	35	7	0	屋上	完成 使用可	605

[屋上緊急救助用ホバリングスペース R]

番号	建築名称 所在地	建築面積 延べ面積	高さ m	階 数		離着陸場等 位 置	完成予定	備考
				地上	地下			
1	MOJI MID AIR 門司区大里本町三丁目7番7号	763 m ² 18,018 m ²	93	28	1	屋上	完成 使用可	202
2	新小倉ビル 小倉北区米町二丁目3番1号	2,048 m ² 26,367 m ²	55	12	2	屋上	完成 使用可	301
3	市立医療センター 小倉北区馬借二丁目1番1号	8,732 m ² 41,886 m ²	37	9	1	屋上	完成 使用可	302
4	セントシティ北九州 小倉北区京町三丁目1番1号	8,394 m ² 113,717 m ²	69	14	3	屋上	完成 使用可	303
5	北九州市大手町ビル (ムーブ) 小倉北区大手町11番4号	2,348 m ² 16,456 m ²	48	10	2	屋上	完成 使用可	304
6	アジア太平洋インポートマート 小倉北区浅野三丁目8番1号	33,471 m ² 113,625 m ²	40	8	1	屋上	完成 使用可	306
7	井筒屋本店新館 小倉北区船場町4番8号	2,509 m ² 32,785 m ²	56	13	2	屋上	完成 使用可	307
8	九州歯科大学病院棟 小倉北区真鶴二丁目6番1号	2,955 m ² 25,630 m ²	55	11	1	屋上	完成 使用可	308
9	JR九州小倉駅 小倉北区浅野一丁目1番1号	15,294 m ² 85,927 m ²	55	14	3	屋上	完成 使用可	309
10	メディックス三萩野 小倉北区香春口一丁目13番1号	3,178 m ² 31,778 m ²	96	27	1	屋上	完成 使用可	311 312
11	Jonai TOWER 小倉北区城内7番17号	1,413 m ² 19,220 m ²	94	27	2	屋上	完成 使用可	313
12	オリエントビルプロジェクトNo.65 クロスタワー 小倉北区黄金一丁目2番15号	616 m ² 8,214 m ²	59	21	0	屋上	完成 使用可	314
13	オリエントキャピタルタワー 小倉北区船場町2番6号	1,639 m ² 15,354 m ²	59	20	1	屋上	完成 使用可	315
14	KOKURA TOWER 小倉北区馬借一丁目1番17号	940 m ² 22,722 m ²	98	28	2	屋上	完成 使用可	316
15	トーマスタワー 小倉北区馬借一丁目9番8号	1,198 m ² 11,998 m ²	81	25	1	屋上	完成 使用可	317
16	オリエントトラストタワー北九州 No. 71 小倉北区馬借二丁目6番11号	426 m ² 12,974 m ²	99	33	0	屋上	完成 使用可	318
17	ポレスタータワー大手町 リーモ 小倉北区大手町14番1号	868 m ² 13,561 m ²	62	20	1	屋上	完成 使用可	319
18	ハイコート浅野 小倉北区浅野三丁目1番3号	1,043 m ² 12,733 m ²	55	15	0	屋上	完成 使用可	321
19	サンパーク小倉城内EXIA 小倉北区城内7番1号	595 m ² 7,998 m ²	59	19	0	屋上	完成 使用可	322
20	ガーデンシティ小倉 小倉北区京町三丁目7番1号	3,493 m ² 40,210 m ²	89	27	1	屋上	完成 使用可	323
21	北九州市立大学 小倉南区北方四丁目2番1号	5,227 m ² 25,352 m ²	71	14	1	屋上	完成 使用可	401
22	さわらびガーデンモール八幡1番館 八幡東区西本町四丁目1番1号	3,969 m ² 27,375 m ²	55	15	2	屋上	完成 使用可	602
23	さわらびガーデンモール八幡2番館 八幡東区西本町三丁目1番1号	2,475 m ² 18,424 m ²	59	19	1	屋上	完成 使用可	603
24	さわらびガーデンモール八幡3番館 八幡東区西本町二丁目2番1号	4,118 m ² 27,242 m ²	59	19	1	屋上	完成 使用可	604
25	黒崎テクノプラザ 八幡西区西曲里町2番1号	766 m ² 7,816 m ²	43	10	1	屋上	完成 使用可	701
26	コムシティ 八幡西区黒崎三丁目15番3号	10,596 m ² 91,526 m ²	53	12	2	屋上	完成 使用可	702
27	北九州テクノセンター 戸畑区中原新町2番1号	1,255 m ² 7,176 m ²	43	11	0	屋上	完成 使用可	801
28	イオン戸畑ショッピングセンター 戸畑区汐井町2番2号	27,071 m ² 97,698 m ²	25	6	0	屋上	完成 使用可	802
29	ウェルとばた 戸畑区汐井町1番6号	8,765 m ² 37,181 m ²	58	13	0	屋上	完成 使用可	803
30	ブロッサム・ベルジュ戸畑 戸畑区千防一丁目1番25号	1,390 m ² 13,970 m ²	59	18	2	屋上	完成 使用可	804

〔認識番号一覧表〕

区	認識番号	建物名称
門司	2 0 1	門司港レトロハイマート
門司	2 0 2	MOJ I M I D A I R
小倉北	3 0 1	新小倉ビル
小倉北	3 0 2	市立医療センター
小倉北	3 0 3	セントシティ北九州
小倉北	3 0 4	北九州市大手町ビル（ムーブ）
小倉北	3 0 5	小倉興産 1 6 号館（リーガロイヤルホテル小倉）
小倉北	3 0 6	アジア太平洋インポートマート
小倉北	3 0 7	井筒屋本店新館
小倉北	3 0 8	九州歯科大学病院棟
小倉北	3 0 9	J R九州小倉駅
小倉北	3 1 0	リバーウォーク北九州
小倉北	3 1 1	メディックス三萩野
小倉北	3 1 2	
小倉北	3 1 3	J o n a i T O W E R
小倉北	3 1 4	オリエントプロジェクトNo.65クロスタワー
小倉北	3 1 5	オリエントキャピタルタワー
小倉北	3 1 6	K O K U R A T O W E R
小倉北	3 1 7	トーマスタワー
小倉北	3 1 8	オリエントトラストタワー北九州No.71
小倉北	3 1 9	ボレスタータワー大手町 リーモ
小倉北	3 2 0	小倉D. C. T O W E R
小倉北	3 2 1	ハイコート浅野
小倉北	3 2 2	サンパーク小倉城内E X I A
小倉北	3 2 3	ガーデンシティ小倉
小倉南	4 0 1	北九州市立大学
小倉南	4 0 2	九州労災病院
八幡東	6 0 2	さわらびガーデンモール八幡 1 番館
八幡東	6 0 3	さわらびガーデンモール八幡 2 番館
八幡東	6 0 4	さわらびガーデンモール八幡 3 番館
八幡東	6 0 5	北九州市立八幡病院
八幡西	7 0 1	黒崎テクノプラザ
八幡西	7 0 2	コムシティ
戸畑	8 0 1	北九州テクノセンター
戸畑	8 0 2	イオン戸畑ショッピングセンター
戸畑	8 0 3	ウェルとばた
戸畑	8 0 4	ブロッサム・ベルジュ戸畑

〔認識番号一覧表〕

区	認識番号	建物名称
門司区		新小文字病院
八幡西区		J C H O九州病院（旧九州厚生年金病院）
小倉南区	4 0 2	九州労災病院
八幡東	6 0 5	北九州市立八幡病院

認識番号

高層建築物防災指導基準（平成6年1月6日付北九消予指第338号）のうち、緊急離着陸場等設置指導基準に基づき設置されたものに表示。

北九州市消防航空隊ヘリ情報

- ・ 全長 13.68m
- ・ 最大全備重量 4,300kg

5 消防用ヘリコプター緊急離着陸場等設置基準

緊急離着陸場または緊急救助用スペース（以下「緊急離着陸上等」という。）は、「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置推進について」（平成2年2月6日消防消第20号等消防庁消防課長等通達）を受けて通知した、「高層建築物防災指導基準」（平6.1.6 北九消予指第338号）に基づくもので、航空法（昭和27年法律第231号）第81条の2の適用を受ける状況下で消防活動が有効かつ安全に行えるためのものである。

消防用ヘリコプター緊急離着陸場等の設置対象物は、原則として建築物の高さが31mを越える建築物で建築基準法第34条の規定により非常用の昇降機の設置を要するもの又は高度医療機関（救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日厚生省医発第692号）に定める救命救急センター及びこれらに準ずる医療機関をいう。）、防災関係公共機関（災害時に拠点となる公共機関の施設をいう。）である。

施設		緊急離着陸場	緊急救助用スペース
項目		基 準	基 準
定 義		航空法第81条の2（搜索又は救助のための特例）の適用により災害活動に際し、建築物の屋上に消防機関等のヘリコプターが離着陸できる場所をいう。	航空法第81条の2（搜索又は救助のための特例）の適用により災害活動に際し、建築物の屋上で消防機関等のヘリコプターがホバリングする場所をいう。
着 陸 帯 等	大 き さ	原則20×20m以上	原則10×10m以上
	標 識	黄色（夜光塗料等）で着陸帯及びHの標識を表示する。	左記要領によりRの標識を表示する。
	強 度	活動想定機体の全備重量×2.25倍 許容重量を黄色（夜光塗料等）で標示する。	通常床強度とする。
	構 造	プラットホーム式又は通常床式として、床面は滑り防止策を施す。	通常床式とする。
	勾 配	最大縦横勾配は2%以下とする。	災害活動に影響しない程度の表面であること。
	認識番号	認識番号を離着陸帯内に黄色（夜光塗料等）の数字で標示する。	認識番号を緊急救助用スペースに黄色（夜光塗料等）の数字で標示する。
進 入 区 域	進入表面	原則として直線の2方向とする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は各経路は、90度以上の間隔を設ける。	原則として直線の2方向とする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は各経路は、90度以上の間隔を設ける。
	長さ及び幅	長さは500m、幅は離着陸地点から500mはなれた地点で200m確保する。	長さは500m、幅は離着陸地点から500mはなれた地点で200m確保する。
	勾 配	5分の1以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。	3分の1以下として、同表面上に物件等が突出しないこと。
転 移 表 面	転移表面	長さ45m、1分の1以下の勾配。	長さ45m、1分の1以下の勾配。 ただし、上記進入表面及び転移表面がとれない場合は、状況により進入表面及び転移表面を最高5mまで垂直上方に移行できるものとする。

夜間照明設備 非常用電源付	飛行場灯台	離着陸地帯の付近に進入表面及び転移表面上突出しない範囲に設置する。 (白色又は白色と緑色の回転型又は閃光型(軽易なものでよい。))	離着陸地帯の付近に進入表面及び転移表面上突出しない範囲に設置する。 (白色又は白色と緑色の回転型又は閃光型(軽易なものでよい。))
	着陸区域境界灯	離着陸帯の境界線内に等間隔に8個以上設ける。	新設についてのみ左記要領で行う。
	障害灯	離着陸地帯から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した、避雷針等の夜間視認が困難な物件について設置する。(夜光塗料でもよい。)	離着陸地帯から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した、避雷針等の夜間視認が困難な物件について設置する。(夜光塗料でもよい。)
	非常電源装置	連続4時間以上の継続供給が可能なもの。	連続4時間以上の継続供給が可能なもの。
脱落防止施設等	脱落防止施設	離着陸が予想される航空機の脱落防止施設を設置する。 また、当該施設は進入表面又は転移表面から突出しない構造であること。	要救助者等の転落を防止するための施設を設置すること。また、当該施設は進入表面又は転移表面から突出しない構造であること。
	燃料流出防止施設	原則として、離着陸が予想される機体の搭載燃料が流出した場合、雨水排出口に流れ出ない構造とする。	——
	待避標識	屋上に避難した要救助者に対して待避要領を表示する。	屋上に避難した要救助者に対して待避要領を表示する。
	消火設備等	連結送水管及び消火器を設置すること。	——

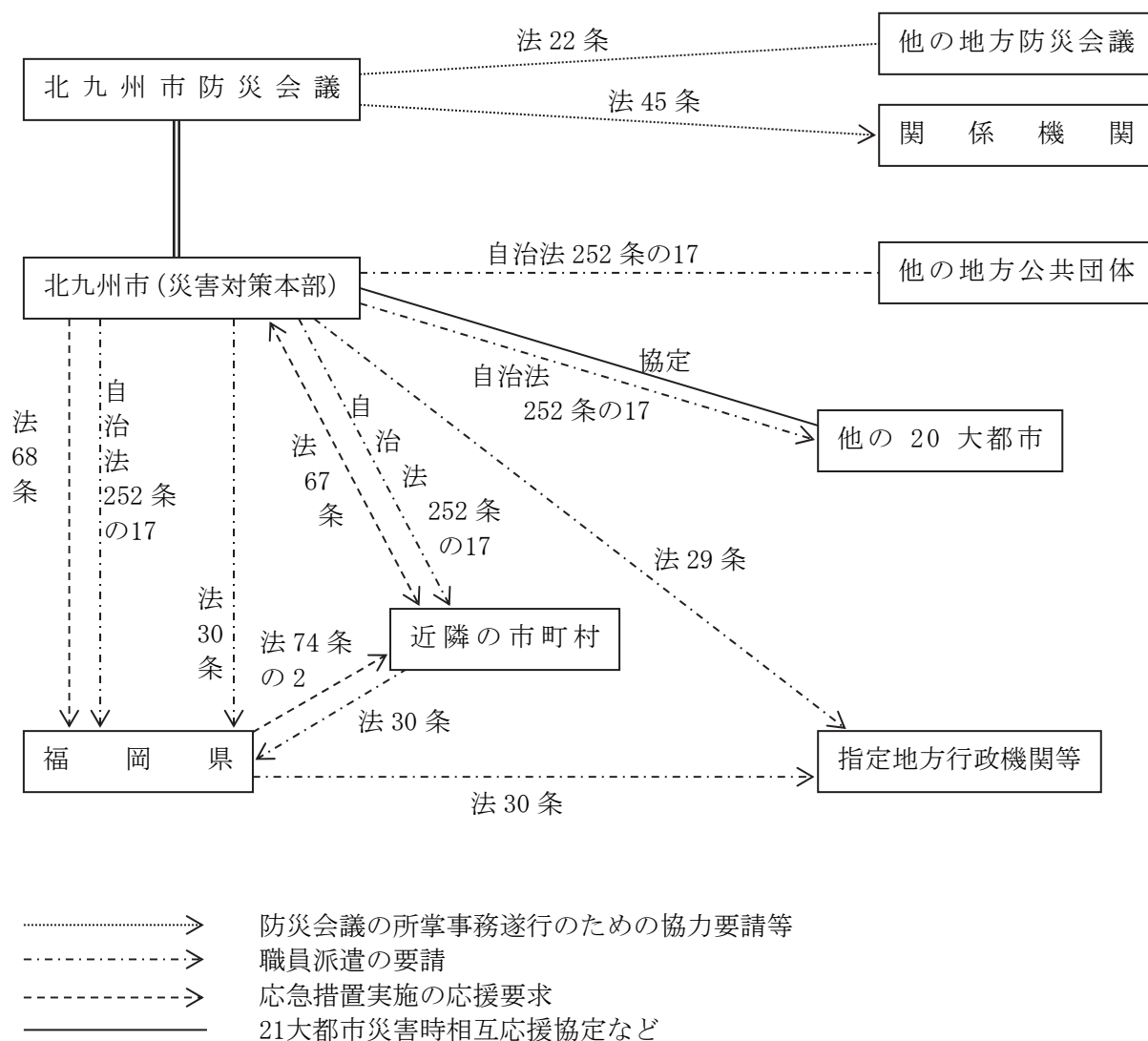
第20節 労務供給計画資料

1 北九州市内公共職業安定所登録者数調

公共職業安定所名	電 話	所 在 地	日雇労働 求職者数
小 倉 公 共 職 業 安 定 所	941-8609	小倉北区萩崎町1-11	7
八 幡 公 共 職 業 安 定 所	622-5894	八幡西区岸の浦 一丁目5-10	0
計			7

第21節 相互応援協力計画資料

1 法律に基づく応援協力要請系統



2 応急対策職員派遣制度に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである応急対策職員派遣制度について基本的な事項を定めるとともに、その運用に当たり関係機関と総務省とが協力して実施する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、関係法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害をいう。
- (2) 地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第1条第1項に定めるブロックをいう。ただし、中国ブロック及び四国ブロックについては、合わせて一の地域ブロックとする。
- (3) 地域ブロック幹事都道府県とは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第3条第1項に定める幹事県をいう。ただし、中国・四国ブロックについては、中国ブロック又は四国ブロックの幹事県のうちいずれか一の幹事県とする。
- (4) 地域ブロック内の地方公共団体とは、別表に定める地域ブロック内の都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村をいう。
- (5) 被災都道府県内の地方公共団体とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村（被災市区町村を除く。）をいう。
- (6) 関係団体とは、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会をいう。
- (7) 関係機関とは、関係省庁、関係団体及び地方公共団体をいう。
- (8) 関係都道府県とは、被災地域ブロック幹事都道府県及び被災都道府県をいう。
- (9) 対口支援方式とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう。
- (10) 災害マネジメント総括支援員とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。
- (11) 災害マネジメント支援員とは、災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

- (12) 総括支援チームとは、被災市区町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握を行うほか、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

第2章 応急対策職員派遣制度の基本的な事項

(基本的な事項)

第3条 本制度の基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本制度は、地方公共団体の相互の協力によることを旨とするものであること。
- (2) 本制度は、地方公共団体間の災害時相互応援協定等を妨げるものではないこと。
- (3) 本制度に基づく応援職員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本とするものであること。
- (4) 本制度に基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであること。
 - (ア) 災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援すること。ただし、本制度以外の仕組み等と必要な連携を図るものであること。
 - (イ) 被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること。
- (5) 前号アのための応援職員は、次に掲げるように派遣することを基本とするものであること。ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図るものであること。
 - (ア) 最初に被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第1段階支援」という。）とし、第1段階支援だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない場合には、第1段階支援を補完するため全国の地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第2段階支援」という。）。)
 - (イ) 対口支援方式により応援職員を派遣すること。
 - (ウ) 都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村（指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣すること（以下「一体的支援」という。）。)
- (6) 第4号イのための応援職員は、総括支援チームを派遣するものであること。

(関係機関の連携)

第4条 関係機関及び総務省は、本制度に基づく応援職員の派遣が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡調整を行うものとする。

第3章 大規模災害時における応急対策職員派遣制度に係る対応等

(情報の収集及び共有)

第5条 総務省は、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあると考えられる場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁、関係団体及び関係都道府県（以下「関係省庁等」という。）からの情報の収集及び関係省庁等との情報の共有を行うものとする。

2 総務省は、前項の規定により情報の収集及び共有を開始する場合には、関係省庁等に対しその旨を連絡するものとし、連絡を受けた関係省庁等は、総務省に対し応援職員の派遣に関して得られた情報を提供するものとする。

3 前2項の規定による情報の収集、共有及び提供は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。

4 被災地域ブロック幹事都道府県は、自らが被災した等の場合には、本要綱における被災地域ブロック幹事都道府県の役割について、被災地域ブロック内の他の都道府県（以下「被災地域ブロック幹事代理都道府県」という。）に行わせることができるものとする。この場合において、被災地域ブロック幹事代理都道府県は、総務省、全国知事会並びに被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市に対しその旨を速やかに連絡するものとし、連絡を受けた総務省は、関係団体に対しその旨を連絡するものとする。

(被災都道府県による応援職員のニーズ等の把握)

第6条 被災都道府県は、被災市区町村における次の各号に掲げる応援職員のニーズ等を速やかに把握するものとする。

(1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性

(2) 前号について応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）

(3) 総括支援チームの派遣の必要性

(4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報

2 被災都道府県は、総務省及び被災地域ブロック幹事都道府県に対し、前項の規定により把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡するものとする。

3 前項の規定による情報の提供及び連絡は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとする。

(応援職員確保調整本部の設置)

第7条 総務省は、得られた情報を基に、関係団体と協議の上必要と判断した場合又は震度7の地震が発生した場合には、応援職員の派遣に関し、対口支援団体の決定、総括支援チームの派遣の要請、関係省庁等からの情報の収集、関係省庁等との情報の共有並びに総合的な調整及び意思決定を行うため、総務省、関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県で構成する応援職

員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）を設置するものとする。この場合において、第5条第1項の総務省の事務は、確保調整本部に引き継ぐものとする。

- 2 確保調整本部に事務局を置き、事務局の事務は総務省が行うものとする。
- 3 確保調整本部は、確保調整本部が設置された場合には、内閣府、消防庁及び都道府県並びに関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対しその旨を連絡するものとする。
- 4 第1項の規定による情報の収集及び共有並びに総合的な調整は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。
- 5 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による総合的な調整を行う必要がなくなったと判断した場合には、確保調整本部を廃止するものとする。

（応援職員確保現地調整会議の設置）

第8条 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上必要と判断した場合には、次の各号に掲げる調整等を行うため、応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）を設置するものとする。

- （1）現地における情報収集
- （2）現地において収集した情報の確保調整本部への報告
- （3）前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な調整

- 2 確保調整本部は、関係都道府県に対し現地調整会議への参加を求めるものとする。
- 3 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上、被災都道府県の災害対策本部が置かれる都道府県庁舎に設置することを基本として現地調整会議の設置場所を決定するものとする。
- 4 総務省、関係団体及び関係都道府県は、前項の規定により設置場所を決定した場合には、現地調整会議に参加させるための要員（以下「現地調整会議参加要員」という。）を派遣するものとする。
- 5 関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県は、現地調整会議参加要員を派遣することが困難である場合には、それぞれの構成団体（この要綱において、全国市長会にあっては市区（指定都市を除く。）と、指定都市市長会にあっては指定都市と、被災地域ブロック幹事都道府県にあっては被災地域ブロック内の他の都道府県とする。）に参加させることができるものとする。ただし、現地調整会議に参加する者のいずれかから参集の要請があった場合には、可能な限り現地調整会議参加要員を派遣するものとする。
- 6 総務省、関係団体及び関係都道府県の現地調整会議参加要員は、参集次第、現地調整会議に参加するものとし、さらに、災害時相互応援協定等に基づき現地に派遣された地方公共団体の連絡要員も参加することができるものとする。
- 7 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による情報収集等を行う必要がなくなったと判断した場合には、現地調整会議を廃止するものとする。

第4章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

第1節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第1段階支援）

（被災地域ブロック内の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第9条 被災都道府県は、当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、当該被災市区町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

2 前項の規定による協力の依頼は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（1）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）

（2）前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

（確保調整本部における対口支援団体の決定）

第10条 確保調整本部は、前条第1項の規定により被災都道府県から被災地域ブロック内の地方公共団体に対して協力の依頼があった場合には、被災市区町村ごとに被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、被災地域ブロック内における対口支援団体を決定するものとする。

2 確保調整本部は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、対口支援団体を決定するものとする。

（1）総括支援チームの派遣の状況

（2）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）、被害の状況及び災害対応業務実施体制の状況

（3）対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市と被災市区町村との距離及び移動時間

（4）対口支援団体の対象となる都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）又は指定都市の職員数

（5）対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市の過去の災害における応援職員の派遣の実績

（6）災害時相互応援協定等の締結状況

（7）前各号に掲げるもののほか、被災市区町村の人口等考慮を必要とする事項

3 確保調整本部は、被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市だけでは対口支援団体を決定することが困難である場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、対口支援の調整を行うものとする。この場合において、都道府県との調整については被災地域ブロック幹事都道府県が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

（1）別表の応援優先順位欄の順位

（2）第2項各号に掲げる事項

- 4 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、対口支援団体に対し、当該決定事項、第2項第2号に規定する事項及び現地調整会議等において得られた情報を速やかに文書により連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、現地調整会議に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。
- 5 被災都道府県は、対口支援団体が決定された場合には、被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。
- 6 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対し当該決定事項を速やかに連絡するとともに、全国市長会及び全国町村会を通じて一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（対口支援団体等による応援職員の派遣）

第11条 対口支援団体は、前条第4項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援を行う被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、当該被災市区町村における応援職員のニーズ等を把握するものとする。

- 2 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村における前条第2項第2号に規定する事項、前項の規定により把握したニーズ等を踏まえ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、次の各号に掲げる調整等を行うものとする。
 - （1）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）の割り振りの調整
 - （2）交通手段、宿泊場所、必要な装備に関することその他応援職員の派遣に当たり必要な情報の可能な限りの提供
 - （3）前2号に掲げるもののほか、一体的支援を行うに当たり必要な調整等
- 3 対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。
- 4 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村について、次の各号に掲げる支援を継続的に行うものとする。
 - （1）応援職員のニーズ等の把握
 - （2）前号の規定により把握したニーズ等を踏まえた応援職員の派遣
 - （3）被災市区町村の職員、被災都道府県からの連絡要員、応援職員（自らが派遣する応援職員のほか、本制度以外の仕組み等により派遣された応援職員を含む。）等で構成する連絡会議の開催等を通じた関係者間での情報の共有
 - （4）応援職員に関する受援体制の確保に関する助言
 - （5）前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な支援
- 5 対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。
- 6 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援団体に対し、対口支援

の終了について、文書により連絡するものとする。

(第1段階支援に関するその他の事項)

第12条 対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

4 対口支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

第2節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）

（全国の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第13条 被災都道府県及び被災ブロック幹事都道府県は、第9条第1項の規定により応援職員の派遣について協力の依頼を行うにあたり、当該被災地域ブロック都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合、確保調整本部に対し第2段階支援の必要性について連絡するものとする。

- 2 前項の規定による第2段階支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（確保調整本部における対口支援団体の決定）

第14条 確保調整本部は、前条第1項の規定により第2段階支援の必要性の連絡を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については地域ブロック幹事都道府県が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

（1）別表の応援優先順位欄の順位

（2）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市の職員数

（3）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市が既に応援職員の派遣を行っているときはその派遣人数

（4）前3号に掲げるもののほか、考慮を必要とする事項

- 2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

- 3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、全国市長会及び全国町村会を通じて一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（全国の地方公共団体による応援職員の派遣）

第15条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第2項各号に規定する調整等を行うものとする。

- 2 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団

体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第4項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。

- 3 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。
- 4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(第2段階支援に関するその他の事項)

第16条 第14条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
- 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第13条第1項、第14条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。
- 4 対口支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

第3節 追加の対口支援による応援職員の派遣

(追加の対口支援に対する応援職員の派遣についての協力の依頼)

第17条 対口支援団体は、当該対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災市区町村と協議の上、被災都道府県に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

2 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

3 被災都道府県は、第1項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡に対し、対口支援団体だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

4 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

(確保調整本部における追加の対口支援団体の決定)

第18条 確保調整本部は、前条第3項の規定により追加の対口支援の必要性の連絡を受けた場合には、第10条第2項及び第14条第1項各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については地域ブロック幹事都道府県が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、前条第1項の規定により追加の対口支援の必要性を連絡した対口支援団体に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。さらに、連絡を受けた対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、全国市長会及び全国町村会を通じて一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(追加の対口支援団体による応援職員の派遣)

第19条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。こ

の場合において、当該都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第2項各号に規定する調整等を行うものとする。

- 2 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団体と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第4項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。
- 3 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。
- 4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた都道府県及び指定都市に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(追加の対口支援に関するその他の事項)

- 第20条 第18条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。
- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
 - 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第17条第1項、同条第3項、第18条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。
 - 4 対口支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

第4節 独自申出による応援職員の派遣

(独自申出による応援職員の派遣の調整)

第21条 地方公共団体（被災都道府県内の地方公共団体を除く。）は、第1段階支援及び第2段階支援とは別に、独自に応援職員の派遣を行おうとする場合には、都道府県にあっては全国知事会に、指定都市にあっては指定都市市長会に、市区（指定都市を除く。）にあっては全国市長会に、町村にあっては全国町村会に対しその旨を申し出ること（以下「独自申出」という。）ができるものとする。

2 前項の規定による独自申出は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。

（1）応援職員の派遣可能人数（業務又は職種、期間等を含む。）

（2）前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

3 関係団体は、第1項の規定により独自申出を受けた場合には、それぞれ、当該独自申出の情報を管理するとともに、確保調整本部に対し当該情報を報告するものとする。

4 確保調整本部は、前項の規定により報告を受けた場合には、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県と、対口支援団体の決定後にあっては対口支援団体と協議の上、応援職員の派遣の調整を行うものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定により調整を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し調整結果を連絡するとともに、対象となる地方公共団体に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

3 九州市長会における災害時相互支援プラン

(1) プランの目的

このプランは、平成28年熊本地震への対応を教訓に、災害時における相互支援の体制をさらに効果的なものとし、九州圏内の各市が連携を図り、九州市長会として一体となって被災地支援に取り組むための必要な事項について定めることを目的とする。

(2) プランの適用

このプランは、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（以下「九州内」という。）で以下の災害が発生した場合に適用する。

- ① 震度6弱以上の地震が発生したとき
- ② 震度6弱以上の地震に相当する災害が発生した場合で、九州市長会会長（以下「会長」という。）が九州市長会としての支援が必要と認めるとき

九州市長会防災部会会長（以下「部会長」という。）は、このプランが適用された場合、速やかに九州市長会防災部会本部（以下「防災部会本部」という。）を設置し、各市の市長にプランの適用を通知するとともに、被災地の状況を把握する。

(3) 防災部会本部

- ① 防災部会本部の本部長（以下「本部長」という。）は、部会長が務める。
- ② 防災部会本部は、原則として九州市長会防災部会事務局（以下「事務局」という。）に置き、事務局及び本部長市の職員により構成する。
- ③ 防災部会本部の役割は、下記のとおりとする。
 - ア 被災地情報の集約及び会長との連絡調整
 - イ 被災県、国の災害対策本部、関係省庁、九州地方知事会、全国市長会及び指定都市市長会等との連絡調整
 - ウ 九州内の各市との連絡調整
 - エ 支援先市町村の選定や即応支援班及び災害廃棄物処理支援班（以下「即応支援班等」という。）の派遣に関する調整
 - オ 報道機関等への情報提供

(4) リエゾン（情報連絡員）隊の派遣

このプランが適用された場合、速やかにリエゾン隊を被災県庁等へ派遣する。

リエゾン隊の役割については、被災地の情報収集及び関係機関との連絡調整とする。

(5) 支援の決定

九州市長会による即応支援班等を派遣する市（以下「即応支援班等派遣市」という。）

及び派遣先市町村については、被災県庁等に派遣したリエゾン隊等からの報告をもとに、本部長が即応支援班等派遣市の市長と調整を行い、決定する。

(6) 即応支援班等の派遣

- ① 本部長は、九州市長会構成市全市に即応支援班等派遣の決定内容を報告するとともに、即応支援班等派遣市に対して即応支援班等の派遣を要請する。
- ② 即応支援班等の支援内容は、下記のとおりとする。
 - ア 即応支援班の支援内容は、物資搬送を中心とした避難所支援、被災地の情報収集とする。
 - イ 災害廃棄物処理支援班の支援内容は、仮置場の設置・運営などの災害廃棄物処理に関するマネジメント支援等とする。
- ③ 派遣する即応支援班等の班数については、災害規模に応じて本部長が決定する。
- ④ 即応支援班等は、被災地の状況等について防災部会本部に報告するものとする。

(7) 広域支援への移行

九州地方知事会や指定都市市長会等による広域支援の本格化に伴い、本部長は九州地方知事会会長や指定都市市長会会長等と調整し、各市においては九州地方知事会や指定都市市長会等の支援の枠組みの中で、円滑な支援の実施に努めるものとする。

(8) 防災部会本部の解散

被災地の復旧状況や他の広域的な支援の状況に応じ、会長は本部長と協議の上、当該本部の解散を決定し、本部長は各市の市長に通知する。なお、当該決定後に各市が独自の支援を継続することを妨げない。

(9) 事務局が被災した場合の対応

部会長は、事務局が被災し、事務局に防災部会本部の設置ができない場合は、会長に報告するものとする。会長は、部会長と協議の上、防災部会構成市の中から事務局に代わって防災部会本部を設置する市を決定するものとする。なお、その際の本部長は防災部会本部設置市の市長が務めるものとする。

(10) 他の災害支援の枠組みとの関係

- ① このプランに基づく支援に当たっては、国の広域支援や九州地方知事会及び指定都市市長会等の支援の枠組みと積極的かつ柔軟に連携・協力しながら行うものとする。
- ② このプランは、各市の定める個別の災害時の応援協定等による各市の支援の実施を妨げない。

(11) 経費負担

各市が被災市町村に対して実施した支援の経費の負担は、法令の定めによるほか、派遣される職員の人件費を除き、原則として被災市町村の負担とし、支援市と支援先市町村との協議により定めるものとする。ただし、4の規定によるリエゾン隊の派遣にかかる経費（旅費、燃料費、使用料及び賃借料）は、九州市長会の負担とする。

(12) 公務災害補償

- ① このプランに基づき各市から派遣された職員が、公務上負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償については、派遣した市が行う。通勤にかかる災害についても同様とする。
- ② このプランに基づき各市から派遣された職員が、公務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が公務中に生じたものについては、派遣した市が賠償する。

(13) 平時からの連携強化

- ① 各市は、あらかじめこのプランの実施に関する連絡担当部局を定め、事務局に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- ② 事務局は、前項による報告を受けた場合は、その状況を取りまとめ、速やかに各市に通知するものとする。
- ③ 事務局は、九州市長会構成市の備蓄リストを集約するものとする。
- ④ 事務局は、このプランによる支援の実効性を高めるため、平時から九州地方知事会、指定都市市長会等と情報交換や必要な調整を行うなど、連携関係の構築に努めるものとする。

(14) 研修、訓練等の実施及び受援計画策定の推進

九州市長会は、発災時におけるこのプランによる円滑な支援を確保するため、必要に応じて研修や情報伝達訓練等を実施するとともに、各市における受援計画の策定など発災時における支援の円滑な受入れに資する取組の促進に努めるものとする。

(15) 委任

このプランの実施に関し必要な事項でプランに定めのない事項については、部会長が別に定める。

第22節 電力・ガス施設災害応急対策計画資料

1 電力施設状況及び電力供給区域

北九州市地域における電力の大部分は、九州電力グループ（以下九電という。）の電力設備により供給されている。

(1) 九電の北九州市内施設事業所名及びその所在地

ア 業務機関

業務区分	名 称	所 在 地	電 話
九 州 電 力	北 九 州 支 店	小倉北区米町二丁目3-1	533-8507
九 州 電 力 送 配 電	北 九 州 支 社 電 力 部	小倉北区米町二丁目3-1	531-1195
	北 九 州 支 社 配 電 部		531-1195
	小 倉 配 電 事 業 所	八幡東区西本町一丁目19-1	0120-986-921
	八 幡 配 電 事 業 所		0120-986-922
九 州 電 力	北九州東営業センター	小倉北区米町二丁目3-1	533-8545
九 電 ネ ク ス ト	小 倉 営 業 所	小倉北区米町二丁目3-1	0120-986-101
	八 幡 営 業 所	八幡東区西本町一丁目19-1	0120-986-102

イ 変電所・開閉所

九 州 電 力 送 配 電 北九州支社 管 内	変 電 所	錦 町 変 電 所	門司区丸山一丁目3-8	
		大 里 変 電 所	門司区大里東二丁目13-23	
		松ヶ江変電所	門司区大字恒見248-4	
		めかり変電所	門司区大久保二丁目12-11	
		今 津 変 電 所	門司区大字今津30-4	
		原 町 変 電 所	門司区原町別院20 - 7	
		砂 津 変 電 所	小倉北区砂津三丁目1-49	
		大 門 変 電 所	小倉北区鑄物師町4-51	
		堺 町 変 電 所	小倉北区堺町一丁目7-1	
		旦 過 変 電 所	小倉北区中島一丁目7-21	
		金 鷄 町 変 電 所	小倉北区金鷄町13-19	
		小 倉 変 電 所	小倉北区篠崎一丁目3-6	
		港 町 変 電 所	小倉北区西港町64-1	
		三 郎 丸 変 電 所	小倉北区三郎丸一丁目12-32	
		井 堀 変 電 所	小倉北区井堀三丁目11-3	
		徳 力 変 電 所	小倉南区徳力二丁目14-1	
		西 谷 変 電 所	小倉南区高野六丁目1-1	
		曾 根 変 電 所	小倉南区葛原東一丁目3-20	
		石 原 町 変 電 所	小倉南区大字石原町339-6	
		到 津 変 電 所	八幡東区昭和三丁目4-8	
		戸 畑 変 電 所	戸畑区高峰一丁目2-3	
		北 九 州 変 電 所	小倉南区大字田代437	
		門 司 変 電 所	門司区大字猿喰669-5	
		三 萩 野 変 電 所	小倉北区三萩野一丁目927-68	
		横 代 変 電 所	小倉南区横代東町5-364-3	
		安 瀬 変 電 所	若松区大字安瀬64-13	

イ 変電所・開閉所

九州電力 送配電 北九州支社 管内	変電所	東畑変電所 二島変電所 脇田変電所 黒崎変電所 前田変電所 穴生変電所 折尾変電所 上津役変電所 藤田変電所 香月変電所 浅川変電所 若松変電所 洞海変電所 遠賀変電所 中間変電所 古月変電所 芦屋変電所 通谷変電所 海老津変電所 貫変電所	若松区東畑町1-36 若松区大字頓田112-1 若松区大字頓田2720-2 八幡西区紅梅二丁目7-25 八幡東区前田町二丁目9-5 八幡西区鷹の巣三丁目7-2 八幡西区本城東五丁目18-26 八幡西区上上津役一丁目1-1 八幡西区藤田三丁目1-3 八幡西区香月中央四丁目11-1 八幡西区浅川台二丁目1 若松区大字頓田2689-3 若松区南二島一丁目197-8 遠賀郡遠賀町大字今古賀 字正堺202 中間市岩瀬一丁目20-13 鞍手郡鞍手町大字木月315-2 遠賀郡芦屋町浜口町9-40 中間市通谷一丁目36-17 遠賀郡岡垣町中央台二丁目2-2 小倉南区下貫3325番地	
	開閉所	日明系統開閉所 槻田系統開閉所 雨窪系統開閉所 北湊開閉所	小倉北区緑ヶ丘三丁目3-3 小倉北区泉台四丁目12-13 京都郡苅田町大字雨窪498 若松区浜町三丁目18-15	

ウ 火力発電所

名 称	所 在 地	電 話
新小倉発電所	小倉北区西港町64-1	591-4060

2 西部ガス株式会社

(1) 北九州市内におけるガス施設状況

工 場 名	所在地	種別	施設名	施設の概要	
				基数	発生貯蔵能力
小倉供給所	小倉北区愛宕一丁目5-1	貯蔵	ガスホルダー	1	200,000m ³

(2) 業務機関及び供給区域

業 務 機 関	所 在 地	電 話	供 給 区 域
北 九 州 供 給 部	小倉北区愛宕一丁目5-1	591-6615	小倉北区, 小倉南区, 門司区 八幡西区, 八幡東区, 若松区, 戸畑区

(3) ガス導管延長数

(km)

	高 圧	中 圧			低 圧			計
	鋼 管	鋼 管	鋳 鉄 管	ポリエチレン管	鋼 管	鋳 鉄 管	ポリエチレン管	
本支管	66.0	211.0	170.0	26.0	970.0	633.0	1,189.0	3,265.0

(R 3 年 3 月 末 現 在 北九州地区 : CMS 集計)

第23節 環境汚染に係る有害物質等の災害対策計画資料

1 特定物質及び有害物質取扱い工場一覧表（大気関係）

〔門司区〕

特：特定物質，有：有害物質

No.	業 種	特定物質及び有害物質	
1	化 学 工 業	特 有	アンモニア、硫酸 弗素
2	建 設 業	特	一酸化炭素、硫化水素
3	化 学 工 業	特	硫酸
4	非 鉄 金 属 製 造 業	特	硫酸
5	そ の 他 製 造 業	特	メタノール、塩化水素、硫酸

〔小倉北区〕

No.	業 種	特定物質及び有害物質	
1	化 学 工 業	特	アンモニア、一酸化炭素、メタノール、フェノール、硫酸
2	鉄 鋼 業	特	アンモニア、一酸化炭素、塩化水素、硫酸
3	窯業・土石製品製造業	特	塩素、硫酸

〔小倉南区〕

No.	業 種	特定物質及び有害物質	
1	金 属 製 品 製 造 業	特	アンモニア
2	非 鉄 金 属 製 造 業	特	メタノール、塩化水素、硫酸
3	鉄 鋼 業	特	弗化水素、ベンゼン
4	非 鉄 金 属 製 造 業	特	ホルムアルデヒド、メタノール、ベンゼン、フェノール
5	食 料 品 製 造 業	特	アンモニア
6	機 械 器 具 等 製 造 業	特	アンモニア、ホルムアルデヒド、メタノール、塩化水素、フェノール、硫酸
7	化 学 工 業	特	メタノール、ベンゼン

〔若松区〕

No.	業 種	特定物質及び有害物質	
1	化 学 工 業	特	アンモニア、メタノール、硫酸
2	木材・木製品製造業	特	ホルムアルデヒド、メタノール
3	金 属 製 品 製 造 業	特	メタノール、フェノール
4	鉄 鋼 業	特	塩化水素
5	石油製品・石炭製品製造業	特	アンモニア、一酸化炭素、硫化水素、二酸化硫黄、ベンゼン、硫酸
6	鉄 鋼 業	特	弗化水素
7	窯業・土石製品製造業	特	塩化水素
8	金 属 製 品 製 造 業	特	アンモニア、塩化水素、硫酸
9	窯業・土石製品製造業	特	メタノール
10	窯業・土石製品製造業	特	アンモニア、ホルムアルデヒド、フェノール
11	ゴム製品・皮製品製造業	特	ホルムアルデヒド、メタノール、フェノール
12	廃 棄 物 処 理 業	特	アンモニア、フェノール
13	化 学 工 業	特	塩化水素
14	化 学 工 業	特	硫酸
15	鉄 鋼 業	特	ホルムアルデヒド、メタノール
16	化 学 工 業	特	メタノール
17	廃 棄 物 処 理 業	特	メタノール
18	廃 棄 物 処 理 業	特	アンモニア、弗化水素、メタノール、塩化水素、ピリジン、フェノール
19	石油製品・石炭製品製造業	特	アンモニア、塩化水素
20	金 属 製 品 製 造 業	特	ホルムアルデヒド、フェノール

21	非鉄金属製造業	特	硫化水素、塩素
22	鉄鋼業	特	塩素、硫酸
23	鉄鋼業	特	メタノール、フェノール

〔八幡東区〕

No.	業 種	特定物質及び有害物質	
1	鉄鋼業	特	アンモニア、塩化水素、硫酸
2	金属製品製造業	特	ホルムアルデヒド、メタノール、硫酸、臭素
3	鉄鋼業	特	弗化水素

〔八幡西区〕

No.	業 種	特定物質及び有害物質	
1	化学工業	特	アンモニア、弗化水素、一酸化炭素、ホルムアルデヒド、メタノール、硫化水素、塩化水素、塩素、ピリジン、フェノール、硫酸、ホスゲン、臭素
		有	塩素、塩化水素
2	窯業・土石製品製造業	特	ホルムアルデヒド、メタノール、フェノール
3	機械器具等製造業	特	塩化水素、硫酸
4	機械器具等製造業	特	メタノール
5	化学工業	特	塩化水素
6	機械器具等製造業	特	弗化水素、メタノール、二酸化硫黄、硫酸
7	化学工業	特	アンモニア、硫酸
8	化学工業	特	アンモニア、弗化水素
		有	弗化水素

〔戸畑区〕

No.	業 種	特定物質及び有害物質	
1	化学工業	特	アンモニア、シアン化水素、メタノール、硫化水素、ベンゼン、ピリジン、フェノール、硫酸
		有	塩化水素
2	鉄鋼業	特	アンモニア、一酸化炭素、塩化水素、ベンゼン、硫酸
3	廃棄物処理業	特	アンモニア、一酸化炭素、塩化水素、硫酸
		有	塩化水素
4	非鉄金属製造業	特	塩化水素、硫酸
5	化学工業	特	一酸化炭素
6	化学工業	特	アンモニア、シアン化水素、硫化水素、ベンゼン、ピリジン、フェノール、硫酸
7	機械器具等製造業	特	メタノール
8	機械器具等製造業	特	アンモニア
		有	塩化水素
9	化学工業	特	ホルムアルデヒド、メタノール、ベンゼン、ピリジン、フェノール、硫酸

有害物質（大気汚染防止法施行令による）

カドミウム及びその化合物	塩素及び塩化水素
弗素，弗化水素及び弗化珪素	鉛及びその化合物
窒素酸化物	

特定物質（大気汚染防止法施行令による）

アンモニア	弗化水素	シアン化水素	一酸化炭素
ホルムアルデヒド	メタノール	硫化水素	燐化水素
塩化水素	二酸化窒素	アクロレイン	二酸化硫黄
ベンゼン	ピリジン	フェノール	硫酸（三酸化硫黄を含む。）
弗化珪素	ホスゲン	二酸化セレン	クロルスルホン酸
黄 燐	三塩化燐	臭 素	ニッケルカルボニル
五塩化燐	メルカプタン	塩 素	二硫化炭素

〔問い合わせ先〕 環境局環境監視課 電話 093-582-2290

2 有害物質取扱い工場一覧表（水質関係）

（１）有害物質使用施設

〔門司区〕

No.	業 種	有害物質
1	産業廃棄物処理業	カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン、セレン、アンモニア
2	化学工業業	ふっ素、アンモニア
3	非鉄金属製造業	六価クロム、ふっ素、ほう素

〔小倉北区〕

No.	業 種	有害物質
1	鉄 鋼 業	鉛
2	化学工業業	アンモニウム化合物

〔小倉南区〕

No.	業 種	有害物質
1	一般機械器具製造業	ジクロロメタン
2	プラスチック製造業	六価クロム、ほう素、硝酸、アンモニア
3	医 療 業	六価クロム
4	一般機械器具製造業	六価クロム、ふっ素、ほう素

〔若松区〕

No.	業 種	有害物質
1	窯業・土石製品製造業	アンモニア
2	非鉄金属製造業	アンモニア
3	産業廃棄物処理業	シアン化合物、有機燐、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン
4	化学工業業	アンモニア、ほう素、硝酸
5	石油製品・石炭製品製造業	シアン化合物、アンモニア
6	産業廃棄物処理業	ふっ素
7	鉄 鋼 業	六価クロム
8	石油製品・石炭製品製造業	水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン、ふっ素、ほう素、アンモニア、硝酸
9	化学工業業	ふっ素
10	鉄 鋼 業	硝酸、亜硝酸

〔八幡東区〕

No.	業 種	有害物質
1	プラスチック製品製造業	六価クロム、ほう素、硝酸
2	金 属 製 品 製 造 業	六価クロム
3	鉄 鋼 業	六価クロム、硝酸、ふっ素
4	金 属 製 品 製 造 業	ふっ素、硝酸
5	鉄 鋼 業	ふっ素、硝酸

〔八幡西区〕

No.	業 種	有害物質
1	化 学 工 業	ふっ素
2	化 学 工 業	硝酸
3	電気機械器具製造業	硝酸
4	化 学 工 業	シアン、ふっ素、硝酸、アンモニア、ほう素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン
5	化 学 工 業	テトラクロロエチレン、硝酸、アンモニア
6	化 学 工 業	1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、シアン、硝酸、アンモニア

〔戸畑区〕

No.	業 種	有害物質
1	化 学 工 業	ふっ素
2	産 業 廃 棄 物 処 理 業	カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、PCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン、セレン
3	化 学 工 業	シアン化合物、PCB、ベンゼン、アンモニア
4	鉄 鋼 業	六価クロム、硝酸
5	化 学 工 業	テトラクロロエチレン

※有害物質使用特定施設を設置し、公共用水域に水を排出する事業場のリスト（計量証明業は除く）

(2) 有害物質貯蔵施設

〔門司区〕

No.	業 種	有害物質
1	産 業 廃 棄 物 処 理 業	有機燐、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、シアン、アンモニア
2	倉 庫 業	シアン

3	化 学 工 業	ふっ素、アンモニア
4	非 鉄 金 属 製 造 業	硝酸
5	非 鉄 金 属 製 造 業	シアン、硝酸
6	倉 庫 業	アンモニア
7	印 刷 業	硝酸、アンモニア
8	金 属 製 品 製 造 業	硝酸
9	印 刷 業	六価クロム
10	倉 庫 業	シアン
11	倉 庫 業	アンモニア
12	倉 庫 業	ほう素

〔小倉北区〕

No.	業 種	有害物質
1	化 学 工 業	ほう素
2	一 般 廃 棄 物 処 理 業	アンモニア

〔若松区〕

No.	業 種	有害物質
1	環 境 計 量 証 明 業	シアン、1,2-ジクロロエタン、ベンゼン
2	窯業・土石製品製造業	アンモニア
3	非 鉄 金 属 製 造 業	アンモニア
4	電 気 業	シアン
5	産 業 廃 棄 物 処 理 業	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン
6	環 境 計 量 証 明 業	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ほう素、アンモニア、亜硝酸、硝酸
7	化 学 工 業	アンモニア、硝酸
8	石油製品・石炭製品製造業	シアン、ベンゼン
9	産 業 廃 棄 物 処 理 業	ふっ素、アンモニア
10	鉄 鋼 業	六価クロム
11	石油製品・石炭製品製造業	水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン、ふっ素、ほう素、アンモニア、硝酸
12	化 学 工 業	1,4-ジオキサン
13	産 業 廃 棄 物 処 理 業	鉛、カドミウム、六価クロム、砒素、ふっ素、硝酸
14	非 鉄 金 属 製 造 業	硝酸、セレン
15	金 属 製 品 製 造 業	硝酸、ふっ素
16	電 気 機 械 器 具 製 造 業	硝酸、水銀
17	化 学 工 業	ふっ素、硝酸、アンモニア

18	金 属 製 品 製 造 業	カドミウム、鉛、砒素
19	産 業 廃 棄 物 処 理 業	ふっ素、アンモニア、硝酸
20	産 業 廃 棄 物 処 理 業	ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼン、1,4-ジオキサン、テトラクロロエチレン、ふっ素
21	産 業 廃 棄 物 処 理 業	六価クロム、ふっ素、硝酸

〔八幡東区〕

No.	業 種	有害物質
1	鉄 鋼 業	鉛、六価クロム、ふっ素、アンモニア
2	金 属 製 品 製 造 業	ふっ素、硝酸
3	印 刷 業	アンモニア

〔八幡西区〕

No.	業 種	有害物質
1	化 学 工 業	ふっ素、アンモニア
2	電 気 機 械 器 具 製 造 業	硝酸、六価クロム
3	化 学 工 業	ふっ素、アンモニア、硝酸
4	化 学 工 業	テトラクロロエチレン
5	化 学 工 業	1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、硝酸、アンモニア、ほう素、ふっ素
6	水 道 業	硝酸
7	化 学 工 業	硝酸
8	化 学 工 業	シアン
9	金 属 製 品 製 造 業	六価クロム
10	化 学 工 業	ほう素
11	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	ほう素、硝酸
12	電 気 機 械 器 具 製 造 業	ふっ素、硝酸
13	鋳 業	硝酸
14	セ メ ン ト 製 造 業	硝酸

〔戸畑区〕

No.	業 種	有害物質
1	化 学 工 業	ふっ素、ほう素
2	化 学 工 業	アンモニア
3	産 業 廃 棄 物 処 理 業	カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、PCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン

4	化 学 工 業	アンモニア、ベンゼン
5	鉄 鋼 業	カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ほう素、ふっ素、アンモニア、硝酸、水銀
6	環 境 計 量 証 明 業	カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素、水銀
7	環 境 計 量 証 明 業	カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、P C B、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン、ほう素、ふっ素、アンモニア、硝酸、塩化ビニルモノマー
8	金 属 製 品 製 造 業	六価クロム

※有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場のリスト（公共用水域に水を排出しない事業場及び計量証明事業者も含む）

第24節 危険物施設の風水害対策ガイドライン（ver 2）【抜粋】

1 平時からの事前の備え

- (1) 危険物施設が所在する地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認しておく。これに当たり、「ハザード地区における危険物施設の流出防止対策の促進について」（令和元年9月20日付け消防発第143号）のとおり、ハザードマップを作製している各地域の市町村の危機管理担当部局や河川管理者が水害リスクに関する助言を実施することが可能であることから、必要に応じて相談等を行う。
また、ハザードマップが更新された場合には、当該施設に係る変更の有無や内容を都度確認する。
- (2) 上記（1）を踏まえ、当該施設において、大雨や台風の接近に伴い被害等の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画策定を行う。
- (3) 温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源及び当該電源に必要な燃料等を確保する。また、これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよう措置する。
- (4) 建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、水密性のあるシャッターやドア（建具型の浸水防止用設備）等を準備する。
- (5) 浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着剤、土のう等の必要な資機材を準備する。
- (6) 浸水等に伴い、河川や海洋へ危険物が流出した場合、各地方公共団体の地域防災計画に基づき、水質汚濁防止連絡協議会等の体制が構築され、関係行政機関が一体となって応急対応を行うこととされていることから、これら関係行政機関への連絡体制を確立するとともに、積極的に訓練等に参画する。このため、危険物による被害が生じた際の対応として、市町村・消防機関等関係機関とあらかじめ、情報共有のタイミング、手段等について確認しておく。
- (7) 天候回復後の施設の復旧に当たり、自家発電設備等への円滑な燃料供給等のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合には、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成25年10月3日付け消防災第364号・消防危第171号）のガイドラインを活用し、仮貯蔵・仮取扱いの実施計画を作成のうえ、消防機関と協議しておく。

2 風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策

- (1) 危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる。
- (2) 上記（1）の対策を講じるに当たっては、従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行う。
- (3) 浸水等に伴い、大規模な爆発や危険物の大量流出など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等の関係機関への通報を行う。
特に、水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合には、その物質の性状や保管状況等について情報提供を行う。
- (4) 浸水等に伴い、河川や海洋へ危険物が流出した場合には、水質汚濁防止連絡協議会等の関係行政機関へ速やかに通報・連絡し、連携して応急対策を実施する。

3 天候回復後の点検・復旧

- (1) 点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行う。

特に、浸水した施設では、電気設備のほか、危険物を取り扱う設備や配管も損傷している可能性があるため、目視点検だけでなく、作動状況や気密性、危険物への水の混入状況等について確認を実施する。

また、台風等による強風や大雨に見舞われた浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の点検・復旧については、「浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の保安対策の徹底及び応急措置体制の整備について（通知）」（平成25年7月31日付け消防危第141号・消防特第154号）を参考として対応する。

- (2) 電力復旧時の通電火災や漏電防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認する。